

令和6年3月第2回人吉市議会定例会会議録（第1号）

令和6年2月26日 月曜日

1. 議事日程第1号

令和6年2月26日 午前10時 開議

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議第2号 令和5年度人吉市一般会計補正予算（第11号）
- 日程第4 議第3号 令和5年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第5 議第4号 令和5年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議第5号 令和5年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第7 議第6号 令和5年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議第7号 令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第9 議第8号 令和5年度人吉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議第9号 令和6年度人吉市一般会計予算
- 日程第11 議第10号 令和6年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算
- 日程第12 議第11号 令和6年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第13 議第12号 令和6年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第14 議第13号 令和6年度人吉市介護保険特別会計予算
- 日程第15 議第14号 令和6年度人吉市水道事業特別会計予算
- 日程第16 議第15号 令和6年度人吉市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第17 議第16号 令和6年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算
- 日程第18 議第17号 令和6年度人吉市公共用地先行取得事業特別会計予算
- 日程第19 議第18号 人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議第19号 人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議第20号 人吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議第21号 人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議第22号 人吉市地域公共交通会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議第23号 人吉市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第25 議第24号 人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議第25号 人吉市カルチャーパレス条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議第26号 人吉市子ども・子育て基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議第27号 人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議第28号 人吉市老人福祉センター条例を廃止する条例の制定について
- 日程第30 議第29号 人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議第30号 人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議第31号 人吉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議第32号 人吉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議第33号 人吉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議第34号 人吉市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議第35号 人吉市水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第37 議第36号 人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第38 議第37号 人吉市営住宅条例及び人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第39 議第38号 工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について
- 日程第40 議第39号 市道路線の認定について
- 日程第41 議第40号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第42 議第41号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第43 報第2号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分報告について

2. 本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

3. 出席議員（16名）

1番	川上	紗智子	君
2番	松村	太	君
3番	徳川	禎郁	君
4番	池田	芳隆	君
5番	牛塚	孝浩	君
6番	宮崎	保	君
7番	大塚	則男	君
8番	平田	清吉	君
9番	井上	光浩	君
10番	豊永	貞夫	君
11番	西	信八郎	君
12番	村上	恵一	君
13番	本村	令斗	君
14番	田中	哲	君
15番	福屋	法晴	君
16番	宮原	将志	君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松岡	隼人	君
副 市 長	迫田	浩二	君
教 育 長	志波	典明	君
総 務 部 長	永田	勝巳	君
復興政策部長	浦本	雄介	君
復興政策部政策統括監	井福	浩二	君
市 民 部 長	松尾	和弘	君
健康福祉部長	渕上	麻美	君
経 済 部 長	溝口	尚也	君
復興建設部長	瀬上	雅暁	君
復興建設部長 （復興担当）	若杉	久生	君

総務部次長	立場康宏君
総務課長	那須裕史君
秘書課長	上村英明君
水道局長	山本繁美君
教育部長	小澤洋之君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	栗原亨君
庶務係長	平山真理子君
議事係長	栗須順也君
書記	税所昭彦君

午前10時 開会

○議長（宮原将志君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより令和6年3月第2回人吉市議会定例会を開会いたします。

会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配付してあります議長会の報告、その他の報告事項につきましては口頭報告を省略し、書類報告に代えさせていただきます。関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覧いただきますようお願いいたします。

日程第1 会期の決定

○議長（宮原将志君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

本件については、去る2月19日に議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

7番。大塚則男議員。

○7番（大塚則男君）（登壇） おはようございます。

令和6年3月第2回人吉市議会定例会に当たりまして、去る2月19日に議会運営委員会を開催し、会期日程等について協議をいたしておりますので、その結果を御報告申し上げます。

まず、会期につきましては、本日2月26日開会、明日27日復興・安全まちづくりに関する特別委員会、28日から3月4日まで休会、5日議案質疑及び一般質問、6日一般質問、7日一般質問及び委員会付託、8日から10日まで休会、11日予算委員会、12日から14日まで総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、15日予算委員会、16日から21日まで休会、22日委員長報告、採決、閉会ということにいたしております。

次に、一般質問ですが、一般質問の通告は2月28日水曜日午後3時に締め切りまして、登壇順番は抽選にて決定することといたしております。一般質問は一問一答制による一般質問で、質問回数につきましては制限なしとし、登壇1回、2回目から質問席にて行い、質問時間は50分以内としております。

また、5日の議案質疑の回数は、1議案につき、質問席から2回以内ということに決定しております。なお、執行部の答弁は、自席から行うこととしております。

また、議第38号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についてにつきましては、委員会付託を省略し、本日審議を行い、採決することといたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） 会期については、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、会期については、議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（宮原将志君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に13番、本村令斗議員、14番、田中哲議員を指名いたします。

日程第3 議第2号から日程第43 報第2号まで

○議長（宮原将志君） 次に、日程第3、議第2号から日程第43、報第2号までの41件を一括議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆さん、おはようございます。

令和6年3月第2回人吉市議会定例会の開催に当たり、市政に対する所信の一端を申し上げる機会を与えていただきましたことに心から厚くお礼を申し上げます。

新年早々の1月1日、石川県の能登地方を震源とした大地震が発生しました。最大震度は7を計測、周辺自治体では建物の倒壊や火災が相次ぎ、沿岸部には大津波も押し寄せました。気象庁の統計がある1885年以降、能登半島で最大規模のものであったとの報道もありますが、この地震で犠牲になられた方は200人を超え、現在も多数の行方不明者がおられます。令和2年の豪雨災害で甚大な被害を経験した我々としても、被災の状況は違えど、被害に遭われた方々の心情を慮ると、とても他所での出来事とは思えず、また、年始の風物でもある帰省で賑わう団らんどきを襲った惨状でもあり、被災地の一日も早い復旧を願わずにはいられません。被害に遭われました全ての皆様に御見舞いと、犠牲になられた方々に衷心より哀悼の誠を捧げます。

現地では、建物の倒壊や、道路、上下水道などのインフラ施設が壊滅的な損害を受けているとの報道もあり、それに伴って被災者の避難生活の長期化が懸念されております。豪雨災害時の本市もそうでしたが、被災者の生活再建や住まいの再建はかなりの時間を要することから、発災直後は指定避難所等の運営に加え、応急住宅の建設や各種証明書の発行、建物等の被害調査、インフラ施設の復旧など、被災地域の自治体が今後行わなければならない業務は多岐にわたってまいります。そして、何よりも被災地自身が受援力を養うことの重要性を多くの場面で痛感いたしました。

このような中、全国の自治体からの被災地支援も活発化しており、本市においても1月23日から順次、熊本県対口支援チームの一員として石川県輪島市に職員を派遣するなど、全

力で被災地の支援に当たっております。同じ被災地だからこそ寄り添った対応ができる。今度は熊本から石川に「8年前の恩返し」と、岸田首相の施政方針演説で紹介された本県の動きです。派遣した職員からは被災地の状況など詳細に報告を受けており、今後必要な支援等についても、できる限りの対応を講じてまいりたいと存じます。

私は、さきの令和5年9月議会の施政方針で、防災学者であった寺田博士の言葉を引用しながら、災害への備えが常態化し、重大なものになっていると申し上げました。まさに、「天災は忘れる前にやってくる」状況であり、我々の想定を遥かに超えるような大規模災害が、全国各地で毎年のように発生しております。地震ということ言えば、本地域においても人吉盆地南縁断層が東西に横断しており、いつ災害が起きてもおかしくない状況にあります。住民の生命と財産を守ることは我々地方自治体の最大の責務でありますので、来る有事に備え、今後も市民の皆様や関係機関等との連携を図りながら、防災体制のさらなる強化に努めてまいりたいと存じます。

その防災対策関係でございますが、有事の際の町内単位での避難行動の指針となる地区防災計画につきまして、現在、東、東間、大畑、西瀬の各校区において、同計画作成のための検討が進められております。住民同士の災害に対する意識の共有や、早期の避難行動につながるよう、国・県の協力も得ながら同計画の作成を支援してまいります。

また、5月26日には、昨年同様、「みんなで避難行動を確認する日」として、全市民を対象とした自主避難訓練を実施いたします。一人一人が普段から防災に対する意識を強く持ち、それを行動につなげることが、自分の命を守り、家族の命を守り、ひいては近隣住民や関係者の命を守ることにつながります。地区ごとの避難経路の確認など、実際の災害を想定した避難訓練等を行いますので、多くの皆様の御参加をお願いいたします。

人吉球磨地域を含む広範囲に甚大な被害をもたらした令和2年豪雨災害から3年7か月が経過しましたが、発災当初の復旧過程から新たなまちづくりのステージへと、本市を取り巻く状況は変化を遂げてまいりました。その間、私たち行政も、市民や事業者、関係団体など、多様な関係の皆様との知見や経験、人脈等をお借りしながら、様々に取組を進めてきたところですが、今後も滞りなく、円滑に復興のまちづくりを進めていくためには、現段階での課題と進むべき方向性を市として明示しながら、また、まちの目指すべき将来像などを可能な限り可視化しながら、市民と行政が一体となって新たなまちづくりを進めていく、このことが本市の早期の復興、そして未来につながるまちづくりへの大きな一歩になるものと考えております。

そのため、私は、昨年4月の人吉市長選挙で「豪雨災害からの復旧復興と安全安心なまちづくり」「地域産業の振興と復興を支える地域経済の再生」「未来への人づくり」「未来へのまちづくり」の4項目を、私が目指す人吉の再生とまちづくりの目標として掲げさせていただきました。これらは全て、市民の皆様と同じ目線を大切にしながら、これまでよりも

より高い意識で新たな人吉市を創っていくという決意をお示ししたものであり、この目標を達成するため、あらゆる手段を講じながらその実現を図っていく覚悟を持って、日々、市政運営に当たっております。

このような中、市政の方向性を定めた第6次人吉市総合計画の前期基本計画が今年度で終了となることから、産業振興、教育、防災、福祉、都市計画等の平時における施策に少しづつかじを切りつつも、主眼とも言える復興関連の施策を盛り込んだ新たな後期基本計画を策定したところです。

この計画は、令和6年度からの4年間を期間とし、喫緊の課題である災害からの復旧復興に最優先で取り組むとともに、国のデジタル田園都市国家構想を反映した総合戦略を包含し、市長選挙における私の公約についても各施策に織り込んで策定しております。先人たちから受け継いできた歴史や伝統など固有の文化・風土を築き、守り続けてきた人吉市を再生し、次世代を担う子供や孫たちに確実に受け渡していくことが、今を生きる私たち責任世代の務めであります。本計画の基本理念にうたう「みんなが幸せを感じるまち。ずっと住み続けたいまち。」の実現に向け、未来ある人吉市を市民の皆様と共に創り上げてまいりたいと存じます。

一方、総合計画におけるまちづくりに加えて、今後のまちのあり様など、新たな人吉市を形づくるための指針として、総合計画後期基本計画と並行して策定を進めている人吉市都市計画マスタープラン及び人吉市立地適正化計画につきましても、今年度中の策定に向け、現在、最終の段階に入っております。

このうち、都市計画マスタープランについては、対象地域を市内全域とし、将来人口や土地利用の現状を踏まえながら、20年後の都市開発動向をも見据えた長期の計画として位置づけております。そして、同計画の基本理念である「みんなで創る魅力あふれる定住都市 美しき千年都市ひとよし」を実現するために、本市の特性や今後の社会情勢等を加味しながら、未来に向けた魅力的な定住都市の実現を図ることとしております。

さらに、土地利用の基本方針として、歴史文化圏と生活圏の観点から区分けした地域別構想を新設し、地域別のテーマとまちづくりの方針を示しております。加えて、本市と周辺市町村との関係性や、近隣圏域との交通体系等の連携についても、改めて整理しております。

また、都市計画マスタープランの一部と位置づけられている立地適正化計画では、災害リスクを分析した防災指針により、地区ごとの防災上の課題を明らかにし、地区別の防災における取組を示すこととしております。同計画においては、緩やかな居住誘導と都市機能誘導により、生活サービスを集積させながらサービスの維持を図り、持続可能なコンパクトシティの実現を目指すこととしており、全市的な視点において、居住誘導地域である町なかと地域拠点を公共交通で結ぶことで、市全域の生活利便性を高めようという「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方を軸とした、新たなまちづくりの方針を示しております。い

ずれにいたしましても、豪雨災害からの早期復興を果たしながら、未来に向けたまちづくりを面的に支える両計画となりますので、市の最上位計画である第6次総合計画との整合を図りながら、魅力あるまちの構築と持続可能なまちの形成に取り組んでまいりたいと存じます。

なお、総合計画、都市計画マスタープラン、立地適正化計画の策定に当たり、慎重審議をいただきました各審議会、部会の皆様、そして、パブリックコメント等、多岐にわたり参画いただきました市民の皆様に、この場をお借りしまして心より感謝を申し上げます。

復興まちづくり関係でございますが、特に被害の大きかった中心市街地地区、青井地区、麓・老神地区の3地区が連携した町なかの将来ビジョンとして、人吉市まちなかグランドデザインを定めておりますが、この構想を早期に具現化し、スピード感をもって取組を行っていくため、現在、まちなかグランドデザイン推進方針の策定を進めております。この方針では、3地区の現状を整理した上で、それぞれの地区の将来像を示すとともに、検討準備が整った事業から順次推進していくこととしております。

また、まちづくりを有機的かつ横断的に進めるため、有識者やまちづくりの専門家などで構成する人吉市復興デザイン会議を立ち上げ、賑わいや交流文化拠点の創出、町なかの回遊性の強化等について社会実験などを行いながら、町なかが目指す姿を実現するための取組を、公民連携のもと進めてまいります。

被災市街地復興推進地域である青井、中心市街地両地区の事業の進捗状況でございますが、青井地区につきましては、去る2月4日、カルチャーパレス小ホールにおいて、青井被災市街地復興土地区画整理事業及び国道445号改築事業着工式を執り行い、現在、本格的な工事に着手しております。特に国道445号の改築は、青井地区における復興まちづくり事業の進捗に大きく寄与し、大規模災害時の緊急輸送道路となる「命を守る道」として、大きな効果を期待しております。両事業完了の加速化に向け、熊本県や地域住民の皆様と一丸となり、全力で取り組んでまいります。

一方、中心市街地地区につきましても、公平かつ適正に権利者及び学識経験者から御意見をいただくことを目的とした第5回土地区画整理審議会を本日開催いたします。換地設計基準等に基づいた仮換地の指定について諮問を行い、審議結果に基づき、仮換地指定に向けた事務手続きを進めるとともに、紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業の早期の工事着手に向け、準備を進めております。土地区画整理事業以外にも、都市基盤の整備等を目的とした都市再生整備計画の策定をはじめ、復興まちづくり推進委員会や地区計画策定等に向けた座談会等の開催により、今後も地域住民の皆様や熊本県と緊密な連携を図りながら、被災された方々の一日も早い生活再建と賑わいのあるまちの再生に向け、事業の迅速な推進に努めてまいります。

公園関係でございますが、中川原公園につきましては、昨年11月から災害復旧工事に着手し、現在、下流側に設置する斜路の改修工事を進めております。また、人吉城跡公園につ

いては、北外曲輪の災害復旧工事が今年度完了見込みとなっておりますが、石垣工事については複数年かかる見込みです。

このような中、両公園の今後の利活用と整備の方向性について、昨年10月から複数回にわたり、それぞれワークショップを開催し、いただいた御意見を基に、現時点での整備案を作成し、去る2月8日に報告会を開催したところです。

まず、中川原公園につきましては、親水性のための水辺の創出や、植樹など自然・景観への配慮、日常的に利用する場合の歩行空間と照明の確保、出水期の浸水リスクを前提にした施設の配置などの御意見を基に取りまとめた整備方針等をお示したところです。今後は、社会実験を通して公園の利活用案や、安全性確保のための運用方針の検討などを行ってまいります。

また、人吉城跡公園につきましては、眺望の確保や石垣等の修景について多くの御意見をいただいておりますが、石垣や歴史館など復旧途上の施設等もありますことから、復旧状況を鑑みながら、社会実験等を通して今後の利活用案を検討してまいります。両公園とも市街地に隣接し、長年、市民の皆様へ愛されてきた公園でございますので、球磨川を望む憩いの場として、さらには、観光客など市内外の人々の交流を支える拠点として、末永く親しまれる公園となるよう、今後も整備を進めてまいります。

城見庭園の利活用関係でございますが、去る2月6日、城見庭園の在り方や利活用を検討するワークショップを開催いたしました。参加された皆様からは「ゆとりある空間を残したい」、「地域住民が大切にしてきた場所なので、今後も幅広く意見を聞きながら進めてほしい」といった御意見をいただき、同庭園に対する皆様の熱い想いを改めて伺うことができました。今後、どのような利活用方法が望ましいのか、市民や関係の皆様と共に検討を重ねてまいります。

遊水地関係でございますが、中神地区につきましては、昨年開催した2回の説明会での御意見、御要望を基に、国による温泉等の追加調査が行われております。また、平時の利活用については、2月20日に開催したワークショップでの御意見等を参考に、利用形態等の検討を進めております。

大柿地区につきましても、国による用地調査が今年度中に完了する見込みとのことであり、調査結果等がまとまり次第、説明会開催に向けて調整していく予定となっております。

一方、大柿地区からの移転を希望される世帯を対象とした下原田地区の宅地整備につきましては、用地の売買契約が完了し、来年度から工事に着手できる見込みです。今後も、引き続き、遊水地整備に関する御理解、御協力を賜りますよう、国・県、関係機関等と共に丁寧な説明を心がけてまいります。

被災者支援関係でございますが、1月末現在、調査済みの3,277世帯のうち、再建完了により支援を終了した世帯は2,947世帯であり、支援済みの割合は89.93%に達しております。

一方、今後も継続した支援が必要な世帯は330世帯ございますことから、本市としましては、引き続き、関係機関・団体との緊密な連携のもと、早期の生活再建に向け支援を継続してまいります。

災害公営住宅関係でございますが、昨年11月30日、建物買取型災害公営住宅（相良地区）が完成し、12月10日に、現地にて落成式を執り行いました。工事期間中は、周辺住民の皆様には大変御迷惑をおかけいたしました。1月からは随時入居を開始いただいております。引越し時の支援や入居後の心身の状態の把握など、被災者に寄り添った生活支援を行っております。併せて、入居者間の親睦を深めるためのオープンカフェの開催や、地元町内会の皆様との交流を図るなど、新たなコミュニティ形成の支援も行っております。

また、東校区地区に整備予定の土地建物買取型災害公営住宅整備事業につきましては、去る1月16日に安全祈願祭を執り行い、同月20日には、近隣住民の皆様に対して工事内容や工事期間中の安全対策等に関する説明会を開催しております。工事期間中は安全対策等を徹底しながら、今年12月末の工事完了に向け事業を進めてまいります。

一方、建設型応急住宅の利活用関係でございますが、仮設住宅153戸の譲渡に向け、現在、熊本県との協議を継続しております。また、利活用予定の6団地につきましては、住戸改修の設計が完了し、現在、工事発注に向けた準備を進めております。被災された皆様の一日も早い生活再建に向け、引き続き、住まいの確保や住環境の整備に全力で取り組んでまいります。

豪雨災害で被災した西瀬コミセンの復旧状況でございますが、隣接地への移転新築工事が3月中旬までに完了見込みとなっております。供用開始後は、発災前と同様、生涯学習の拠点として、地域コミュニティ形成の場として、地域の皆様に末永く愛される施設となることを願っております。

人吉城歴史館の復旧関係でございますが、現在、災害復旧工事に伴う建物及び設備の実施設計を進めており、来年度、工事に着手する予定です。また、現在修復作業中の文化財を展示する棚等の設備についても、来年度、実施設計を行う予定です。同歴史館は人吉城跡のガイダンス施設であるとともに観光拠点の1つでもございますので、一日も早い開館に向け、鋭意事業を進めてまいります。

上水道関係でございますが、老朽化した原城配水池の改修につきましては、基礎杭打設が完了し、来年度、造成工事及び配管工事を実施してまいります。また、給水区域内の基幹管路につきましても、老朽化の進行度合いなどを鑑み、耐震性のある水道管への更新を計画的に進めてまいります。

公共下水道関係でございますが、豪雨災害で被災した雨水・汚水ポンプ場6か所につきましては、今月中に復旧が完了し、昨年度復旧が完了した人吉浄水苑と合わせて、全ての復旧が完了いたします。国土交通省、日本下水道事業団、熊本県、熊本市の皆様をはじめ、復

旧に御尽力いただきました全ての皆様に感謝申し上げます。

窓口関係でございますが、人吉市が発行する住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書、戸籍附票証明書を、マイナンバーカードを利用して取得することができるキオスク端末を、市役所1階ロビーに新たに設置いたしました。この端末は、現在コンビニ各社に設置している端末と同じものであり、操作方法が御不明な場合は、職員が操作の説明を行います。また、3月1日からは、所得課税証明書、課税証明書も本端末で取得することができます。特に3月、4月は転入・転出等が多い時期でもありますので、市内のコンビニ設置の端末と併せて御利用いただければと存じます。

ごみ減量の取組につきましては、これまで衛生員連合会との連携により、分別排出の徹底等に関する啓発活動を推進してまいりました。その効果もあり、近年、市民1人1日当たりのごみ排出量は減少傾向となっております。今後は、新たにプラスチック製容器包装の分別拡大にも取り組むなど、さらなるごみ減量を推進してまいります。

また、事業系ごみにつきましても、衛生員連合会と連携し、さらなるごみの減量化・資源化に資する活動に取り組んでまいります。

空き家対策関係でございますが、本市における空き家等に関する対策を、効果的かつ計画的に実施することを目的とした第2次人吉市空き家等対策計画を策定いたしました。令和2年豪雨災害における家屋の解体等により、空き家の総数は減少しましたが、状態が悪化した空き家は増加傾向にあります。このような空き家に関しては、景観上も、防犯・防災上も好ましくない状況であると認識しておりますので、所有者に対して適正管理をさらに促していくとともに、特定空き家など倒壊の恐れのある危険な物件については、行政としてもあらゆる対策を講じてまいります。さらには、空き家バンク制度や利活用に関する取組を推進するなど、移住定住政策との連携も強化してまいります。

交通安全関係でございますが、地域の交通安全を担う人吉市交通指導員会と人吉地区交通安全協会においては、両組織ともに高齢化や人員減少が進んでおります。このような状況下、将来にわたって持続可能な組織を構築するため、現在、来年度からの合併統合に向けた最終調整を行っております。合併後の運営については人吉地区交通安全協会が主体となりますが、本市としましても、引き続き同協会との連携を図り、交通安全政策の推進に努めてまいります。

子育て支援関係でございますが、現代社会は、核家族化の進展や働き方の多様化など様々な要因により、家庭を取り巻く環境は年々複雑化しています。また、加速する少子化に歯止めがきかない中で、地域の持続可能な未来を担保していくためにも、安心して子育てできる環境を整えることが何より重要であると存じます。本市におきましても、これまで子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点等を設置し、妊娠・出産・育児に関する相談や支援等を行ってまいりましたが、めまぐるしく状況が変化する中で、関係機関等との

連携など実務的な面における課題が浮かび上がってきたところです。

このような状況下、子育てに関する業務を集約し、子育て中の皆様が相談しやすい環境を整備するとともに、行政として関係機関等との連携をより緊密にし、これまで以上の支援体制を構築することを目的に、4月から、「こども未来課」を設置し、子育てに関する総合的な支援をワンストップで行ってまいります。

また、同課の中に、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を統合した「こども家庭センター」を新たに設置し、妊産婦、子育て世帯、子供を対象とした相談支援等を一体的に行ってまいります。子供たちは地域の宝であり、次世代を担う大切な人財であります。市民の皆様は、人吉に生まれてよかった、人吉で子供を産み育ててよかったと感じていただける子育て環境づくりに、今後も努めてまいります。

健康づくり関係でございますが、近年の生活環境の多様化や高齢化に伴い、本市においても、子供の肥満や、がん、心疾患、糖尿病などの生活習慣病が増加しております。特に生活習慣病発症年齢の若年化が進んでいるため、より早い時期から「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、望ましい健康行動を身に付けることが、生活習慣病予防の観点からも重要です。

このような中、本市の特定健診受診率は、令和4年度において46.3%と過去最高値でしたが、目標である60%には到達しておらず、年代別で見ると、40代と50代の受診率が低い状況にあります。働き盛りであるこの年代は、仕事や子育て、介護などで受診する時間が確保しづらいことや、生活習慣病の症状を自覚しづらいことから、受診する必要性を感じにくいことが考えられます。このことから、自らの生活習慣を見直す機会として、来年度から、1,000円の自己負担で受診できるセット健診を導入いたします。

このセット健診は、40歳から44歳までの方を対象に、特定健診と、肺がん・大腸がん・腹部超音波の3つのがん検診を検診車で行うものであり、重点的に取り組むことにより、その後の継続的な受診につなげてまいりたいと考えております。

今後も、特定健診受診率の向上や特定保健指導の実施等に加え、妊娠期（胎児期）から高齢期に至るまでの継続した対策を講じながら、健康づくりに資する取組を推進してまいります。

農政関係でございますが、地域農業の将来の在り方を示した人・農地プランにつきましても、昨年度までに16地区で作成済みですが、今年度、新たに2地区の計画を作成し、予定しております市内18地区の計画作成が完了する見込みです。

人・農地プランは、令和4年5月の法改正に伴い、名称を地域計画と改め、10年後の農地利用を示した目標地図を付加した計画として、令和6年度末までに策定する必要があります。今後、農業委員会や関係機関と連携し、地域の皆様と話し合いを重ねながら策定を行い、農地の担い手の確保や農地の集約等に取り組んでまいります。

農地整備関係でございますが、大畑麓地区並びに下田代地区においては、一部農地の不整形や小規模農地の分散により作業がしにくいなど、耕作に様々な影響が出ております。このような状況を踏まえ、今後、県営事業にて農地の相続調査や区画整理、換地処分を行い、農地の集積や営農の効率化を図ってまいります。また、上原田地区においては、水源確保のため、県営事業にて配水施設や送水施設、揚水ポンプの整備を行うこととしております。

今後も、農業経営の維持や遊休農地の解消、適切な水管理による作物の品質向上など、農業の持続化、高収益化に資する取組を推進してまいります。

森林経営管理関係でございますが、放置林対策として、対象地の抽出と山林状況調査を行うとともに、森林所有者に対して、今後の森林管理に係る意向調査を実施しております。今後は、管理委託を希望する方に対し、本市との間で集積計画を締結いただくことで、間伐等の施業を促進するなど放置林の適正管理に向けた取組を行ってまいります。

森林管理等の活動により二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量や吸収量を国が認証するJ-クレジット制度関係でございますが、現在、今年度中の認証取得に向けた手続きを進めております。認証取得後は、カーボンオフセットに取り組む企業にJ-クレジットを売却することで、森林の多面的機能の維持・改善を図るとともに、脱炭素社会の実現に貢献してまいります。

有害鳥獣被害対策関係でございますが、近年は田畑などの食害に加え、市街地への出没など、被害が拡大する傾向にあります。このことから、猟銃を使用できない居住区等での対策として、くくり罠を特定のエリアに設置する実証事業を行っております。併せて、農地等を守るための対策として、新たに電気牧柵等の設置に関する助成制度や、捕獲のための狩猟免許の取得に関する助成制度を創設する予定です。今後も、農家の皆様や、人吉有害鳥獣対策実施隊、猟友会の皆様等と連携し、被害防止に向けた対策を強化してまいります。

地域デジタル通貨「きじうまコイン」関係でございますが、市民課及び税務課の窓口で発行している住民票などの発行手数料につきまして、昨年10月1日から、きじうまコインアプリでの支払いが可能となりました。今後も、本市が行う様々なイベントでのポイント付与等に加え、金融機関の口座からアプリへ直接チャージできる仕組みを構築するなど、利用者に愛される地域デジタル通貨として、さらなる利便性の向上を図ってまいります。

ふるさと納税関係でございますが、今年度は2月19日現在で約1万7,950件、約3億9,220万円の寄附をいただいております。この間、返礼品登録基準の改正などもありましたが、積極的な広報活動や返礼品の充実など取組を強化した結果、昨年度と同等の水準を保つことができました。加えて、企業版ふるさと納税につきましても、合わせて13社から、合計約1,460万円の寄附をいただいております。御寄附いただきました個人及び企業の皆様から感謝を申し上げますとともに、支援いただいた施策を着実に進めながら、本市の未来型復興に取り組んでまいります。

企業誘致関係でございますが、株式会社ランバーやまとの人吉中核工業用地への工場建設に関しましては、4月中の着工に向け、現在準備を進められております。併せて、工場建設に伴う機械設備等の導入に関しましても、同社において林野庁交付金の採択を受けられたことから、現在、熊本県及び本市において交付に向けた準備を進めております。

本市といたしましても、人吉球磨地域の主要な樹種であり、資源としても豊富なヒノキを有効に活用することで、人吉球磨産ヒノキのブランド化を進めるとともに、持続可能な林業・林産業の構築に向けた取組を推進してまいります。

商工関係でございますが、民間企業のノウハウ等を活用して地域産業の再生と発展を図ることを目的とし、昨年12月18日、株式会社ウェイビー、肥後銀行人吉ブロック、熊本日日新聞社及び人吉商工会議所との五者連携協定を締結いたしました。今後は、ウェイビーが構築する経営支援システムを活用し、市内中小企業等が求める補助金情報や経営支援情報を自動的かつ効率的に届けるほか、企業間のマッチングサポートなども行います。併せて、商工会議所による直接的な経営支援や肥後銀行による金融面での支援、熊日新聞社による効果的な広報などを一体的に行うことで、本市での起業創業や企業進出などにつなげてまいります。

人吉市まち・ひと・しごと総合交流館「くまりば」関係でございますが、民間のノウハウを活かした効率的な運営を図るため、来年度から指定管理制度を導入いたします。

また、豪雨災害で被災した温泉施設につきましては、今年度内の復旧完了を目指し、工事を行っております。地域住民やくまりばの利用者からも、温泉施設の再開を期待する声を多くいただいておりますので、早期の営業再開に向け、鋭意準備を進めてまいります。

球磨川くだり関係でございますが、本年2月末で同社と株式会社シークルーズとの事業再生のための業務提携契約が満了することに伴い、2月20日に行われた臨時株主総会及び取締役会において、瀬崎公介代表取締役が退任されることとなりました。また、その後任につきましては、私、人吉市長松岡隼人が新しい代表取締役に推挙されました。瀬崎社長におかれましては、5年1か月の長きにわたり、その優れた経営手腕と献身的な御貢献により、コロナ禍、令和2年豪雨災害を乗り越え、事業再生への道筋をつけていただきました。特に、拠点である発船場につきましては、水害から僅か1年で観光複合施設HASSENBAとして奇跡的なリニューアルオープンを成し遂げられ、復活に向け社員一丸となって奮闘いただきましたことに、心から感謝と敬意を表します。今後は、瀬崎社長が示された道筋を受け継ぎ、不退転の決意で職責を果たしていく所存です。

昨年5月の増水により河道が閉塞し、メインの川下り事業が再開できておらず、いまだ厳しい経営状況ではございますが、関係機関等の御尽力により、運航再開への希望も見えてきたところでございます。球磨川くだりは、これまで人吉球磨の観光を支えてきた地域の宝であり、また、日本遺産でもある球磨川の恵みを象徴する地域文化の1つでもあります。先人たちより大切に受け継がれてきた、この類まれな地域資源を次世代へと継承し、さらなる

発展につなげていくために、市といたしましても、同社の事業再生に向けて最大限の誠情と努力をもって応えてまいりたいと存じます。議員各位並びに市民の皆様の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

観光関係でございますが、宿泊施設の復旧につきましては、豪雨災害で被災された27件のうち、21件が営業を再開されており、2件については再開に向けた準備を進められております。加えて、一部の宿泊施設においては、外観修景や内装の高質化、設備の高機能化など、施設の魅力をさらに向上させる取組を実施されております。

本市の観光入込客数は、コロナ、豪雨災害前と比較し、令和5年9月現在で同月までの累計比が69%となっており、以前の水準に戻り切れない状況が続いております。観光立市をうたう本市としましても、通常の観光施策に加え、防災・減災をテーマにした観光戦略を官民一体となって進めるなど、この状況から転じるための様々な対策を講じております。

具体には、人吉球磨防災学習プログラムを人吉温泉観光協会に実施いただいております。学生の学習旅行、各種団体の視察研修旅行として多くの方々に御利用いただいております。内容につきましても適宜見直しを行っており、今後も周知活動の強化に努め、学習旅行等の誘客を推進してまいります。

また、さらなる誘客を図るための取組として、今年度は「令和2年7月豪雨被災地域応援キャンペーンくまもと行くモン旅割」を熊本県において実施いただいたところであり、加えて、本市独自のキャンペーンとして、宿泊割引や、球磨川くんだりなど市内でのアクティビティ等に利用できる割引クーポン事業等を行うなど、事業者や地域と一体となって観光人吉復活の取組を進めてまいりたいと存じます。

人吉球磨に春の訪れを告げるイベントとして毎年開催している「人吉球磨のひな祭り」でございますが、去る2月3日、オープニングイベントが青井阿蘇神社で開催されました。3月末までの期間中、人吉球磨の各自治体が連携し、週末に趣向を凝らしたイベントを開催するなど、地域内を回遊いただくための様々な仕組みづくりを行っております。本市におきましても、石野公園で呈茶や陶雛づくり体験を実施するなど、多くの皆様楽しんでいただいているところです。

また、夏目友人帳アニメ化15周年コラボレーションイベントとして、昨年12月から今月中旬までの3か月間、人吉球磨7市町村の温泉を巡るスタンプラリー「夏目友人帳×人吉・球磨湯めぐり祭」を実施するなど、地域内外から多くの皆様にお越しいただいたところ です。今後も、人吉球磨地域の魅力を積極的に発信し、地域ぐるみで観光客などの来訪につながる取組をさらに強化していくことで、広域観光の推進を図ってまいります。

物価高騰対策関係でございますが、農業分野に関しましては、畜産農家の負担軽減を図るための給付金事業を今月から開始しており、さらには、施設園芸農家等に対する燃油価格高騰対策への支援事業を行うための準備を進めております。

また、商工分野においては、昨年10月から今年1月まで、ひとよし地域応援クーポン券事業を実施し、多くの皆様に御利用いただいたところです。物価高騰による市民生活への影響はしばらく続くものと予測されますので、社会情勢等を注視しながら、今後も様々な対策を講じてまいりたいと存じます。

学校給食関係でございますが、令和6年度から開始予定の学校給食費公会計化に向けて、現在、準備を進めております。公会計化により、学校給食費の徴収管理業務や食材の調達業務を市で行うことで、学校関係者の業務負担軽減や、納付方法の多様化など保護者の皆様の利便性向上にもつながるものと存じます。成長期にある子供たちの健全な発達のため、今後も持続可能な学校給食制度の運営に努めてまいります。

中学校部活動の地域移行関係でございますが、休日の部活動について、令和7年度末までに地域へ移行することを目標に、先月、中学校部活動地域移行検討会設立準備会を立ち上げております。

同準備会では、部活動加入率や生徒数の推移など、現在の中学校部活動を取り巻く状況や課題等を整理しており、今後は、来年度設立予定の（仮称）中学校部活動地域移行検討会にて、さらに議論を深めてまいります。中学生の心身の健全な育成、そして学校教育全般の観点からも、中学校部活動の地域移行は喫緊の課題として捉えております。平日の部活動の在り方も含め、できるだけ早期に今後の方向性をお示ししてまいりますので、市民の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

現在、市では様々な業務についてデジタル化を推進しておりますが、その一環として、今月1日、市公式LINEをリニューアルいたしました。具体には、公園等の公共施設予約や上下水道の開閉栓手続きなどの申請をはじめ、ごみ収集日の通知や子育て関係、路線バスや予約型乗合タクシーの情報、その他防災や広報に関する情報など様々なメニューを御用意いたしております。さらには、登録者が希望する情報を選んで受け取ることができる受信設定や、お問い合わせに対する自動応答など、LINE独自の機能拡張を図っております。

加えて、友だち増加への取組として、リニューアル後の1か月間、受信設定をいただいた方を対象に、抽選できじうまコインが当たるキャンペーンを実施しております。今後も、より便利な機能を追加し、市民の皆様が市役所に行かなくても、いつでも、どこでも行政サービスを利用できる「スマホ市役所」の構築を目指してまいります。

SL人吉関係でございますが、令和4年10月の引退発表を受け、引退後の本市での保存、活用に資する活動をこれまでも様々な展開してまいりました。その1つとして、昨年3月には、観光関連など関係団体の皆様と共にJR九州へ要望活動を行い、地元の想いを届けたところです。同社とは現在も協議を継続しておりますが、SL人吉の帰還に際し、一定のめどがついた暁には、長きにわたり活躍してきたSL人吉の雄姿を、これからも市内外の皆様にもっと身近に感じていただけるよう、本市としましても、まずは市内に展示環境を整備し、

その後の動態展示の可能性も視野に、SL人吉の魅力を十分に発揮できるような活用方法を検討してまいりたいと存じます。

このような中、去る1月22日には、人吉商工会議所主催による団体ツアーを企画いただき、キャンセル待ちが出るほどの多くの皆様にお申込みをいただいたところです。さらには、3月24日、JR九州による、SL人吉の永年の功績を称える運行終了式典が計画されております。誕生から101年の時を経て、今も多くの人々を魅了するこの蒸気機関車が、引退後も多くの人々を惹きつけ、さらには本市観光のシンボルとなるよう、故郷人吉への早期帰還に関する取組を、関係の皆様と共に力強く推し進めてまいりたいと存じます。

桜の花は、菊と並んで国の花の1つであり、日本人が理想とする心の清らかさや人生観を象徴する花として、現在も多くの人々に愛されています。古くは万葉集などにも数多く詠まれ、現代も多くの校歌に歌われているように、華やかな開花から、散り際の美しさまで、私たち日本人の心の琴線に触れるような精神性やもののあわれを感じるのは、私だけではないと思います。特に卒業式をはじめ、旅立ちの季節を迎え、巡り来る人生の喜び、悲しみを象徴する心象風景として、桜は私たちと共にあります。

去る2月3日には、公益財団法人日本さくらの会から寄贈された桜の若木が届き、人吉温泉女将の会さくら会の皆様と一緒に城本公園へ植樹を行いました。数年後、この桜の開花の下にJR肥薩線の再開を迎えることができますようにと心に祈りながら、女将さん方と想いを一つに植樹をいたしました。また、この桜は、人吉城跡公園やさくら会の皆様のホテル、旅館などにも植えられる予定であり、立派な樹々に成長した満開の桜は、文字どおり、大きく前進しているであろう本市の復興に華を添えてくれるものと大きく期待をしております。

昨年は、青井地区などにおける、ひまわりプロジェクトなどを通して、被災した地域を明るく彩るための取組を展開してきたところですが、季節を追うごとに、色とりどりの花々や緑、あるいは紅葉が町なかを染め上げていくことを日常の風景として目指すことは、未来型復興を目指す本市の新たな希望であり、象徴ともなり得るものだと思います。

発災から4年弱が経過し、復興のまちづくりは新たなステージへと進みつつあります。市民一丸となり全力で復興を推し進める本市にあっても、桜の花言葉にある「心の美」を心に刻み、まちを愛する心や互いを思いやる心を大切に、これからも新しいまちづくりに挑戦し続けてまいりたいと存じます。

ここで、国が定めました令和6年度の地方財政計画及び本市の財政見込みについて、その概要を申し上げます。

国は、令和6年度予算において、令和5年度補正予算と一体として「経済財政運営と改革の基本方針2023」に沿って、足元の物価高に対応しつつ、持続的で構造的な賃上げや、デフレからの完全脱却と民需主導の持続的な成長の実現に向け、人への投資、科学技術の振興、イノベーションの促進、グリーントランスフォーメーション、デジタルトランスフォーメー

ション、半導体・AI等の分野での国内投資の促進、海洋・宇宙等のフロンティアの開拓、スタートアップへの支援、少子化対策・こども政策の抜本強化を含む包摂社会の実現など、新しい資本主義の実現に向けた取組の加速や、防災・減災、国土強靱化など、国民の安全・安心の確保、防衛力の抜本的強化を含む外交・安全保障環境の変化への対応をはじめとする重要政策課題について必要な予算措置を講ずるなど、メリハリの利いた予算編成を行うとしています。

また、地方財政計画においては、地方税の伸びを0.3%の減、地方譲与税は5.0%の増、地方特例交付金等は定額減税に伴う国費補填により421.9%の増、地方交付税の総額は、前年比1.7%の増と見込み、地方公共団体が、住民のニーズに的確に応えつつ、子ども・子育て政策の強化など様々な行政課題に対し行政サービスを安定的に提供できるよう、地方が安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、令和5年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとされています。

本市の令和6年度の財政見込みでございますが、まず市税につきましては、令和6年度に実施される個人住民税の定額減税の影響と令和5年度の決算見込額を勘案し、令和5年度当初予算と比し0.1%の増を見込んでいます。また、地方特例交付金におきましては、定額減税の影響見込額と同額を増と見込んでおります。地方交付税は、普通交付税におきまして交付税に算入されます公債費の元利償還金分を増と見込むなど、令和5年度当初予算と比し1.2%の増を見込んでいます。

歳出におきましては、物価高騰の影響や災害・復興関連の公債費償還などに伴い、昨年度に引き続き減債基金から2億5,000万円を繰り入れるなど、大変厳しい財政運営にあることと変わりがありません。

引き続き、提案しております予算案、条例案、案件議案及び人事案件につきまして、概要を御説明いたします。

議第2号令和5年度人吉市一般会計補正予算案（第11号）は、国・県の補助事業の決定に伴う事業費の確定や、単独事業等の最終見込みによるもののほか、職員の希望退職に伴う退職手当などが主なものです。今回の補正は、歳入歳出をそれぞれ7,137万2,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ254億9,025万9,000円とするものです。

議第3号令和5年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第4号）は、歳入歳出をそれぞれ1,893万4,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ41億7,505万円とするものです。

議第4号令和5年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算案（第3号）は、歳入歳出をそれぞれ3,931万2,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億9,861万9,000円とするものです。

議第5号令和5年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第4号）は、歳入歳出をそれぞれ

れ2,775万5,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億666万3,000円とするものです。

議第6号令和5年度人吉市水道事業特別会計補正予算案（第4号）は、収益的収入及び支出につきまして、収入の営業収益を2,721万8,000円、営業外収益を168万5,000円増額し、収入総額を5億7,318万1,000円とするものです。資本的収入及び支出につきましては、支出のその他の資本的支出を6万6,000円増額し、支出予算総額を4億2,132万7,000円とするものです。

議第7号令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第5号）は、収益的収入及び支出につきまして、収入の下水道事業収益を4億1,347万6,000円増額し、収入総額を15億9,036万5,000円とし、支出の下水道事業費用を2億1,989万3,000円増額し、支出総額を13億4,433万9,000円とするものです。資本的収入及び支出につきましては、資本的収入を257万4,000円増額し、収入総額を7億7,893万4,000円とし、資本的支出につきましては、予算の組み替えを行うもので、支出予算総額に変更はございません。

議第8号令和5年度人吉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算案（第2号）は、歳入歳出をそれぞれ1,071万4,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,952万円とするものです。

議第9号令和6年度人吉市一般会計予算案につきましては、御説明いたします前に、今回の予算の概要について申し上げます。

まず、歳入のうち、主要一般財源の市税ですが、令和5年度当初予算に比べ約3,800万円の増を見込んでいるところです。個人及び法人の市民税につきましては、所得や業績に関し、令和5年度の最終見込み等を勘案し、増を見込んでおりますが、令和6年度に実施されます個人住民税の定額減税の影響を約1億800万円の減と見込んでおり、増減いたしますと令和5年度当初予算に比べ約2,300万円の減収を見込んでいるところです。また、固定資産税につきましては、令和5年度の最終見込み等を勘案し、令和5年度当初予算に比べ約5,500万円の増収を見込んでおります。地方特例交付金につきましては、定額減税影響分を補填する定額減税減収補填特例交付金を1億800万円の増で見込んでおります。

地方交付税につきましては、地方財政計画において交付総額で1.7%の増となっているところですが、普通交付税につきましては、決して過大な見積もりとならないよう慎重に判断する必要もございますので、令和6年度の普通交付税の算定につきましては、令和5年度普通交付税交付決定額に算定に係る影響額を増減いたしまして、令和5年度当初予算に比べ1億円の増、特別交付税におきましては約4,100万円の減にて計上しているところです。

次に、歳出ですが、早期の復興を目指し、東校区地区災害公営住宅購入費や土地区画整理事業、人吉城歴史館の災害復旧事業など災害復旧・復興関連事業に係る経費などを計上しております。

また、子育て世帯の支援といたしまして、学校給食費に係る食材費の高騰分を市負担とい

たしまして、保護者負担を軽減する予算を計上しております。

歳入歳出予算の総額は216億1,188万1,000円で、令和5年度当初予算と比較いたしますと5.9%の増となっております。

議第10号令和6年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,000円とするものです。

議第11号令和6年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ39億1,815万9,000円とするものです。

議第12号令和6年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億5,506万4,000円とするものです。

議第13号令和6年度人吉市介護保険特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億9,796万5,000円とするものです。

議第14号令和6年度人吉市水道事業特別会計予算案は、収益的収入及び支出の予算額について、収入に水道事業収益5億4,327万2,000円を計上し、支出では水道事業費用を5億1,229万5,000円とするものです。また、資本的収入及び支出の予算額は、収入に1億8,929万円を計上し、支出を4億1,112万9,000円とするものです。

議第15号令和6年度人吉市公共下水道事業特別会計予算案は、収益的収入及び支出の予算額につきまして、収入に下水道事業収益14億1,138万5,000円を計上し、支出では下水道事業費用13億8,028万9,000円とするものです。また、資本的収入及び支出の予算額は、収入に2億6,959万6,000円を計上し、支出を7億2,433万3,000円とするものです。

議第16号令和6年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,538万5,000円とするものです。

議第17号令和6年度人吉市公共用地先行取得事業特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,035万6,000円とするものです。

議第18号人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

議第19号人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案は、国における給与制度の総合的見直しに準じて改定した給与の切り替えの経過措置を廃止するため、条例の一部を改正するものです。

議第20号人吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案は、令和6年度から会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給するため、条例の一部を改正するものです。

議第21号人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案は、非常勤消防団員

等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令により補償基礎額が改定されたため、条例の一部を改正するものです。

議第22号人吉市地域公共交通会議条例の一部を改正する条例案は、道路運送法の一部改正及び地域公共交通会議と地域公共交通活性化協議会を一本化することに伴い、条例の一部を改正するものです。

議第23号人吉市公民館条例の一部を改正する条例案は、人吉市西瀬校区公民館の新築に伴い、位置、部屋の名称変更等をするため、条例の一部を改正するものです。

議第24号人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案は、人吉市西瀬コミュニティセンターの新築に伴い、位置、部屋の名称変更等をするため、条例の一部を改正するものです。

議第25号人吉市カルチャーパレス条例の一部を改正する条例案は、人吉市カルチャーパレス第3会議室及び第5会議室を廃止することに伴い、条例の一部を改正するものです。

議第26号人吉市子ども・子育て基本条例の一部を改正する条例案は、人吉市こども家庭センターを設置することに伴い、条例の一部を改正するものです。

議第27号人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

議第28号人吉市老人福祉センター条例を廃止する条例案は、人吉市老人福祉センターで行っていた業務が他の施設で実施できるようになったため、条例を廃止するものです。

議第29号人吉市介護保険条例の一部を改正する条例案は、介護保険法第129条の規定による第1号被保険者の保険料の改定を行うため、条例の一部を改正するものです。

議第30号人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議第31号人吉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議第32号人吉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案、議第33号人吉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案の4件につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、これらの条例を改正するものです。

議第34号人吉市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行、その他所要の改正に伴い、条例の一部を改

正するものです。

議第35号人吉市水道条例の一部を改正する条例案は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律による水道法の一部改正、その他所要の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

議第36号人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例案は、統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件が告示されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

議第37号人吉市営住宅条例及び人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

議第38号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についての案件は、令和5年3月第2回人吉市議会定例会におきまして議決をいただきました工事請負契約の締結についての一部変更です。これは、西瀬コミュニティセンター新築建築工事について、工事の施工実績に合わせた数量変更や、施設の維持管理等を考慮した内外装材の一部変更に伴う増額によるもので、予定価格を1億7,204万円から1億7,704万2,991円に変更するものです。

議第39号市道路線の認定についての案件は、山田川堤防道路線ほか5路線について、当該路線の利活用の推進や利便性の向上のため、道路法第8条第2項の規定により、新たに市道として認定するものです。

議第40号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての案件は、多武芳美氏の任期が本年3月31日で満了することに伴い、後任として福山誠二氏を選任することにつきまして、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものです。

議第41号公平委員会委員の選任につき同意を求めることについての案件は、中村明公氏の任期が本年3月31日で満了することに伴い、同氏を再任することにつきまして、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意をお願いするものです。

以上、提案しております予算案、条例案、案件議案及び人事案件につきまして概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時13分 休憩

午前11時27分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○総務部長（永田勝巳君）（登壇） 皆様、こんにちは。それでは、私のほうから議第2号令和5年度人吉市一般会計補正予算案（第11号）につきまして補足説明をさせていただきます。

予算書1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、事項別明細書により、第2条の継続費の補正につきましては、第2表継続費補正により、第3条の繰越明許費の補正につきましては、第3表繰越明許費補正により、第4条の債務負担行為の補正につきましては、第4表債務負担行為補正により、第5条の地方債の補正につきましては、第5表地方債補正により、それぞれ御説明をいたします。

5ページをお願いいたします。第2表継続費補正の変更でございます。8款土木費、3項住宅費、災害公営住宅整備事業につきましては、相良町地区の災害公営住宅購入費でございまして、事業の完了に伴い事業費が確定いたしましたので、事業費総額と年割額を変更するものでございます。変更内容につきましては、補正後の事業費総額を26億7,953万3,000円に、年割額につきましても、令和5年度を25億7,953万3,000円に変更を行うものでございます。

6ページをお願いいたします。第3表繰越明許費補正でございます。まず、追加が26件でございます。2款総務費、1項総務管理費、くま川鉄道経営安定化補助金（災害復旧分）は、くま川鉄道株式会社における球磨川第四橋梁等の災害復旧事業でございまして、橋脚部分の岩盤の影響で仮設工法の検討等に不測の日数を要し、年度内での事業完了が困難となりましたことから、補助金の一部を繰り越すものでございます。公用車購入費は、公用車2台分でございます。半導体部品の不足等により車両生産に遅れが生じており、年度内の納車が困難なため、事業費の全てを繰り越すものでございます。大柿地区移転先用地購入費は、購入予定地の開発許可、農地転用許可に時間を要しておりまして、年度内の用地購入が難しく、事業費の全てを繰り越すものでございます。

3項戸籍住民基本台帳費、戸籍情報システム等改修委託料は、戸籍法の改正により戸籍に振り仮名等を表記する必要がありますことからシステム改修を行うものでございまして、全国一斉の改修のため、システムエンジニアの不足が生じており、年度内での完了が難しく、事業費の全てを繰り越すものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金は、介護老人保健施設リバーサイド御薬園における感染拡大防止ゾーニング環境整備工事に対する補助金でございまして、国からの内示が本年1月であったため、年度内での工期が確保できず、事業費の全てを繰り越すものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、健康管理システム改修委託料は、第4期特定健診・特定保健指導に基づき健康管理システムを改修するものでございまして、改修に必要な国からの仕様書の提供が遅れたことに伴い、年度内での完了が難しく、事業費の全てを繰り越すものでございます。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、新型コロナウイルスワクチン予防接種に係るデータ標準化のシステム改修等ございまして、国の動向により令和6

年度での作業となりますことから、年度内の完了が難しく、事業費の一部を繰り越すものでございます。

6款農林水産業費、2項林業費、林業・木材産業生産性強化対策事業補助金は、人吉中核工業用地に建設予定の株式会社ランバーやまとの木材加工流通施設整備に対する補助金でございますけれども、工事の建設に合わせ機器の購入を予定されているため、事業費の全てを繰り越すものでございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業瓦屋地内第2号線は、用地取得につきまして地権者との協議に不測の日数を要し、また、合わせて電柱移設も必要なことから、年度内での工事完了が難しく、事業費の一部を繰り越すものでございます。社会資本整備総合交付金事業大野国有林出水線は、のり面整形におきまして、土質の関係上、のり面保護対策の検討が必要となり、工法の再検討に不測の日数を要し、年度内での工事完了が難しく、事業費の一部を繰り越すものでございます。道路メンテナンス事業上の寺橋ほか、こちらは野口橋も含まれますけれども、野口橋の補修設計委託におきまして関係機関との協議に不測の日数を要し、また、上の寺橋補修工事につきましても、建設現場に隣接する架空配電線に係る安全対策について、関係機関との協議に不測の日数を要し、年度内での完了が難しいため、事業費の一部を繰り越すものでございます。

4項都市計画費、鍛冶屋町通り街なみ環境整備事業補助金は、対象事業につきまして事業着手に遅れが生じているため、年度内の完了が難しく、補助金の全てを繰り越すものでございます。社会資本整備総合交付金事業都市公園施設長寿命化計画策定委託料は、石野公園施設におきまして、特殊車両を使用しての石野公園橋の橋梁点検を実施するに当たり、車両の手配に不測の日数を要したため、年度内での完了が難しく、事業費の一部を繰り越すものでございます。石野公園法面排水測量設計委託料は、施工時の工事車両出入口につきまして、隣接地に建設中の民間施設の工事との調整・検討に時間を要していることから、年度内での完了が難しく、事業費の全てを繰り越すものでございます。

5項河川費、河川浚渫事業桑木津留川ほかは、浚渫工事に当たり、関係機関との協議に不測の日数を要し、また、出水期を避けた時期での施工となりますことから、年度内での完了が難しく、事業費の一部を繰り越すものでございます。河川等整備事業椿谷川は、椿谷川河川改修設計業務におきまして、胸川合流点の河道線形や橋梁設計に伴う関係機関との協議に不測の日数を要し、年度内での完了が難しく、事業費の全てを繰り越すものでございます。

9款、1項消防費、人吉下球磨消防組合負担金は、同消防組合における新庁舎移転建設に係る建築基本設計委託につきまして繰越事業となりましたことから、本市における負担金につきましても、その一部を繰り越すものでございます。

10款教育費、4項社会教育費、指定文化財補修事業補助金井口薬師堂は、木造薬師如来坐像の修理に対する補助金でございます。修理を請け負った専門の仏師のけがにより業務

困難な期間が生じたため、年度内の完了が困難となり、事業費の全てを繰り越すものでございます。

11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費、過年発生単独農地災害復旧事業七地地区農地は、農地の復旧におきまして、地元耕作者との協議に不測の日数を要し、年度内の竣工が難しく、事業費の全てを繰り越すものでございます。現年発生補助農業用施設災害復旧事業蓑野地区水路と、その下の、現年発生単独農業用施設災害復旧事業木地屋地区水路は、いずれも河川管理者との協議に不測の日数を要したため、年度内での竣工が難しく、事業費の全てを繰り越すものでございます。

7ページをお願いいたします。3項公共土木施設災害復旧費、現年発生補助道路橋梁災害復旧事業大塚桑木津留線は、路肩崩落に伴う復旧事業でございまして、本議会に事業費を予算計上しておりまして、適正工期が確保できないため、事業費の全てを繰り越すものでございます。過年発生補助公園施設災害復旧事業中川原公園は、工事施工に当たり、関係機関との協議に不測の日数を要し、また、非出水期での施工となりますことから、年度内の竣工が難しく、事業費の一部を繰り越すものでございます。

4項文教施設災害復旧費、過年発生補助社会教育施設災害復旧事業大村横穴群は、隣接工事との同時施工が難しく、その工事竣工後に着手予定としておりましたけれども、隣接工事の事業の遅れに伴い、年度内の完了が困難となり、事業費の一部を繰り越すものでございます。過年発生補助社会教育施設災害復旧事業人吉城跡は、球磨川沿いの間米蔵跡の復旧工事におきまして、八代河川国道事務所の球磨川掘削工事と調整が必要となり、その協議に不測の日数を要し、年度内の完了が難しく、事業費の一部を繰り越すものでございます。過年発生補助社会教育施設災害復旧事業人吉城歴史館は、建築工事設計委託におきまして、展示設備内容の変更に伴い、展示設備設計業者との調整に不測の日数を要し、年度内での完了が難しく、事業費の一部を繰り越すものでございます。

次に、変更でございます。8款土木費、3項住宅費、木造仮設利活用住宅整備事業西間第一団地ほか、それから、その下の、11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費、現年発生補助林業施設災害復旧事業吸川線の2件は、いずれも事業費及び繰越額の確定によるものでございます。

8ページをお願いいたします。第4表債務負担行為補正でございます。追加が2件でございまして、小学校教科書改訂に伴う消耗品費、それから小学校教科書改訂に伴う備品購入費は、教師用指導書やデジタル教科書の購入費用でございまして、令和6年度購入に向け、年度内に準備行為、契約を行うために債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

その下、変更が3件ございまして、基幹系端末二段階認証システム使用料は、本年度から基幹系システムのバージョンアップとクラウド化を行っておりますけれども、安定した運用が確認されましたことから、予定を繰り上げ、二段階認証システムを導入することに伴い、

使用の期間を変更するものでございます。情報系パソコン等機器リース料は、機器の入札に伴うリース料の最終見込みにより限度額を、また、機器設定に時間を要しますことから、期間を変更するものでございます。まち・ひと・しごと総合交流館指定管理料は、指定管理者の決定に伴い金額が確定しましたことから、限度額を変更するものでございます。

廃止は1件でございます。子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料は、委託相手方の公募を行いましたところ、応募がなく、本年度事業が困難となりましたことから、業務仕様内容の見直しを行い、改めまして令和6年度に実施することとし、債務負担行為を廃止するものでございます。

9ページをお願いいたします。第5表地方債補正でございます。

追加の1件は、過年発生直轄災害復旧事業債でございまして、国におきまして復旧工事を進めていただいております天狗橋の災害復旧工事に係る市負担金に対する起債でございまして、780万円を計上いたしております。

次に、変更でございます。子ども医療費助成事業債から、10ページになりまして、現年発生単独災害復旧事業債までの14件は、事業費の確定や最終見込みにより限度額を変更するものでございます。

次に、廃止でございます。電気自動車等整備事業債は、総務省の令和5年度地方債同意等基準におきまして、環境性能の基準引上げに伴い、予定しておりました車両が起債対象外となりましたことから廃止をするものでございます。

13ページをお願いいたします。歳入でございます。13款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金475万7,000円の増額補正は、2節児童福祉費負担金で、特定教育・保育施設等利用者負担金の最終見込みによる増などでございます。

14款使用料及び手数料、1項使用料、5目商工使用料403万7,000円の減額補正は、1節商工使用料で、宿泊料等の最終見込みによる、まち・ひと・しごと総合交流館施設使用料の減でございます。6目土木使用料441万4,000円の増額補正は、2節住宅使用料で、市営単独住宅家賃の最終見込みによる増などでございます。

14ページをお願いいたします。8目教育使用料346万8,000円の減額補正は、3節社会教育使用料で、コミュニティセンター使用料及びカルチャーパレス使用料の最終見込みによる減でございます。15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金2,831万円の減額補正は、15ページの、2節児童福祉費負担金で児童手当交付金の減、3節生活保護費負担金で生活扶助費等負担金や医療扶助費等負担金の減などでございます。2目衛生費国庫負担金2,437万8,000円の増額補正は、1節保健衛生費負担金で、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の交付決定に伴う減や、新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害救済給付費負担金の増などの増減によるものでございます。

16ページをお願いいたします。2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金5,564万6,000円の

減額補正は、2節児童福祉費補助金で、子どものための教育・保育給付交付金の最終見込みによる減などがございます。4目土木費国庫補助金5億3,297万9,000円の減額補正は、相良町地区災害公営住宅整備事業の事業費確定に伴う災害公営住宅整備事業費補助金の減などがございます。

18ページをお願いいたします。16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金4,989万4,000円の減額補正は、1節社会福祉費補助金で、被災者支援事業の最終見込みに伴う球磨川流域復興基金交付金の減などがございます。

19ページをお願いいたします。4目農林水産業費県補助金6億7,158万9,000円の増額補正は、2節林業費補助金で、国の補正予算に伴う林業・木材産業生産性強化対策事業補助金の増などがございます。

22ページをお願いいたします。19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1億7,000万円の減額補正は、基金取崩し額を減額するものでございます。

23ページをお願いいたします。21款諸収入、4項、2目雑入2,460万8,000円の増額補正は、1節総務費雑入の熊本県市町村振興協会市町村交付金、それから、2節民生費雑入で、24ページになりまして、災害見舞金、3節衛生費雑入の「資源の日」収集売上料の増が主なものでございます。22款市債は、第5表地方債補正での説明と重複しますが、事業費の確定や最終見込みにより補正を行うものでございます。

次に、歳出の主なものにつきまして御説明いたします。なお、各款、項、目の中の給料、職員手当等、共済組合負担金などの人件費の増減につきましては説明を割愛させていただきます。

26ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1億8,866万2,000円の増額補正は、3節職員手当等における退職手当の増のほか、次のページになりまして、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、地方バス運行等特別対策補助金の増、くま川鉄道経営安定化補助金の増が主なものでございます。

32ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費9,392万円の減額補正は、18節負担金、補助及び交付金の給付金で、被災者支援事業に伴う住まい再建支援金の最終見込みによる減や、住民税非課税世帯等臨時特別給付金の最終見込みによる減、27節繰出金で、国民健康保険事業特別会計ほか2会計の事業費の最終見込み等に伴う特別会計繰出金の減でございます。

34ページをお願いいたします。2項児童福祉費、2目児童支援費1億913万5,000円の減額補正は、18節負担金、補助及び交付金の負担金で、子どものための教育・保育給付費負担金（施設型給付費）の最終見込みによる減や、19節扶助費で、児童手当の最終見込みによる減などがございます。

36ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費3,784

万7,000円の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金の交付金で、国の新型コロナウイルスワクチン予防接種を原因とする健康被害の認定に伴い、予防接種法に基づく給付のための新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害救済事業交付金の増が主なものでございます。

39ページをお願いいたします。6款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費6億7,350万4,000円の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、人吉中核工業用地に建設予定の株式会社ランバーやまとの木材加工流通施設整備に対する林業・木材産業生産性強化対策事業補助金の増でございます。

42ページをお願いいたします。8款土木費、3項住宅費、2目住宅建設費5億894万9,000円の減額補正は、16節公有財産購入費で、相良地区災害公営住宅の事業費の確定に伴う減などがございます。3目民間住宅対策費4,607万2,000円の減額補正は、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、アスベストや地震、土砂災害等に係る民間住宅等の改修等に対する補助金の最終見込みによる減や、交付金で、大規模被災地区住まい再建移転促進事業交付金の最終見込みによる減でございます。

43ページをお願いいたします。4項都市計画費、5目土地区画整理費5,900万6,000円の増額補正は、次のページになりまして、18節負担金、補助及び交付金の負担金で、熊本県による青井地区土地区画整理事業に伴う市負担金の増などがございます。5項河川費、1目河川総務費2,144万4,000円の減額補正は、14節工事請負費で、桑木津留川、矢黒川、小さで川の浚渫工事の最終見込みによる減などがございます。

48ページをお願いいたします。11款災害復旧費、3項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費8,205万4,000円の増額補正は、14節工事請負費の現年災公共土木施設災害復旧工事で、令和5年度の災害に伴います大塚桑木津留線道路災害復旧工事の増や、次のページになりまして、18節負担金、補助及び交付金の負担金で、道路災害復旧事業地方負担金で、令和2年7月豪雨で被災しました天狗橋の国直轄による災害復旧事業に伴う市負担金の増などがございます。3目公園施設災害復旧費1億3,257万7,000円の減額補正は、14節工事請負費で、中川原公園に係る過年災公共土木施設災害復旧工事におきまして出水期を考慮し、2か年の復旧工事として進めることになりましたことから、事業費を減額するものでございます。

50ページをお願いいたします。13款諸支出金、2項基金費、1目人吉市財政調整基金費4,027万円の増額補正は、熊本地震からの復旧・復興の総仕上げを目的としまして、市町村の課題解決のための財源として熊本県から交付されます熊本地震復興基金交付金を次年度事業として活用するため、財政調整基金へ任意積立てを行うものなどがございます。

51ページをお願いいたします。14款予備費を9,403万4,000円増額補正いたしております。

以上で、議第2号令和5年度人吉市一般会計補正予算案（第11号）につきまして、補足説明を終わります。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時02分 休憩

午後1時10分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○総務部長（永田勝巳君）（登壇） 引き続き、私のほうから、議第9号令和6年度人吉市一般会計予算案につきまして補足説明をさせていただきます。

予算書1ページをお願いいたします。令和6年度の当初予算案は216億1,188万1,000円、対前年度比11億9,595万8,000円、5.9%の増となっております。増額となりました主な要因といたしましては、令和5年度当初予算が骨格予算でございましたので、政策的経費や災害復旧関係事業を除く投資的経費が予算計上されていなかったこと、また、退職手当や給与改定に伴う人件費や公債費の増などが要因となっております。なお、昨年6月補正予算で肉付け補正をいたしておりますので、令和5年度6月補正後の予算と比較いたしますと1億992万7,000円、0.5%の減となっております。

第1条の歳入歳出予算につきましては、事項別明細書により、第2条の債務負担行為につきましては、第2表債務負担行為により、第3条の地方債につきましては、第3表地方債により、それぞれ御説明いたします。第4条の一時借入金につきましては、最高額を30億円と定めております。第5条の歳出予算の流用につきましては、各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。

7ページをお願いいたします。第2表債務負担行為でございます。LGWAN接続アクセス回線使用料と、その下の、LGWAN接続ルータリース料は、自治体情報システムの標準化・共通化に伴い、自治体とガバメントクラウドを接続し、安定した通信環境を確保するための回線使用料と接続ルータリース料でございまして、それぞれの使用の期間及び限度額を定めるものでございます。固定資産土地評価システム業務委託料は、令和9年度の評価替えに備え、その業務委託につきまして債務負担行為を設定するものでございまして、委託の期間及び限度額を定めるものでございます。土地情報総合システムリース料は、システムが更新時期を迎えるため、リース料の期間及び限度額を定めるものでございます。マイナンバーカード管理システムリース料は、マイナンバーカードの交付データを管理するシステムとして適切なデータ管理と安定した動作環境を確保するため導入するものでございまして、その使用の期間及び限度額を定めるものでございます。

続きまして、第3表地方債でございます。上から、臨時財政対策債は、令和6年度地方財政計画及び令和5年度の確定額を勘案し予算計上いたしております。就学前教育・保育施設整備交付金事業債から、8ページになりまして、特定大規模災害等鉄道施設災害復旧事業債までの18件につきましては、それぞれの事業に対する地方債でございまして、地方債の限

度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

次に、第1条の歳入歳出予算につきまして、前年度との増減の大きいものを中心に、主なものを事項別明細書により御説明いたします。

11ページをお願いいたします。歳入でございます。1款市税、1項市民税のうち、1目個人が11億5,115万8,000円で、前年度に比べ4,478万9,000円の減額となっております。主に現年課税分における所得割の減でございます。令和5年度の最終見込額や、国の経済対策に伴う定額減税等を勘案し、減収を見込んでおります。2項、1目固定資産税が15億5,450万6,000円で、前年度に比べ5,534万9,000円の増額となっております。こちらは、令和5年度の家屋と償却資産の伸び等を勘案し、増収を見込んだものでございます。

12ページをお願いいたします。4項、1目市たばこ税が2億8,672万3,000円で、前年度に比べ298万8,000円の減額となっております。こちら、令和5年度の最終見込額を勘案し、減収を見込んだものでございます。

13ページをお願いいたします。中ほどからになります。2款地方譲与税、1項、1目地方揮発油譲与税3,050万円から、16ページになりまして、一番下でございますけれども、9款、1項、1目環境性能割交付金1,010万円までにつきましては、令和6年度地方財政計画の伸び及び令和5年度交付額を勘案して予算計上いたしております。なお、14ページに戻りますけれども、2款地方譲与税、4項、1目森林環境譲与税につきましては、これまで国の特別会計から交付をされておりましたけれども、令和6年度から森林環境税として国民1人当たり1,000円の課税分を財源に交付されることに伴い、前年度比2,040万6,000円の増を見込んでおります。

17ページをお願いいたします。10款、1項、1目地方特例交付金1億2,197万5,000円につきましては、前年度に比べ1億1,097万5,000円の増額となっております。こちらは、国の経済対策に伴う定額減税の影響を補填するために交付されます定額減税減収補填特例交付金を予算計上いたしております。11款、1項、1目地方交付税50億3,080万円は、前年度と比べ5,880万円の増額となっております。こちらは、普通交付税における物価上昇影響分の増や、災害復旧事業等に係る公債費算入分の増、特別交付税におきましては、災害復旧・復興のために御支援をいただいております他自治体職員に係る中長期派遣職員人件費の減などを見込んだものでございます。

19ページをお願いいたします。14款使用料及び手数料、1項使用料、5目商工使用料328万8,000円は、前年度に比べ1,200万1,000円の減額となっております。これは、まち・ひと・しごと総合交流館の指定管理業務委託に伴う使用料の減などでございます。その下、6目土木使用料2億1,416万3,000円は、前年度に比べ4,167万9,000円の増額となっております。これは2節住宅使用料で、相良町の災害公営住宅の供用開始に伴う増などでございます。

22ページをお願いいたします。15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目災害復旧費国庫

負担金9,266万8,000円は、前年度に比べ1億1,834万8,000円の減額となっております。これは、中川原公園災害復旧工事に伴う過年災公共土木施設災害復旧費負担金の減が主なものでございます。その下の、衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴う新型コロナウイルスワクチン接種に対する国庫負担金の減に伴い、廃目とするものでございます。

23ページをお願いいたします。2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金9,134万8,000円は、前年度に比べ5,778万9,000円の増額となっております。これは、地方公共団体情報システムの標準化・共通化事業に伴うデジタル基盤改革支援補助金の増などがございます。2目民生費国庫補助金9億6,915万6,000円は、前年度に比べ6,228万2,000円の増額となっております。こちらは2節児童福祉費補助金で、ひまわり保育園の移転新築に対する就学前教育・保育施設整備交付金の増などがございます。4目土木費国庫補助金22億3,302万4,000円は、前年度に比べ1億2,327万8,000円の減額となっております。こちらは、次のページの一番上になりまして、2節住宅費補助金の災害公営住宅整備事業費補助金の減や、3節都市計画費補助金で被災市街地復興土地区画整理事業等に係る社会資本整備総合交付金の増などがございます。5目教育費国庫補助金9,846万1,000円は、前年度に比べ6,794万円の増額となっております。こちらは3節社会教育費補助金で、人吉城跡の御館跡西側石垣修理整備等に係る史跡人吉城跡保存整備事業費補助金の増などがございます。

28ページをお願いいたします。16款県支出金、2項県補助金、6目土木費県補助金4,203万3,000円は、前年度に比べ5,866万3,000円の減額となっております。これは1節住宅費補助金で、建設型応急仮設団地を公営住宅として利活用するための用地取得事業が完了したことによる球磨川流域復興基金交付金の減などがございます。

30ページをお願いいたします。3項委託金、5目土木費委託金2億6,389万円は、前年度に比べ1億3,816万4,000円の増額となっております。これは1節都市計画費委託金で、被災市街地復興推進事業委託金の増が主な要因でございまして、中心市街地地区の土地区画整理事業におきまして、熊本県が管理しています山田川沿いに供する建物の補償費等の事業費に対する委託金でございます。

33ページをお願いいたします。19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金2億1,525万8,000円は、令和5年度に積立てをいたしました定年延長に伴う退職手当分の7,500万円と熊本地震からの復旧・復興に伴う熊本地震復興基金交付金分4,025万8,000円、それから、財源調整のための1億円を繰り入れるものでございます。4目減債基金繰入金2億5,000万円は、起債償還に係る財源調整として繰入計上をいたしております。5目応援団基金繰入金につきましては、ふるさと納税に係る事務経費としまして2億5,622万7,000円を、また、公園維持管理業務や外国人青年招致事業、被災市街地復興推進事業など14事業に対し1億3,500万円を、合計3億9,122万7,000円を繰り入れるものでございます。

34ページをお願いいたします。20款、1項、1目繰越金を、前年度と同額の1億5,000万円計上いたしております。

35ページをお願いいたします。21款諸収入、3項貸付金元利収入、3目くま川鉄道災害復旧資金貸付金元利収入10億円は、くま川鉄道の災害復旧資金貸付償還に伴います元利収入でございます。4項、2目雑入2億5,572万8,000円は、前年度に比べ1億1,054万4,000円の増額となっております。これは、次のページの、2節民生費雑入の後期高齢者医療広域連合事業委託費で、後期高齢者の健康診査事業等に係る委託費の増や、37ページになりまして、9節教育費雑入で、令和6年度からの公会計化に伴う学校給食費の増などがございます。

38ページをお願いいたします。22款、1項市債、4目土木債13億7,540万円は、前年度に比べ5億1,030万円の増額となっております。これは、災害公営住宅整備事業に伴う公営住宅建設事業債の減、避難路整備事業や被災市街地復興推進事業に係る社会資本整備総合交付金事業債の増などの増減によるものでございます。6目教育債1億5,840万円は、前年度に比べ8,450万円の増額となっております。これは、2節社会教育債で史跡人吉城跡保存整備事業債の増や、3節保健体育債で人吉スポーツパレス小アリーナの特定天井落下防止工事に伴う体育施設改修事業債の増などがございます。7目災害復旧債2億2,010万円は、前年度に比べ1億1,650万円の減額となっております。これは、2節文教施設災害復旧債で、人吉城歴史館の災害復旧工事に伴う過年発生単独文教施設災害復旧事業債の増や、まち・ひと・しごと総合交流館温泉施設復旧工事が完了することに伴う過年発生単独その他公共施設災害復旧事業債の減などの増減によるものでございます。

次に、歳出でございます。39ページをお願いいたします。各款、項、目の中の一般職給、職員手当等、共済組合負担金などの増減につきましては説明を割愛させていただきます。

1款、1項、1目議会費が1億6,575万1,000円でございます。前年度に比べ149万6,000円の減額となっております。11節役務費のその他通信運搬費と、次のページになりまして、13節使用料及び賃借料のシステム使用料に、議会のペーパーレス化に伴うタブレット通信料と会議システムの使用料を計上いたしております。

41ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費が10億5,130万2,000円で、前年度に比べ4,579万8,000円の増額となっております。主な要因としましては、3節職員手当等で、次のページになりますけれども、退職手当におきまして職員の定年退職の段階的な延長に伴い、令和6年度に61歳で定年になる職員や、任期満了となる任期付職員等の退職手当が増となっております。また、45ページになりますけれども、18節負担金、補助及び交付金の負担金で、中長期派遣職員給与等負担金が、災害復旧事業の進捗に伴い減となっているところでございます。

49ページをお願いいたします。7目企画費が5,466万9,000円で、前年度に比べ397万8,000円の増額となっております。主な要因としましては、7節報償費で、復興まちづくり計画の

実施に当たり、統一的な視点を持って、まちなかランドデザインを実現するための人吉市復興デザイン会議などの委員に対する報償費の増などがございます。また、12節委託料には、まちなかランドデザインを推進するための復興まちづくり事業推進業務委託料の増や、令和5年度に策定いたしました第6次人吉市総合計画後期基本計画に向けた総合計画策定支援業務委託料の減などの増減によるものがございます。

50ページをお願いいたします。9目情報管理費が2億8,649万4,000円で、前年度に比べ9,085万1,000円の増額となっております。主な要因としましては、次のページの12節委託料で、令和8年度から運用開始が予定されております自治体情報システムを標準化・共通化するためのシステム構築委託料の増などがございます。

61ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費2億7,538万8,000円は、前年度と比べて6,873万4,000円の減額となっております。主な要因としましては、63ページの12節委託料の地域支え合いセンター事業委託料で、被災者の住まい再建の進捗に伴う訪問件数の減少による事業費の減、64ページになりまして、18節負担金、補助及び交付金の給付金で、応急仮設住宅等からの転居費用などを支援します住まい再建支援金の減などがございます。

68ページをお願いいたします。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費が2億7,684万6,000円で、前年度に比べ2億366万8,000円の増額となっております。主な要因としましては、70ページになりまして、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、令和5年度から2か年で整備をされますひまわり保育園の移転新築工事に対する就学前教育・保育施設整備交付金事業補助金の増などがございます。

71ページをお願いいたします。2目児童支援費が2億8,912万円で、前年度に比べ7,682万3,000円の減額となっております。主な要因としましては、18節負担金、補助及び交付金の負担金で、子供の減少に伴います子どものための教育・保育給付費負担金（施設型給付費）の減などがございます。

76ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費1億1,770万2,000円は、前年度と比べ5,100万8,000円の減額となっております。これは、次のページの、12節委託料の個別接種委託料のうち、新型コロナウイルスワクチン接種におきまして、予防接種法による特例臨時接種が終了し、インフルエンザ予防接種と同様に、65歳以上を対象とした予防接種へ移行したことによる減などがございます。

81ページをお願いいたします。2項清掃費、1目清掃総務費5億7,353万8,000円は、前年度に比べ3,560万2,000円の増額となっております。82ページをお願いいたします。これは、18節負担金、補助及び交付金の負担金で、人吉球磨広域行政組合（斎場費及び清掃費）負担金としまして、赤池ごみ処理施設大規模改修工事に伴う公債費元金償還が始まったことによる増などがございます。

87ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費8,292万4,000円は、前年度に比べ2,869万4,000円の増額となっております。これは、88ページの14節工事請負費で、下城本地区の水路改修工事の増や、18節負担金、補助及び交付金の交付金で、下原田地区の新規参入に伴います多面的機能支払交付金事業交付金の増などでございます。

91ページをお願いいたします。7款、1項商工費、1目商工総務費3億5,343万6,000円は、前年度に比べ1億2,133万2,000円の減額となっております。これは、92ページになりまして、27節繰出金の工業用地造成事業特別会計繰出金で、令和5年度施工の中核工業用地調整池災害復旧工事に係る繰出金の減などでございます。2目商工業振興費7,572万1,000円は、前年度に比べ1,358万6,000円の増額となっております。増額の主な要因は、1節報酬の委員等報酬で、移住定住支援事業や電子地域通貨きじうまコイン事業の促進に伴う地域おこし協力隊報酬2名分の増や、93ページになりまして、12節委託料で、公共空間や民間物件を活用した公民連携による中心市街地の再生を図るための地域再生マネージャー事業委託料の増などでございます。

94ページをお願いいたします。3目観光費8,094万8,000円は、前年度に比べ3,061万3,000円の増額となっております。これは、95ページになりまして、12節委託料で、観光産業の振興のための派遣型地域おこし協力隊事業委託料の増や、96ページになりまして、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、人吉市の中心地、いわゆる「まちなか」の活性化とにぎわい創出を目的としました人吉温泉まつり実行委員会補助金の増などでございます。

101ページをお願いいたします。8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費2億6,729万8,000円は、前年度に比べ2億1,547万9,000円の増額となっております。増額の要因としましては、令和5年度当初予算が骨格予算でありましたことから、今年度は都市防災総合推進事業や社会資本整備総合交付金事業、単独改良事業などの事業費を計上いたしております。

105ページをお願いします。3項住宅費、2目住宅建設費23億6,370万1,000円は、前年度に比べ9億5,678万7,000円の減額となっております。減額の要因としましては、次のページの14節工事請負費で、建設型応急仮設団地を公営住宅として利活用するための木造仮設利活用住宅改修工事や敷地整備工事等の増、16節公有財産購入費で、今回計上いたしております東校区地区災害公営住宅購入費と令和5年度事業の相良町地区災害公営住宅購入費との差額による減などの増減によるものでございます。3目民間住宅対策費1億3,657万3,000円は、前年度に比べ8,039万円の増額となっております。増額の要因としましては、14節工事請負費で、大柿地区の集団移転に伴う大柿地区移転先宅地整備工事の増でございます。

108ページをお願いいたします。4項都市計画費、3目公園整備費3,415万3,000円は、前年度に比べ3,405万5,000円の増額となっております。こちらは、14節工事請負費の公園施設

改築等工事で、村山公園の長寿命化対策に伴う園路等の改築工事の増でございます。

109ページをお願いいたします。5目土地区画整理費12億9,510万7,000円は、前年度に比べ10億5,774万6,000円の増額となっております。これは、中心市街地地区及び青井地区の土地区画整理事業や都市再生整備計画事業等に伴うものでございまして、次のページの、12節委託料に測量設計、建物調査委託料などを、16節公有財産購入費に用地購入費を、21節補償、補填及び賠償金に補償費などを計上いたしております。

111ページをお願いいたします。9款、1項消防費、1目消防総務費4億6,272万1,000円は、前年度に比べ2,695万9,000円の増額となっております。これは、112ページの18節負担金、補助及び交付金の負担金で、人吉下球磨消防組合負担金で、高機能消防指令システム整備や本部中央署移転に係る事業費の増に伴う負担金の増が主なものでございます。

121ページをお願いいたします。10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費8,899万円は、前年度に比べ3,014万5,000円の増額となっております。増額の主なものとしましては、令和6年度の教科書改訂に伴うものでございまして、10節需用費の消耗品費に教師用の教科書等購入費を、次のページになりまして、17節備品購入費にタブレット等で使用しますデジタル教科書購入の増を計上いたしております。

131ページをお願いいたします。4項社会教育費、5目文化財保護費1億5,457万6,000円は、前年度に比べ7,655万5,000円の増額となっております。これは、132ページの12節委託料で、人吉城歴史館展示設備実施設計業務委託料の増や、14節工事請負費で、人吉城跡御館跡西側石垣修理工事の増などがございます。

136ページをお願いいたします。5項保健体育費、2目体育施設費1億2,160万2,000円は、前年度に比べ5,415万円の増額となっております。これは14節工事請負費で、人吉スポーツパレス小アリーナ特定天井落下防止対策工事でございます。

137ページをお願いいたします。6項学校給食センター費、1目学校給食センター運営費3億2,993万円は、前年度に比べ1億4,757万4,000円の増額となっております。これは、10節需用費の賄材料費におきまして、令和6年度から学校給食に係る経費を公会計化とするため、学校給食材料費を予算計上するものでございます。なお、食材費につきましては、保護者負担のうち、児童・生徒1人当たり月額約1,000円の助成を行ってきておりますけれども、昨今の物価高騰に伴う給食費の改定による増額分におきましても市で負担するものでございまして、児童・生徒1人当たり、給食費の約3割を市が負担するものでございます。

140ページをお願いいたします。11款災害復旧費、3項公共土木施設災害復旧費、3目公園施設災害復旧費1億3,875万3,000円は、14節工事請負費の過年災公共土木施設災害復旧工事で、中川原公園災害復旧工事でございます。4項文教施設災害復旧費、2目社会教育施設災害復旧費1億3,233万6,000円は、141ページの上の段になりまして、14節工事請負費で、人吉城歴史館災害復旧工事の増などがございます。

12款、1項公債費、1目元金27億6,569万円は、前年度に比べ4億1,402万6,000円の増額となっております。これは、くま川鉄道災害復旧資金貸付金の償還金の増や、令和2年災、令和3年災の単独災害復旧事業債の償還金などの増によるものでございます。

144ページをお願いいたします。14款予備費に6,745万9,000円を計上いたしております。

少し長くなりましたけれども、以上で、議第9号令和6年度人吉市一般会計予算案につきまして補足説明を終わります。

○市民部長（松尾和弘君）（登壇） 皆様、こんにちは。それでは、私のほうから、議第11号令和6年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算案について補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条は歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ39億1,815万9,000円とするものでございます。第2条の一時借入金につきましては、最高額を4億円と定めるものでございます。第3条の歳出予算の流用につきましては、各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。

予算書の2ページから4ページ、第1表歳入歳出予算につきましては、事項別明細書により、その主なものを説明させていただきます。

予算書の7ページをお願いいたします。歳入でございます。1款、1項国民健康保険税でございますが、1目一般被保険者国民健康保険税5億5,409万1,000円、及び2目退職被保険者等国民健康保険税24万6,000円は、歳出の国民健康保険事業費納付金の財源となるものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。5款県支出金、1項県負担金、1目保険給付費等交付金29億2,242万6,000円のうち、1節保険給付費等交付金（普通交付金）27億9,279万7,000円は、医療費等の支払の財源として県から交付されるものでございます。

10ページをお願いいたします。中ほどの、7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金3億3,037万6,000円のうち、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）1億5,011万6,000円は、低所得者に係る保険税軽減相当額を一般会計から繰り入れるものでございます。

11ページをお願いいたします。8款、1項繰越金、1目繰越金に1億500万円を計上いたしております。

次に、歳出でございますが、14ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1億1,183万9,000円は、国民健康保険担当職員の給与、諸手当等の人件費や、熊本県国民健康保険団体連合会が行います共同電算処理委託料のほか、15ページをお願いいたします、国保事務処理標準システム導入委託料などが主なものでございます。

飛びまして、17ページをお願いいたします。2款保険給付費、1項療養諸費は、医療費の支払などに要するものでございまして、療養給付費、療養費及び審査支払手数料等を合わせて24億1,454万5,000円を計上いたしております。

18ページをお願いいたします。2項高額療養費3億8,631万6,000円は、自己負担額が一定

の額を超えたときに、その超えた分を支給するものでございます。

次に、3項出産育児諸費、1目出産育児一時金1,500万円は、1分娩当たり50万円の30人分でございます。

20ページをお願いいたします。3款国民健康保険事業費納付金でございますが、こちらは、国民健康保険税などを財源として県に納付するものでございます。1項医療給付費分は6億5,396万4,000円を計上しております。2項後期高齢者支援金等分は1億9,001万8,000円を、21ページをお願いいたします、3項介護納付金分は6,756万6,000円を計上いたしております。

5款保健事業費、1項特定健康診査等事業費4,309万4,000円は、特定健康診査と、その結果により必要に応じて実施してまいります特定保健指導などに要する経費でございます。

以上で、議第11号令和6年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算案について補足説明を終わらせていただきます。

慎重審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○健康福祉部長（淵上麻美君）（登壇） 議員の皆様、こんにちは。私のほうからは、議第13号令和6年度人吉市介護保険特別会計予算案につきまして、補足説明をさせていただきます。

補足説明の前に、令和6年度から施行予定の第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画につきまして、去る2月8日に介護保険事業計画等策定・運営委員会から計画素案を答申いただきましたので、その概要を少し述べさせていただきます。

まず、計画期間は令和6年度から令和8年度の3年間でございます。計画の目指す姿を、「住みなれた地域で いきいきと輝ける 長寿を楽しむまち」と定め、この実現に向け、各施策に横断する考え方といたしまして、4つの基本理念と5つの基本目標のもと、取組を推進するものでございます。また、介護給付費及び地域支援事業費は、計画期間3年間の総額を約125億円と見込んでおり、介護保険料一月当たりの基準額は、第8期から増減なしの6,100円となっております。今後は、答申いただきましたこの素案を基に、本年度末までに計画を策定する予定としております。

それでは、予算の説明に入らせていただきます。予算書の1ページをお願いいたします。第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億9,796万5,000円とするものでございます。第2条は、一時借入金の最高額を2億円とするものでございます。第3条は、保険給付費各項間の流用について定めるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして主なものを御説明申し上げます。介護保険の予算は、事業運営に要する経費から国・県支出金などを差し引いた残りを介護保険料で賄うという仕組みになっております。したがって、予算の性格上、先に歳出から説明をさせていただきます。

少し飛びまして、14ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費6,360万6,000円は、介護保険関係職員の給料、職員手当や事務費が主なものでござい

ます。

15ページをお願いいたします。2項徴収費、1目賦課徴収費196万8,000円は、介護保険料の賦課徴収事務に係る経費でございます。3項、1目介護認定審査会費969万3,000円は、要介護等の認定を行う介護認定審査会委員の報酬などでございます。

16ページをお願いいたします。2目認定調査等費3,089万7,000円は、訪問調査員の報酬や、要介護認定等のために主治医が作成する意見書に係る費用などでございます。

17ページをお願いいたします。5項、1目趣旨普及費58万3,000円は、令和6年度からの第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画を、市民の皆様にお知らせするためのパンフレット購入の費用でございます。

2款保険給付費は、介護サービス費の支払に要する費用でございます。1項介護サービス等諸費は、要介護等1から5までの方を対象とする在宅サービスや施設サービス、ケアプラン作成などに係る費用でございます。18ページになりますが、1項の計36億1,253万5,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして1億2,177万9,000円の増を見込んでおります。2項介護予防サービス等諸費は、要支援1及び要支援2の方を対象とするサービスに係る費用でございます。19ページになりますが、2項の計9,167万9,000円を計上いたしております。3項高額介護サービス等費は、介護サービスを利用された場合の自己負担が一定の額を超えたとき、その超えた分を支給するものでございまして、合計9,939万7,000円を計上いたしております。

20ページをお願いいたします。5項特定入所者介護サービス等費でございます。施設サービスでは居住費や食費は利用する方の負担となりますが、所得の低い方への負担軽減措置といたしまして、限度額を超えた分について支給をするものでございまして、合計の1億2,264万7,000円を計上いたしております。

21ページをお願いいたします。5款地域支援事業費でございますが、1項、1目介護予防・生活支援サービス事業費7,866万9,000円は、介護予防・日常生活支援総合事業のうち、要支援者等が利用する訪問事業・通所事業等に係る費用でございます。前年度と比較いたしまして1,656万円の増を見込んでおります。

22ページをお願いいたします。2項、1目一般介護予防事業費は、65歳以上の一般介護予防に係る費用でございます。3,586万5,000円を計上いたしております。

23ページをお願いいたします。3項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費9,527万2,000円は、地域包括支援センターの運営費など、地域包括ケアシステムに係る費用でございます。

24ページをお願いいたします。地域包括支援センターにつきましては、人吉市社会福祉協議会に業務委託しておりまして、12節委託料に5,428万2,000円を計上しております。2目任意事業費1,310万5,000円は、25ページをお願いいたします。緊急通報体制等整備事業委託料

や、成年後見制度利用者の支援に係る費用などでございます。

続きまして、歳入予算を御説明いたします。前にお戻りいただきまして、7ページをお願いいたします。介護保険特別会計の歳出の大部分を占めます保険給付費等に要する費用の財源は、基本的にその半分を国・県・市による公費負担で賄い、残り半分を保険料などで賄う仕組みになっております。なお、介護保険料の水準は、3年ごとに策定する介護保険事業計画で見直していくことになっております。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料につきましては、先ほど御説明いたしました介護保険事業計画における介護保険料月額基準額6,100円を算定基礎といたしまして、現年度分特別徴収保険料と普通徴収保険料及び滞納繰越分普通徴収保険料を合計いたしまして、総額7億3,822万1,000円を計上いたしております。前年度と比較しまして2,167万6,000円の減と見込んでおります。主な要因としましては、被保険者の減によるものでございます。3款国庫支出金、1項国庫負担金は、介護給付費に対する国の負担金でございまして、7億841万3,000円を計上いたしております。

8ページをお願いいたします。2項国庫補助金、1目調整交付金は、市町村の財政力格差を調整するための交付金でございまして、3億4,092万円を計上いたしております。2目及び3目は、地域支援事業に対する交付金でございまして、2目介護予防・日常生活支援総合事業に2,482万1,000円、3目介護予防・日常生活支援総合事業以外に4,172万5,000円を計上いたしております。5目介護保険被保険者努力支援交付金は、4目被保険者機能強化推進交付金に加えまして、介護予防・健康づくりに資する取組を重点的に支援するための交付金で、589万7,000円を計上いたしております。

9ページをお願いいたします。4款、1項支払基金交付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料が、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございまして、1目介護給付費交付金10億6,100万2,000円は、介護給付費等に対する交付金でございまして、2目地域支援事業支援交付金3,350万9,000円は、地域支援事業に対する交付金でございまして、5款県支出金、1項県負担金は、介護給付費に対する県の負担金でございまして、5億6,872万円を計上しております。2項県補助金は、国庫補助金と同様に、地域支援事業に対する県の交付金でございまして。

10ページをお願いいたします。7款繰入金、1項一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金でございまして、1目は介護給付費に対して、11ページをお願いいたします、2目及び3目は地域支援事業に対して、4目は低所得者に係る保険料の軽減に対して、5目は職員給与や事務費に対して繰り入れるものでございまして、合計の6億8,302万円を計上いたしております。2項基金繰入金、1目介護保険介護給付費準備基金繰入金5,000万円は、介護保険料を軽減するために繰り入れるものでございまして。

以上で、令和6年度人吉市介護保険特別会計予算案の補足説明を終わります。

慎重審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午後 2 時15分 休憩

午後 2 時28分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○水道局長（山本繁美君）（登壇） 皆さん、こんにちは。それでは、私のほうから、まず水道事業、それから下水道事業の特別会計についての補足説明をいたします。初めに、議第14号令和6年度人吉市水道事業特別会計予算案につきまして、説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。第2条業務の予定量でございますが、給水戸数1万5,705戸、総給水量325万9,832立方メートル、1日平均給水量8,931立方メートルを予定しております。建設改良工事としましては、青井被災市街地復興土地区画整理事業に伴う配水管移設等工事のほか、原城配水池配水管布設工事、二次造成工事等を予定しております。第3条収益的収入及び支出、並びに、2ページになりますが、第4条資本的収入及び支出につきましては、後ほど予算実施計画明細書により説明申し上げます。第5条でございますが、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

3ページをお願いいたします。第6条でございますが、一時借入金の限度額を5,000万円としております。次に、第7条は各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。第8条につきましては、議会の議決を経なければ流用することができない経費としまして職員給与費8,949万5,000円、交際費5万円としております。次に、第9条は利益剰余金の処分でございますが、第4条資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の補填としまして297万5,000円を処分することとしております。第10条は棚卸資産の購入限度額を882万2,000円とするものでございます。

飛びまして、14ページをお願いいたします。債務負担行為に関する調書でございますが、上下水道料金徴収事務等業務委託料の限度額、予定額等を定めております。

再び飛びまして、19ページをお願いいたします。第3条収益的収入及び支出につきまして、予算実施計画明細書により御説明申し上げます。まず、収入でございますが、1款水道事業収益を5億4,327万2,000円としております。内訳は、1項営業収益5億2,313万9,000円で、これは水道料金、受託工事及び各種手数料でございます。前年度と比較いたしますと1,735万1,000円の増額で、水道料金の増が主な理由でございます。昨年度までは令和2年7月豪雨による減を考慮して低く見積もっていたため、今年度は増額となったものでございます。2項営業外収益の2,013万円は、3目長期前受金戻入が主なものでございます。

20ページをお願いいたします。3項特別利益3,000円は、存目でございます。

21ページをお願いいたします。支出でございますが、1款水道事業費用を5億1,229万

5,000円としております。その内訳でございますが、1項営業費用は4億8,564万円で、これは人件費、水源地及び配水池等の整備委託料、修繕費、動力費、減価償却費などでございます。

飛びまして、24ページをお願いいたします。24ページ下段から25ページの上段にかけて、これは委託料でございます、上下水道料金徴収事務等業務委託料などが主なものでございます。

26ページをお願いいたします。2項営業外費用の2,315万3,000円は、企業債利息及び消費税が主なものでございます。3項特別損失の50万2,000円は、過年度損益修正損などがございます。

27ページをお願いいたします。4項予備費は300万円を計上しております。

次に、28ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。まず、収入でございますが、1款資本的収入は1億8,929万円で、前年度と比較しますと1億821万5,000円の増額となっております。これは、配水施設等整備事業債や、被災市街地復興土地区画整理事業に伴う工事負担金の増が主なものでございます。

次に、29ページをお願いします。支出でございますが、1款資本的支出は4億1,112万9,000円を計上しております。その内訳でございますが、1項建設改良費の3億4,197万2,000円は、1目構築物費の1節一般改良工事、2節負担金工事、3節起債対象工事が主なものでございます。2項企業債償還金は6,615万7,000円で、前年度と比較しますと365万7,000円の減額となっております。

30ページをお願いいたします。3項予備費は、前年度と同額の300万円としております。

それでは、前に戻っていただきまして2ページをお願いいたします。資本的支出に対し収入が不足しますので、その補填財源としまして第4条の括弧書き、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億2,183万9,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,447万5,000円、当年度分損益勘定留保資金1億9,438万9,000円、繰越利益剰余金処分量297万5,000円で補填することといたしております。

以上で、議第14号令和6年度人吉市水道事業特別会計予算案の補足説明を終わります。

引き続き、議第15号令和6年度人吉市公共下水道事業特別会計予算案につきまして説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。第2条業務の予定量でございますが、接続戸数1万1,820戸、年間総処理水量382万7,390立方メートル、1日平均処理水量1万486立方メートルを予定しております。主な建設改良工事としまして、青井宝来排水区污水管渠布設替工事、青井地区污水管布設替工事その2、人孔蓋更新工事等を予定しております。第3条収益的収入及び支出、並びに、2ページになりますが、第4条資本的収入及び支出につきましては、後ほど予算実施計画明細書により説明申し上げます。第5条債務負担行為でございますが、

水洗便所等工事資金の債務不履行による損失補償及び水洗便所等改造資金利子補給金について債務負担を設定するもので、それぞれの期間と限度額を定めるものでございます。

3ページをお願いいたします。第6条企業債でございますが、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。第7条一時借入金の限度額を3億円と定めております。第8条各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。第9条議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費5,552万7,000円でございます。第10条他会計からの補助金といたしまして、一般会計から1億4,642万5,000円を受け入れるものでございます。

4ページをお願いいたします。第11条利益剰余金の処分でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の補填としまして7,419万3,000円を処分することとしております。

飛びまして、21ページをお願いいたします。収益的収入及び支出につきまして、予算実施計画明細書により説明申し上げます。まず、収入でございますが、1款下水道事業収益を14億1,138万5,000円としております。内訳としましては、1項営業収益が6億6,028万円で、これは下水道使用料及び他会計負担金等でございます。前年度と比較しまして1,597万5,000円の増額は、雨水処理負担金等の増収等を見込んでいるところでございます。2項営業外収益の7億5,110万2,000円は、2目他会計補助金及び3目長期前受金戻入が主なものでございまして、前年度と比較しますと2億1,852万1,000円の増でございます。

22ページをお願いいたします。3項特別利益3,000円は存目でございます。

次に、23ページをお願いいたします。支出でございますが、1款下水道事業費用を13億8,028万9,000円としております。内訳としましては、1項営業費用は12億9,766万1,000円で、これは、次の24ページ上段、15節委託料、人吉浄水苑等運転管理業務委託料や、20節の動力費、4目総係費の給料などの人件費、25ページ、15節の委託料及び、26ページになりますが、5目減価償却費などが主なものでございます。

同じく26ページ、2項営業外費用は7,762万6,000円で、これは企業債の支払利息及び消費税などでございます。

27ページをお願いします。3項特別損失の100万2,000円は、2目過年度損益修正損などでございます。5項予備費は400万円としております。

次に、28ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入でございますが、1款資本的収入を2億6,959万6,000円としております。内訳としまして、1項企業債、1目建設改良等企業債が1億3,690万円、2項負担金が199万5,000円、3項補助金が1億3,070万円、4項固定資産売却は存目でございます。

29ページをお願いいたします。次に、支出でございますが、1款資本的支出を7億2,433万3,000円としております。内訳は、1項建設改良費3億1,433万2,000円、これは、1目管

渠事業費 2億2,930万2,000円で、主なものは23節工事請負費としまして人孔蓋更新工事、青井地区及び紺屋町の区画整理事業に伴う污水管渠布設替工事等によるものでございます。

30ページをお願いいたします。2目ポンプ場事業費は1,028万1,000円でございます。3目処理場事業費は7,474万9,000円で、主なものは、31ページ、15節委託料、人吉浄水苑機械棟耐震実施設計その3委託料などでございます。2項企業債償還金は4億900万1,000円でございます。3項予備費は100万円といたしております。

前に戻りまして、2ページをお願いいたします。第4条の括弧書きでございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億5,473万7,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,318万3,000円、当年度分損益勘定留保資金3億6,736万1,000円、繰越利益剰余金処分額7,419万3,000円で補填することといたしております。

以上で、議第15号令和6年度人吉市公共下水道事業特別会計予算案についての補足説明を終わります。

○復興建設部長（瀬上雅暁君）（登壇） 皆様、こんにちは。私からは、報第2号についての説明をいたします。

議案書57ページをお願いいたします。報第2号和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告についてでございます。これは、地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年2月16日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告をするものでございます。

専決処分の内容について説明をいたします。議案書58ページをお願いいたします。件名は損害の賠償についてでございます。賠償の理由でございますが、令和5年9月28日午前9時30分頃、株式会社ゼロの車両運搬車が、車両を積載して市道岩清水十島線を相良村・錦町方面へ走行中、進行方向左側のり面から当該市道上に張り出していた樹木の枝が積載していた車両に接触し、当該車両が損傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

損害賠償の額は19万3,500円。賠償（和解）の相手方は、福岡市東区箱崎ふ頭5丁目9の21、株式会社ゼロ様でございます。

和解事項でございますが、紛争を将来に残さないため当事者双方は、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認するとしております。

以上で、報第2号和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告についての補足説明を終わります。

○議長（宮原将志君） 以上で、議第2号から報第2号までの提案理由等の説明は終了いたします。

ここで、お諮りいたします。

議第38号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更については、議会運営委員

長の報告にもありましたように委員会付託を省略し、直ちに審議及び採決をすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、直ちに審議及び採決することに決しました。

質疑を行います。

本件について、質疑はありませんか。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。井上光浩議員。

○9番（井上光浩君） 今回の予算計上に至りました経緯を、この公の定例会の場でお聞きをしておきたいと思えます。

○教育部長（小澤洋之君） 議員の皆様、こんにちは。

今回の西瀬コミュニティセンター新築建築工事に係る工事請負契約の議決内容の一部変更についてでございます。

契約金額は1億7,204万円でございました。それにつきまして、500万2,991円の増額をお認めいただくものでございます。

変更理由でございますけれども、1つは、工事の実績に合わせまして数量の変更を行ったものでございます。当初設計の数量よりも実績数量が多くなったために、工事金額が増額となったものでございます。

それから、2点目でございます。今後の施設運用及び維持管理等を考慮いたしまして、施工の追加、それから使用材料等の変更を行ったものです。主な内容といたしましては、外部鉄骨の防錆対策といたしまして亜鉛メッキ処理を行ったもの、それから、外壁材の腐食対策として、杉板縦張り仕上げをデザインサイディング、これは木目調に変更したもの、それから、体育館鉄骨部の結露防止対策として、換気口を追加いたしまして換気機能を向上させたもの、それから、施設内部のコンクリート壁面におきまして塗装仕上げを行うことにより、コンクリート面の結露抑制、美観保護を行ったというものでございます。こういった変更によりまして、総額で1億7,704万2,991円という工事額になったものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 9番。井上光浩議員。

○9番（井上光浩君） 今回、この質疑をしましたのは、委員会付託がございましたので3月定例会の中できちっとこの内容について質疑をしておかないと、公の言葉として残りません。議会としまして、公の場で議事録に残すということでお聞きをしてみた次第です。今回は説明が少し不足をされていたように感じております。

そこで、議会また委員会への事前説明もなく計上に至っておりますが、今後、工事費の変更等などにつきましては説明責任をきちっと果たしていただきたいと思えます。過去の

先輩方の執行部はそうされてきておりましたので、この点について発言を求めたいと思います。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

今回、契約変更ということで議案のほうを提出させていただきました。そこに至るまでの件についての御指摘かと存じております。このあたりにつきまして、また委員会等にも御相談をしながらということで、それぞれ事業の概要があるかと思っておりますので、その都度、委員会のほうに相談をして、議決に関わる分がございましたら、そういったところを御相談しながら進めてまいりたいと思います。

以上でございます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 9番。井上光浩議員。

○9番（井上光浩君） 今、総務部長からございましたので、今後、そのように対応していただきたいと思っております。決してこの事業については反対ではありません。未来永劫残っていたくような、西瀬校区の心のよりどころになっていただければというところで発言をさせていただきました。

以上です。

○議長（宮原将志君） ほかに質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。

議第38号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第38号は、原案可決確定いたしました。

○議長（宮原将志君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時56分 散会

令和6年3月第2回人吉市議会定例会会議録（第2号）

令和6年3月5日 火曜日

1. 議事日程第2号

令和6年3月5日 午前10時 開議

- | | | |
|-------|-------|---|
| 日程第1 | 議第2号 | 令和5年度人吉市一般会計補正予算（第11号） |
| 日程第2 | 議第3号 | 令和5年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第3 | 議第4号 | 令和5年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第4 | 議第5号 | 令和5年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第5 | 議第6号 | 令和5年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第6 | 議第7号 | 令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号） |
| 日程第7 | 議第8号 | 令和5年度人吉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第8 | 議第9号 | 令和6年度人吉市一般会計予算 |
| 日程第9 | 議第10号 | 令和6年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算 |
| 日程第10 | 議第11号 | 令和6年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第11 | 議第12号 | 令和6年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第12 | 議第13号 | 令和6年度人吉市介護保険特別会計予算 |
| 日程第13 | 議第14号 | 令和6年度人吉市水道事業特別会計予算 |
| 日程第14 | 議第15号 | 令和6年度人吉市公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第15 | 議第16号 | 令和6年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算 |
| 日程第16 | 議第17号 | 令和6年度人吉市公共用地先行取得事業特別会計予算 |
| 日程第17 | 議第18号 | 人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議第19号 | 人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第19 | 議第20号 | 人吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第20 | 議第21号 | 人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第21 | 議第22号 | 人吉市地域公共交通会議条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第22 | 議第23号 | 人吉市公民館条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第23 | 議第24号 | 人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程第24 議第25号 人吉市カルチャーパレス条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議第26号 人吉市子ども・子育て基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議第27号 人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議第28号 人吉市老人福祉センター条例を廃止する条例の制定について
- 日程第28 議第29号 人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議第30号 人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議第31号 人吉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議第32号 人吉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議第33号 人吉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議第34号 人吉市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議第35号 人吉市水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議第36号 人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議第37号 人吉市営住宅条例及び人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第37 議第39号 市道路線の認定について
- 日程第38 議第40号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第39 議第41号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第40 報第2号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分報告について
- 日程第41 一般質問
1. 大塚 則 男 君
 2. 本村 令 斗 君
 3. 池田 芳 隆 君

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり

3. 出席議員（16名）

1番	川上	紗智子	君
2番	松村	太	君
3番	徳川	禎郁	君
4番	池田	芳隆	君
5番	牛塚	孝浩	君
6番	宮崎	保	君
7番	大塚	則男	君
8番	平田	清吉	君
9番	井上	光浩	君
10番	豊永	貞夫	君
11番	西	信八郎	君
12番	村上	恵一	君
13番	本村	令斗	君
14番	田中	哲	君
15番	福屋	法晴	君
16番	宮原	将志	君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松岡	隼人	君										
副	市	長	迫田	浩二	君									
教	育	長	志波	典明	君									
総	務	部	長	永田	勝巳	君								
復	興	政	策	部	長	浦本	雄介	君						
復	興	政	策	部	政	策	統	括	監	井	福	浩	二	君
市	民	部	長	松	尾	和	弘	君						
健	康	福	祉	部	長	瀧	上	麻	美	君				
経	済	部	長	溝	口	尚	也	君						
復	興	建	設	部	長	瀬	上	雅	暁	君				

復興建設部長 (復興担当)	若杉久生君
総務部次長	立場康宏君
総務課長	那須裕史君
秘書課長	上村英明君
水道局長	山本繁美君
教育部長	小澤洋之君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	栗原亨君
庶務係長	平山真理子君
議事係長	栗須順也君
書記	税所昭彦君

午前10時 開議

○議長（宮原将志君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。本日は、議案質疑及び一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程第1 議第2号

○議長（宮原将志君） それでは、これより質疑を行います。

なお、質疑でございますので一般質問にならないように、また、要望はお控えいただきますようお願いいたします。

まず、日程第1、議第2号令和5年度人吉市一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第2 議第3号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第2、議第3号令和5年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第3 議第4号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第3、議第4号令和5年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第4 議第5号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第4、議第5号令和5年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。
本案についての質疑を終了いたします。

日程第5 議第6号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第5、議第6号令和5年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。
本案についての質疑を終了いたします。

日程第6 議第7号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第6、議第7号令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。
本案についての質疑を終了いたします。

日程第7 議第8号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第7、議第8号令和5年度人吉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。
本案についての質疑を終了いたします。

日程第8 議第9号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第8、議第9号令和6年度人吉市一般会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）
8番。平田清吉議員。

○8番（平田清吉君） 皆さん、おはようございます。8番議員の平田清吉でございます。これから、議第9号令和6年度人吉市一般会計予算について質疑を行います。

令和6年度の人吉市の一般会計の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ216億1,188万

1,000円となっておりますが、今や人口減少や高齢化は、本市のみならず全国の地方自治体が抱える問題であり、大きな課題ともなっております。この人口減少や高齢化は、本市の歳入、自主財源に影響は与えていないか、また、本市が過疎対策の地域指定を受けてから、国・県等からの歳入、依存財源に影響は受けていないかお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君） 皆様、おはようございます。それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

先ほど議員のほうから、令和6年度一般会計当初予算の額をお話しいただきましたけれども、令和5年度の当初予算は204億1,592万3,000円でございますけれども、こちらと比較して少しお答えをさせていただければと思います。

本市の歳入につきましては、市税や使用料及び手数料などの自主財源が、令和6年度当初予算は31.4%で、前年度が29.5%で1.9%の増、地方交付税や国・県支出金、地方債などの依存財源が68.6%、前年度が70.5%で1.9%の減となっております。自主財源がわずかに増えておりますけれども、依然として約7割が依存財源という状況でございます、財政力の弱い歳入構造には変わりがないところでございます。

次に、自主財源のうち、市税が前年度比で3,755万円の増となっております。これは、国の経済対策に伴います市民税個人の定額減税分を減収と見込み、固定資産税では令和5年度の家屋や償却資産の伸び等を勘案し増収を見込んだものでございまして、歳入構造における市税の割合は16.7%、こちらは前年度が17.5%で0.8%の減となっております。また、依存財源のうち、地方交付税は前年度比で5,880万円の増となっております、これは普通交付税における物価上昇影響分の増や災害復旧事業等に係る公債費の交付税算入分の増、特別交付税では、災害復旧復興に伴います中長期派遣職員の人件費の減を見込んだものでございます。歳入構造における地方交付税の割合は23.3%、前年度が24.4%で、こちらは1.1%の減となっております。

同じく、市債につきましては、前年度比で4億1,500万円の増となっております、こちらは被災市街地復興推進事業に係ります社会資本整備総合交付金事業債などの増でございまして、歳入構造における市債の割合は8.9%、前年度が7.3%ということで1.6%の増となっております。市債につきましては、自主財源が乏しい財政構造でもございますので、インフラ整備やハード整備に関しては市債に頼らざるを得ない状況となっております。

予算全体としまして、令和6年度当初予算案編成におきましても財源不足が生じておりまして、事業の取捨選択や財源の確保に苦慮しながら編成を行いました結果、不足する財源を財政調整基金等から繰り入れているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 8番。平田清吉議員。

○8番（平田清吉君） 令和2年7月豪雨災害から既に3年8か月を経過しようとしています

が、本市では豪雨災害以前から、地域の生活改善のための要望書や依頼書の提出があつてい
ると思います。特に、早急なる災害対策の整備についても要望があつているかと思ひます。
しかも、ライフラインの老朽化の整備は深刻化を増すばかりですが、これまでの復旧復興へ
の継続事業以外に、市民の生活改善等への新たな取組はないのかお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

令和6年度の歳出の予算に関する質疑かと存じます。当初予算につきましては、開会日で
予算の補足説明ということで概要等は申し上げさせていただきましたけれども、その分と重
なる部分もあろうかと思ひますけれどもよろしくお願ひいたします。

令和6年度の当初予算案を令和5年度と比較し、また、こちらも御説明をさせていただき
たいと思ひますけれども、令和5年度が骨格予算でございましたので、前年度と比較します
と、投資的経費、特に災害からの復興事業が伸びているところでございます。議員がおっし
ゃった、日常的な予算につきましては前年同様、当初予算のところから予算措置をしており
ますけれども、今年度は復興関係の事業が伸びているというところでございまして、今回、
予算計上をしております主な復興事業は、8款土木費の木造仮設利活用住宅整備事業が4億
8,938万3,000円でございます。それから、避難路整備事業、事業費として1億2,873万円、
中心市街地地区及び青井地区の土地区画整理事業や都市再生整備計画事業に11億9,809万
2,000円を予算計上いたしております。

また、令和5年度からの継続事業としましては、継続費を設定しております8款土木費の
東校区地区災害公営住宅整備事業や、11款災害復旧費で中川原公園災害復旧事業、3款民生
費でひまわり保育園の移転新築工事に対します就学前教育・保育施設整備交付金事業補助金
などがございます。

新規事業としましては、10款教育費で、令和6年度から学校給食に係る経費を公会計化と
するため、学校給食食材費として1億3,201万円を予算計上いたしております。そのほか、
11款災害復旧費で、令和2年7月豪雨で被災しておりました人吉城歴史館の災害復旧工事も
予算計上しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 8番。平田清吉議員。

○8番（平田清吉君） 以上で、議第9号令和6年度人吉市一般会計予算の質疑を終わります。

○議長（宮原将志君） ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第9 議第10号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第9、議第10号令和6年度人吉球磨地域交通体系整備特別

会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第10 議第11号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第10、議第11号令和6年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第11 議第12号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第11、議第12号令和6年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第12 議第13号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第12、議第13号令和6年度人吉市介護保険特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第13 議第14号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第13、議第14号令和6年度人吉市水道事業特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第14 議第15号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第14、議第15号令和6年度人吉市公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第15 議第16号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第15、議第16号令和6年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第16 議第17号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第16、議第17号令和6年度人吉市公共用地先行取得事業特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第17 議第18号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第17、議第18号人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第18 議第19号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第18、議第19号人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第19 議第20号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第19、議第20号人吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第20 議第21号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第20、議第21号人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第21 議第22号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第21、議第22号人吉市地域公共交通会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第22 議第23号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第22、議第23号人吉市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第23 議第24号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第23、議第24号人吉市コミュニティセンター条例の一部を

改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第24 議第25号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第24、議第25号人吉市カルチャーパレス条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第25 議第26号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第25、議第26号人吉市子ども・子育て基本条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第26 議第27号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第26、議第27号人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第27 議第28号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第27、議第28号人吉市老人福祉センター条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第28 議第29号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第28、議第29号人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第29 議第30号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第29、議第30号人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第30 議第31号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第30、議第31号人吉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第31 議第32号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第31、議第32号人吉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第32 議第33号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第32、議第33号人吉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第33 議第34号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第33、議第34号人吉市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第34 議第35号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第34、議第35号人吉市水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第35 議第36号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第35、議第36号人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第36 議第37号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第36、議第37号人吉市営住宅条例及び人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第37 議第39号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第37、議第39号市道路線の認定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第38 議第40号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第38、議第40号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第39 議第41号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第39、議第41号公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第40 報第2号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第40、報第2号和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分報告についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

○議長（宮原将志君） 以上で、議第2号から議第37号まで、及び議第39号から報第2号までの40件についての質疑を終了いたします。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時35分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第41 一般質問

○議長（宮原将志君） それでは、これより一般質問を行います。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君）（登壇） おはようございます。7番議員の大塚則男です。質問の前に、今年1月早々の能登半島地震においてお亡くなりになりました皆様に御冥福を申し上げますとともに、被災されました全ての皆様に心よりお見舞いを申し上げます。一日も早く復旧復興が進み、安心・安全な日常生活が取り戻せますことを願っています。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

今回通告しましたのは、1点目、プロポーザル方式での選定の検証については、主に東校区九日町・大工町買取型災害公営住宅の選定と、それに伴う情報開示請求について、2点目、災害公営住宅入居要項・維持管理について、及び市営住宅の今後の修理などを含んだ管理についてお尋ねします。

1点目の、プロポーザル方式の検証についてですが、入札には一般競争入札、指名競争入札、随意契約と3種類の契約方式があり、価格が安いことが重視される入札方式ではないかと思えます。これに対して、プロポーザル方式は、企画力、高い技術力、提案重視の入札方式で、発注者の課題に合わせて業者が企画書を作成し、発注者の意向に沿う企画を提示し契約が交わされるのがプロポーザル方式の特徴ではないかと思えます。プロポーザル方式のメリットは、時間、費用、労力などの負担を軽減して、発注者と提案者の共同事業となり、発注者の要望を反映しやすく、一定の利益を確保できるとあります。

その一方で、デメリットは、ある程度の経験と実績も必要であり、提案書作成に費用と時間を要することや、信頼関係が必要としながらも、評価基準が曖昧な点などがあり、選定結果など、市民からしますと分かりにくくブラックボックス的な面もあるように思えます。

そこで、まず、令和元年以降、建設事業関連においてプロポーザル方式を用いて業者選定された件数は何件か、その中で情報開示されたのは何件かお尋ねします。また、プロポーザル方式に参加された市内の事業者、市外の事業者の件数と、最終的に採用された市内・市外の事業者数についてお尋ねします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） 皆さん、おはようございます。それでは、お答えをいたしま

す。

復興建設部における令和元年度以降のプロポーザル実施件数は、令和3年度に1件、令和4年度に5件、合計6件でございます。

内訳は、住宅政策課所管が2件、市街地復興課所管事業が4件でございます。そのうち、公文書の開示請求がなされ開示したものは、住宅政策課所管事業の災害公営住宅相良地区と災害公営住宅東校区地区の2件でございます。

次に、これらの6件のプロポーザルに対しまして参加した市内の事業者数は、延べ8者、市外の事業者数は延べ6者、採用された市内の事業者は2者、市外の事業者が4者でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 今の答弁の中に、情報開示についてはどうされたのか、あっているのか、なかったのか、お尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

情報開示請求の申請がなされて開示をしたものが、住宅政策課所管事業の災害公営住宅相良地区と災害公営住宅東校区地区の2件でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 市全体を考えますと、プロポーザル方式というものは数多くあると思うんですね。僕は、プロポーザルは悪いとかそういう意味ではなくて、やはり必要なものはあると思うんです、それをやっていかないといけないことはあると思うんですけれど、市長もよく言われていますように、やっぱり人吉市のお金は人吉市で回そうと、よそに出したくないと。例えば買物もそうですよね、大型店で買えば、全部、本部は九州なんですね。だから、人吉市のお金は人吉市で回そうということを考えますと、やはり、できるだけ地元の業者をお願いしたい。不可能なものもあると思うんですけれど、やはり一般競争入札にしましても、例えばプロポーザルにしても、まずは市内の事業者ということを念頭に置いて、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますのでよろしく申し上げます。

次に、議会として、執行部からプロポーザル方式で行いたいとの提案を受け、東校区の災害公営住宅は認めていますので、私がここで行政だけを指摘するのは違っているかもしれません。しかしながら、令和4年3月末には審査決定したにもかかわらず、議会に対して報告があったのは、議会から4月12日に全員協議会をお願いしたときに初めて説明がなされました。当該地区の皆様にも情報が伝わらない中、新聞報道等が先になり混乱が起こり、5月に地域の皆様の要求があり、説明会が行われました。既に、この時点で当該地区の皆様は不信任感を抱かれ、問題が大きくなっていったわけです。今回の東校区災害公営住宅建設について

は、説明不足、地域住民無視の行政の進め方などを考えますと、今回のプロポーザル方式が適切であったのか、今後のためにも行政はしっかりと検証する必要があるのではないかと思います。このことについてはどのようにお考えかお尋ねします。また、3月1日に、人吉市民312人からなる市民団体から復興住宅差し止め訴訟が出されていますが、このことについてもどのように受けておられるのかお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

人吉市買取型災害公営住宅土地建物提案型整備事業東校区地区の選定につきましては、適切に実施されたものと私たちは認識をしております。また、住民訴訟につきましては、まだ訴状が届いていないところでございますので、お答えについては控えさせていただきたいと思っております。

以上、お答えをいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 今、復興建設部長は適切であったというお考えのようですが、でしたら、なぜこれだけ大きな問題に発展したかということなんですね。それと併せて、今、もう既に基礎工事は始まっていますが、今でもやはり市民の方は疑問視されています。こういったことを考えますと、本当に理解をしていただいてこの工事が進められていくのか。なかなか気持ち的にもやもやしたものをずっと市民の方は持っていらっしゃるんですね、その中で進めていくということは、今回のプロポーザル方式のやり方が、私はどうだったのかとずっと疑問を持っております。もちろん市民の方もそうだと思います。ですから、適切であったと私は思いたくありません。

そこで、市長にお尋ねしたいんですが、先ほど部長は今回の訴訟についてはまだ何も出ていないから、ここで述べられませんということなんですけど、市長御自身はどのように受け止めておられるか、もし、今回の訴訟について何かありましたらお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） 皆さん、おはようございます。お答えをさせていただきます。

私につきましても、やはり、住民訴訟につきましては、訴状が届いておりませんのでお答えを控えさせていただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 手元に届いてないということでお答えいただけませんが、これも、やはり、今回の災害公営住宅建設について、そういった不信感、疑問をお持ちだから起きたことですので、ここはしっかりと行政のほうは受け止めていただきたいと思います。

プロポーザル方式による、九日町・大工町の災害公営住宅ですが、私もこのことについてはこれまで質問をしております。また、市長御自身、今議会冒頭、市長の所信として、土地建物買取型災害公営住宅整備事業につきましては、1月16日に安全祈願祭を執り行い、同月

20日には近隣住民の皆様に対して、工事内容や工事期間中の安全対策などに関する説明会を開催しております。期間中は安全対策など徹底しながら、今年12月末の工事完了に向け事業を進めてまいりますと述べておられます。

昨年12月議会において議決されたとはいえ、市民の皆様から疑問や不信感など多くの問題点が示されるなど、建設反対運動も起きてしまいました。そのようなことから、職員の皆様も大変な御苦勞があったと考えます。近隣住民の皆様や問題提起されました市民の皆様の心情を考えましたとき、市長所信としてわずか4行で済まされることについては、思いやりの心、被災された皆様に寄り添い、誰一人取り残さないと日々述べられている市長のお姿から考えますと、非常に残念でなりません。この件については、私自身、昨年6月議会以降、市民の皆さんから疑問点、問題点などをお聞きし、一般質問を行ってまいりました。結果として、昨年12月議会において議決がなされ、現在、建設に向けた基礎工事が進められています。考えてみますと、提案いただきました3事業者については、それぞれにすばらしい買取型災害公営住宅案が示されたものと考えています。しかしながら、なぜ建設反対運動が起きてしまったのか、また、全国的に類を見ないほどの短期間で2,840名の反対署名活動が展開されたのか、さらに723名の住民監査請求が起きてしまったのか。市の監査委員からも、説明不足であり、一度立ち止まる必要があったのではないかと、説明責任を果たすことなどの指摘もあっています。

そこで、お尋ねしますが、反対運動、住民監査請求、監査委員からの指摘などがなされたことについて、どのように受け止めておられるのかお尋ねします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

住民監査請求に基づく監査結果の中で、監査委員のほうから意見が述べられておりますが、執行部といたしましては、監査委員からの、引き続き説明責任を果たすこと、住民間に禍根が残らないよう、という指摘を真摯に受け止めまして、行政に対する不信感や疑問を払拭できるよう最大限に配慮しながら事業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 禍根が残らないように丁寧に進めていきたいということなんですけど、私が質問を始めた頃からずっと、地域の方をはじめ、市民の方もすごくいろんな複雑な思いなんですよ、疑問があったり、問題点があるのに、なぜだろうかということで、私も会うたびによくお聞きするんです、なぜなんだということ。やはり、こういった根深い不信感がありますので、今おっしゃっていただいたように、お一人お一人に丁寧な説明をしていただきたいし、やはり、まず大事なことは、地域の方に何とか間違っていないということを立証できるような方策をとっていただきたいと、私はそう思います。なかなか難しいかと思いますが、ぜひ、市民の方が理解されるような、安心できるような方法を考えていただきたい

と思います。

次に、土地鑑定評価についての審査委員の受け止め方についてお尋ねします。この事業者募集要領にありますように、基本的な考え方として低廉で良質な住宅などが提供されることを優先するとあります。ならば、審査を行う際、鑑定は必要とは思いますが、指名されました6件分の不動産鑑定評価、人吉市が依頼したものなんですけど、令和4年11月25日に鑑定評価書の提出をされました。期限を令和5年1月27日とされています。納品されたのが令和5年1月20日です。そうなりますと、第1回の審査委員会においては鑑定評価書は存在しない中で審査が行われ、令和4年12月13日に3者とも失格になっています。

お尋ねしますが、1回目の審査の中で鑑定評価書は必要とされなかったのか、令和4年11月に評価鑑定を依頼されていて、その時点で納品は令和5年1月27日とされています。第1回の審査には資料として提出できないことになります。ならば、令和5年1月20日以降、どのような形で評価鑑定書を、誰が参考にされたのか。また、令和4年、失格になった3者は、令和5年に再提出されましたが、土地の変更、建物変更などはあったのかお尋ねします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

1回目のプロポーザルにつきましては、令和4年12月13日に応募受付を締め切り、第1段階審査として、事務局による適格審査を実施しておりますが、応募があった3者については、それぞれの理由から3者とも失格となったところでございます。そういうことで、令和4年12月下旬に予定しておりました選定委員会による審査は中止となったところでございます。

議員御指摘のとおり、土地鑑定評価書は令和5年1月16日に製本されたものが納品されておりますが、鑑定士による土地評価の算定は事前に済んでおりまして、その土地評価額をもって選定委員による審査会を開催する予定でございました。しかしながら、前述のとおり、審査会が中止となりましたので、1回目のプロポーザルにつきましては土地評価額を用いた審査は行われていないというところでございます。

次に、2回目のプロポーザルの際に提出された提案書の内容が、1回目とどのように変わっているかという御質問でありますが、1回目の募集要領につきましては、整備戸数を55戸としておりましたが、2回目の募集要領においては、整備戸数を45戸へと見直し再募集をいたしましたので、提出された提案の内容は1回目と同様の敷地において、配置計画、住戸計画などの内容が変更されたものが提出されております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 今の答弁の中で、第1段階として、事務局にて適格審査を行ったということなんですけど、これは何月何日にされたんでしょうか。また、それぞれの理由からということをお述べられましたが、それぞれの理由とは、以前もお聞きしたと記憶するんですけど、すみません、もう一回、どういった理由だったのか教えてください。それから、土地の

鑑定評価、算定は事前に済んでいるということなのですが、これはいつの時点で済んでいるのか。この3点についてお尋ねいたします。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時33分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） 時間をいただき申し訳ございませんでした。では、お答えをいたします。

まず、適格審査の日でございますが、令和4年12月13日でございます。

それから、第1次募集時における3者の失格の理由でございますけれども、これは、さきの9月の議会において大塚議員から質問をいただいておりますので、そのときと同様の回答をさせていただきますが、失格事由につきましては、1次審査において、3者のうち2者が売買価格の適格審査にて不適格のため失格、残り1者は、基本的事項の適格審査にて不適格のため失格となっております、といった答弁をいたしております。

それから、評価について、いつ済んでいるのかということでございますが、これの実施調査日は令和4年12月1日となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 今、答弁をいただきありがとうございます。ただ、今の中で、鑑定士による土地評価の算定は事前に済んでいるということなのですが、ということは、私は手元にいただいているんですけど、市が依頼した鑑定書は必要なかったのかと思うんですね。これがどう生かされたか分かりませんので、これは後ほどお伺いいたします。

また、ちょっとここでお尋ねしますが、この事業者募集要領では、令和4年9月7日から10月31日までが事前相談の期間、その後は一切事前相談は受け付けないと理解してよろしいのでしょうか。そのことをお尋ねしたいと思います。また、私としては、そうなりますと、10月末までに3者とも全ての書類がそろっていないとおかしいんじゃないかなという気がするんですけど、そのことについてもお尋ねいたします。また、評価鑑定そのものが、土地鑑定ですけど、業者から指名されたものを市が受けて鑑定依頼されると思うんですよ、この考えでいいのかお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） まず、1点目でございますが、期限後の相談につきましては受けておりません。書類につきましては、供給計画認定申請書の提出は令和4年12月13日までとなっておりますので、その日までにそろえて提出をいただくということになっております。

それから、鑑定につきましては、当然ながら向こうから土地を示された上で鑑定をするということになっております。

以上でございます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 部長、その場合に、その土地そのものは建設される業者の土地でなくても、全く別の方の土地でもいいということなんでしょうか。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えいたします。

土地につきましては、市のほうが直接買収をいたしますので、どこの名義の土地でも構わないということになります。ただし、12月13日までに供給計画認定申請書を提出いただきすけれども、そのときには土地の売買について同意書を添付していただくということになっております。

以上でございます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 確認しますが、ということは、そこが他人の土地であっても、業者の方がそこと交渉をして、ここに建てますよと許可を取って、それを12月13日までに出すならばいいということなんでしょうか、そういうことですか。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

はい。そのやり方が、土地建物提案型という形です。土地も提案していただいて、その上で建物を建ててください、そして、それを市が買い取りますというものがそのやり方でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 今、答弁いただきました。ただ、申し訳ないんですけども、自分としては10月31日が期限と思っていましたので、それが過ぎた後、市のほうは11月25日に土地鑑定依頼を出されているんですよ。1か月の間があるんですね。どうして間を空けたのかという疑問と、もう1点は、その間に土地の所有権が移転しているんですよ、11月7日に。だから、そういったことを見たときに、11月25日まで待たなくてはいけなかったのかと、自分の中であがった見方で申し訳ないんですけど、私はそういうふうと考えてしまったわけなんです。今お聞きしますと、確かに12月13日でしょうけど、でも、このときに限って、このような移転があるのは、私はちょっといかななものかなという気がしてなりませんので、ここはお答えはないかもしれませんが、私が調べた中ではそういった疑問が残るところです。どうして、鑑定書を出すのに11月25日まで延びてしまったのか。確かに3者そろわないと出せないかもしれませんが、それが1つ。

先ほど部長は、12月13日が最終提出と言われました。でも、これは11月25日に出ているん

です、既に鑑定依頼は出ているんです、待たずして。ということは、3者が出すのがこれで決まっていると思うんですよね。そうでしょう、11月25日に決まっているんです。鑑定依頼が出ているということは、そこをお願いしますということで出ているんですよね。それを市長がもって鑑定を頼んでいるということです。それはいいです。

次に、この鑑定評価書を僕は見たんですけど、確かに表には災害公営住宅整備事業と書いてあります。でも、実は6件も出ているんです。その中の大工町と九日町は、鑑定評価の依頼目的が人吉市が施工する紺屋町被災市街地公共施設整備事業のためとなっているんです。こうなっているのは、九日町と大工町の2か所なんです。あとの鶴田町や願成寺町ははっきりと書いてあります、災害公営住宅の建設のためとなっているんです。どうして、この2件だけが公共施設となっているのかと疑問があるんですね。普通、公共施設といえば公民館とか図書館とか保健所とかそういった、皆さんが利用するものと僕は思っているんです。それに災害公営住宅は該当するのかどうかお尋ねしたいんですけど。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

災害公営住宅が公共施設かどうかというお話でございますが、当然、市が買い取る災害公営住宅でございますので該当するものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 今、部長は該当するとおっしゃったから該当するんだろうと思うんですけど。私もちょっと調べましたら、公共団体が造り、維持している施設ということで、公立図書館、公民館、保健所、消防署、公園などがあると書いてあるんです。国民の幸福や安全のために設けられたものであるとなっておりますので、広く解釈するとそうかもしれませんけど、私はなぜ、ここの2か所だけ公共施設とされたのか、東校区災害公営住宅ということでされたらよかったのに、ここの2か所だけ別にされたのか、そこがちょっと疑問が残ったところです。

もう1点は、評価書の最後のほうを見ますと、対象不動産の再有効使用の判定ということで、近隣地域における標準的使用と同様、低層店舗の敷地として使用することと判定したとあるんです。このことは、多分、審査員の副市長も御存じの上で審査されたと思うんですが、この判定結果は1月20日には分かっているんですね。私ども議会は誰も知らなかったんですけど、これは議会に対しては伝えなくてもよかったのかなという思いと、これが本当に審査される中で取り上げられたのかなという疑問があるんですけど、これは部長、どう思われますか。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

土地鑑定評価書につきましては、審査会の俎上にはのせておりませんので、これにつきましては特に考慮されたということはありません。

以上、お答えをいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） それは確かにおっしゃるとおりです。でも、鑑定書の、例えば目的依頼、この2つだけ違うのはどういうふうを受け止められますか。公共施設と書いてあるのも、あと4か所が災害公営住宅と書いてあるのも同じと思われますか。それとも、何で別々にしたのか、何か理由があるのでしょうか。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

特に理由はないと思っております。事務的な手続の中で、そのような書き方をしてしまったということになるかと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 後、先になるかもしれませんが、私は災害後、一部の方から図書館を造ってくれとか、あるいは歴史文化館を造ってくれとかいろいろありました。そういったこともくろんでこのような表記をされたのかなとも受け止めたんですよ。ただ、時期的には、もう既に災害公営住宅を造るということは分かっていますので、私はこの表記は事務的ミスかもしれませんが、同じようにすべきだったんじゃないんですか、私はそう思います。分けることが何で必要だったのかと、私は小さいことにこだわるものですから勘ぐってしまうんですよ。だから、やっぱり同じように災害公営住宅とされるのがよかったんじゃないんですか、私はそう思っています。

結果として、何が争点になったか考えますと、買取型災害公営住宅そのものでなく、プロポーザル方式による事業者選定委員3名がお決めになった建設場所に対して市民の皆様が問題視され、疑問点などが大勢を占めてしまったのではないかと思います。行政は今年1月20日、東小学校体育館においての説明会では、新たな説明会は行わないとされたようですが、建設業関係者のみで、去る2月9日午後1時から、丸昭建設工事現場事務所において住民向け説明会がなされました。市民の皆様から出た意見のほとんどが、環境問題、工事車両の進入に関する事、安全対策に関する事でした。中でも、そもそも、なぜ、この浸水した場所を候補地にされたのかという意見に対して、同席されていました設計担当の方は、「街のにぎわいのことを考えて」と述べておられました。これに対して、市民の方から「設計士が答えることではないでしょう」との意見もありました。また、この説明会になぜ行政は参加していないのか、疑問の声もあっていました。最後に、印象的だったのが、工事車両の進入路方向の提案に対して疑問が起こり、その場において進入路変更がなされました。そこで1人の方が述べられましたこと、それは「皆さん、車の進入路変更だけで納得されるんですか。実際はこの場所に建設してほしくないんでしょう」と述べられ、拍手が起きていました。

審査委員の評価点集計表の定住的事項のどの項目において、狭隘な道路事情、工事着工時の安心・安全など、どのように採点されたのか理解できません。私は、これまで幾度となく一般質問時に述べてきました。評価点集計表にあります入居者間や周辺住民とのコミュニティに関する配慮の視点について、3人の審査委員は10点満点を出されています。また、景観や周辺環境との調和についての項目は8点、団地全体の配置計画などに関する配慮については8.67点と、高得点の評価をされています。このような採点結果を市民の皆様、御理解をされておられるのでしょうか。このことについても明確な説明がなされるべきだったと考えますが、どのようにお考えかお尋ねします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

人吉市買取型災害公営住宅土地建物提案型整備事業東校区地区の事業者選定につきましては、適切に実施されていると考えておりますし、評価結果につきましても公表しているところでございます。

また、これまで開催いたしました住民説明会等におきましても、選定理由、それから市の考え等については御説明をしております。令和5年6月定例議会一般質問におきまして、選定委員の1人であります迫田副市長から、選定委員会で審査するに当たり、着目した点、どのような考えで審査を行ったかなど答弁をしております。

以上のことから、市としましては、選定委員からの説明については特に実施をしていただくという考えはないというところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 私も3名の選定委員の総合評価を見ました。6月議会で副市長の答弁もいただきました。しかしながら、市民の皆様から納得いただけるものではなかったと思います。選定委員会審査の内容についても、当初はのり弁のような回答であり、スムーズな情報公開とはとても言えませんでした。その後、情報公開請求があり、集計結果が明らかになったわけです。私は、市長から委嘱を受けた3名の選定委員の方はしっかりと責任を持って審査されたものと思っています。ですから、建設場所が浸水地であったにしても、様々に議論を重ね、入居者の安心・安全、現場確認、近隣地域の状況、市の住宅条例なども確認した上での結論を出されたと思います。ならば、その経過と、そこに至った理由を明確に説明すべきであったんじゃないかと私は思います。審査された方と市民の皆様の説明された方が違っている、いうなれば事務方と現場の方であったと考えます。今回のように、人吉市始めて以来だと思いますが、多くの市民の皆様が疑問や問題点を指摘されていきましたので、理解していただくためにも審査を行った審査委員が分かりやすく、丁寧な説明をすべきであったと思っています。

そのような中で結果的に、市が提示したプロポーザル方式による買取型災害公営住宅は、

被災された皆様の日でも早く安心・安全な生活確保のための整備事業でしたが、入居時期が大幅にずれ込んでしまいました。このことについてはどのように受け止めておられるのかお尋ねします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

市では、生活再建や住まいの再建、なりわいの再建など、一日も早い復旧復興を目指し、様々な事業に取り組んでいるところでございます。

東校区地区の災害公営住宅建設に関しましては、市民の皆様から様々な御意見をいただき、市は説明責任を果たすべく住民説明会などの開催、また設計の見直しなどを実施してまいりました。結果として、当初計画しておりました入居予定日からおおよそ6か月の遅れが生じており、入居を予定されておられる方々に対しまして大変申し訳ないと思っているところでございます。

今後の建設工事につきましては、資材高騰や人材不足、また気象状況など工期に影響する不確定な要素は多々ございますが、事業者におかれましては、これまで培われた技術、知識を十分に発揮していただき、引渡し期限としております令和6年12月27日までに完成をしていただきたいと考えているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 今述べていただきましたように、住居を求められている被災をされた方、また地域の方とも、本当に今でもまだまだ説明が足りていないと思います。そういったことを考えて、しっかりと取り組んでいただければと思います。

今回の東校区地区災害公営住宅建設に対して、市民の皆様から様々な情報開示請求もあったと思いますが、これらにおいて、全て人吉市情報開示条例に沿って開示されたのか、遅れはなかったのかお尋ねします。また、情報開示についても、プロポーザル方式だから開示できないとも伺っています。なぜ、プロポーザル方式については開示できないとされたのかお尋ねします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

開示請求につきましては、人吉市情報公開条例の規定に基づき、適切に開示・不開示について判断しております。しかしながら、災害公営住宅に関する公文書の開示請求の件数は、令和6年2月末時点で44件にのぼり、また、1件の開示請求に複数の内容が含まれるものもあるため、関係する公文書の数が膨大なものとなっております。そのため、関係する公文書の特定や開示決定等に係る作業に時間を要し、結果として開示期限経過後に開示したものがございます。開示請求者に対しまして、この場を借りておわびを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

また、開示請求に係る公文書の開示・不開示につきましては、人吉市情報公開条例第7条

において、開示請求があったときは開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合を除き開示請求者に対し当該公文書を開示しなければならない旨の規定がございます。プロポーザル方式に係る開示請求はもとより、その他の開示請求についても当該規定に基づいて適切に判断し、開示・不開示の決定をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 今、膨大な量になると、44件、あと重複もあるということなんですけど、それくらい市民の関心とございますか、疑問な点が多かったから増えているんですね。そのところは理解していただきたいと思います。なおかつ、情報公開については基本的には2週間以内に返答しなくちゃいけないと思うんです。ところが、それができなかった場合は、45日までだったですか、あると思うんですけど、そうなる場合には、前もって通達しなくちゃいけないんですね、ちょっと遅れますとか。それをきちんとされたのかどうかということなんです。それをやらないと、なおかつ、情報請求をされた方は疑問視されるんです、何で早く出さないんだと、おかしいからじゃないかとなってくるんです。だから、きちんと、2週間でできなかったら、その旨を連絡するとか、45日にするとか、なるからということ連絡すべきだったと思っております。今後あるかもしれませんので、しっかりとこのところは肝に銘じてやっていただきたいと思います。

次ですが、国土交通省においては、速やかに情報開示すべきとの見解もある中、人吉市は、今後、プロポーザル方式を採用されると思います。12月に同僚議員から、市民の信頼を得るためにプロポーザル方式における情報公開を進めるべきではとの質問に対しまして、他市を参考にしながらプロポーザルの実施に関する指針についても、必要となれば改正すると述べておられますが、今後、どのような対応策を考えていかれるのかお尋ねします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

本市のプロポーザル方式の実施に関する指針につきましては、昨年6月市議会定例会におきまして、情報公開の項目がないことにつきまして御指摘を受けておりまして、その後、国のガイドラインに沿った公表内容を追加し、改正を行ったところでございます。

今後の指針の改定につきましては、さきの市議会定例会での御質問でもお答えしましたように、必要に応じ改正を行っていくものと理解をしております、国からの通達、また他自治体の状況等にも注視してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） プロポーザル方式は、費用及び期待できる成果内容について総合的な評価を行い受注者を決定する方式で、様々な業務委託を対象に実施されていると思います。

そこで、今後もプロポーザル方式契約を行っていかれるなら、契約過程の透明性をさらに

高めることを目的として取り組むことが大切ではないかと思えます。そこで、現在、人吉市はプロポーザル運用マニュアルなど策定されておられるのか、プロポーザル方式による契約事務の運用マニュアル、あるいはガイドラインなど、例えば、ここに、京都府ですけど事務マニュアルですね、あと福知山市ガイドライン、こういったものがありますので、こういったものは必要ではないかと思えますが、今後、どのようにお考えかお尋ねします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

現時点では、議員がただいまおっしゃったようなプロポーザル方式の運用に関するマニュアルはございません。しかしながら、近年、プロポーザル方式による選定に係る事業も増えてきておりますことから、プロポーザル方式等の実施に関する指針の趣旨に沿った事務を適切かつ効率的に行う対策も必要と考えているところでございます。

つきましては、各部局で円滑に進めるための参考となる手引書、議員の言葉を借りますと、プロポーザルの運用のマニュアルということになるかと思えますけれども、こういったものの作成を考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） ぜひ、こういったガイドラインといいますか、マニュアルの作成に向けやっていただきたいと思えます。そうすることによって、市民からいろんな疑問点や問題点も出てこなくなるんじゃないかなと期待しておりますので、よろしく願いいたします。

次に、プロポーザル審査の中にも中心市街地の活性化、町なかへの要望などが報告されています。市長も、中心市街地の活性化、にぎわいなどと述べておられますが、今回の九日町・大工町災害公営住宅建設により中心市街地活性化、町なかのにぎわいにどのように結びつくと考えておられるのか、その根拠についてお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

これまでの住民説明会や市議会の一般質問の答弁において、私は商工業、観光業をはじめとする本市の中心は、これまでも、そしてこれからも、間違いなく中心市街地であり、私たちはこの中心市街地に、再度、人を呼び込み、にぎわいを創出したいと述べてまいりました。その思いは、今も全く変わっておりません。

現在、東校区地区に建設中の災害公営住宅が、中心市街地のにぎわい創出に結びつく根拠についてお尋ねいただきましたが、当然、災害公営住宅の建設だけで人が集まる、にぎわいが戻るとは思っておりません。ですが、水害を受け、住む家を失い、仮設住宅へ入居中の方々や、別の場所に移り住んだ方々がいらっしゃることは現実でございますし、今後、さらに加速していくであろう少子高齢化により、このままでは中心市街地といえども、ますます空洞化が進み、例えば町内活動といった地域コミュニティの維持すら困難になっていくことが予測されます。

私は、この場所に人が住み、持続可能な地域コミュニティの形成がなされ、商工業、観光業を中心としたなりわいが成り立つことで中心市街地のにぎわい創出につながっていくものと考えます。それを実現していくためには、中心市街地への災害公営住宅建設は大変重要なものであると認識しておりますし、それ以外にも、青井地区や紺屋町周辺エリアで実施している復興に向けたまちづくりの事業を、立ち止まることなく進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 今、市長から述べていただきました。確かに高齢化、市長、私はびっくりしたんですけど、これは予想なんです、人吉市の人口、2050年には1万9,186人というのが出ているんですね。こんなに減っていくんですよ。もう3万人も切ってしまいました。この中で、どうやって町なかの活性化を求めていくか、大変だと思います。私は人口を増やすのも大事だと思いますが、例えば、昔のことを言っちゃなんですけど、瓦屋の立野団地近く、あるいは鶴田団地近く、昔はお店もあったんです、私は立野におりました、あったんです。今は見てください、店はほとんどないんですよ、個人の店は。みんな大型ショッピングセンターになってしまっているんです。町なかも全く一緒だと思うんですね。大型ショッピングセンターになってきたら、なかなか個人の店は難しいと思います。そういった中で、どう町なかの活性化に結びつけるかと言いますと、市長、ここは思い切って町なかに防災学習センターでも設けませんか。子供たちが来て防災を学ぶという意味では、私はどうかなと思っています。あえて町なかに学習センターをつくる。私は災害に遭った人吉だからできると思うんですよ。そういったことを考えていただきたいなと思います。

もう1点は、それぞれ鍛冶屋町とか大工町、それぞれ町の角、角に石柱を立てて、その上にQRコード、それに、例えば昔の人吉市とか、災害に遭った人吉市とか、観光地とかを入れたらいいと思うんですよ。私はデジタルに疎いものですからどのくらいできるか分かりませんが、そのQRコードに全部埋め込んで、それぞれの町の中に石柱を立てていく。それをもとに、スタンプラリーといいますか、そういったのをやることで、観光に来られた方は非常にありがたいかなと思っています。ですから、活性化は私もやってほしいんですけど、こういったことを何とか進めていただけたらいいんじゃないかなと思います。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時03分 休憩

午後1時10分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）
7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） それではよろしく願いいたします。

2点目、災害公営住宅入居要項、維持管理についてお尋ねします。

まず、現在の相良町災害公営住宅の入居世帯は何世帯なのか。九日町・大工町の災害公営住宅入居希望者は何世帯なのかお尋ねします。また、今後、市営住宅として管理していくものと考えますが、現在は被災されました方が入居条件になっていると思います。空き部屋が出た場合、いつから一般公募されるのかお尋ねします。

もう1点は、相良町災害公営住宅入居に際して、家賃の3か月分の敷金を徴収されていますが、何世帯徴収されているのかお尋ねします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

現在、相良地区の災害公営住宅の入居世帯数は118世帯でございまして、東校区地区の災害公営住宅の入居希望世帯数は35世帯でございます。

また、一般公募でございますが、相良地区の災害公営住宅につきましては、被災者の方を対象として、ホームページや広報紙などで、2月末を期限として募集を行っているところでございます。募集結果としましては、お問合せは数件あったところでございますが、応募された方は0件となっております。今後は、その他の市営住宅と同様に、被災されていない一般の方々を対象として、空き戸数分の募集を行うこととしております。

また、東校区地区の災害公営住宅につきましては、相良地区の災害公営住宅と同様、まずは被災者の方を対象として、ホームページや広報紙などで募集を行うことを予定しております。その後、被災されていない一般の方々の入居申込みを可能とすることを予定しておりますが、現在のところ、公募時期につきましては決まっていないというところでございます。

それから、敷金についてでございますけれども、相良地区の災害公営住宅の敷金につきましては、入居されております全ての世帯、118世帯から敷金を納付いただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 相良町のほうは少し空きがあるみたいで、また、東校区のほうも、44戸に対して35世帯ということで、空きがあるようです。これも、今後のことだとは思いますが、できるだけ空き部屋が出ないように、そこは一生懸命取り組んでいただきたいと思います。

災害公営住宅において敷金は必ず徴収すべきと、人吉市はされておられるのか。私自身、詳細な要項までは把握していませんが、東日本大震災以後において、敷金免除とか家賃減額の地域もあるようです。一例として、岩手県は敷金免除、家賃低減措置、気仙沼市は敷金免除、能登半島地震においても敷金免除、飯塚市でも敷金免除などが行われています。令和2年豪雨災害で被災されました皆様には、これまで応急仮設住宅、みなし仮設住宅、一時的な市営住宅使用など、家賃免除にて対応いただき、また、災害公営住宅入居に際しましても、

2月からの家賃として負担軽減に努めていただいています。このことには感謝いたします。ただ、人吉市の条例を見ますと、条例第14条に、市長は次の各号に掲げる特別な事情がある場合においては家賃の減免または徴収の猶予を必要と認める者に対して市長が定めるところにより当該家賃の減免または徴収の猶予をすることができるかとあるんですね。その中の第3項目に、入居者または同居者が災害により著しい損害を受けたとき、というのがあります。家賃はともかくとしまして、敷金について、第16条で、第14条の各号のいずれかに掲げる特別な事情がある場合においては敷金の減免または徴収の猶予を必要と認める者に対して市長が定めるところにより当該金額の減免または徴収の猶予をすることができるかと書いてあるんですが、今回の災害公営住宅にこれが当てはまるのかどうか、どのようにお考えかお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

相良地区の災害公営住宅は人吉市営住宅条例における市営住宅でございますので、条例の規定に基づきまして入居者から敷金を徴収しております。ただし、議員が今、紹介されましたが、同条例の第16条第2項、特別な事情がある場合において敷金の減免または徴収の猶予を行うことができると規定されております。相良地区の災害公営住宅におきましても、敷金の減免、徴収の猶予を希望する御相談はあっております。その方々には減免申請書をお渡ししておりましたけれども、最終的には入居前までに敷金をお支払いいただいたというところでございます。

今後、東校区地区の災害公営住宅の入居手続きがございますが、敷金のお支払いについて御相談があった際は、被災者一人一人に寄り添いながら減免や徴収の猶予等の検討をしてみたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 今のように条例でうたってあるんですけど、なかなかそれが生かされてなかったといえますか、被災された方がこれを利用してなかったのかなという気もするんですが。私も実際、団地に出かけてお伺いしましたら、やはり厳しかったと、子供が入学する前だからどうしようかと思ったとか、そういった方がおられました。さっき言いましたように、家賃はいずれにしましても、敷金3か月分、これを最初、払うのが大変なんですね。まず、入居するのに金がかかります。そういったことを考えてあげた場合に、敷金に対してはもう少し対応ができなかったのかという思いがしました。さっき言いました、実際、団地に行って聞いたら、「3か月分はこたえる」と、「なかなか厳しい」と。市長も御存じですけど、今、人吉市の時給は900円前後なんですね、いいところですね、非常に安い。国は賃上げができたと言ってますけど、人吉市の中小零細企業はなかなか賃上げができないんですよ。そういった厳しい生活の中で働いてもらっていますから、なかなか3か月分一遍に払

えというのは厳しいんです。そういった事情をしっかりと酌んでいただいて、また東校区ができますけど、その折りには十分に入居される方に説明していただいて、安心して入居できるような手続をお願いしたいと思います。また、利用しやすい条例にさせていただけたら、もっとありがたいなというふうに思います。

次に、相良町、九日町、大工町災害公営住宅について、年間の家賃収入、維持管理費についてはこれから先、5年後、10年後に向け、どのような計画を想定されているのかお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

相良地区の災害公営住宅は新しい建物でございますので、バリアフリー対応であるということもございますので、今後の一般募集の際には入居希望者が多数あるということを予想しております。

また、単身用の部屋が55戸ございますので、今後も増えていくことが予想されております。高齢の単身世帯の方々の住まいとしても、十分な活用ができるものと考えております。

今後は、適宜、募集を行ってまいりますので、空き戸数が少なくなるよう努めてまいるといふ所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 先ほど言いましたように、空き部屋が出ないようによろしくお願ひしたいと思います。

相良町災害公営住宅にお住まいの方から要望として、「エレベーターの電気消灯が早すぎる。乗り降りするとき、真っ暗で危険を感じている。早出や遅番の業務のときに不安である」と伺っていますが、改善していただけるかどうかお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

相良地区の災害公営住宅につきましては、議員御指摘のとおり、夕方以降、暗くなってからエレベーターで各階におりた際、暗くて怖かったという入居者からの御意見が複数あっておりまして、状況については私どもも承知しているところでございます。現在、エレベーターからおりた際、暗く感じることはないよう、照明が点灯する場所を調整しておりますので、間もなく改善はできるものと考えております。

以上、お答えをいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番。大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） ありがとうございます。改善していただければと思います。ただ、何といひましても明るいのがいいんですけど、電気代は住民負担になりますので、それはまた大変だなと思ひながらも、しかし、危険なところはできるだけ明るくしていただきたいと思ひます。

もう1点が、希望した部屋でなく、間取りが少ない部屋になったという方なのですが、今後、2年ないし3年後に、家族構成上、現在の場所では困難とされた場合、市としてはどのような手立てが考えられるかお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

今回、相良地区の災害公営住宅に入居申込みいただくに当たりましては、世帯の人数により部屋の大きさが決められていたということもございまして、希望された大きさの部屋に入居できなかった世帯があるということは承知しております。今後、世帯の人数が増えた場合につきましては、人吉市営住宅条例第5条第6号におきまして、「現に市営住宅に入居している者の同居者の人数に増減があったこと」、途中、省略させていただきますが、「から見て市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が入居することが適切である場合は、公募によらず市営住宅に入居させることができる。」という規定がございますので、希望する部屋が空室であり、転居することが適切であるという判断があった場合につきましては、転居が可能となるというところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番。大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） ということは、例えば、今、災害公営住宅にいらっしゃる方が、三、四年後、子供がちょっと大きくなってしまったという問題が出たときには、市のほうに相談したら、その公営住宅から、違う市営住宅へ転居できるということなんですね、ただし、市長が認めた場合ということなんですが、そういった理解でよろしいですか。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

議員おっしゃるとおりでございますが、まず、その部屋が空いているというところが大前提でございますので、そういう御理解をお願いをしたいと思います。

以上、お答えをいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番。大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 次に、市営住宅の今後の方向性と、修理を含めた維持管理についてお尋ねします。

令和5年度で滞納繰越額が5,442万4,282円となっております。徴収業務はしっかりと行っていただいておりますが、収納にはかなり厳しい状況にあるのではないかと思います。まず、この滞納繰越分は何年前からの繰越分なのか。この金額の中には徴収不可能な件数も含んでいるのではないのか、併せて、徴収不可能理由についてお尋ねします。また、滞納が続いた場合、督促状についてはどの時点で送付されるのか、それは居住者本人に送付なのか、保証人に対するの対応についてお尋ねします。また、今後の滞納などについての対応策はどうなるのかお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

今、議員のほうから申された滞納繰越額でございますが、これは平成元年度から令和4年度までのものでございます。

徴収不能分についてでございますが、昨年度、債権放棄についての条例改正をお認めいただいております。今年度、慎重に調査を行った結果、3件を徴収不能として不納欠損処理をする予定としております。理由といたしましては、債務者の死亡によるものでございます。

また、滞納についての対策でございますが、毎月の納付期限から20日以内に督促状を送付することとしております。その後、納入がない場合、催告書の発送での納付指導を行い、また、電話や訪問により滞納者世帯の生活実態を直接お伺いしまして、世帯状況を適切に把握することに努め、年末や年度末及び出納整理期間には特に徴収強化期間を設けまして、職員による昼間及び夜間の臨戸訪問を実施し、徴収や納付相談、納付指導に当たっているところでございます。このような対応を行っても全く連絡が取れないなど、対応に苦慮する場合には、連帯保証人の方に御連絡をいたしまして入居者の方に納付指導を行っていただくなど、滞納解消につながるよう対策を行っているというところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番。大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 私は家賃は払うのが当然だと、権利と義務といいますか、払うものは払わなければいけないと思うんですけど、どうしても、それが不可能な場合もありますので、当然、督促状とか出てくると思うんですね。そこのところは、それはそれでしっかりとやっていただきたいと思います。

それと、不納欠損についても、今回、債権放棄を認めましたので、一度きちんと整理をして、この金額を回収できるものとできないものと、不納欠損処理できるものとやっていただきたいと思います。額だけを残していても、あまりいい印象はないんですよ。ですから、これはしっかりとやっていただきたい。それと併せて、しっかりと家賃のほうは徴収していただきたい。よろしく願いいたします。

現在、令和元年度から令和4年度まで、家賃収入と市営住宅の修理に係る経費はどうなっているのか。お願いいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

市営住宅の家賃収入につきましては、令和元年度が1億7,177万9,894円、令和2年度が1億6,718万5,532円、令和3年度が1億6,705万2,529円、令和4年度が1億6,789万6,515円でございます。

また、市営住宅の修繕費につきましては、令和元年度が2,693万2,000円、令和2年度が1,639万円、令和3年度が1,798万1,000円、令和4年度が2,878万2,000円でございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番。大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 今伺いますと、家賃収入は大体1億6,000万円前後ですときているんですけど、これに合わせて修理費が約1割以上かかっているんですね。もちろん、今からもっと古くなっていきます。まだまだ修理費がかかると思うんです。これを見ただけでも、やはりしっかりと家賃を納めていただかないと、修理費がかさばっていくんじゃないかという気がしますので、これも併せてよろしく願いいたします。

現在、受付休止になっている市営住宅東校区3か所、東間校区4か所、西瀬校区1か所について、現在、居住されておられる方は何世帯あるのか。市長は、将来的にはそれぞれの市営住宅を集約していきたいとお考えかと思いますが、現在お住まいの皆様については、自主的退去なのか、一定期間を決めて退去を進めていかれるのかお尋ねします。

また、将来的に全て空き室となるとした場合、建物、更地にした場合、どのような活用策が考えられるのかお尋ねします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

現在、受付を休止しております8団地の入居戸数でございますが、令和6年2月29日現在で268戸でございます。また、集約につきましては、建築年が古い市営住宅から、用途廃止に向けて、入居者の方々にはほかの市営住宅を紹介して転居をお願いしているところでございます。その際、移転を承諾された方には、移転料のお支払いと、ほかの市営住宅に転居される場合の家賃の減額を行っているというところでございます。移転に係る期間につきましては、入居者の方々の御都合もございまして、耐震性の低い一部の市営住宅につきましては、できるだけ早く移転していただくようお願いをしているところでございます。

また、用途廃止により、建物を解体した後の敷地の活用についてでございますけれども、その後の活用は、現在のところはまだ決まっておりませんが、三日原団地につきましては指定緊急避難場所として整備することの検討につきまして、今考えているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番。大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） ありがとうございます。

それでは、市営住宅の4階、5階は空き室にされていると思いますが、その分の家賃収入はないわけです。維持管理費はかかると考えますが、新たな利活用方法について検討されているのかお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

市営住宅の4階・5階の受付休止につきましては、市営住宅の集約を目的とした取組でございまして、空き室の新たな活用方法については、現在のところ特にございませんが、今は特別な事情のある方々の住まいとして、一部の部屋を活用させていただいているというところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番。大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 使用はしていないが、特別の事情のみ活用されているとのことですが、今からもっともっと増えるのかなと思いますので、空き室の活用は取り組んでいただきますようお願いいたします。

最後に、今回まで災害公営住宅建設事業に対して様々に述べてきましたが、賛成、反対がある中に、私自身、どこに本質があるのか分かりませんでした。どこに終着点を求めるのか、見出すことさえできませんでした。市民の皆様が期待されているのは、市長御自身がどのようなまちづくりを考えておられるのか、それは松岡市長が描かれる人吉らしいまちづくりではないでしょうか。被災した地域の全国画一的なまちづくりではなく、人吉市ならではのまちづくりをぜひ考えていただきたいと思います。

また、今議会において、瀬上復興建設部長には最後の最後まで私の質問に対して親切丁寧に受け止めて答弁いただき、ありがとうございました。この3月で退職されます職員の皆様、大変お疲れさまでした。今後とも人吉市政の発展のために御尽力をいただきますようお願いをいたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午後1時32分 休憩

午後1時44分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）
13番、本村令斗議員。

○13番（本村令斗君）（登壇） 皆さん、こんにちは。13番議員の本村令斗です。

それでは、通告に従いまして、質問を行ってまいりたいと思います。

質問の項目といたしましては、1点目に川辺川の流水型ダム問題で、要旨としまして治水対策の効果について、それから環境と観光への影響について。2点目の項目で介護職員の不足問題、初任者研修の受講費用への補助についてと介護報酬について。3項目めに人吉東小学校の昇降口で、要旨として雨水の降り込み防止対策について質問してまいりたいと思います。

では、まず、1点目の川辺川の流水型ダム問題です。

川辺川ダムに反対する市民団体は、1月20日にカルチャーパレス小ホールで集会を開催しました。その集会では、国土交通省技官として河川行政に取り組んできて、近畿地方整備局の淀川河川事務所長や、国土交通省防災課長などを務めてこられ、ダム建設にも関わってこられたこともある宮本博司さんに講演をしていただきました。その宮本さんは、講演の中でダムの効果について、「だんだんと少ない雨から大きくなっていきます。雨が少ないときはダムがなくても安全です。これはそうですよね。ところが計画よりも大きな雨が降ってきた

ら、だんだんとダムの効果は小さくなっていきます。最終的にダムが満杯になったら、かなり危険な状態になってくる。これはダムがあっても危険なんです。ダムが本当に効果を出しているのは、ダム計画として考えた限定された洪水の規模のときなんです。ですから、ものすごくダムの効果というのは限定的なんです。これは、我々はみんな分かっています。しかし、ダムができれば安全になりますよと、ダムができれば命が助かりますよというのは全く嘘です。ダムが効果を現すのは全く限定的のときしかありません。」と言われました。ちなみに、ダムが満杯になったら緊急放流を行うので、このときは全く効果がないということを含んでいます。現場をよく知っている、非常に説得力のある話だと思います。

そこで、ダムの効果は限定的であることを認識すべきではないかということをお伺いします。

○復興政策部長（浦本雄介君） 皆様、こんにちは。それでは、お答えいたします。

ダムによる洪水調節は、上流に降った雨の一部を貯留し、下流に流れる洪水を調節することによる氾濫発生リスクの低減、避難時間の確保、氾濫箇所での氾濫被害の低減といった効果があると認識しております。

また、緊急放流についての御指摘ですが、正式には異常洪水時防災操作と呼ばれるもので、ダムから流す量は、ダムに入ってくる量と同じ量を流し、ダムに入ってくる量よりも多くの量を下流に流すことはなく、また、ダムがなかった場合に比べ、洪水が下流に到達するまでの時間を遅らせることで、下流域住民の方々が、より安全に避難できる時間を確保する効果があるものと認識しております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） 今、緊急放流についての、正式には異常洪水時防災操作ですかね、と言われましたけど、逃げる時間を言われましたけど、後で話をするクローズアップ現代でも、内水氾濫のことが非常に今、問題になっておりまして、ダムが緊急放流する頃には内水あたりが増えていって、それは別の時間なんですけど、そういった面では逃げるようなこともできなくなっているような、内水の問題も今、話されていますので、そういった面では逃げる時間も稼げるのかということをちょっと思います。

また、それも含めて、専門家も言っておりますので、ダムが万能であるということじゃなくて、やはりそこに限界がある、限定的だということを知り組まなければ間違えんじやないだろうかと、まず申しておきたいと思います。

それから、次ですけど、私は宮本博司さんの講演を聴いて大変驚いたことがあります。それは、令和3年12月に変更された新たな球磨川水系河川整備基本方針の中で、令和2年7月豪雨の雨量が統計処理から外されていることです。国土交通省のホームページの報道・広報のところを見てみると、基本方針の変更について、「令和2年7月豪雨で大きな被害が発生

した球磨川水系の河川整備基本方針について、気候変動の影響による将来の降雨量の増大を考慮するとともに、流域治水の観点も踏まえたものに見直しを行いました」となっています。このように、新たな基本方針は令和2年7月豪雨を踏まえて変更されたものです。そうであるなら、令和2年7月豪雨の雨量が統計処理に入れられるのが当然です。

ところが、基本方針の変更のためにつくられた「球磨川水系河川整備基本方針の変更について」という資料つづりの中の対象降雨の降雨量と令和2年7月豪雨の実績雨量を見てみると、令和2年7月豪雨の雨量データは統計処理に入れられずに、昭和28年から平成22年の間の雨量データで統計処理が行われていることが分かります。このように、令和2年7月の水害を受けて新たに見直された球磨川水系河川整備基本方針なのに、令和2年7月豪雨の雨量が統計処理から外されていることはおかしいと思われませんか。お伺いします。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

国土交通省に確認しましたところ、令和3年12月に変更された球磨川水系河川整備基本方針において、令和2年の降雨については既に気候変動の影響が含まれている可能性があるため、令和2年7月豪雨の雨量は統計処理に含まれておりませんが、計画降雨量は気候変動による降雨量の増加を考慮し設定していると聞いております。

なお、これらについては、国の社会資本整備審議会での議論を踏まえて適切に設定されているものと認識しております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） 答弁のところも書いてあるんですけど、非常に降雨量の増加を考慮した、1.1倍を掛けてある値と思うんですけど、この数字も何で1.1倍かと、非常に分からないんですよね、都合で付けたんじゃないかと思うんですけど。とりわけ令和2年7月豪雨が外されていることは、奇妙だと思います。異常気象が、今は起こっていて、今後は起こらないというなら、そのときに外すなら分かるんですけど、今後はそういう異常気象が考えられるんですよね、ますますひどくなることさえ考えられるのに、令和2年7月豪雨の雨量が統計に入れてないのは、ますますおかしいと思います。

それで、なぜ国土交通省が令和2年7月の雨量を統計処理から外したのか。宮本さんは、国土交通省の勝手な御都合と説明されました。先ほどと同じ資料つづりの、令和2年7月と同規模の洪水に対する施設の効果と対応を見てみると、今回設定する河道への配分流量に対応した河川改修、洪水調節施設による令和2年7月と同規模の洪水に対する効果を検証したことと、水位は計画堤防高を上回らないものの、人吉区間から中流域の大部分の区間、及び下流部の一部区間で計画高水位は超過する結果となったと書いてあります。要するに国土交通省は、たとえ川辺川なしなどの対策を行ったとしても令和2年7月と同規模の洪水が起これば、水を安全に流せる計画高水位は超過するとしているのです。確認のために、国土交通

省がこのように説明していることに間違いはないかお伺いします。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

令和4年8月に定められた河川整備計画におきまして、川辺川で計画中の流水型ダムをはじめとした対策を実施することで、令和2年7月豪雨と同規模の洪水に対して、人吉等の区間における越水、中流部における家屋の浸水が防止される計画となっておりますが、計画高水位を超過する区間があることは認識しております。

そのため、令和2年7月豪雨と同規模の洪水や、これを上回る規模の洪水が発生した場合においても、被害の最小化を目指す必要があることから、あらゆる関係者が連携し、流域全体で実施する流域治水に取り組んでいるところです。行政、住民、企業等のあらゆる関係者が、水害リスクに関する知識と心構えを共有し、事前の備えや連携の強化により総合的かつ多層的に備えることで、社会全体で被害を防止し軽減させる対策の強化を図ることが重要と認識しております。

本市としましても、球磨川流域にお住まいの皆様や自治体、関係機関などと協働連携し、ハード・ソフトの両面において様々な対策を実施しながら、流域自治体の1つとしてその責務を全うしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） 今、計画高水位を超過する区間があることは認識しておりますと答弁されたように、要するに、令和2年7月豪雨を対象に入れると、川辺川ダムが完成しても安全に水を流すことができないになってしまうということです。こうなると都合が悪いので、国土交通省は令和2年7月豪雨の雨量を統計処理から外したと考えられることを宮本さんは指摘されました。令和2年7月豪雨は、実際に降った雨です。異常気象が叫ばれる今日、今後はそれ以上の雨が降るかもしれません。そのような状況の中、自分の都合の悪いデータを無視して、都合のよいデータでのみ計画を立てる国土交通省はとても信じられるものではないと思います。

さらに調べていくうちに、令和2年7月豪雨の雨量を統計処理から外したことが原因とみられる、国土交通省の大変奇妙な説明を見つけました。川辺川の流水型ダムの事業概要を見ても、球磨川水系の治水計画という項目があり、「ダム完成後、仮に令和2年7月豪雨が発生した場合、人吉市内では越水による浸水被害は解消されると推定している」などとなっております。そして、1ページ前には、川辺川の流水型ダムの操作図と人吉市の流量図が載っています。令和2年7月豪雨が発生しても、水害被害は解消されるというならば、ダムの効果を示す流量図は令和2年7月のものが示されていて当然だと思いますが、一体、いつの洪水が示されていますか、お伺いします。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

資料にも明記されておりますとおり、河川整備基本方針における流量図を示したものでございまして、人吉地点で流量が最大となる昭和47年7月洪水を用いて、将来の気候変動状況下において80年に1回の確率で発生する計画降雨量を設定し、それをもとに算定した流量であると聞いております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） そういう説明はなっているんですけど、その後に書いてあることの、令和2年7月豪雨の効果を書いているので、その流量図が出ていても当然だと思うんですけど。ちょっと思うんですけど、車などのカタログを見て、この車は燃費がよくてレギュラーでも30キロメートルぐらい走りますよといっているのに、そこに実験した結果はハイオクで走ったものだと書いてあるような、そんなもので非常に奇異に感じるところです。

次ですけど、今述べたように、事業概要では浸水被害は解消されると推定しているとなっているが、氾濫シミュレーションの算定条件という注釈には、内水は配慮していないとなっています。なぜ、内水は配慮しないのか。それは、川辺川に流水型ダムを造っても、内水や支流の氾濫による浸水で人命が守れないことを国土交通省が知っているからではないでしょうか。住民団体は聞き取り調査を行い、令和2年7月豪雨で亡くなった方の多くは、内水や支川などから氾濫した水が御溝などを使って集まっていたことによって浸水の深さが増し、亡くなったと考えられることを報告しています。住民団体の方にお話をお伺いすると、多くの方は7時半頃に亡くなり、8時までには亡くなったと推定できると言われています。これを裏付ける番組が、先ほども言いましたけど放映されました。2023年6月12日に、NHK「クローズアップ現代」の「大水害から命を守れ、内水氾濫、あなたの街の危険度マップ」という番組です。インターネットでも内容の要旨が公開されていますが、このような内容があります。「2020年7月、50人の命が奪われた球磨川の氾濫。このうち、20人が犠牲となった熊本県人吉市。中央大学の福岡捷二さんの検証から、川の氾濫前に発生した内水氾濫が避難を阻んでいた可能性が浮かび上がってきました。人吉市で何が起きていたのか。詳細な地形データに小さな川や水路、下水道も配慮してシミュレーションしました。水害発生前日の午後4時、球磨川周辺の市街地では数箇所であふれ出します。内水氾濫です。降り続ける雨によって、その範囲は一気に拡大。翌日の午前4時には、深いところでは2メートルに達しています」というものです。このように、午前4時の時点で2メートルに達するような水はどこからやってきたのでしょうか。住民団体が言うように、豪雨によって内水となって溜まった水が、御溝などを伝って低いところへ集まったと考えるしかないと思います。その後の雨で、内水はさらに水かさを増し、人命を奪ったと考えられます。

このように、内水氾濫が原因で人命が失われていることからすれば、川辺川に流水型ダムを造っても人命が守れないことは明らかではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

川辺川で計画中の流水型ダムが整備されることで、球磨川本川の水位が低減し、市内に降った雨も排水されやすくなることから、内水被害の軽減や避難時間の確保に寄与するものと認識しております。

内水対策につきましては、本市としましても下水道等の排水施設の整備や、本庁舎でも整備している雨水貯留・雨水浸透施設整備などのハード対策に取り組んでいるほか、早期避難を含むソフト対策を組み合わせ対応していくことが重要と考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） 今、内水被害の軽減を言われましたけど、国土交通省自体は、要するに内水は考慮していないと言っているんですから、まさに国土交通省は内水のことは責任を放棄しているようなものだと私は思いますし、そういった面では、果たして人命を失うとか内水の被害がダムによって防げるのかと。このことは国土交通省がこれを考慮していないことから甚だ疑問に思えると、そう取るべきではないかと申しておきたいと思います。

次は、環境と観光についての質問に移ってまいりたいと思います。

国土交通省は12月に、川辺川の流水型ダムに関する環境影響評価準備レポートを公示しました。これに対して、知事が意見を言う前に、市長が知事に意見を言うようになっていますので市長に質問したいと思います。

人吉市の観光の中心である温泉旅館や焼酎、球磨川くんだり、鮎は、球磨川が清流であってこそ成り立つものです。この球磨川が清流であることを妨げるのが、水の中に含まれるシルトと呼ばれる微細な砂です。国土交通省はシルトによる水の濁りは、ダム建設前と比べ変化は小さいと考えられるとしていますが、本当にそうなのでしょうか。レポートでは、シルト成分が、ダム洪水調節地内の平地部に堆積する可能性があることを認める記述があります。しかし、ダム洪水調節地内の斜面は木々や草々で覆われていますので、水が引くときにシルト成分がそれらの間に入り込み、平地部ばかりでなく斜面にも堆積するはずだと思います。宮本さんも講演の中で、流水型ダムである最上小国川ダムでは林の中にまでシルトが堆積していることを話されました。また、河原においても水みちのところ以外にはシルトが堆積しているとのことでした。国土交通省は平地部に堆積したシルトを撤去するように言っていますが、このような広範囲に、しかも山の斜面や木々や草木の間、さらには河原に堆積したシルトを撤去することは、どう考えても不可能です。このようにして堆積したシルトは、雨が降るたびに少しずつ流れ出すことが考えられ、川の濁りが長引いてしまうことが考えられます。

実際に、最上小国川の清流を守る会は、最上小国川ダムによって濁りが増えたことを報告しており、大雨が降った後に濁りはしばらく続き、ダム下流の保京橋では石にびったり白っ

ばい泥が付き、赤倉温泉の石にも、これほどひどくありませんが同様の泥が付きましたとしています。川辺川の流水型ダムでも下流での濁りが増えると考えるのが当然だと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

準備レポートにおいては、水質、濁りについて、議員おっしゃいましたように、ダム建設前と比べ変化は小さいなどと予測、評価されていることが記載されております。また、事業者による取組として、今後も洪水調節時の濁りを抑える、さらなる対応策の検討や、シルト成分が河川に流出しないための排水路整備、シルト成分が堆積する可能性がある箇所の維持管理における効率的な撤去方法を検討することも記載されております。

現在、熊本県知事から、環境影響評価法第20条第1項の規定に準じて関係市町村長の環境保全の見地からの意見を求められております。水質や動植物の生態系などの環境の観点、またリバーアクティビティなどの観光の観点からも意見を述べる予定でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） いろいろおっしゃいましたけど、やっぱり、先ほどみたいないろんなところに堆積することを考えると、今、国土交通省の意見も言われましたけど、変化は小さいなどというのは、それはちょっと難しいんじゃないかと思うということは申しておきたいと思います。

それで、人吉市は、本年4月1日より、宿泊割引とアクティビティ等に活用できる割引の支援策として、人吉温泉観光協会の補助金を打診されました。2月16日に行われた全員協議会に出された重点支援交付金、人吉温泉観光協会補助金の事業費積算の変更についての資料の経緯には、「コロナ禍が収束してきたものの、他地域と比べて観光客が戻っていない状況を打破するために」と書かれています。ほかの地域に負けずに人吉市に観光客を呼び込むためには、人吉市の魅力である球磨川の清流を守り通す必要があると思います。ダム建設はこれに逆行し、人吉市の観光に打撃を与えるという認識はないのかお伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

ダムができれば人吉市の観光に打撃を与えるという認識はございません。令和5年6月議会でも一般質問の中で答弁をさせていただきましたが、今後、人吉市に観光客の方が多く訪れていただくためには、大事なことが2点あると思います。

1つは、安全・安心であるということ。もう1つは、自然環境がしっかりと守られるということ。この2つを実現することが、今後の人吉市の持続発展につながるものと考えております。

一口に観光振興といいましても、その形態には様々な要素があると思います。先ほどの安全・安心と自然環境を守ることに加え、旅先の地で触れる人々との交流や、そこでしか食べ

られないおいしい食材など、人吉球磨地域にはまだまだ磨けば光る可能性を秘めた素材がたくさんあるものと認識しております。どんなに魅力的な観光地であっても、そこに住む人がいなければ観光産業というものは成り立ちません。そのことを踏まえた上で、人がその地でしっかりと地に足をつけて生活していくためにも、そして、この人吉球磨にお住まいの皆さんの生命と財産を守るためにも、新たな流水型ダムを含む緑の流域治水を着実に進めていくことが、本市、ひいては流域全体の安全・安心につながるものと考えておりますし、そこには当然ながら、環境や生態系といった自然・景観に配慮したものである必要があります。

新たな流水型ダムについては、国において最新の知見と技術力を結集し、球磨川、川辺川の環境に極限まで配慮したものとなるよう、熱心かつ真摯に検討いただいております。今後も、安全・安心、そして未来につながるまちづくりに向けて、命と環境を両立する流水型ダムを含む緑の流域治水の推進について、国・県・流域市町村等と連携し、責任自治体の1つとして、その責任を全うしてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） 最新の知見とか言われましたけど、実際、私がさっき述べたようなことが考えられるわけで、シルトあたりが後々流れてくることですね。実際、申したように最上小国川あたりでは、これは流水型ダムですけど、これも最新の建物ですから、そういった面ではやっぱり環境に影響を非常に及ぼすのじゃないかと思えますし、そういった面では川辺川ダムは推進すべきではないと申しておきたいと思えます。

次の質問に移ってまいりたいと思えます。

介護職員の不足問題です。介護事業所はかつてない経営危機に直面しています。2022年の老人福祉介護事業者の倒産件数は143件、廃業に至った事業所は495件と、いずれも過去最多を記録しました。その原因の1つが、介護現場の人手不足です。訪問介護員の昨年度の有効求人倍率は15倍を超え、事業所の存続はおろか、このままでは訪問介護事業そのものが崩壊しかねない状況にあります。私は、近所の地域密着型の介護施設運営推進会議に参加していますが、そこの職員の方も、やっと介護職員を必要人数確保して事業を続けることができる、冷や冷やものだったと言われていたのを覚えています。

人吉市においても介護職員の不足による事業所閉鎖も起きているようですが、介護職員不足の状況をどのように認識しているかお伺いします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） 皆様、こんにちは。お答えいたします。

全国的に介護職員の不足が叫ばれる中、本市で、今年度中に介護サービス事業所を閉鎖された7事業所のうち、閉鎖の理由を介護職員の不足とするものが4事業所ございました。高齢化の進展に伴い、介護を必要とする高齢者の増加が今後ますます見込まれます。高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らしていくための基盤として、本市におきましても介護サー

ビス事業所は重要なものであり、介護職員の不足は喫緊の課題であると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） 人吉市においても大変な状況であることが分かりました。介護職員の不足を解消するためには、多くの方に介護職員初任者研修を受けてもらい、資格を取ってもらう必要があります。しかし、研修を受けるために必要な費用が5万円から8万円必要なために、受講を控えてしまう方もおられます。

そこで、熊本県内でも介護職員初任者研修に要した費用に対して補助を行う自治体が生まれています。上天草市は、研修に要した受講料及びテキスト代に対して、6万円を上限に補助が行われています。天草市も同様の内容に対して、5万円を上限に補助が行われています。山鹿市の場合は、介護事業所の負担に対してですが、初任者研修に対して2分の1、限度額2万円で助成を行っているようです。介護職員の不足を少しでも解消するために、人吉市でも初任者研修の費用への補助を行うべきではないかということをお伺いします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

9月議会での池田議員の御質問でも答弁いたしておりましたとおり、介護職員の確保という課題を解決するための対策の1つとして、介護職員初任者研修等を受講しやすい環境を整えることに取り組む必要性は認識しているところでございます。令和6年度から3か年計画といたしまして、このたび策定いたします第9期人吉市介護保険事業計画・高齢者福祉計画におきましても、介護人材の確保につきましては、施策の1つとして位置づけをしているところでございます。

取組の方向性といたしまして、計画にも定めておりますとおり、介護サービスの根幹となる人材を確保するため、受講費の助成や介護アシスタント導入など、熊本県をはじめとする関係機関、関係事業所等と連携を図りながら検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） ぜひ、人吉市でも受講費用の助成などを実現していただきたいとお思います。

それから、人材の確保が進まない理由の1つは、介護職員の給与が低いことです。2022年の厚生労働省の賃金構造基本統計調査で、賞与込みの給与を比較したところ、全ての産業の平均が月に36万1,000円なのに対して、介護職員は月に29万3,000円で、全産業の平均よりも6万8,000円低くなっています。介護職員が不足している原因の1つは、介護報酬が低いことであることを認識しているかお伺いします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃいました内容と少し金額にずれがございますが、厚生労働省が行いました介護従事者処遇状況等調査によりますと、令和4年度に創設の介護職員等ベースアップ等支援加算を取得した事業所で働く常勤介護職員の平均給与は、31万8,230円でございます。前年度調査より1万7,490円増加しておりますが、それでも前年度の全産業平均給与と比較しますと、4万円以上低い状況でございます。

介護職員不足には、生産年齢人口の減少をはじめ様々な原因が考えられますが、介護職員の報酬が低いことも重要な原因の1つであると認識をしております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） 人吉市も、やっぱり報酬が低いことも重要な原因の1つであることを認識されてますので、市長に取り組んでもらいたいことがありますので質問しますが、国に対して介護報酬を引き上げるよう求めるべきではないか伺います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

国は介護職員の報酬引上げについて、令和6年度に行われる介護報酬改定及び、新たな処遇改善加算を創設することで介護職員の年収のベースアップへとつなげるとしています。また、通常は3年に一度の改定ですが、令和8年度におきまして、令和6年度改定の介護職員処遇改善の実施状況や財源等と併せて、再度検討するとしております。

このような国の動向を注視しながら、さらなる改善が必要と判断した際には、国への要望の是非を検討したいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） 動向をいろいろ見ながらと分かりますけど、来年度もちょっと上がっているみたいなんですけど、非常にわずかだという声が出ていまして、今後、まだまだわずかな引き上げぐらいということも考えられますので、ぜひ国に対して要望をしていただきたいと申しておきたいと思っております。

次の質問に移ってまいりたいと思っております。

人吉東小学校の昇降口です。人吉東小学校の関係者の家族の方から、先日、電話がかかってきて、「本村さん、東小学校の昇降口をどうにかしてもらえないか。家族の者は、ある市の幾つかの学校を勤務してきたが、こんな昇降口は見たことがないと言っていた」と言われました。私は現地を視察して、昇降口の三方向が筒抜けになっている構造だったので、風が強い日に雨水が降り込むなと思いき、後日、家にお伺いして、問題に思っているのは床がぬれるということですかと伺うと、「床がびしょぬれになるばかりか、ひどい場合は靴箱の靴がぬれてしまう」と言われました。また、別の学校関係者に電話で話を伺うと、靴下がぬれるために替えの靴下を三、四枚持たせる保護者もいると言われました。この東小学校の昇降口

の状況は大変な問題だと思いますが、教育委員会はどのように認識されているのかお伺いします。

○教育部長（小澤洋之君） 皆様、こんにちは。それでは、お答えいたします。

人吉東小学校の昇降口の現状につきまして、学校に確認を行いましたところ、降り込んだ雨や湿気で床がぬれてしまう状態は、全ての昇降口であるとのことでした。特にぬれがひどい昇降口は、北側校舎の低学年用昇降口のようにございまして、風が強い日は雨の降り込みだけではなく、雨漏りもあっており、現在は教職員がバケツ等を置いて対応しているようでございます。

今後、学校施設の不具合等がある場合には、学校で行う安全点検を基に、毎月開催をされております学校安全衛生部会で協議の上、人吉市学校安全衛生委員会での報告または教育委員会へ直接連絡を行っていただくよう、改めて依頼をしたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） 大変な状況であることが、今の答弁から分かったところですけど、このままにしておいたらとにかくいけないと思いますので、靴や床がぬれないように対策を打つべきではないかお伺いします。

○教育部長（小澤洋之君） お答えいたします。

本市の小中学校は、建築から相当年数が経過しておりますことから、老朽化が進み、毎年度、施設の修繕等が後を絶たない状況でございます。

現在、人吉東小学校におきましては、雨の日には足ふきマットを置いた対応を取られているようでございますが、教育委員会といたしましては、まずは雨漏り対策を行い、施設工事を含め、どのような対応が適切な方法なのかしっかりと検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） まずは雨漏り対策と言われましたが、それはそうだと思いますし、これは早急に手を打っていただきたいと思っておりますし、先々は、降り込む雨もかなり問題だと思いますので、風によって降り込んでくるやつですね、これの対策も、ぜひ今後は打っていただきたいと申しまして、私の質問を終わります。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時26分 休憩

午後2時39分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番、池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君）（登壇） 皆さん、こんにちは。4番議員、池田芳隆です。通告に従いまして一般質問を行います。今回は、市民の安心・安全なまちづくりについて、高齢者の見守りについて、人吉市と台湾の関係について、今後の人吉・球磨の広域連携についての、以上、4項目について質問を行います。

まずもって、松岡市長も施政方針の中で申されましたけども、令和6年能登半島地震において被災された全ての皆様にお見舞いと、また、犠牲になられた方々に衷心より哀悼の意をささげたいと思います。

人吉市においても、日奈久断層や人吉盆地南縁断層など近くに断層があり、地震の危険性があるという意識というのは、十分、今後もしていかなければならないのかなと思っているところでございます。

今回の能登半島地震でも、ライフラインの復旧が遅れている。特に水道の復旧がかなり遅れているという、復旧について時間がかかっているという報道があっております。2020年の水害では、事業者の方々や水道局職員の頑張りにより、上水道につきましては早期の復旧がされたところでございます。このことについては本当に深く感謝を申し上げたいと思います。しかし、地震が起こった際には、給水装置や配水施設が損壊したり、水を届けられなくなったり、また停電でポンプが作動しなくなり水が届けられなくなるということが想定されているところでございます。

人吉市の水道も昭和32年10月、1957年から給水が開始されて67年が経過をしているところでございます。順次更新はされていると思うんですけども、今後の対策、予防策として、老朽化した水道管の更新状況や、更新が進まない場合の理由等があれば、また今後の課題はどのようなものがあるかお尋ねをしたいと思います。

○水道局長（山本繁美君） 皆様、こんにちは。ようやく答弁の機会を与えていただきました。ありがとうございます。それでは、お答えいたします。

まず、本市の水道管の更新状況でございますが、令和4年度末の管路延長は290.2キロメートルでございます。この管路のうち、法定耐用年数の40年を越えた管路や非耐震管路の老朽化対策を進めておりますが、令和4年度の実績としまして、約1.2キロメートルの更新を行っております。例年、同程度の更新を実施しているところでございます。

これまで大きく更新できなかった理由といたしまして、本市が水道事業を開始して67年ということでさっきおっしゃっていただきましたが、経過しておりまして、管路を含め水道施設の更新時期が一気に来ております。水道料金を財源としております本水道事業といたしましては、全てを同時に更新することは財政的にも困難な状況であったため、可能な範囲で更新をしてきたというところでございます。

今後の課題としましては、平成17年度から本格的に耐震管を採用した水道管の更新に取り組んでいますが、全体の管路延長に対する耐震管及び耐震適合管の埋設された割合である耐

震適合率は現在約24%であり、令和3年度の基幹管路における熊本県平均の31%と比べても低い状況にあります。毎年、着実に耐震適合率を上げることを目標としておりますが、膨大な管路及び施設の耐震化は長い時間と莫大な予算を必要とするため、ほかの水道施設も含め優先順位を定めて、効率的な更新に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番、池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 人吉市の水道料金というのは安価で、安全なものを水道局の皆さんが頑張ってお供されております。料金を上げれないという中での事業推進というのは大変なことだと思います。ただ、今後も人口減少に伴って水道料金が入ってくる分も減ってくると、その中でもやはり安心・安全を守ってしていかなければならないということは、大変な事業の推進になるかと思っておりますので、これは本当、今後とも御努力をお願いしたいと思います。

また、水道というのは災害時においても大事なものだと考えられております。本当に貴重品ですね。だからこそ、給水車を配送してされるというところでございます。前回の水害の時の話にはなるんですけれども、我が家に水道のほかに井戸を造っていたんですけれども、水害のときには井戸は冠水してしまったために、中の洗浄をかけないと井戸としての使用はできなかったんですけれども、今回の地震という場合には、地形が変わって水が出るかというそういう前提はあるところではあるんですけれども、飲料水としては問題があるかと思うんですけれども、ただ、生活用水ですね、周りの掃除であったり洗濯であったり、状況によってはシャワーに使ったりできるかと思うんですけれども、清掃される事業者さんから言われたのが、災害時にとても重宝するのは井戸なので大事に使ってくださいねということ言われて帰られたところでした。井戸は、なかなか、今、どこにあるのか分からないんですけれども、市内にある井戸の活用状況は、水道局としては、市としては把握をされていらっしゃるのでしょうか。

○水道局長（山本繁美君） それでは、お答えいたします。

井戸水を使用する施設につきましては、本局でも、また関係部署にも確認いたしましたが、規模の小さい一般的な井戸は、県への許可、届出のいずれも必要ないことから把握をしていないところでございます。

本局としましては、上水道や井戸水が飲用水として使用できなくなるような災害の際には、避難所等に応急給水を実施し対応いたしますので、これらを御利用いただきたいと存じております。

しかし、議員がおっしゃるように、災害時の井戸水の生活用水への活用についても有効な手段の1つと考えられますので、井戸を使用しておられます施設や家屋の把握につきましては、関係部署と検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番、池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 検討という言葉でいただきました。どうしても答弁の中での検討というのはよく言われる「やらない」という表現等ともありますので、これはできる限り、災害が今年は正月から日本列島を起こしたと、実際に千葉で群発地震が起きているようですし、日本各地で地震がちょぼちょぼと起きているようでございます、備えあって憂いなしというところで、そういうところの対応は、日常の業務が忙しいでしょうけども、何かの機会を持って取り組まれていたほうが、今後の市民の安心・安全につながっていくのかなと思っております。よろしくお願いいたします。

続きまして、下薩摩瀬町・温泉町の未復旧農地の対策についてということでお尋ねします。今回は場所の限定をできてしまっているんですけども、これに関しましては、昨年6月議会等でも同僚議員の中から防災ステーションの建設ということでお尋ねが何度かされているところではあるんですけども、皆さん御存じのとおり、温泉町、薩摩瀬地区のところは、やぶという言い方が正しいのか分かりませんが、なっている状況です。今、春の火災予防週間ではあるんですけども、今年の冬もどうか火事にならずに済んできたというところがございますけれども、ここに対して、やはり地域住民としては危険性を感じているところがございます、そういうお話を聞いております。何らかの形で早急な対策が必要だと思っておりますけれども、市として緊急的に受ける対策はあるのでしょうかお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） 議員の皆さん、こんにちは。それでは、お答えをいたします。

薩摩瀬地区及び温泉町地区の未復旧農地につきましては、議員が御心配されておりますとおり、農地が荒れている状態でございます。そのことにつきましては、認識をしているところでございます。

草刈り等で管理をされている農地等も一部ございますが、草木が繁茂している農地では鹿やイノシシなどの有害鳥獣のすみかになる恐れがあり、周辺の住宅地への出没や耕作農地の被害拡大につながる懸念もございますので、有害鳥獣の問題につきましては、鳥獣被害対策実施隊と連携を図り、有害鳥獣の捕獲を実施するなどの対応を進めてまいりたいと存じます。

当地域に限らず、草刈りなどの農地の維持管理につきましては、土地所有者及び耕作者による維持管理をお願いしているところでございまして、また、行政としましては、農地・非農地にかかわらず地権者、管理者の方々に、まずはそのようにお願いをするものでございます。

一方で、本市の、また全国的にも農業の現状としまして、当地域を含め農業従事者の高齢化や減少、担い手不足といった課題もございます。さらに、当該地域につきましては農業振興地域外でもありますことから、農業政策における御支援の手立ても大変少のうございますし、都市計画における住居専用地域でもありますことから、今後、地域の皆様の意向も様々であろうかと存じます。そのように多様な課題を抱えておりまして、一朝一夕にはまいりま

せんけれども、農業委員会等とも連携を取らせていただきながら、対応策につきましては地域の皆様と知恵を絞ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番、池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 改めてなんですけれども、防災ステーションをどうだろうかということで、ほとんどの地権者の方が相談されて、今、経済部長から話がありましたように、高齢者のために農地の改修を自分たちでするのが難しいとおっしゃる状態なんですよね。下薩摩瀬町側と反対側は、民間の方が開発をするということでお話はお伺いしておりますけれども、今後、どうにかならないのかというのが地域の方々からの、農地を持っていらっしゃる方々からの要望もあっているのも現状です。防災ステーションについては何度も聞かれておりますけれども、再度、未復旧農地での今後の設置計画、今後の方向性、進捗状況についてお話を聞かせていただけないでしょうか。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

薩摩瀬地区等の農地等を候補地として検討を進めてまいりました河川防災ステーションにつきましては、一部の方について営農を継続したいとの御意向が強く、最終的には地権者全員の合意が得られなかったことから、現計画につきましては仕切り直しとなっているところでございます。

本事業は、地元自治体からの要望等に基づき国の事業が採択されるものでございまして、整備後の利活用も含めまして地域の合意形成が不可欠であり、したがって、新たに防災ステーションを計画する場合は改めて合意形成を図り、国との協議を要するものでございます。

なお、未復旧農地の今後の方向性につきましては、地権者の皆様のそれぞれの御判断となりますけれども、可能な限り、農地等地権者の御意向に沿った方向で御相談に乗ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番、池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 後の見守りの話にもつながってくる話なんですけれども、町なかの団地については地域住民の方の反対があっても強力に進める。方や、一部の反対のために全ての計画が止まると。これを同じ土俵で考えてはいけないというのは重々理解するところです。ただ、でも、地域住民にとっては、片方ではあれだけ訴訟が起こるような強力な反対が行われているのに対しては市の方針だからといって進めていく、片方ではほぼほぼ地域住民の方がどうにかやってほしいということでは、いや、いや、それは市の政策ではないのでということで手をこまねくというのは、やはり、よく中を見られない方にとっては納得がいくものではないのかなとは思っております。いろいろ諸問題があって仕切り直しという

ことで、防災ステーションの話がありますけれども、これについては地域住民の方、農作業をされる方、大体存じ上げております、皆さん70歳以上、80歳以上の方がされている状態ですので、ここは意向といった場合に、農業をしないというのであるならば、やはりその意向を酌み取った形で対応を行政としては手助けをやっていただきたいと。これについては質問ではなくて、議場でお願いはしてはいけないんでしょうけれども、これはお願いをしておきたいと思います。

次の質問の見守りカメラでございますけれども、先ほど言いましたとおり、ああいうところに認知症の方、判断能力が低下した方が入り込んでしまった場合には、逆にまた発見が遅れるのかなと思います。発見された場所が違ったんですけども、消防団の搜索活動が72時間、今回の能登半島地震においても生命の危機は72時間という数字が出ておりました。消防団の話聞いたとき、特に地元の消防団員の話聞きますと、72時間以内に発見することができなかつたと、とても悔やんでおりました。その中で、初期初動の中で捜査ができると考えられるとするならば、見守りカメラがあるのかなと思います。実際に、今回、見守りカメラを御自宅に付けていたもので発見されて、それ以降が見つからなかったという報告を聞いております。見守りカメラが公的にどれだけ設置されているのか、また、民間企業の防犯カメラ、よく犯罪確認みたいな形でやるやつとか、個人の家でそういうカメラが設置されているかと思うんですけども、そういうカメラの設置によって、今回のような行方不明者の搜索に活用できないかと思うのですが、現状はどのようになっているのでしょうか。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

最初に、防犯カメラ関係でございますけれども、市のほうでは市内8か所に防犯カメラを設置しているところでございます。また、民間企業や個人で取り付けておられるカメラの設置状況につきましては、市では把握していないところでございます。

次に、消防団における搜索活動についての御質問でございますけれども、これは人命に関わる場合、警察からの搜索協力依頼を受け、警察、常備消防と連携して活動を行っております。その活動につきましては、行方不明者発見活動に関する規則に定めてございまして、第7条で、警察署長は行方不明者届を受理したときは、その届けをした者に対し行方不明者を撮影した写真その他の行方不明者発見活動を適切に実施するために必要と認められる資料の提出を求めるものとするとしてございまして、その活動の基本としては第3条第2項におきまして、行方不明となった原因が犯罪被害によるものである可能性を考慮し、事案に応じ必要な捜査を行うこと、また、第3項には、行方不明者その他関係者の名誉及び生活の平穩を害することがないよう配慮することとされております。

このように、行方不明者に係る情報は警察におきまして搜索活動と併せ慎重な取扱いがなされております。そのため、自宅に帰らないという行方不明搜索でありましても、犯罪被害による可能性が考慮されるため、消防団としましても、警察におきまして一元化し提供され

ております情報を基に、連携し搜索活動を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番、池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 警察からと言われてしまえば、後の対応が難しいところかなと思うところであります。これは提案なんですけれども、消防団員が現実的に少なくなっていると、先般の出初め式にも、結果、参加できないくらいに減ってきている消防団もありますよということでございます。防災に関してはサポーターという形で登録をされているんですけれども、これから高齢社会が進んでいく上でこういう行方不明者の対応もいろいろ考えていかなければならないのかなと思います。在宅福祉を進めていく上で、こういう問題は今後多々発生すると考えられます。そういうサポーター云々というものもあるのかもしれませんが、今後、市の判断として、消防団員とも話したんですけれども、防災無線などでこういう方が行方不明になっていますということを言われているんですけれども、実際に、市民の意識改革というわけではないんですけれども、自宅の周りの倉庫であったり、そういう搜索があった場合にはのぞき込むような、ちょっとする習慣づけを、自分事としてこういう搜索があるということをするような意識改革をどうにかできないかなと。これが問題解決につながるとは思いませんけれども、田舎の隣近所のお付き合いにもつながってくるのかなと思いますので、今後、そういう形での必要性があってくるところでございます。これは本当に意識の改革でございますので一朝一夕にできるものとは思いませんけれども、何か検討をやっていただければと思うところでございます。

では、次の質問に移りたいと思います。高齢者の見守りということでスマートフォンの活用ということでお尋ねをしたいと思います。今年2月の広報ひとよしで、「LINEでスマホ市役所が始まりました」の記事が掲載されておりました。ホームページでの確認や市役所への問合せが不要になり、便利になるということは理解するところです。そういうものを使っていたらスマートフォンの活用教室の実施状況、前回行われたと思いますけれども、どういうふうに対象者を絞って行われたかお答えください。

○復興政策部政策統括監（井福浩二君） 皆様、こんにちは。お答えいたします。

スマートフォン活用教室の実施状況でございますが、去る2月1日、2日に「楽しくわかるスマホセミナー」と題し、主に高齢者の方を対象に、スマートフォン操作の入門編として市役所本庁舎で説明会を実施したところでございます。これは、本市スマートシティ推進計画において、デジタルデバイド、いわゆるインターネットやパソコン等を利用できる方とできない方との間に生じる情報格差の対策に取り組むこととしておりまして、その一環として初めて開催したものでございます。

説明会の主な概要としましては、携帯電話各社から講師を招き、スマートフォンの機能である電卓、カメラ、地図、音声アシスタントなどの説明を受け、実際に操作するという内容

で、二日間で計4回を実施し、50代から80代までの合計72名の方に御参加いただきました。

説明会後のアンケートでは、参加者の約9割が「満足」という回答で、「分かりやすく勉強になりました」「よい機会をいただきました」「次回も楽しみである」などのお声をいただき、説明会の必要性を改めて認識し、開催してよかったと実感したところでございます。

今回の開催に当たりましては、関係各課と協議の上、試行的に、まずは入門編として実施したところでございますが、今後の開催につきましても関係各課と連携し、内容、頻度、場所等を検討の上、高齢者をはじめとする市民の皆様のニーズに合った講座、例えばスマートフォンのセキュリティ対策やLINEの使い方の講座など、積極的に様々な機会を設けて開催していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番、池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） LINEを使うのは最も理にかなった事業なんですけども、私が調べましたところ、LINEの全世代利用率は92.5%あるそうです。年代別に見て、20代が一番多くて98.1%、その次に多いのが40代らしいんですね、96.6%、続いて30代で96%、最も利用率が低いのが60代以上の82.6%ということで、多くの方がLINEを活用されているというのが統計上に出ていることで、本当に理にかなった事業であります。

ただ、こういうものを触るものに関してはインターネットを使っただけのトラブルがついてくる問題だということを知っております。今回、消費生活センターにお尋ねしまして、実際どれぐらいの数字が出ていますかとお伺いしたところ、令和5年4月から令和6年1月までの10か月間で相談件数が455件あったそうです。その中のインターネットに関する相談が93件。相談件数455件の約2割がインターネットに関する問題。加えて93件の4割が60歳以上という方がインターネットの問題が入ってくる。スマートフォンは動くパソコンであって、どちらかという電話という認識は持つべきではないという話が出ています。携帯電話というのは、どうしても普通、電話の延長上という形になるんですけど、スマートフォン、iPhoneなどはパソコンが自分の手にあるんだという認識のほうが重要になってくると思います。そういうトラブルを踏まえた上で、そういった危険性があるんですよと、危険性を踏まえた上でLINE等のアプリの活用状況ですね、天草市にお訪ねしたところ、それを使ってネットワークを使った形で見守りをやっている、高齢者を含めたところで見守りをしていると。人吉市の場合は、私が福祉課にいた頃は福祉電話といって電話を貸し出して置いて、持っていらっしゃる方が電話を掛けてきて、「今日は生きていますよ」、「頑張っていますよ」ということを高齢者の方が電話をしてくるというシステムがあったんですけども、今回、そういうLINE等の、天草市ではもう行われているんですけども、LINE等を活用したものが人吉市で行われている状態はあるのでしょうか。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

本市におきましてLINE等のアプリを活用した高齢者の見守りは現在のところ実施をしておりません。議員がおっしゃいますとおり、天草市の一地域において、地域の区長、民生委員、老人クラブの会員の方など、住民が自らLINEグループをつくり、毎日やりとりをされる活動が、見守り・安否確認にもつながっていると聞いております。

このように、高齢者の方々でお互いに助け合う取組が超高齢化社会の先進的なモデルであり、多くの地域に広がっていくことが地域で支え合う意識の向上にもつながると思います。今後、LINE等のアプリの活用も含め、高齢者の見守りについて有効な方法を、関係機関、団体等と検討してまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番、池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 私の周りの話で大変恐縮なんですけども、一回りぐらい上の先輩の方に、この前、こういう教室がありましたけど、どうですかと言ったら、「わざわざ役所に行ってみてはね」という話をされたんですよ。それを考えると、先ほど、井福統括監のほうから話がありましたとおり、関係部署と連携を取りながら出向いて行って、こういうことが利用できるんですよということは積極的な活動の1つにしていかなければならないのかなと思います。LINEグループに入ることによってちょっとトラブルがあったと、いろいろあるというのは想像するところではあるんですけれども、うまい具合に活用していくことで見守りであったり、つながっていくわけですので、今後とも連携を取りながら御対応をお願いしていただければと思うところでございます。

次の質問に入らせていただきます。人吉市と台湾の関係ということで質問させていただきたいと思います。昨年12月定例会の施政方針の中で市長のほうから話が出ていたのですが、「観光振興や経済交流という側面では、9月22日に、台湾高雄観光圏と人吉球磨観光地域づくり協議会との間で、観光発展及び地域活性化に関する包括連携協定を締結しており、さらには、同じ「幸福駅」という名称の駅があるという御縁から、鉄道による観光交流と相互送客などを通じ、互いの振興と友好を図る幸福駅同駅名友好提携締結式を、11月25日、くま川鉄道株式会社と新北大衆捷運股份有限公司（しんほくたいしゅうしょううんこふん ゆうげんこうし）、通称新北メトロとの間で行うなど、両地域の自然、歴史、文化、産業などあらゆる面での結びつきが一層強まってくるものと期待する次第です。」ということで、前回、施政方針の中で報告されたところなんですけど、私のほうでいろいろ見ていましたら、市長、議長、経済部長、くま川鉄道の社長、観光協会の理事の方が行かれていると思います。

二昔ぐらい前でしたら、しょっちゅう行政のほうも海外視察ということで訪問されていた時期もございました。今回一泊二日の24時間、台湾にはいられないような弾丸訪問ということをお伺いしているんですけれども、昔だったら一応皆さんに報告みたいな形でされていたんですけれども、今回、議場で、訪台して市長としては何を得られてきたか、23時間という短

い時間ではありますけれども、ちょっとお話を伺わせていただけないでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

今、議員から御紹介いただきましたように、くま川鉄道と台湾の新北市にございます都市鉄道であります新北捷運（しんほくしょううん）との友好締結式と、社団法人台湾広域連盟との日台地方創生交流イベントを通じた交流のため、昨年11月25日から26日の日程で台湾を訪問いたしました。

まず、くま川鉄道と新北捷運との友好提携締結式でございますが、両者が共に「幸福」というお互いの国でも唯一となる駅名を有していることから、両者間において幸福駅同駅名友好提携を結ぶこととなり、新北市にある新北メトロ環状線幸福駅での締結式に、くま川鉄道の代表取締役会長として、同じく取締役の北口あさぎり町長、熊本県の坂本交通政策統計局長、そして永江社長と共に出席をいたしました。

締結式には、両社の関係者が一同に介し、式の終了後は幸福駅構内を御案内いただくなど、終始和やかな雰囲気の中、新北捷運の皆様との交流を深めたところでございます。また、この締結式の模様は、現地においても新聞などを通じて報道がなされたことから、くま川鉄道の名を台湾の地に広く知っていただく良い機会になったのではないかと存じます。

新北メトロの幸福駅は、2020年1月に、都市部である新北市内に開業された駅で、田園地帯にあるくま川鉄道の幸福駅とは利用者などの規模が大きく異なる部分がありますが、今回の友好提携締結を契機に、地方交通と都市交通などそれぞれに異なる特徴を持つ両社が親密に連携することで、双方の事業に相乗効果が生まれてくるのではないかと期待するものでございます。

次に、台湾訪問のもう1つの目的である社団法人台湾広域連盟主催による日台地方創生交流イベントを通じた台湾側関係者との交流についてお答えをいたします。

今回の交流のきっかけといたしましては、当該イベントを台湾広域連盟から受託し、企画運営をされております小鎮文創股份有限公司（しょうちんぶんそうこふん ゆうげんこうし）の可（か）社長御一行が、地方創生事例視察で人吉球磨に来訪されたことが始まりでございます。この御縁によりまして、台湾東部地方の地方創生伴走企画を推進される同団体の取組を学ばせていただくとともに、「人吉球磨地方の現状と将来」と題して、当地方の地方創生や創造的復興の取組状況を紹介させていただく機会をいただいたものでございます。その取組状況について、当初、私が発表する予定でございましたが、翌日が12月議会開会日に当たりましたことから、帰国する私の代理として経済部長が挨拶と人吉球磨の紹介発表をさせていただいたところです。帰国前夜には、社団法人台湾広域連盟のメンバーの皆様と交流させていただき、台湾の元国会議員であり、同連盟の代表であられる鄭龍水（ていりゅうすい）氏をはじめ、教育関係者、企業経営者等で構成される同団体の関係者の皆様と大変有意義な意見交換を行うことができ、さらに友好を深めることができたものと考えております。

この交流により得たものについてでございますが、いずれの会場にも日台の地方創生関係者、大学など教育関係者、政府職員、マスコミ関係者など、幅広い分野の方が参加されており、人吉球磨地方への認知と理解を深めていただきました。さらには、双方向の交流を通じてお互いの地域の歴史や文化、商工業や観光業など地域産業の特徴、そして、今後できるだけ末永くお付き合いしていくためには欠かせない、両地域の住人の人となりなど様々な面での理解と関係性が深まったものと存じます。

このような機会を通して、人吉球磨においても、台湾とのさらなる交流促進を図ることで他の地域にはない独自の交流事業が広がる可能性を感じましたし、双方がさらに歩み寄ることでそれが実現可能なものになるとの確信を得たところです。なお、この日台地方創生交流イベントについても、先ほどの鉄道同士の連携協定締結と同様に、現地にて報道をいただき、台湾での人吉球磨地域の知名度向上につながったものと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番、池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 次の、台湾との連携と今後の関係性についてまで御回答をいただいたようです。ありがとうございます。議長からも、時間があれば、今度行ってきた話をお聞かせいただければと思いますけれども。ほぼ出たような気がするんですけども、今後の関係性というのは、今回、スタート段階というところで理解をしたところでございます。今後は長いお付き合い、TSMCが県として動き始めている中で、それに頼らないところでの交流が重要になってくると思います。

では、台湾との今後の連携と関係性について、市長、どのように思っているかお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

今日、熊本県においては、今おっしゃいましたようにTSMC関連企業の第一工場が開所し、半導体製造業をはじめとする経済活動が大きく発展していくものと世界からも注目をされており、県内各自治体と台湾の結びつきもますます大きくなっております。

しかしながら、人吉球磨地方においては、半導体産業集積に伴う恩恵については、県北に比べれば間接的となりますことから、我々としましては熊本県に対する注目度を生かした観光や地方創生分野での民間との交流などを活発化していく必要があると考えております。例えば、先日の台湾高雄観光圏と人吉球磨観光地域づくり協議会との包括連携協定の締結、くま川鉄道と新北メトロ友好提携締結などを契機として、今後交流が活発化していくものと存じますし、市といたしましても、そのような交流が円滑に進み、今後も継続していくように伴走支援しながらしっかりと支えていくことが行政としての大事な役割になるものと考えております。

そのような中で、台湾の地域特色を生かした地方創生、固有の文化活動を知り、体験する

機会を得ることは、人吉球磨地域の地方創生施策の推進に大きなヒントになるものと考えますことから、先日の台湾訪問を行ったものでございます。

一方で、本市を含む日本の地方は、台湾の地方部と同じように、あるいはそれ以上に、少子高齢化、財政難、インフラの老朽化など多くの地域課題を抱えており、共通した悩みを抱える台湾側からの学びも多いのではないかと存じます。互いの地方が抱える地域課題解決のためにも、大いに友好、交流を深め、経済や社会資本を含めた相互関係をより強固なものにしていく必要があると考えております。

現在、先ほど紹介いたしました社団法人台湾広域連盟及び小鎮文創股份有限公司と人吉中央ロータリークラブとの交流をきっかけとして、国際ロータリーの支援による地域課題解決のための連携事業が、この人吉球磨地方で検討されていると伺っております。市といたしましても、このような連携が円滑に進められますよう、できる限りの御支援・御協力に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番、池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） いろんなつてを使って交流をやっていって人吉市の発展のために共に頑張りましょうというところなんですけれども、1点だけ確認なんですけれども、教育関係の方も交流会の中に来られていたという話なんですけど、私は令和5年9月の一般質問の中で、台湾からの留学生との交流についてということで、インターンシップ生が来て介護福祉の勉強をしていますよ、その支援についてお願いしますと、機会があれば、向こうに行った際には大学の方との御挨拶、市長が行かれることによって、より深くなりますよという話をしたのは覚えていらっしゃるでしょうか。今回は、その方々は来られなかったんですよ、残念ながらですね。できれば、せっかく行かれた機会だったので、そういうところまで御配慮いただいたら、こちらに来ているインターンシップの交流生の方々にとっても、いい意味でプラスになった部分があったのかなと思います。なかなか行く機会がないと思いますけれども、また、今度、こういう機会があったら、あの事業自体が、確か来年まで続く事業だと先般お伺いしておりますので、もし、向こうから来られた場合があった際にはアピールしていただいて、人吉市も受入れをやっているんですよということをやっていただければと思います。ありがとうございました。

次に、最後の質問になります。今後の人吉・球磨の広域連携についてということでお尋ねをしたいと思います。

合併の話というのが一昔前、10年前の話でございます。平成の大合併が1999年4月から2010年3月まで行われていたところでございますが、人吉市は乗り遅れたのがいいのか悪いのか分かりませんが、今回の平成の大合併は人吉市は直接的には行われませんでした。その後、いろいろと広域連携等々の状況があっただけでございますが、合併の話を含めたところで、

今のような状態になっているのかお尋ねしたいと思います。

○復興政策部政策統括監（井福浩二君） お答えいたします。

人吉球磨における市町村合併の現状についてでございますが、現状といたしましては球磨郡町村と合併に向けた具体的な協議などの動きはございません。合併を前提にした取組というわけではございませんが、人吉球磨における広域での連携といたしまして、人吉球磨全体の活性化を図り、持続可能な地域をつくるため、医療、教育、産業振興、地域交通等の様々な分野で連携し、人口の定住を促進することを目指して、圏域市町村が一体となった取組を進める人吉球磨定住自立圏を平成27年1月から、圏域10市町村により形成しております。この取組では、人吉球磨定住自立圏共生ビジョンを策定し、生活機能の強化、交通や圏域内外の住民の交流、人材育成等、20の事業を人吉球磨圏域の市町村が一体となって取り組むことにより、圏域内における定住に必要な生活機能の確保を目指しております。

今後も、この人吉球磨定住自立圏を軸に人吉球磨が一体となって、それぞれに有する都市機能や地域資源を有効に活用し合いながら圏域全体で、住民の暮らしに必要な機能の確保に向けて様々な課題に対応するため連携を強化してまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番、池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 合併の話は全く出ていないということでございますけども、今回、広域で事業をやっている、あさぎり町にごみの収集場ができるという話も聞いています。消防に関しましても、上球磨消防組合と人吉下球磨消防組合が無線関係は統一してやるということで、スケールメリットを利用したものが出ているのかなと思います。

ただ、先ほど大塚議員が一般質問の中で、人吉市の人口が2050年には2万人を切るという数字が出ています。そのときになってばたばたと、どうしましょう、どうしましょうじゃ遅いのかなというのが正直な気持ちです。人吉市で何でこれだけ物事が進まないのかというのが、市民の方からの話なんですけど、首長が10人いて、議員が100人いて、各々の自治体が各々の立場でものを言う、そのために物事が進まないという話をされる市民の方とお会いしました。合併も十数年前に終わっている、このときは市長は議員になられていたんですかね、まだ議員になられる前ぐらいですか、と思うんですけども、今、首長としていらっしゃる立場として、市長としては合併というのは先の夢なのか、それよりも喫緊の課題の1つとして挙げるべきものなのか、市長としてのお考えをお伺いしたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

結論から申し上げますと、市町村合併の議論は避けては通れないテーマであると考えております。鎌倉時代から明治維新までの七百有余年という長きにわたる間、歴史的にも文化的にも、さらには経済的にも1つの地域として共に年月を積み重ねてきたことから、10市町村に現在は分かれておりますが、人吉球磨は1つであると考えています。

一方、私が平成20年の議員時代にも、市町村合併に関して一般質問をしておりますが、当時の国立社会保障・人口問題研究所の推計では、本市の人口は平成42年、つまり令和12年の時点で3万1,256人とされていましたが、実際には令和2年に実施された国勢調査では3万1,108人となり、さらに今年1月末時点では3万176人と、もう既に当時の推計を大きく上回るペースで人口が減少しております。同研究所が昨年発表した推計によりますと、令和12年、2030年における人吉市の人口は2万6,887人となっており、平成20年当時の推計からすると4,369人も減少する見込みとなっております。

このように急速に進む人口減少により生じている、あるいは今後、生じるであろう様々な社会的課題への対策は、先ほどもありましたが、人吉球磨定住自立圏のような取組を通じて人吉球磨が一体となって進めることが重要であり、そうした動きの中から将来的には市町村合併という方向になっていく可能性は十分あるのではないかと考えます。市町村合併は相手があることでもあり、各首長の考え方や、それぞれの自治体の課題も多様であるなど、極めて繊細なテーマであることは言うまでもありません。私としては、人吉球磨は一体であるとの意識から、市町村合併については前向きな考えを持っておりますが、まずは球磨郡町村と常日頃から強固な信頼関係を構築し、合併に向けた機運の醸成など、そこに至るまでの環境づくりを丁寧に重ねていくことが重要だと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番、池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 市長としても、周りのことがあるからぼやっとした御回答しか出せないのかなというのは分からないでもないんですけども、くま川鉄道に関しても、途中、一部の議会が反対して、復興に関しては止まったようなこともあったと思っています。

私の感覚として、もう1つは、多良木高校が廃校になりましたけれども、これは多良木町民の人たちにとってはものすごく問題に上がっていて、じゃあ、人吉球磨で問題になったかということ、ちょっと離れたような、人ごとみたいな感じがしたんですね。確かにデリケートな問題なんですけれども、市長としては、例えば、今回の任期中にある程度の方向性まで出したいとか、合併をしたいというのはまず無理な話なので、方向性として、ほかの町村の方々に対して、どこまでアピールをやるかというお気持ちはありますか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたように、文化圏、経済圏、昔からの歴史的な背景も踏まえて人吉球磨は1つであるべきであろうという思いを、私個人としては強く持っているとございます。ただ、やはり、先ほども申しましたように、なかなか、今、町内の合併、消防団の再編といったことも本市でも行っておりますが、総論的に賛成だが、各論になるとという話があちこちで聞かれるところのございます。

私の思いと、あと、それぞれの自治体の首長も、方向性としてはそういう考えをお持ちな

のかもしれませんが、いざ、では行動にというふうになってきた場合には、それぞれの問題・課題があるんだと認識をしております。そういったところまでも、今後はさらに強く踏み込んでいけるように、私も常日頃から、人吉球磨は1つですよと、1つになりましょうと、一緒にやってみようという事で、人吉球磨観光地域づくり協議会だったり、消防の合併だったり、介護認定審査会だったり、医療センターの産婦人科医の確保だったり、そういったことには努めて取り組んでいるところですが、そういう活動、行動をしながらも、将来的にはそういった方向性を目指していければと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番、池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） やはり、そこまでしか言えないというのは理解するところでございます。

ただ、今後は、人吉の方向性というか、その中で合併を含んで動いていかないと、やっぱりそこは大事なのかなと思うんですよね。定住自立圏構想の中でも、広域でやっていますよといながら、実際、人吉市が事務局を構えてしまって、全部仕事は人吉市でやっているということは、ほかの自治体の皆さんに理解されていない部分があるのかなと思うんですよね。そこは今後、待ったなしで人口減少は止められない事由だと思います。先ほど市長が言われましたけれども、予定よりも速いスピードで人口が減少している。菊陽町が、今4万5,000人、大津町が3万5,000人、2つで8万人、人吉球磨の規模なんですよ。あそこが減るかという、少なくとも、ここ10年はあそこが減るということはないでしょう。どんどん人口は増えていくでしょう。そういうことを考えたときに、じゃあ人吉球磨が生き残るため、そして人吉市が生き残るためには、合併は遠い未来と言っていると、それこそ取り残されてしまうのかなと私は思います。他町村の思いというのがいろいろあるでしょうから、判断は難しいというところを理解したところでございます。人吉市のために、今後頑張っていきたいと思いますと申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（宮原将志君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時39分 散会

令和6年3月第2回人吉市議会定例会会議録（第3号）

令和6年3月6日 水曜日

1. 議事日程第3号

令和6年3月6日 午前10時 開議

日程第1 一般質問

1. 川 上 紗智子 君
 2. 豊 永 貞 夫 君
 3. 田 中 哲 君
-
-

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（16名）

- | | |
|-----|-----------|
| 1番 | 川 上 紗智子 君 |
| 2番 | 松 村 太 君 |
| 3番 | 徳 川 禎 郁 君 |
| 4番 | 池 田 芳 隆 君 |
| 5番 | 牛 塚 孝 浩 君 |
| 6番 | 宮 崎 保 君 |
| 7番 | 大 塚 則 男 君 |
| 8番 | 平 田 清 吉 君 |
| 9番 | 井 上 光 浩 君 |
| 10番 | 豊 永 貞 夫 君 |
| 11番 | 西 信八郎 君 |
| 12番 | 村 上 恵 一 君 |
| 13番 | 本 村 令 斗 君 |
| 14番 | 田 中 哲 君 |
| 15番 | 福 屋 法 晴 君 |
| 16番 | 宮 原 将 志 君 |

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長 松 岡 隼 人 君

副市長	迫田浩二君
教育長	志波典明君
総務部長	永田勝巳君
復興政策部長	浦本雄介君
復興政策部政策統括監	井福浩二君
市民部長	松尾和弘君
健康福祉部長	淵上麻美君
経済部長	溝口尚也君
復興建設部長	瀬上雅暁君
復興建設部長 (復興担当)	若杉久生君
総務部次長	立場康宏君
総務課長	那須裕史君
秘書課長	上村英明君
水道局長	山本繁美君
教育部長	小澤洋之君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	栗原亨君
庶務係長	平山真理子君
議事係長	栗須順也君
書記	税所昭彦君

○議長（宮原将志君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き、一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程第1 一般質問

○議長（宮原将志君） それでは、これより一般質問を行います。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君）（登壇） 皆さん、おはようございます。1番議員、日本共産党の川上紗智子です。今回は、介護予防と人吉市地域交通計画の2項目について質問いたします。

通告に従って、早速質問に入ります。

まず、介護予防についてです。人吉市の現在の高齢者、65歳以上の人数と高齢化率、要介護認定率及び介護度別の割合はどうなっていますか。また、それらの将来予測はどうなっているのでしょうか。

○健康福祉部長（淵上麻美君） 皆様、おはようございます。お答えいたします。

本市の令和6年1月末現在の高齢者数は、住民基本台帳人口におきまして1万1,466人で、高齢化率は38.0%でございます。介護認定率及び介護度別の割合につきましては、令和5年12月末現在の介護保険事業状況報告からの数字でございますが、介護認定率が15.9%、介護認定者全体から見た介護度別の割合は、要支援1が8.6%、要支援2が8.8%、要介護1が26.3%、要介護2が16.1%、要介護3が13.7%、要介護4が17.7%、要介護5が8.8%でございます。

次に、将来予測についてでございますが、国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、今後も人口は減少し、令和7年には2万9,817人、令和22年には2万3,658人になるとの予測でございます。高齢者数につきましては、第9期介護保険事業計画策定に伴い、住民基本台帳人口の推移を基に市独自の推計を行っておりまして、令和7年には1万1,434人、令和22年には9,531人と、人口の推移よりは緩やかですが、減少が続くと予測しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 人口が減る割合よりも高齢者の人口が減る割合が少ないということは、高齢者が多くなるということで、令和22年、2040年には高齢化率は40%ぐらいにな

るのではないかということになっています。

そこで、改めて、介護予防とは何かということをお聞きしたいと思います。そして、介護予防の位置づけを、市としてはどのように考えているのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（**渚上麻美君**） お答えいたします。

厚生労働省は、令和4年4月発行の介護予防マニュアルの中で、介護予防とは要介護状態の発生をできる限り防ぐ・遅らせること、そして要介護状態にあっても、その悪化をできる限り防ぐこと、さらには、軽減を目指すことと定義をしているところでございます。

本市の介護予防の位置づけでございますが、第6次人吉市総合計画の施策の方向性といたしまして、健康な状態から要介護状態になる中間の状態をフレイルと申しますが、このフレイルを予防することや、認知症予防を目的とした住民主体による介護予防施策を身近な地域で推進することなど、健康寿命の延伸を図ることを、また主要な事務事業の1つとしまして、介護予防事業を位置づけているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（**宮原将志君**） 1番、川上紗智子議員。

○1番（**川上紗智子君**） 介護予防が、介護が必要でない状態がずっと続くようにするために、またはそれができるだけ遅く来るようにするためにということだと思ってしまうんですけども、介護保険料が今回改定をされますが、基準になる額は今までと同じだということになっていきます。けれど、高齢者がどんどん多くなり、介護度が重くなる人たちが増えれば、介護サービスはたくさん必要になってくると思います。必要になれば、その分お金が要るわけですから、その分のお金をどうやって介護保険料で賄うか、国、そして自治体、個人、負担割合は決まっていますので、介護保険料がどんどん上がるということになるんじゃないかと思うんです。それは、必要な介護を求めれば、介護サービスを求めれば求めるほど自分が払う介護保険料が増える。極端な話、介護保険料が払えなくなるかもしれない、利用料も払えなくなるかもしれない。何のための介護保険なんだろうかということになるのではないかという不安を持っています。だからこそ、介護予防に今できること、将来のことはちょっとよく分かりませんが、何か不安が大きいということだけは間違いありません。だったら、今やるべきことは、介護予防を全力で自治体として取り組むことではないかと思って、今回の質問の項目にいたしました。

お年寄りが外に出れなくなった、特にコロナで、御近所さんとの付き合いもあまりできなくなった、ちょっと足が弱ったから買物には行けなくなった、家にいることが多くなった、会話をする人も1日一人、二人と少なくなっていった、そうすると、どんどん機能は落ちていく。それはお年寄りに限らないと思います、若い人でもそのような生活をすれば機能は落ちていくと思うんですね。それが高齢者の皆さん方にとっては、もっと激しく出てくるのではないかと思うんです。

一方、きちんと介護予防の体操や、そしていろんなレクリエーション、ゲーム、ほかの人との関わりの中で会話も豊かになるような生活を送れば変わっていくというのも、実際、現場で担当されている職員の皆さん方の実感だと思います。私が知っている、ある高齢者の女性は、とにかく落ち込んだことがあって家に閉じこもっていた、そうしたら物忘れがひどくなったんだと、そういう自分を心配してお友達が「私たち、集まっているからおいでよ」と誘われたと、そこに毎日通ううちにとても元気になったんだという話をされました。それぐらいデリケートで、でも、やればやるだけ変化が生まれるものなのではないかと思っています。

そこで、介護予防と予防事業について、具体的にはどんなものがあり、誰を対象に行っているのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

介護予防の事業としましては、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業がございます、事業により対象者が異なります。

まず、介護予防・生活支援サービス事業でございますが、対象者は要支援の認定を受けた方、及び、高齢者本人の心身の状態を確認するためのツールであります基本チェックリストにより該当された方でございます。

事業内容といたしましては、身体状況によって生活に困りごとがある場合に、掃除・洗濯などの支援を提供する訪問型サービス、機能訓練や集いの場などを提供する通所型サービスがございます。また、対象者を基本チェックリスト該当者に限定はしておりますが、最長で6か月利用できる運動教室としまして、短期集中予防サービスがございます。

次に、一般介護予防事業でございますが、対象者は65歳以上全ての高齢者でございます。主な事業といたしましては、介護予防のための運動などを、身近な場所である公民館において実施するデイサロンや朝デイがございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 今お答えいただいた介護予防・生活支援サービス事業のほうですけども、これは、いわゆる高齢者施設のデイサービスとか、ヘルパーさんが来るというようなサービスでしょうか。これは確認です。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

介護予防・生活支援サービス事業の中で、要支援の認定を受けた方、それから基本チェックリストに該当された方の両方がお使いいただける訪問型サービス、それから通所型サービスにつきましては、事業所に通ったり、事業所からヘルパーさんが来ていただくものです。

それから、対象者を限定しております、6か月と先ほど申しましたそちらのほうにつきましては、介護事業サービスではなく公民館、実際、人吉市では田町の公民館と新町の公民館の2か所に限定をさせていただいておりますが、送迎付きということで、運動とかの指導を

していただく事業所の方がその場に来ていただいて、その会場を使って行うというものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 朝デイ、デイサロン、これは一番身近な通うところになっていると思うのですが、これはどれぐらいの場所で、どれぐらいの人が参加されているのかお尋ねいたします。場所については校区ごとをお願いいたします。

○健康福祉部長（渚上麻美君） お答えいたします。

今年度のデイサロン及び朝デイの開催箇所数は、校区別に申し上げますと、東校区14か所、西校区10か所、東間校区14か所、西瀬校区8か所、中原校区19か所、大畑校区8か所の合計73か所でございます。

また、今年度の参加人数は、令和6年1月末現在で延べ6,082人でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 朝デイ、そしてデイサロン、これに通っていらっしゃる高齢者の皆さん方は、とても楽しいと言っているらしいです。私の近所の高齢者の方は、押し車を使って行っていらしかったです。けれど、少しずつ弱ってくると公民館であっても行けない。けれど、家の中とか庭とかは歩けるというような状態のときに、朝デイやデイサロンには行けなくなります。それはなぜかと言うと、事業所のデイサービスなどと違って送迎がないからです。ある方が、自分は老人福祉センターのバスに乗って老人福祉センターに行くのが楽しみだった、けれど水害で行けなくなった、今はどこにも行けない。公民館も遠くはないけれど道ががたがたで、押し車で押していくのは本当に大変なんだ、だから老人福祉センターにバスで行くのは楽しみだったとおっしゃっているんですね。家に閉じこもっているわけでもない、できたら出たいと思っているけれども、自分の足では行けないという方々が結構少なくないんじゃないかと思うんです。行かなくなったことによっていろんな機能が落ちて、先ほど介護度別の認定がありましたけれども、認定の割合は介護1が一番多いんですよね、要支援1とか2は案外と少ないなと思ったんですけど、要支援1、2を飛ばして介護1になってしまうような人もいるんじゃないかなと、これは私の想像ですが、そう感じました。

そこで、送迎があったら行けるのになという方々に対する何か対策、対応はされているのでしょうかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（渚上麻美君） お答えいたします。

送迎がないことにつきましては、移動手段がなく通えない、身体機能の低下により通うことを止めてしまったなど、今、議員がおっしゃいましたような理由によりデイサロンへ参加できない方がいらっしゃることは承知をしているところでございます。このデイサロンにつ

きましては、いずれかの方法で会場へ通える方を対象として実施しているところでございます。身体機能の低下など何らかの理由で参加が難しくなった場合には、先ほど、3回目の御質問でお答えをしました通所型サービスなど、その方の心身の状況に合ったサービスへの利用におつなぎをしているところでございます。そのサービスを使うことで、そこでしっかりと運動機能の向上を図っていただいて、また、地域のデイサロンに通うことができられるように、その部分を目的に行っている、先ほどの通所型サービスでもございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） ありがとうございます。

歩いて行けない、何らかの方法を使っても行けないという人については、ほかのサービスになるということだと思えますよ。デイサービスに行けなくなった、行けなくなったら、その後のフォローをきちんとしなければ、結局、次のサービスに結びつかないと思いますので、ぜひ、この点は丁寧にやっていただけたらいいなと思います。

公民館でやるデイサロンについてですが、もっとうちでもやってほしいとかいう要望があったときには応えることができるのでしょうか。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

現在、本市では地域の住民が定期的に気軽に集い、体操やグラウンドゴルフ、茶話会などを行う住民主体の通いの場の取組を進めているところでございます。現在把握しております通いの場は、65か所ございます。デイサロンなどの実施場所の追加につきましての御要望がございましたら、当該地域の住民主体の通いの場の開催状況や、デイサロン運営スタッフの活動状況等を含め検討し、総合的に判断していかなければならないと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） それでは、令和3年度から令和5年度を期間とする第8期介護保険事業計画についてお尋ねをいたします。

その取組に対して、市として評価している点と課題、及び今後の取組についてお尋ねします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

まず、第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の令和3年度から令和5年度までの3年間におきまして、介護予防事業の取組について評価している点でございますが、転倒予防を主目的として取り組んできた介護予防事業に、認知症予防の取組を加えたことでございます。

介護予防事業の中で、足腰の筋力と柔軟性を高め転倒予防を目的とする「人吉ころぼん体操」の実施を第7期計画期間中に開始し、第8期計画期間中に実施団体が14団体まで増えております。さらに、令和4年度から、人吉ころぼん体操実施団体を中心に、脳の活性化によ

り認知症予防を目的とする「脳いきいきプログラム」を導入し、身体機能の維持と認知症予防を一体的に取り組む活動に、地域の皆様が主体的に取り組んでいただいております。

また、介護保険サービス事業所におきましても、同様に、「脳いきいきプログラム」を事業所の職員の方々に学んでいただき、介護予防事業に取り入れていただいているところがございます。

課題及び今後の取組でございますが、令和4年11月に実施いたしました介護予防・日常生活圏域ニーズ調査におきまして、介護予防に取り組まない理由といたしまして「何をしたいのか分からない」が最も多く、次いで「必要性を感じない」という調査結果が出ました。年齢が上がるごとに運動リスクが高くなることから、若い頃からの取組の必要性に関して周知を行う必要がございます。そのため、介護予防に関する知識や方法を学んでもらうための取組を進めてまいります。

また、第8期に引き続き、住民自らが主体的に健康づくり、介護予防に取り組んでいただけるよう、「人吉ころばん体操」や「脳いきいきプログラム」を併せて実施する団体を拡充し、運動機能・認知機能の維持・向上を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 転倒予防を主目的とした取組に加えて、認知症予防の取組もやり始めたということですが、これはとても大事なことだと私も思います。私は、鳥取大学の浦上克哉先生という、医学部の保健学科の教授ですが、認知症を予防できるということとそういう学会をつくられた方です。その方が鳥取県琴浦町で、町の保健師さんや町の福祉の人たちと一緒に取り組んだこととお聞きしたことがあるのですが、2025年には65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症になるのではないかとされています。一昔前は、認知症は予防できない病気でした。けれど、様々な研究の結果、予防できる病気になっています。ならば、予防しましょう、ぜひ、予防したいものだと思うんです。予防と言っても、発症の予防だけではなく、早期発見して進行を予防する。そういうやり方があるんだったら、徹底的にみんなで取り組んだらいいんじゃないかと思います。認知症にはなりたくないという人がほとんどだと思います。けれども、やっぱり年取ったらなるんだよという諦めもあるかと思います。けれど、予防できるということなので、ぜひ、これからも力を入れていただきたいと思っています。

加えて、やはり、このことを若い頃から、少なくとも40代、50代のうちから自覚をして、そういうものだという人で分かっている人が増えることが大事だと思います。その点では、先ほどおっしゃったように啓発をしていくということも大事だと思いますので、これも意識的に計画を立ててやっていっていただきたいと思っています。

「人吉ころばん体操」と「脳いきいきプログラム」をたくさんの高齢者の方々、私も高齢

者なんですけど、私も含めて、こういうことに取り組んで足腰はしっかりして、そして認知症をできるだけ先に追いやって人生を送るような、そんな人吉市になったらいいなと思っています。

そこで、市長にお尋ねですが、人吉市の総合計画に介護予防はばっちり位置づけられて取り組んでこられています。これから、さらに高齢者が増え、割合も増えてきます。だからこそ、この時期にもっと人もお金もかけて、どうやってこの取組をもっと豊かにするのか、ぜひ、さらに力を入れていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○市長（松岡隼人君） 皆様、おはようございます。御質問にお答えをいたします。

本市の高齢化率も、令和6年1月末では38%となり、今後も上昇することが見込まれています。このような中、高齢者本人の力や住民相互の力を引き出して、介護予防や日常生活の支援を進めていくこと、ひいては地域づくりを進めていくことは、とても重要だと捉えています。

先ほど部長が申しましたように、例えば住民主体の通いの場において、現在、それぞれの団体で取り組んでいただいている内容に、身体機能の維持と認知症予防を一体的に行う取組を加える、あるいはさらに充実させることも大きな要素でございます。本市といたしましては、この地域づくりへの支援をさらに充実させることで、高齢者の皆様がいつまでも健康で楽しく過ごされることが要介護状態となることの予防となり、医療や介護に係る費用の抑制につながっていくものと考えております。

このたび策定をいたします第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の目指す姿であります「住みなれた地域で いきいきと輝ける 長寿を楽しむまち」となるよう、市民の皆様と一緒に健康寿命の延伸に向けた取組を進めてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 次に、人吉市地域公共交通についてお尋ねいたします。

まず、令和4年度に、人吉市地域公共交通計画を策定し、令和5年度は、その計画の1年目でした。その事業を実施されたと思いますけれども、現時点での評価、課題について、どう考えているのかお尋ねをいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君） 皆様、おはようございます。お答えいたします。

昨年3月策定の人吉市地域公共交通計画については、基本方針に「誰もが暮らしやすい都市の実現、希望ある復興を支える基盤として、持続的な移動サービスの提供に向けた地域公共交通の構築を地域一丸となり目指します」と掲げており、本市地域公共交通の課題解決に向けた方向性や目標を設定し、様々な施策、事業に取り組んでいくこととしております。

計画1年目であります本年度の主な取組といたしまして、予約型乗合タクシーに関しましては、下田代線において御要望が多かった16時台の増便を、昨年12月から実施した結果、利

ユーザーの利便性向上につながり、実際に利用者数も増加している状況でございます。また、交通空白地であった大野・矢岳地区においては、新たな移動手段確保のため、本年2月から実証運行を開始いたしました。

情報提供の充実という面では、リニューアルいたしました市公式LINEアカウントにおいて、路線バス・乗合タクシーの運行内容を紹介する公共交通メニューを設けております。さらに、交通事業者による、こども園の園児を対象とした乗り方教室の開催など、公共交通に触れ合う機会の創出に努めたところです。

一方、課題といたしましては、検討はしているものの具体的に進んでいない事業もあること、また、全体として、やはり一元的な地域公共交通の情報の提供が不足していることにより、利用促進につながっていない現状があるということを確認しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 私も、リニューアルした市公式LINEアカウントを見ました。それを見ると、分かりやすいです。けれど、高齢者の方々がこれを見れるか。見た家族が伝えるということをしないと難しいかもしれないなと思います。そんな分かりやすい、デジタルじゃなくてアナログなものも、ぜひ用意していただけたらなと思いますが、ぜひ御検討ください。

利用促進につながっていない現状があるということも認識しているという、やはり情報の提供が不足していたり、いっぱい時刻表はあるんですけど、何線、何線とあって、自分の行くところに行くためには、まず、どこから何に乗って、どこで乗り換えて、何に乗るんだと、これが分からないので、もうバスは止めたというふうになることも少なくないんじゃないかなと思います。そういう、市民の困ったことにも、ぜひ対応していただけたらなと思っています。令和6年度は、どのような事業計画となっているでしょうかお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

令和6年度事業の計画でございますが、引き続き交通空白地解消のためのコミュニティ交通導入や地域の実情に応じたまめバス等の改善の検討、市街地エリアにおける新たな移動サービスの導入やじゅぐりっと号のサービス強化の検討が予定されております。また、分かりやすく便利な地域公共交通マップの作成や地域公共交通に関する情報提供の充実、保育園・小学校・高齢者を対象とした乗り方教室の実施、地域公共交通に関するイベントの開催などを位置づけており、行政のみならず地域住民、地域関係者、交通事業者と共同し事業に取り組んでいくこととしております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 今、令和6年度の事業についてお答えいただきましたけれども、令

和5年度の評価や課題を踏まえて、どのように令和6年度の事業に反映させていらっしゃるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

まず、現在実証運行を行っております予約型乗合タクシー大野・矢岳線につきましては利用者の皆様や交通事業者と意見交換等を実施いたしまして、利用促進に向けた運行内容の見直しを含めた検討を行い、本格運行につなげてまいりたいと考えております。また、情報提供に関しましては、実際に御自宅付近を地域公共交通が走っているにもかかわらず御存じない、あるいは路線図、時刻表を調べる手段が分からない、その見方が分からない、利用の仕方が分からないなどの理由から実際に利用されていない方も数多くいらっしゃるのが現状でありまして、直接担当部署のほうにお問い合わせいただくこともございます。こうした状況から、市民の皆様にとって分かりやすく、便利な地域公共交通マップの作成、本市ホームページによる一元的な情報提供に力を入れ、取り組んでまいりたく存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 先ほど私が言ったことについての答えが、今言っていましたけれども、近くを通っていても分からない、知らなかったというのは結構あると思います。ここに、今おっしゃったようなことをぜひやっていただきたいのと同時に、見ただけで、人吉市が住民の皆さんのために交通手段を走らせていますよと分かるようなバスとかの状況をつくったらどうかと思います。ラッピングと言うんですかね、名前が書いてあって、すぐまめバスだと分かるようなものをつくったらどうかと思いますけど、御検討いただけないでしょうか、要望しておきます。

それでは、最後になりますが、私が市民の皆さんから聞いた声なんですけど、国道219号の矢黒町に住んでいらっしゃる方が、「ここは国道が走っているから、あなたは便利だろうと思うでしょう」と私に言われました。そうですよねと言ったら、「いや、便利じゃないんです。バスが走っていないんです」とおっしゃいました。こんなにたくさん車が走っているのに、バスが走っていない。だから、矢黒町から市役所に行こうと思ったら歩いて行かなきゃいけない。バスがない。さらに、例えば中心部の九日町に行くためには、市役所まで出て行ってバスに乗らなきゃいけないとおっしゃってまして、何とかならないだろうか、私に言われました。こういう路線は、まだまだたくさんあると思うんですけれども、こういう要望を聞いた場合は、それを参考にして検討していただけるのでしょうかというのが1つです。

それから、今申し上げましたように、決して今お話しした人だけではなく、困っている人はたくさんいらっしゃると思います。たくさん市民の皆さん、当事者の皆さん方の声を酌み上げないと、せっかく通しても利用者がなかなかいないということもあるようですので、

ぜひ、市民の皆さん方の声を酌み取る工夫をしていただけないかと思いますが、どうでしょうか。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

交通空白地として位置づけてはいないものの、近くのバス停までも相当の距離がある現状から、新たなコミュニティ交通の導入を望まれる声があること、また、地域公共交通に対する多様なニーズ、御意見があるのも承知しているところでございます。

計画にも位置づけておりますが、福祉分野との意見交換や老人クラブ活動、町内会の集まりの場での乗り方教室の実施、出前講座などを通じまして積極的に情報を提供し、同時に、市民の皆様からの多様なニーズや御要望などをお寄せいただきながら、地域の実情に応じて既存ルートの見直し、あるいはサービス強化を行うことで、より利便性が高く、持続的な移動サービスの提供に向けて行政、交通事業者のみならず、地域住民の皆様と共に地域公共交通の再構築に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 私は、今回、介護予防と地域公共交通計画についての質問をいたしました。地域公共交通計画のことを知れば知るほど思ったことがあります。それは、介護予防、要するに高齢者の皆さん方が自由に行き来できる、外に出て移動できる、このことを確保することが介護の予防にもすごく役に立つということがあるんじゃないかと思うんです。やれないこと、やれること、あると思いますが、ぜひ、様々な声を酌み上げながら、皆さんが利用しやすく、そして行き来が自由にできるような、そういう計画を立てて事業を実施していただきますよう、最後に要望いたしまして私の質問を終わります。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前10時58分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君）（登壇） 皆さん、おはようございます。10番議員の、公明党の豊永貞夫です。本日は、2項目、通告に従いまして、一般質問を行います。

まず、はじめに、市営住宅の連帯保証人について、2項目めが流行性耳下腺炎、いわゆるおたふく風邪ワクチンの公費助成についてであります。

まず、1項目め、連帯保証人についてであります。

人吉市の高齢化率は、先ほども高齢化率をお聞きされておりました、令和6年1月31日現在で38%になっています。高齢者数は増加傾向ですが、中でも単身高齢者数が増加傾向にあ

ります。住居において、それぞれ生活状況は違いますが、家族でお住まいの方、単身でお住まいの方、持家にお住まいの方、賃貸住宅にお住まいの方、それぞれあるかと思います。高齢者は身寄りのない人も多く、民間の賃貸住宅や市営住宅においては入居の際、連帯保証人の確保が困難となる事例が多く発生しています。

国土交通省が、平成30年3月30日付で「公営住宅への入居に際しての取扱いについて」と、令和2年2月20日付で「公営住宅への入居に際しての保証人の取扱いについて」の通達が出ています。内容は、保証人の取扱いは自治体の判断に委ねられているが、公営住宅の目的を踏まえると、保証人の確保が困難であることを理由に入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であり、入居希望者の努力にもかかわらず保証人が見つからない場合には、保証人の免除を行う。緊急連絡先の登録をもって入居を認めるなど、住宅困窮者の居住の安定の観点から特段の配慮をお願いいたしますといった内容であります。つまり、国は保証人の規定を削除したので、住宅困窮者の居住の安定の観点から特段の配慮をお願いいたしますといった内容であります。

本市の市営住宅の設置目的と連帯保証人の位置づけ、また連帯保証人になり得る要件はどういったものがあるのかお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） 議員の皆さん、おはようございます。では、お答えをいたします。

市営住宅の設置目的は、住宅に困窮する低所得者などに対して低廉な家賃にて供給することを目的として整備された住宅でございます。その諸条件は公営住宅法に定められております。

また、次の、連帯保証人の位置づけでございますけれども、人吉市営住宅条例施行規則及び人吉市営単独住宅施行規則の定めるところにより、連帯保証人は入居者と連帯して入居者の家賃その他一切の責任について、極度額の範囲内で負担するとされているところでございます。また、連帯保証人の要件でございますが、3つございまして、1つ目は公営住宅に入居していないこと、2つ目は人吉球磨地域に在住であること、3つ目は65歳未満で所得額が100万円以上であることございまして、これらの要件を全て満たす必要があるということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 3つの要件があるようでございます。本来ならば、親、兄弟などの親族の方が連帯保証人になれるのがいいと思いますが、高齢者の方、身寄りのない方は厳しい状況だと思います。

以前、私も高齢者の方からの相談がございました。市営住宅への入居を希望されていましたが、やはり、近隣に親族がいない、連帯保証人が見つからないということで、その人

は入居できませんでした。戸建ての借家を借りて住まわれたということがありました。また、最近では、60代で現役で仕事をされている方でも、連帯保証人が見つからずに、現在も探しておられるということでもございました。これまでも、保証人が見つからずに入居を諦めた方も多いと思います。本市の状況として、これまで諦められた方の人数とか世帯数、こういった状況なのかということも把握されているのかお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えいたします。

お尋ねの、入居ができなかった世帯数でございますけれども、これにつきましては把握ができないというところでございます。窓口にも、入居を希望してこられた方につきましては、連帯保証人のことも含めまして要件など、その他申込みに必要な書類などについて御説明しております。その後、申込みに至らない場合もございますけれども、その理由まではお聞きしていないというところもございまして、世帯数の把握はできていないというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 数は把握されていないという状況でございますけれども、結構いるんじゃないかと思えます。先ほど2つの例を申し上げましたけれども、電話相談でいろんな問合せ、連帯保証人の要件とかのお尋ねが数件ありました。その先どうなったかということはそこまで聞いていませんでしたけれども、結構、入れなかったという事例はあるんじゃないかと思えます。

また、特に高齢化が進む中、身寄りのない高齢者は連帯保証人が見つからないと思えますけれども、単身高齢者に対して、本市はどういった対応をされているのかお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えいたします。

単身高齢者に限らず、市営住宅へ入居申込みの際には、連帯保証人を求めているというところでございます。特に身寄りがない方につきましては、連帯保証人をお願いする方がおられないという話も伺っているところでございますが、このような方の対応といたしまして、公営住宅法に基づく市営住宅以外の住宅、これは市営単独住宅のことでもございますが、こちらのほうへ御案内をしているところでございます。

市営単独住宅の入居につきましては取扱い基準を設けまして、連帯保証人を見つけることが困難な方の入居の際には、連帯保証人の代わりに身元引受人または緊急の際に緊急連絡が取れる方を記載した誓約書等を提出していただくことで入居いただけるよう対応しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 市営住宅では連帯保証人が必要であるけれども、単独住宅については連

帯保証人は入居の際には求めない、身元引受人、緊急連絡が取れることで入居はできるという答弁でありましたけども、これまで連帯保証人を求めずに入居された方の人数、世帯、それと連帯保証人を付けなかった場合のリスクですね、こういった問題が考えられるのか、それについてお尋ねします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えいたします。

単独住宅において連帯保証人を付けずに入居されている世帯につきましては、20世帯でございます。

また、連帯保証人がいる場合につきまして、家賃を3か月以上滞納された場合、入居者に催促、請求するとともに、連帯保証人に連帯保証債務履行請求を行うこととなりますが、連帯保証人を求めない場合、連帯保証債務履行請求ができなくなりますので、家賃滞納へつながるリスクがあるものと考えております。

また、急病など万が一の場合に、退去の手続きをしていただける方がいらっしゃらないということもリスクの1つとして考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 家賃の滞納が一番大きな問題だろうと思います。家賃の収納率が下がることでございますけども、また入居者が亡くなられたとき、また部屋にある家財の処分など、遺族の方の同意や、遺族がいない場合は法的な手続が必要となり、時間がかかることも考えられます。

連帯保証人がなかなか見つからないという状況で、先ほど述べました国の通達を踏まえ、入居条件を緩和する動きが出ています。先ほどの本市の単独住宅でも、身寄りのない高齢者の場合、入居の際の連帯保証人は求めていないということで緩和されております。国は、連帯保証人の廃止の方向で動いているようでございますが、家賃滞納など課題が多いので、その前段階として、市営住宅の連帯保証人に民間の家賃債務保証会社を導入されている自治体があります。鹿児島県の薩摩川内市、ここは令和元年から家賃債務保証法人を導入されています。電話で担当者の方にお尋ねいたしました。やはり、そこでも市営住宅へ入居する際に連帯保証人を確保することが困難となるケースが出てきている状況で、国の通達もあり、市営住宅等の規則の一部改正、及び要項の整備を行い、国土交通省に登録されている家賃債務保証会社や居住支援法人と連携し、独自の家賃保証を作成し、入居の際に連帯保証人または家賃債務保証法人を選択できるようにしたということでもあります。薩摩川内市では、民間の保証会社とNPO法人の2つから選べるようになっているようであります。

内容を説明しますけれども、保証プランは連帯保証人はなし、初回保証委託料として月額家賃の30%、下限は5,000円ということでありまして、入居者が払う年間保証料、委託料ですね、5,000円、そんなに高くないです、保証限度額は12か月分、口座振替手数料として500円。

その保証内容は、入居日から退去明渡し日ということでもあります。入居中の保証内容が、家賃、公益費、管理費、駐車場料、水道料、町内会費、毎月家賃とともに支払う費用となっています。退去時にはハウスクリーニング費用、修繕費、残置物撤去費用、ごみ処理費用、畳表替え、ふすま張り替え費用、鍵交換費用、債務不履行による明渡し訴訟費用。かなり幅広い保証内容となっています。お聞きしますと、令和元年から始めておられまして、契約数は、民間会社に入られている方が44件、NPO法人が1件ということでした。家賃滞納のトラブルになったのは、民間会社で44件中1件であるそうです。その際は、民間保証会社が全て対応されるということで、担当課は何も対応されなかったと、対応しなくてもいいという状況だったそうでもあります。

この制度を活用することで、どちらもこれを利用するときに審査があるそうですが、ただ、ほとんどが簡単な審査で入居されているそうでもあります。この制度のいいところは、通常の連帯保証人を求めるのか、または保証人がいない場合は、そういった保証会社にするかを選ぶということでもありますので、こういった制度を本市でも導入できないか、その辺の検討についてお尋ねします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えいたします。

まず、御紹介ありがとうございます。今年度、他の自治体と家賃保証の業務の協定を締結している実績を持つ会社から直接お話を伺ったところでございます。今後、導入している近隣の自治体に導入した背景、それから条例改正の効果など、また入居者のメリット・デメリット、今お話も伺いましたけれども、そういったものを確認いたしまして課題の整理をしていきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 既にお話は伺っていたということでもあります。

先ほど述べましたけども、国の方針は連帯保証人の廃止の方向であります。ただ、家賃滞納の課題等があるので、すぐに廃止は実施できないということでもありますので、薩摩川内市においても担当者も、国は廃止の方針だけども、同様に家賃滞納の問題でなかなか廃止まではいかない、その前段階として、こういった民間の保証会社を実施しているということでありました。

総務省の調査で、東海4県の調査ですが、100戸以上管理する99自治体を対象に、条例から保証人規定を削除について調査をされました。県営住宅や市営住宅などについて、条例から保証人規定を削除したのは、14自治体という結果であります。廃止されているところもあるということが分かりましたけども、課題が多くて、国の方針に添えてないのが現状ですが、本市として保証人廃止についての考えはどうお持ちなのかお尋ねします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） それでは、お答えいたします。

連帯保証の廃止につきましては、先ほど議員のほうからも御紹介がありましたとおり、国の公営住宅管理標準条例が改正されまして、保証人に関する規定を削除したことに伴い、今後の公営住宅への入居に際しての取扱いについての留意点を、いわゆる地方自治法の第245条の4第1項に基づく技術的な助言という形で通知が出されております。このことを受けまして、先ほど答弁で申し上げましたとおり、家賃保証業務の協定の課題整理などと併せまして、連帯保証人の廃止につきまして、他自治体の状況等も鑑みながら慎重に検討・研究を進めていきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 今後の検討だと思います。一番最初に言いましたように、住宅に困窮する低所得者が、保証人の確保ができないという理由で入居できないというのは、やはり国のほうも、それはやるべきでないという方針ですので、先ほど提案しました民間保証会社というのを取り入れながら、今後の市の行政の在り方、そういった連帯保証人についての考え方も、ぜひ検討していただければと、これは要望をしておきます。この件については終わります。

次に、流行性耳下腺炎、おたふく風邪ワクチンの公費助成についてであります。

ウイルス感染症の1つであるおたふく風邪、流行性耳下腺炎が発症すると、耳の下が腫れたり、難聴や無菌性髄膜炎などの重大な合併症を引き起こすことがあります。予防には、ワクチン接種が効果的ですが、希望者が自己負担で受ける任意接種のため、接種率は低い現状となっています。

国立感染症研究所の報告では、感染する年齢は4歳以下の占める割合が45%から47%であり、ゼロ歳は少なく、年齢とともに増加し、4歳が最も多くなり、続いて5歳、3歳の順に多く、3歳から6歳までに約60%が感染しているようであります。私たちの年代も、小さい頃、感染されたと思います。されてない方は注意していただけたらと思います。

おたふく風邪はムンプスウイルスを原因とする全身性感染症で、感染力は強く、症状が出ない不顕性感染もあります。これまで四、五年周期で流行を繰り返し、直近では2015年から2016年にかけて流行しています。日本耳鼻咽喉科学会の調査では、2015年から2年間で、おたふく風邪により348人が難聴になったと報告されています。また、その年齢分布は15歳以下が227人と、園児や就学後の児童に発症が最も多かったことが報告されております。

おたふく風邪の感染経路は、患者の咳やくしゃみに含まれるウイルスを吸い込むことによる感染、飛沫感染、ウイルスが付着した手で口や鼻に触れることによる感染、接触感染があります。おたふく風邪はインフルエンザや新型コロナウイルスと同じ、感染力が強く、感染者が多くの人と接触することで一気に感染が広がることがあります。そのため、感染予防のためには、手洗いや咳エチケットの実践、密閉空間の換気などが重要であります。最近では、

新型コロナウイルス感染対策でマスク着用、手指消毒、三密対策など心がけていますが、おたふく風邪の本市での罹患数はどのくらいの状況なのか。その数によって流行しているかどうかはわかりますけども、今の状況をお尋ねします。

○健康福祉部長（**渚上麻美君**） お答えいたします。

本市の流行性耳下腺炎罹患数の状況ということでございますが、熊本県が保健所単位で情報の集約を行っております感染症発生情報を基に、人吉保健所管内における罹患数の状況についてお答えをさせていただきます。

令和元年度は2人、令和2年度も2人、令和3年度は4人、令和4年度は罹患者数なし、令和5年度は、12月末現在でございますが1人となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（**宮原将志君**） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（**豊永貞夫君**） 少ない状況で、少なくて安心をしました。流行していないということが分かりました。

WHO、世界保健機関ですけども、主要国の年間おたふく風邪罹患者数の統計が出ておりました。日本は、2015年が8万1,046人、2016年が15万9,031人、2017年が7万7,884人、2018年が2万3,684人、2019年が1万5,152人の罹患数が発表されております。WHOでは、ワクチン接種することが効果的な予防対策になると提唱されております。2017年の時点で121か国がおたふく風邪ワクチン、世界ではムンプスワクチンと言いますけども、定期接種を導入していて、先進国の中で定期接種をしていないのは日本だけであります。定期接種化していないのはこういった要因が考えられるかお尋ねします。

○健康福祉部長（**渚上麻美君**） お答えいたします。

おたふく風邪ワクチンについては、定期接種化を検討する国の審議会において議論が繰り返されておまして、直近でも令和6年1月24日に開催をされております。論点といたしましては、現在、任意接種で使用しているおたふく風邪ワクチンの副反応のデータが不十分であり、より高い安全性が確保されたとは評価できないとされ、さらなる調査・研究や今後の議論が必要であることから、定期接種化には至っていないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（**宮原将志君**） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（**豊永貞夫君**） 副反応のデータが不十分だということで、定期接種化にはなっていないという答弁でございますけども、おたふく風邪は一度かかると抗体が一生できますので、一生に一度しかかからないと言われております。

最初の答弁で罹患者数が少なかったんですけども、罹患者数が少ないときこそ、予防としてワクチン接種が必要じゃないかと思えます。ただ、自己負担での接種になりますので費用はかかります。おたふく風邪は大人になってからも感染しますので、大人の場合は重症化

するリスクが高くなるということでもありますので、子供のうちに、流行したときの自然感染、あるいはワクチン接種で抗体をつくるのが大切だと思います。

そこで、ワクチンの種類と費用について、また接種回数についてお尋ねします。

○健康福祉部長（**渚上麻美君**） お答えいたします。

ワクチンの種類としましては生ワクチンでございまして、武田薬品工業と第一三共の2社が製造をしております。また、接種費用はワクチンメーカー希望価格、1回当たり2社ともに3,100円程度でございます。接種費用は、ワクチン価格に診察料や注射実施料等が加算された金額となり、医療機関ごとに設定されていることから医療機関で異なりますが、1回当たり5,000円から6,000円程度となっております。

また、接種回数につきましては、2回接種するものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（**宮原将志君**） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（**豊永貞夫君**） 接種費用、回数は2回ということで、先ほどの費用の掛ける2ですね、1万円前後が2回の接種費用だと思います。

先ほどデータが不十分だという答弁でありました。国として定期接種化への動きというのは、様々な団体から要望が出ているようでございますが、今現在、国の動きというのはどういった状況なのかお尋ねします。

○健康福祉部長（**渚上麻美君**） お答えいたします。

おたふく風邪ワクチンについては、平成元年に麻疹ワクチンの定期接種時にMMRワクチン、麻疹・風疹・おたふく風邪の混合ワクチンでございしますが、これを選択することが可能となりました。しかし、接種後の無菌性髄膜炎等の問題があり、平成5年に、このMMRワクチンの定期接種は中止をされております。その後、おたふく風邪ワクチンは単独の任意接種ワクチンとして利用されてきましたが、予防接種法の対象となる定期接種とすることについて議論が繰り返されております。

しかしながら、平成25年の国の審議会において、より高い安全性が期待できるワクチンの承認が前提であり、新たなMMRワクチンの開発が望まれるとされました。現在のところ、新たなMMRワクチンは承認をされておらず、定期接種化を検討する国の審議会において、今後も引き続き検討していくこととなっております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（**宮原将志君**） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（**豊永貞夫君**） 以前は定期接種化になっていたけども、副反応でそこを外されたと。

その時期に接種されている方は、お聞きした中で今のように自己負担がかかるというのは知らない保護者がいらっしゃいました、おたふく風邪、小さい頃、子供に受けさせたと、費用はかからなかったと、その時期のことだと思います。髄膜炎といった副反応が出たとき中止

になったということで、今後、国のほうも検討はされているようでございますけども、定期接種化に向けて、国への、先ほど述べました要望書がかなり出ております。

その中で、自治体独自で助成制度を設けている自治体が広がっています。調査会社が、昨年8月に公表した結果によれば、公費助成を行う自治体は、全国で3割になっているとの報告でした。県内も助成制度を行っている自治体もあるようですが、本市も公費助成を行うことに対しての考えをお尋ねいたします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

県内において接種費用を助成している自治体は、現在のところ、45市町村中、8町村でございます。本市といたしましては、国の審議会の結論が出されるまでの間は任意接種として個人の希望と医師との相談により接種の判断を行っていただき、自費での接種をお願いしていきたいと考えております。

今後、国や県、他自治体の動向を注視し、一日も早いワクチン開発による定期接種化に期待したいと存じます。今後とも、国・県との連携により感染症情報の収集と市民の安心・安全に向けた保健衛生行政の推進に努めてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） なかなかすぐには実施できないと思います。私は、これまで小児用のワクチン接種について何度か取り上げてきました。これまでヒブワクチン、小児用肺炎球菌、子宮頸がんワクチンもそうですが、結果的にいずれも定期接種化になっております。地方から声を上げていくということは重要だと思いました。

一昨年12月に取り上げた带状疱疹ワクチンは、大人のワクチンでございますけども、県内で動きがございました。水俣市でございますけども、今年の秋から半額助成を実施されるとお聞きしました。県内の他自治体も前向きに検討している自治体もあるようでございます。带状疱疹ワクチンは高額ですけども、おたふく風邪ワクチンは、頑張ればできる費用じゃないかと思っております。任意接種なので、接種する判断は保護者の方でございますので、接種を希望される方、希望されない方いらっしゃいますので、希望される方には半額でも助成をしていただければ喜ばれると思いますが、定期接種化を待つのではなく、ぜひ実施していただきたいという要望をいたしまして一般質問を終わります。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君）（登壇） 皆さん、こんにちは。14番議員の田中哲でございます。今回の質問は1項目で、災害時の危機管理について。要旨が、人吉市業務継続計画（BCP）、上水道の危機管理、そして下水道の危機管理を通告しております。

まずは、1月1日に発生しました令和6年能登半島地震では、マグニチュード7.6、震度

7という大きな地震が発生しました。3月1日現在で、石川県で241の方が亡くなられ、7の方が安否不明ということでございます。また、住宅被害が7万5,000棟余り、約1万8,800戸で断水が続いている状態という報道がなされております。亡くなられました皆さんの御冥福をお祈りするとともに、一日でも早い復旧・復興をお祈りしたいと思います。特に今回の令和6年能登半島地震での教訓は、能登半島の地理的特性もありますが、インフラ復旧に時間を要しているということでもあります。

では、災害時の危機管理について、要旨に沿って質問いたします。

まず、令和2年7月豪雨災害時の人吉市業務継続計画（BCP）がどのように機能したのかということでお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君） 皆様、こんにちは。御質問につきまして、業務継続計画における、特に重要な6要素についてお答えをさせていただきます。

まず、首長不在の代行順位及び職員の参集体制につきましては、当時の災害の際には発災前に災害対策本部・支部を設置し、指定避難所も開設しておりましたことから、被災をいたしました特別職及び職員もおりましたけれども、大きな問題はなく対応できたと記憶しております。

次に、庁舎が使用できない場合の代替庁舎につきましても、第1順位の仮本庁舎、これは当時の人吉市カルチャーパレスになりますけれども、周辺に一時浸水がありましたものの、直接施設に大きな被害もなかったため、災害対策本部を設置し災害対応を進めることができたものと理解をしております。

また、災害業務に対応する職員に係る水や食料などの物資の確保につきましては、それぞれ職員が食事の調達ができておまして、備蓄食料を使うことはございませんでした。

行政機能を維持するための重要な行政データのバックアップにつきましても、豪雨等の影響は認められず、通常どおり実施することができたところでございます。

次に、非常時優先業務につきましては、令和2年は豪雨災害でしたので、水害という災害の特殊性に応じた業務を中心に進めたところでございます。

このような初動的な対応の次に控える業務としまして、災害廃棄物処理に向けた対応や、被災家屋等の調査から罹災証明書の発行、被災者生活再建支援金、住宅の応急修理、賃貸型応急住宅・仮設型応急住宅などの申請受付などがございました。そのため、7月から8月にかけて災害に関する業務を優先する形で、市役所の当時の西間別館におきまして、開庁時間を短縮するなど、市民の方々にも御協力をいただいたものと思っております。

ただいまお答えしました内容につきましては、経験したことのない災害に起因する業務を進める上で、当然のことながらマンパワーの結集により成せるものでございまして、昼夜を問わず業務を遂行できましたことも、国や県、他自治体からの応援職員の温かい御支援と所属部署を越えて災害に係る業務を優先しました職員の対応があったことであることを加えさ

せていただきます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 現在策定してあります人吉市業務継続計画（BCP）と令和2年7月豪雨災害時ではどのような課題があったのかということでお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君） 特に大きかった課題をお答えさせていただきたいと思います。

1つ目は、災害時における通信手段の確保が大きな課題となったところでございます。当時、発災後、固定電話や携帯電話、インターネット回線が不通となり、完全復旧まで数日かかりました。そのため、災害対策本部におきましても、支部との通信機能などに支障を来したところでございます。幸い、企業からの携帯電話を利用した通信機体制の支援をいただきましたことから、電話回線の復旧までの代替機能として活用をさせていただいております。

2つ目は、災害に係る組織体制としまして、非常時優先業務の人員配置が難しかったことが上げられます。先ほどの答弁で、災害発生後に次々と対応しなければならない業務につきまして支援をいただきました他自治体職員の力が大きな支えになったことをお答えしましたけれども、現状としましては、それでもマンパワーの不足があったことは事実でございます。市職員におきましても、避難所運営が長期化する中、それぞれが所管する業務につきまして、災害救助から被災者の生活再建支援、原形復旧等の災害復旧、復興に向けたまちづくり計画策定と、段階的に業務が進む中で一連の業務を並行して進める難しさを痛感したところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 今年の令和6年能登半島地震では、大きな地震災害特有の電気、水道、下水道、また通信、道路等のインフラが甚大な被害を受けております。特に今回の地震では、半島特有の地形もあり、土砂崩壊等で道路が被害を受け、集落が孤立し、初期の復旧に時間を要したとの報道がっております。人吉市が経験しました水害等はある程度の予想ができ、前もって事業継続のための職員や関係者の体制構築もできると思いますが、突然発生する地震で道路が寸断された場合や集落が孤立した場合は、災害本部に参集する職員や関係者も限られる中において、初期の事業継続のための体制構築も難しいのではなかろうかと思っております。

そこで、人吉市業務継続計画（BCP）は、今回発生した能登半島地震のような災害も想定されているのかお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

本市の業務継続計画は、平成29年4月に策定をしております。この計画は、平成23年の東日本大震災の発生や直近に熊本地震が発生したこともあり、被害想定を人吉盆地南縁断層に

おける地震としているところでございます。そのため、議員がおっしゃったように、仮に本市でも地震が発生した場合、速やかに登庁し、災害対策本部あるいは被災者救助から災害復旧業務に従事できない職員がいることは十分予想されるところでございます。そのため、現在の業務継続計画の中では、発災から三日目までは、割合としまして、職員の57%しか参集できないなどの職員の参集予測もいたしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいま答弁いただきましたように、人吉市業務継続計画（BCP）は、2017年4月策定したとの答弁がっております。策定から8年経過していると思います。人吉市のこの業務継続計画（BCP）も、令和2年7月豪雨災害、また今回の能登半島地震の経験を踏まえ、新しい知見を取り入れてこそ計画も生きてくるものと思っております。そして、また現実的な対応ができる計画となると思いますので、そこで、人吉市業務継続計画（BCP）も見直す時期に来ているのではないかなと思っています。このことに関して、どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

本市の業務継続計画の見直しにつきましては、令和4年6月市議会定例会におきまして犬童議員から、令和2年7月豪雨災害を経験しての同様の御質問をいただいているところでございます。

現在の見直し状況を御説明しますと、令和2年7月豪雨災害を受けて、風水害を追加することで進めておりましたけれども、関連団体を含めた事前準備体制や、この計画とは別に風水害時の同時多発的に発生が予測される土砂災害も含め、連携が必要となります国・県・気象台などとの関係団体などへの連絡や報道、役割分担などをステージごとにまとめたマルチハザードタイムラインの策定を優先しましたことから、現時点ではまだ見直し更新に至っていないところでございます。

最初の質問で、業務継続計画が機能したのかとの質問の答弁としまして、おおむね機能したことをお答えしましたけれども、これは安定的に実行できたことを意味するものではありません。全ての業務が薄氷を踏むような中で進行しており、一歩たがえれば業務に大きな影響が出る状況でございました。また、業務を進める中で、職員や関係機関の参集、災害の発生状況の情報収集、関係機関との連絡体制などにつきましても、人員確保や通信資材の確保といった課題も見えたところでございます。

毎年、全国のどこかで発生します災害の状況を見るたびに、その災害の種類や災害規模に適した対策・対応としまして、業務継続計画の精度を上げる難しさを痛感しているところでございます。かなり困難な課題ではございますけれども、御指摘の内容につきましては十分理解をしているところでございまして、実効性のあるものとなりますよう計画の見直し、更

新に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいま答弁いただきましたように、災害の種類や規模も違う中で、なかなか対応も難しい中ではございますが、答弁されましたように実効性のある見直し、更新に努めていただきたいと思います。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午後1時00分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）
14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 次に、上水道の危機管理についてであります。昨日も、池田議員も老朽化している上水道管の改修計画について質問されていましたが、私も切り込んで質問していきたいと思います。

まずは、令和2年7月豪雨災害でどのような被害と、復旧までどのくらいかかったのかお尋ねいたします。

○水道局長（山本繁美君） 皆様、こんにちは。それでは、早速お答えいたします。

令和2年7月豪雨災害における上水道施設の被害状況でございますが、市道中神大柿線の道路流出に伴います配水管の流出、市道戸越草津線の道路崩落に伴います配水管の破断、市道七地蟹作線の道路崩落に伴います配水管の露出、市道赤池水無第二号線の路肩流出に伴います配水管の露出、県道人吉水俣線の西瀬橋流出に伴います配水管の流出、県道大畑停車場線の麓橋流出に伴います配水管の流出、それと原城配水池におけるのり面の崩落、村山ポンプ場におけるポンプの故障、最後に、茂ヶ野水源地の崩土に伴いますフェンスの破損の、延べ9か所でございます。

次に、復旧期間でございますが、先ほど申し上げました9か所について、発災後から順次復旧工事を行ってまいりまして、令和6年2月22日に西瀬橋の配水管災害復旧工事の完了をもちまして、上水道施設における被災箇所の復旧作業が全て完了しております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 上水道の事業継続計画（BCP）は策定してあるのかお尋ねします。
また、能登半島地震を受けて、今後の策定の必要性についてお尋ねいたします。

○水道局長（山本繁美君） お答えいたします。

上水道のBCP、事業継続計画でございますが、この策定状況でございますが、上水道個別のBCPは策定しておりませんが、平成29年度に策定されました人吉市業務継続計画及び、これまでに策定しております各種危機管理マニュアルを運用し対応することといたしております。また、能登半島地震の被害状況から、これまで以上にBCP策定の必要性を感じているところでありまして、令和4年に改訂いたしました人吉市水道事業ビジョンに基づきまして、今後、早い時期に上水道BCPを策定する計画としております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいま答弁ありましたように、策定していないということでございますので、上水道事業におきましても事業継続計画（BCP）を早期に策定し、いつ、どのような災害が発生するやも分かりませんので、災害時には迅速な対応に当たっていただきたいと思っています。

次に、施設ごとの耐水化、あるいは耐震化はどのようになっているかお尋ねいたします。

○水道局長（山本繁美君） お答えいたします。

上水道施設の耐水化でございますが、井ノ口第一・第二水源地につきましては、配電盤や非常用発電機等への耐水措置はいたしておりませんが、近接する万江川の堤防高と同じ高さで設置することにより浸水対策といたしております。

そのほかの水源地や配水池につきましては、基本的に高台にあり、水害等による浸水は想定していないため耐水対策は行っていない状況でございます。

次に、耐震化でございます。まずは水源地でございますが、茂ヶ野水源地、古仏頂水源地につきましては、平成22年度に実施しました耐震診断によりますと、耐震性能が不足する結果となっております。井ノ口水源地につきましては、平成29年度に実施しました耐震診断によりますと、レベル1地震動に対する耐震性能は満足するもの、レベル2地震動に対する耐震性能は不足する結果となっております。今申し上げましたレベル1地震動及びレベル2地震動について御説明いたしますと、まず、レベル1地震動とは、施設の供用期間中に発生する確率が高い地震動ということでございます。レベル2地震動とは、過去から将来にわたって当該地点で考えられる最大級の強さを持つ地震動ということでございます。

次に、配水池でございますが、宝来配水池につきましては、平成27年度に実施しました耐震診断によりますと、レベル2地震動までに対する耐震性能は満足する結果となっております。原城配水池につきましては、平成19年度に実施しました耐震診断によりますと、耐震性能が不足している結果となっておりますが、現在2つあります配水槽のうち、昭和31年に築造されました1槽を更新中としております。そのほか井ノ口配水池、上原田配水池、赤池配水池、大畑配水池につきましては、これから耐震診断を行ってまいります。

次に、管路の耐震化でございますが、昨日の池田議員への答弁でも申し上げましたが、毎

年、老朽化した管路や非耐震管路の改良時に、耐震性能を有する管路に更新しておりまして、令和4年度末現在で、本市における水道管の延長290.2キロメートルのうち、耐震適合管は68.6キロメートルで、耐震適合率は約24%でございます。令和3年度の基幹管路における熊本県平均の31%と比べて低い状況であります。毎年着実に耐震適合率を上げることを目標としておりますが、膨大な管路及び施設の耐震化は長い時間と莫大な予算を必要とするため、ほかの水道施設も含め、優先順位を定め、効率的な更新に努めてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 現在、人吉市では青井地区、中心市街地地区で区画整理によるまちづくりを進めていますが、区画内の防火水利の計画はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

現在計画しております土地区画整理施行区域内の防火水利につきましては、区画整理区域設定以前から、消防法第20条第1項の規定に基づき、消防水利の基準により消火栓の設置がされ、青井地区、中心市街地地区ともに既存の水利で基準を満たしている状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 当該地区の地下防火水槽についてお尋ねいたします。今回の令和6年能登半島地震で、輪島市の朝市通りの大火災は複合火災と呼ばれているそうでございます。それは、幾つもの要因が甚大な被害を起こしたと考えられるということでございます。その要因の1つが、断水や家屋倒壊で消火栓や防火水槽を使用することができなかったことが考えられるということでございます。皆さんもテレビ等で御承知と思いますが、至る所で断水し、避難所での生活用水もままならない状態は、テレビ等で報道されているところでございます。

ところで、令和4年、経済建設委員会で視察研修しました新潟県糸魚川市は、平成28年12月の糸魚川市駅北の大火からのまちづくりを区画整理事業で行っていましたが、区画内の公園の下に、200トン、100トンの大型の防火水槽が2基、設置されておりました。これは、聞くところによりますと、消防防災施設整備費補助金を活用した事業と説明を受けたところでございます。今回の青井地区、あるいは九日町・紺屋町の区画整理事業では、区域内ばかりでなく、周囲が商店街や住宅密集地でもございます。防火用ばかりでなく、あらゆる災害時の断水時に生活用水にも大変有効と思われまます。今回、区画整理事業を行います区画の中の公園の地下に、大型の防火水槽を設置することを考えてはどうでしょうか、お尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

地震により被災した地域の状況を見ますと、地震の際の消火栓利用の課題も指摘されるなど、防火水槽を含め幅広い消防水利の有効活用の検討が必要であることも承知しております。

現在、土地区画整理施行区域内におきましては、先ほどの消防法の基準を満たしていることから、新たな消防水利の拡充は予定していないところでございます。しかしながら、青井地区に2か所、紺屋町地区に1か所、新たに公園を整備する計画もございましてことから、御指摘の部分も含め、地震など想定されるあらゆる災害に備えるため、防火水槽の設置に向けて、まずは必要な場所や規模、構造等を、関係各課と協議を始めたかと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 防火水槽につきましては、松岡市長が言われます安心・安全なまちづくりの観点からも、また、財政的に有利な補助金もあるようでございますので、ぜひ整備に向けて取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

次に、添架上水管についてお尋ねいたします。添架というのはつり下げてある管のことでございます。現在、添架上水管になっているところはどこでしょうか、お尋ねいたします。そして、令和2年7月豪雨災害時に被害が出た添架送水管はどこでしょうか、お尋ねいたします。どこに添架上水管が架かっているのか、また被害が出た添架送水管はどこかお尋ねいたします。

○水道局長（山本繁美君） お答えいたします。

市上水道管が添架してあります橋梁、ただいま議員からも説明をいただきましたが、添架というのは水道管などを橋に布設いたしまして川などを渡すといった状況を添架と言っております、そういった橋梁が市内に96橋ございまして、そのうち、球磨川に架かる橋梁としまして、水の手橋、大橋、人吉橋、絨月大橋、西瀬橋、紅取橋、天狗橋の7橋がございまして、また、被害を受けた橋梁ということでございましてけれども、令和2年7月に豪雨によって被害を受けたのは、球磨川に架かる7橋のうち、西瀬橋と天狗橋でございます。西瀬橋につきましては、一部橋梁の流出に伴いまして配水管が流失したものでございまして、また、天狗橋につきましては、橋梁の左岸部道路の流出に伴いまして、配水管が流失したものでございまして。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） では、その被害が発生した場所では、復旧までどのくらいかかったのか、また、応急的送水方法はどのように行ったのかお尋ねいたします。

○水道局長（山本繁美君） お答えいたします。

復旧までの期間と応急復旧方法でございまして、西瀬橋につきましては、被災直後に被災

箇所の前後でバルブによる止水を行いまして、令和2年度の西瀬橋の仮復旧に合わせ、応急復旧として配水用ポリエチレン管を接続し通水しております。令和5年度には西瀬橋の本復旧に合わせ、鋼管により接続し本復旧としております。また、天狗橋につきましては、被災直後に被災箇所の前後でバルブ及びキャップによる止水を行っております。

今後につきましては、上流の紅取橋にも十分カバーができるだけの水道管を添架しておりますので、大柿地区の人口減少を考慮し、配水管の撤去を予定しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） では、次に、下水道の危機管理についてお尋ねいたします。

令和2年7月豪雨災害で、どのような各施設の被害と、そして復旧までどのくらいかかったのかお尋ねいたします。

○水道局長（山本繁美君） お答えいたします。

令和2年7月豪雨災害における公共下水道施設の被害状況でございますが、1級河川球磨川などが氾濫したことにより、人吉浄水苑、汚水中継ポンプ場4か所、雨水ポンプ場2か所の合計7施設において、グラウンドレベルから1.9メートルから5.3メートル浸水したことにより、1,233件の機械設備、電気設備、土木建築設備などが被災し全機能が一時停止しております。

次に、復旧期間でございますが、先ほど申し上げました7か所の施設において、被災直後から応急復旧に取りかかり、発災後三日後の7月7日には最低限の機能を整えることができました。しかし、このときの状況はあくまでも応急的なものであり、最終的には、令和6年2月21日の、頭無川雨水ポンプ場、矢黒町汚水中継ポンプ場及び麓町汚水中継ポンプ場の土木建築設備に関する災害復旧事業の完了をもちまして、令和2年7月豪雨に伴う下水道施設の被災箇所の復旧作業が全て完了しております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） では、施設ごとの耐水対策、あるいは地震対策についてお尋ねいたします。

○水道局長（山本繁美君） お答えいたします。

公共下水道施設の耐水対策につきましては、日本下水道協会発刊の下水道施設計画・設計指針と解説2019年版を参考に設計を行っております。令和2年7月豪雨災害における各施設の浸水深を基準としまして対策を行っております。

各施設の耐水対策の詳細についてでございますが、まず、人吉浄水苑につきましては、施設の中で最重要の機能の1つであります汚水揚水設備については、耐水モーター一体型への更新を行っております。処理水の消毒設備及び非常用自家発電設備については、耐水扉への

更新や開口部の閉塞などを実施することで建築物自体の耐水化を行っております。

また、宝来町雨水ポンプ場をはじめ雨水ポンプ場2施設及び九日町汚水中継ポンプ場をはじめとした汚水中継ポンプ場4施設につきましても、浸水許容範囲を除きまして耐水扉への更新や開口部の閉塞などを行うことで建築物自体の耐水化が完了しておりますところでございます。

次に、公共下水道事業の地震対策についてでございますが、人吉市公共下水道ストックマネジメント計画の年次計画に基づき進めております。具体的には、処理場及びポンプ場の建築物についてはコンクリートの増し打ち補強や鉄筋の補強など、管渠については横ずれ防止のマンホールの蓋換えに加え、マンホールと管渠の接続部に曲げたり伸びたりすることができ、構造物や管渠の破損等を防ぐ「可とう継手」というものを使用したり、液状化対策としてリブ付き、これはひだ上の形状のものでございますけれども、リブ付硬質塩化ビニル管を採用し、その埋め戻し材に砕石を利用するなど、順次、耐震化を進めているところでございます。

また、管渠における対策開始時期については、横ずれ防止のマンホールの蓋換えは平成19年度から行っておりまして、リブ付硬質塩化ビニル管の使用については平成7年度から、可とう継手については使用開始年度は不明でございますけれども、相当以前から使用しているようでございます。

なお、下水道事業における耐震化率については、上水道の耐震適合率のような明確な指標はございません。しかしながら、下水道施設における耐震対策指針が平成9年に策定されておりまして、それ以降の布設したものであれば耐震性はあるものとされておりますので、令和4年度末時点で管渠の耐震化率は25.4%となっております。

上水道事業も公共下水道事業も、一足飛びに耐震化を上げることは財政的にも厳しいところでございますが、これからも着実に耐震化を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 次に、浄水施設の各種水槽がございますね、沈殿槽あるいは攪拌槽、これらも令和2年7月豪雨災害では冠水したと聞いております。これらの水槽の冠水対策、あるいは流出対策はどうするのかお尋ねいたします。

○水道局長（山本繁美君） お答えいたします。

御質問の、施設に対しての冠水対策でございますが、まずもって構造的・機能的に施設として完全に外部からの浸水を防ぐよう閉塞するといった対策は、残念ながら現状では困難と認識しております。しかし、本局としましては、全国の事例等を収集し、構造的・物理的な対策が可能かどうかを含めて、今後、検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいま答弁にありましたように、ただいま指摘したこの問題は、自然流下を原則とした下水道の施設でも、最も低い場所に設置されている施設でございますので、大きな水害時には冠水は逃れないのではないかなと思っております。対策としては、擁壁のかさ上げ、あるいは止水板の方法もあろうかと思っておりますが、今後の課題として提起しておきたいと思っております。

次に、添架污水管はあるのか、被害はあったのか、代替ルートはどうしているのかお尋ねいたします。

○水道局長（山本繁美君） お答えいたします。

公共下水道施設における添架污水管については、大手橋、出町橋、織月大橋の3か所にございまして、令和2年7月豪雨の被害はありませんでした。また、代替ルートにつきましては、下水道の性質上、自然流下が基本となり、地理的条件が制約となるため、代替ルートを構築するとなると新たな中継ポンプ場等を建設するなど莫大な費用を必要といたします。よって、被害があった場合は、応急的に被害区間を仮設ポンプ、それと閉管での対応やバキューム車などで被害区間をピストン輸送により対応しながら本復旧を進めることとなります。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 次に、マンホール、管路、伏せ越し等の点検はどのような方法で行っているのか、また、何を根拠に行っているのかお尋ねいたします。

○水道局長（山本繁美君） お答えいたします。

マンホール、管路、伏せ越し、伏せ越しと言いますのは気圧の差によって液体を移動させるというサイフォンの原理というものを利用した管路でありますけども、伏せ越し等の点検などについては、下水道法をはじめとした関連法令に基づき、適切な時期に点検を行うこととなっております。

本市においては、マンホールや管路については日頃から、重要幹線などを中心に目視等で点検を行っております。耐用年数や劣化の状況次第では、人吉市公共下水道ストックマネジメント計画に基づき、カメラ調査などを行っております。

また、污水圧送管、污水圧送管到達マンホール並びに、先ほど申しました伏せ越し箇所については、5年に1回以上の適切な頻度で点検を行うようになっております。污水圧送管や污水圧送管到達マンホールについては、日頃から目視などで点検を行っております。伏せ越し箇所につきましては、汚泥やガスが滞留し劣化の原因になりやすいことから、毎年清掃業務を行って、その際に目視で点検を行っておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 下水道建設初期のマンホールは、工場製品ではなく、強度の面で難点のある現場打設のマンホールもございます。強度、防錆対策の面で難点があると思いますが、現場打ちのマンホールはどのくらいの個数があるのか、また、既設マンホールの取替えの計画はないのかお尋ねいたします。

○水道局長（山本繁美君） それでは、お答えいたします。

公共下水道事業で管理しておりますマンホールは、令和4年度末現在で市内に5,616基あり、そのうち、現場打ちのものは353基でございます。強度等につきましては、建設当時の竣工検査で確認しており、現在に至るまで、マンホール周辺の状況の確認やマンホール内部のコンクリートの劣化状況を目視、打診、並びにステップのさびの発生状況を目視で確認することなどで強度を保っているとの認識をいたしております。

また、現場打ちのみならず、現在主流の二次製品のマンホールにつきましても、耐用年数や劣化状況を鑑み、人吉市ストックマネジメント計画に基づき更新することとしております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 人吉市のマンホールは、温泉の成分でございます硫黄等の影響を受けやすく、コンクリートの劣化を早めたり、また鉄筋の腐食を早めるおそれがありますので、答弁にもありましたように点検は目視ばかりでなく、打診での点検もお願いしておきたいと思っております。

次に、下水道の事業継続計画（BCP）について、令和2年7月豪雨災害時に有効に機能したのかお尋ねいたします。

○水道局長（山本繁美君） お答えいたします。

令和2年7月豪雨において、一級河川球磨川などが氾濫したことにより公共下水道施設が一時機能停止したため、まず、初動において下水道課職員及び施設維持管理業者の職員による仮設電源の調達やバキューム車を使った汚水送水などの応急復旧活動を行っております。

次に、災害支援協定などに基づく国土交通省への排水ポンプ車要請、熊本県や下水道排水設備組合などへの人員、資機材の要請、日本下水道事業団への資機材の要請や被災状況の調査要請を行っております。さらに、国土交通省下水道部による支援のもと、日本下水道事業団や下水道施設メーカーなどによる応急復旧など関係機関の多大な御支援のおかげで、7月7日には下水道の一部使用開始、8月8日には全量使用開始となっております。

このような経緯を考慮いたしますと、下水道BCP計画に沿った対応ができておりまして、おおむね令和2年7月豪雨時にも有効に機能したと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 今回の能登半島地震を受けて、下水道の事業継続計画（BCP）の見

直しについての考え方をお尋ねいたします。

○水道局長（山本繁美君） それでは、お答えいたします。

計画の見直しの考えはということでございます。現在の人吉市公共下水道施設は、令和2年7月豪雨後の災害復旧事業において、ポンプ設備、電気設備、消毒設備などの特に重要な施設を耐水化したことにより、維持管理体制を見直すことなく業務運営が可能となっておりますところでございます。

しかしながら、今回の能登半島地震の被災状況や地震のメカニズム等が徐々に明らかになってきており、詳細なデータなどが出そろったことで新たな指針等が示されることも当然あり得ることから、その内容次第では下水道BCP計画を見直すことが考えられると思います。

いずれにしましても、人吉市地域防災計画や人吉市業務継続計画などの今後の動向を踏まえまして柔軟に対応していきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 人吉市民のライフラインを維持し、安心・安全なまちづくりの最前線で頑張っておられる皆さんには敬服いたします。今回の能登半島地震は、地震特有の液状化によるマンホールや管路の浮き上がり、管路のずれ、それに寸断も報告されております。今回の能登半島地震の経験を今後の知見として、下水道の事業継続計画に生かしていただきますように要望しておきます。

これで、私の一般質問を終了します。

○議長（宮原将志君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後1時39分 散会

令和6年3月第2回人吉市議会定例会会議録（第4号）

令和6年3月7日 木曜日

1. 議事日程第4号

令和6年3月7日 午前10時 開議

日程第1 一般質問

1. 徳川 禎 郁 君
2. 牛塚 孝 浩 君
3. 松 村 太 君

日程第2 委員会付託

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（16名）

- | | |
|-----|-----------|
| 1番 | 川 上 紗智子 君 |
| 2番 | 松 村 太 君 |
| 3番 | 徳川 禎 郁 君 |
| 4番 | 池 田 芳 隆 君 |
| 5番 | 牛塚 孝 浩 君 |
| 6番 | 宮 崎 保 君 |
| 7番 | 大塚 則 男 君 |
| 8番 | 平 田 清 吉 君 |
| 9番 | 井 上 光 浩 君 |
| 10番 | 豊 永 貞 夫 君 |
| 11番 | 西 信八郎 君 |
| 12番 | 村 上 恵 一 君 |
| 13番 | 本 村 令 斗 君 |
| 14番 | 田 中 哲 君 |
| 15番 | 福 屋 法 晴 君 |
| 16番 | 宮 原 将 志 君 |

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松 岡 隼 人 君
副 市 長	迫 田 浩 二 君
教 育 長	志 波 典 明 君
総 務 部 長	永 田 勝 巳 君
復 興 政 策 部 長	浦 本 雄 介 君
復 興 政 策 部 政 策 統 括 監	井 福 浩 二 君
市 民 部 長	松 尾 和 弘 君
健 康 福 祉 部 長	瀧 上 麻 美 君
経 済 部 長	溝 口 尚 也 君
復 興 建 設 部 長	瀬 上 雅 暁 君
復 興 建 設 部 長	若 杉 久 生 君
(復 興 担 当)	
総 務 部 次 長	立 場 康 宏 君
総 務 課 長	那 須 裕 史 君
秘 書 課 長	上 村 英 明 君
水 道 局 長	山 本 繁 美 君
教 育 部 長	小 澤 洋 之 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	栗 原 亨 君
庶 務 係 長	平 山 真理子 君
議 事 係 長	栗 須 順 也 君
書 記	税 所 昭 彦 君

午前10時 開議

○議長（宮原将志君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き、一般質問を行います。また一般質問終了後、委員会付託をいたします。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程第1 一般質問

○議長（宮原将志君） それでは、これより一般質問を行います。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君）（登壇） おはようございます。3番議員の徳川禎郁です。初めての3日目の一般質問登壇ということでまた違った緊張をいたしております。

はい、それでは通告に従いまして一般質問を行います。

今回の質問は3項目です。

1項目めは福祉における助成事業等の中から負担額の支払い方法等の現状について。受領委任払い制度について。

2項目めは、住まいの安心安全の観点から住宅確保要配慮者の把握状況について。そして、次の人吉市営単独住宅条例については、議長のお許しを得まして人吉市営住宅条例について変更いたします。

3項目めは、子育て支援から、小中学校トイレの生理用品の常備についてです。

では、福祉における助成事業についてお尋ねしてまいります。福祉における助成事業は様々にあると思いますが、その支払いの方法として償還払い制度と受領委任払い制度があると思います。その2つの制度の違いをお尋ねいたします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） 皆様おはようございます。お答えいたします。

助成事業の支払いの方法といたしましては、議員おっしゃいましたように償還払いとそれから市では直接払いと表現をしております、受領委任払いがございます。償還払いと受領委任払いは費用助成の申請者と受領者が異なることが大きな違いでございます。まず償還払いと受領委任払いにおける一般的な流れを御説明いたします。

償還払いでございますが、医療機関受診やサービス等を利用した方、以下「利用者」と答弁をさせていただきますが、費用負担の全額をサービス提供者等へ支払い、その後、市に助成金の申請を行い助成金を受け取るものでございます。

次に受領委任払いでございますが、利用者がサービス提供者等に請求、受領委任を行うことでサービス提供者等が市へ請求し助成金を受け取ることになります。そのため利用者の支払いが自己負担額のみでの支払いとなり軽減されるものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） それではその償還払いを採用している現在ですね、助成金にはどのようなものがあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

償還払いを行う事業は多岐にわたりますので、福祉等に係る事業ごとに御説明を申し上げます。

まず介護保険関係でございますが、住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の支給を受ける場合や、県補助金を活用した高齢者、障害者、住宅改造助成事業などに対する助成がございます。子ども福祉関係の助成としましては、市外の医療機関等を受診した場合等の医療費、ひとり親家庭等の医療費、幼稚園型認定こども園に対しての預かり保育料の利用料などがございます。障害者支援関係では、重度心身障害者医療費に対する助成がございます。予防接種・健康診査関係では、県外の医療機関での予防接種や妊婦健康診査に対する助成がございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 市内でも2万円を超える受診、また調剤薬局、さらに入院も償還払いということが分かりました。ひとり親の家庭の医療費、また幼稚園型認定こども園の預かり保育料に対しても償還払い、さらに重度心身障害者医療費についても償還払いとのこと。本市においては、昨年の7月から高校生までの医療費が無償化になりました。多くの御家庭が助かっていることと思います。しかしながら、入院や2万円を超える受診、重度心身障害者医療費についても償還払いのことに正直驚きました。休日診療などでやむを得ず市外で受診した方もおられます。重度心身障害者医療費については、市外の受診が多いそうです。熊本大学病院等での受診もされるそうです。また、里帰り出産などで、県外での妊婦健診などもあるでしょう。そういったときに全額をまず払ってというのはなかなかの負担だと私は思います。こども家庭庁が令和5年4月に発足し、こども政策立案実施にあたって踏まえるべき基本的な共通事項の中に、子供や若者のライフステージに応じて切れ目なく対応していくこと。出産前から大人になるまで社会全体で支えるとあります。せっかく制定された本市での子ども医療費無償化、この制度をもう一步踏み込んで2万円超えた分を医療機関で支払い、その後市役所窓口申請して後日口座振り込みになる。このような一連を受領委任払いにできないかと思うのです。市外や県外の受診などに対しても同じです。また、介護保険関

係の助成事業についてですが、令和5年3月に総務省が出している介護保険住宅改修費等への受領委任払いの導入に関する情報収集結果レポートに受領委任払いが導入されていない段階で被保険者に生じていた支障、困りごとなどですね、に対して居宅介護支援事業者及び住宅改修事業者の意見が載っています。施工に関することとして一時的に費用を全額支払わなければならないため、被保険者が住宅改修自体を諦めた事例。住宅改修を支払いが可能な額に相当する部分に留めた。さらに支払いに関することとして年金支給日まで支払いを待つように事業者が求められた。被保険者から分割払いを求められ、代金回収が遅れるので困った。分割払いとしたが支払いの段階になって支払いが難しいと言われることがあったなどが挙げられています。

やはり一旦工事費などを全額支払い、後日市役所へ本人が申請しなければならない償還払いの制度の場合、手元に資金がないと諦めるか、妥協して住宅改修などを縮小せざるを得なくなると思うのです。

では、受領委任払い制度を導入した場合、被保険者や利用者また事業者や医療機関等どのようなメリットとデメリットがあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

まず受領委任払いのメリットでございます。1つ目に利用者につきましては、サービス提供者等へ支払う料金が軽減されます。また、時効による申請漏れがなくなります。

2つ目にサービス提供者等につきましては、料金が確実に入金されるという利点がございます。

3つ目は市としましては、一定期間分をまとめて申請いただくことで窓口での申請受付業務の軽減が見込まれます。

次に受領委任払いのデメリットでございますが、1つ目にサービス提供者等につきましては、利用者に代わり市に申請する必要がございますので、事務量が増えることとなります。

2つ目に市としましては、サービス提供者等の架空請求や水増し請求についてのチェック機能が低下いたします。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 時効による申請漏れがあるっていうことも少し驚きました。私も実は子育てをしているときに、昔は子ども医療費は1回全額払って、そして窓口にも福祉課に行って申請するってような手続があったんですけど、度々ありました。申請しそびれて、もう今月しょうがない、いいやと思うことが何度もあったというのを今思い出しました。

今答弁いただきましたデメリットには、サービス提供者、医療機関や工事事業所等だと思いますが、事務量が増える。また行政としてのチェック等々があるということが分かりました。市外や県外での受診などの場合、本人の確認などはマイナンバー制度の普及により解決

できることもあるのではないかと思います。これは令和3年度の数値ですが、受領委任払いを導入している自治体は全国で64.2%だそうです。子供が生まれる前から妊娠期からしっかりと子育て環境を支援するという観点からも、また障害者への支援としても、さらに介護予防の観点からも住宅リフォームなど諦めることなく、その方にあった改修などを行うことで自宅での生活を継続することが可能になる。昨日、川上議員の御質問の中にもありましたけれども、なるだけ施設にお世話になる時間を先延ばしに遅らせるということが大切だと思います。市民の幸福、未来を福祉でしっかりと支えることが大切だと考えます。

では、本市において、現在償還払いを採用している助成金等について、今後受領委任払いを採用する考えはありますか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

受領委任払いは、サービス提供者等につきましては、先ほど申しましたように事務量が増えるというデメリットがございますが、利用者にとって一時的に大きな負担が生じないという大きなメリットがあります。サービス提供者等が協力いただける助成金等について他の自治体の状況を勘案しながら実施の可否を検討してまいりたいと存じます。

また検討にあたっては、申請件数や国が進めている医療DXの動向、また費用対効果等総合的に検証し優先順位をつけて行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 医療DXが進めばもうちょっと改善されるのじゃないかなと素人ながら考えるとところです。期待をしています。

先ほども紹介しました国土交通省の介護保険住宅改修等の受領委任払い導入に関する情報収集結果によりますと、被保険者、居宅介護支援事業者、住宅改修事業者から導入を望む声があったことも導入のきっかけであったと書いてありました。それでもやはり事業所や医療機関等にとっては事務量が増え、煩雑になったり様々な問題、課題があること、また地域によつての課題があることも重々認識しています。

しかし、利用者やサービスを受ける側にとってはメリットしかないように思います。誰のための政策なのかということです。実現へ向けての協議を早急をお願いいたします。

では、次に2項目めの質問に移ります。住まい安心安全について住宅確保要配慮者の把握状況について質問してまいります。

まずは、住宅確保要配慮者とはどういった方々なのか。また、本市の住宅確保要配慮者の把握状況についてお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） 皆さん、おはようございます。それでは、お答えをいたします。

住宅確保要配慮者とは、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に

において低額所得者、被災者——これは発災後3年以内、と高齢者、障害者、子供——これは高校生相当まで、を養育しているものと規定をされております。また、この方々の把握状況でございますが、それぞれの項目に該当する方々は、それぞれの担当部署で把握をできているというところでございますが、実際住宅の確保が必要な方につきましては、把握はできていないというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 住宅確保要配慮者というのは、住宅政策だけでなく福祉においても災害時など様々な場面で支援が必要な方であるということが分かりました。人吉市公営住宅等長寿命化2期計画においては、市営住宅の集約化を進める上で、この住宅確保要配慮者の数を含めた検討が重要だと考えます。市営住宅集約化へ向けての適正管理、戸数の積算根拠をお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） では、お答えをいたします。

人吉市公営住宅等長寿命化2期計画の中で、公営住宅等長寿命化計画策定指針に基づいて、市営住宅の中長期の長期ストック量を推計しているところでございます。積算根拠でございますけれども、国のストック推計プログラムを活用いたしまして、国勢調査のデータにおける人口、世帯数、持家世帯数、借家世帯数、借家世帯数のうち公営住宅施策対象世帯数などを基に積算しておりまして、この数値が市営住宅を集約するにあたっての根拠となっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 住宅は人が生活する上で必要不可欠な社会の基本的な構成要素であり、地域を構成する重要な要素です。住まいはまちづくりです。国勢調査を基に積算されることは当然だと思いますが、住宅確保要配慮者の把握なくして積算は不可能ではないかと思えます。住まい、住まうことを中心として、安心・安全・快適に暮らせる魅力的で持続可能な地域を形成するために、令和3年3月19日に閣議決定されました住生活基本計画の中に8つの目標が立てられております。その中の5つ目の目標に、住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備とあります。基本的な政策として住宅セーフティネットの中心的役割を担う公営住宅の計画的な建て替え等やバリアフリーや長寿命化等のストック改善の推進とあります。

では、令和5年3月に改訂された人吉市公共施設等総合管理計画の施設分類別整備方針において、公営住宅の主な整備の方向性に長寿命化計画に基づく適正管理、マスタープラン策定による市営住宅政策の見直しと記載されておりますが、ここでいうマスタープランとは何を指しているのかお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

人吉市公共施設等総合管理計画に記載されておりますマスタープランでございますけども、これは人吉市住生活基本計画を指しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 人吉市住生活基本計画ということが分かりました。令和4年5月26日に、国土交通省住宅局住宅政策課より出された、市町村住生活基本計画の手引きによりますと住生活基本計画は、住宅政策を総合的に進める上で、最上位計画として行政内部はもとより民間事業者や住民等に対して住宅政策の将来目標とその実現方法を示す計画として機能するとあります。本市では平成25年6月に、人吉市住生活基本計画が策定されており、本計画の位置づけとして人吉市都市計画マスタープラン、人吉市いきいき高齢プラン、きらきらささえあいプラン、そして人吉市公営住宅等長寿命化計画の上位計画とされています。公営住宅等長寿命化計画により市営住宅の集約等進める中で、本市全体での住宅確保要配慮者を把握する必要があり、住生活基本計画がとても重要だと考えますが、令和4年で計画は更新されておられません。私は、市は市営住宅にお住まいの方々の住環境だけの把握ではなく、やはり市全体を把握した上で、市営住宅の今後の方向性を考えることがとても重要だと考えます。本市における人吉市住生活基本計画の今後の策定予定のお考えをお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） では、お答えいたします。

人吉市住生活基本計画につきましては、平成25年度から令和4年度までを計画期間としておりまして、市民の生活基盤である安定した住まいの確保を目的とした住宅施策に関する基本方針と施策の方向性を定めた計画でございます。計画の見直し、新計画の策定につきましては、国・県の施策や人吉市公営住宅等長寿命化2期計画との整合性を取りながら住宅確保要配慮者への支援等も含めまして計画の改定作業に取り組んでまいりたいと存じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 再度計画の改定に取り組んでいただけるということで安心しました。

平成25年に本市で策定されているこの計画は、本当に細部にわたり、しかも広い視点でも素晴らしい計画だと思っています。何度も読みました。この視点なくして今後の復興まちづくり計画も市営住宅の集約を含めた長寿命化計画もできないのではないかと考えていました。公営住宅等長寿命化計画は、建物、箱物だけの計画ではないはずで、国土交通省の市町村住生活基本計画の手引きの最後にこう書いてあります。公営住宅の需要を把握するにあたっては、地域における住宅確保要配慮者の居住の実態や住宅の供給状況について、できるだけ具体的に把握することが重要だと書いてあります。早急に改定に取り組んでいただき、

住宅確保要配慮者のことも含めた計画にさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次に人吉市公営住宅条例について質問してまいります。先日の質問で大塚議員、豊永議員の一般質問と重なる部分もあるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

では、市営住宅、災害公営住宅、木造仮設を改修した単独住宅、それぞれの入居要件についてお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） では、お答えをいたします。

まず、市営住宅の入居要件でございます。5つございまして、1つ目が同居する親族がいること。ただし60歳以上の方や障害のある方などは単身でも申し込むことができるということになっております。2つ目が市町村税などを滞納していないこと。3つ目は入居世帯全員の合計所得月額が一定額以下であること。4つ目は現に住むところに困っていること。5つ目は暴力団員ではないことでございます。

次に災害公営住宅、木造仮設活用住宅の入居要件につきましては、5つございまして、1つ目が豪雨災害で住宅を失った方であること。2つ目が仮設住宅や避難先に居住するなど住むところに困っていること。3つ目が自宅再建についての支援金や助成金を受給していないこと。4つ目が地方税などの滞納がないことで、滞納がある場合は入居申込み開始時に御相談いただく必要がございます。5つ目が暴力団員でないことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） それでは、家族世帯、単身世帯などの世帯の種類によって部屋の指定があるのかをお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） では、お答えをいたします。

単身で60歳以上の方や障害のある方などは単身の方専用の市営住宅を割り当てられているところでございますけれども、その他の世帯につきましては、特にお部屋の指定はしていないところでございます。

また高齢の世帯には、将来的に加齢による運動機能の衰えもありますので、階段の昇降が困難になる場合も考えられます。そういうこともございまして、低層階の市営住宅をお勧めしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） まずもって今の条例では、60歳未満の単身者が所得が低くても入居ができません。若い方でも何らかの事情でどうしても働けない方もおられるでしょう。これは連帯保証人を探すことと同じくとても大きな壁です。敷金も大きな壁です。今公営住宅の役割は大きく変わるときではないかと思えます。国土交通省と厚生労働省が共同で出している

居住に課題を抱える人、先ほどから何度も申ししておりますが住宅確保要配慮者のことです。に対する居住支援についての中に、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制、LGBT性同一性障害のことです。とか、Iターン、Uターン、Jターン都会から帰ってこられる方や都会からの移住の方です。による転入者、これらの者に対して必要な生活支援を行うとあります。実際に都会からの移住先に人吉を選んでいただいたのに市営住宅で断られたから、土地勘のない中で民間住宅を探して回られているという方にも出会いました。人吉市へ移住したいと思ったけど、住宅が見つからず郡部へ移住されたという方にもお会いしています。先ほども紹介しました国の新たな住生活基本計画の目標の中に福祉政策と一体となった住宅確保要配慮者の入居、生活支援の中に住宅・福祉部局の一体的・ワンストップ対応による公営住宅・セーフティネット登録住宅や生活困窮者自立支援、生活保護等に関する生活相談、支援体制の確保と書いてあります。市営住宅を希望される方は生活が苦しい方がほとんどだと思います。それを支えるのが、行政の役割のはずです。では、入居要件がそろわず窓口でお断りした方のその後のフォローはされていますか。お尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

先ほどの答弁でお答えしましたが、市営住宅に単身で入居できる方は60歳以上の方、それから障害のある方などとなっておりますので、年齢が若い方で収入が少ない方、それからUターン、Iターン希望する方が単身世帯の場合は、市営住宅の入居資格には該当しないということになってしまいます。そのような方々が収入が少ないことやUターン、Iターンを希望しているにも関わらず住宅が見つからないという相談があった場合につきましては、空き家などの関係部署に御案内をしているところでございます。入居申込みの際に身寄りがないなどの理由で連帯保証人が見つからないといった場合につきましては、昨日の豊永議員の御質問にもお答えしたところでございますが、公営住宅法に基づいた市営住宅条例に掲げる住宅以外の市営単独住宅を御紹介しているところでございます。市営単独住宅の入居につきましては、連帯保証人を入居の際には求めず代わりに身元引受人、または緊急の際に連絡が取れる方の記載をいただくことで入居の対応をさせていただいているというところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 連帯保証人が不要で身元引受人だけでよい市営の単独住宅、災害後に被災された方のために設置されたもので、その方が自力再建されて空き室になったとなれば誰でも入れるということですよ。しかし、数的には足りているのかというのは疑問です。法律の壁があるのですが、単独住宅だけではなく市営住宅も連帯保証人ではなく身元引受人でよいなど、また昨日豊永議員の質問にありましたけど、保証機関でいいとか選択ができるとか、公平性の観点からも市営単独住宅のような入居要件だと助かる市民の方が多いの

ではないかと思えますし、必要なことだと考えます。

先の2月1日に、人吉市医師会と厚生委員会との意見交換会をいたしました。その中で准看護学校へ県外からの受験者があり、それは鹿児島と静岡とおっしゃいましたかね。関東のほうだったと思います。合格されたにも関わらず住環境が整わず辞退された方が2名おられたということのお話でした。そういう学生さんを市で支えていただけないかという御意見もありました。またそういう支援をするのも市の役割ではないかと思えます。今は入居要件により、諦めざるを得ない60歳未満の単身の方など、さらにIターンやUターンの方や、例えば准看護学校の学生さんが卒業するまでの2年間だけとか、入居できるなどの移住定住促進の役割も考えていかなければならないのではないのでしょうか。

今回のこの2日間の一般質問でも人口減少のことは何度も出てきておりますが、国立社会保障・人口問題研究所が2023年に出された人吉市の推計人口によりますと、2040年には2万3,011人、2050年には1万9,186人となっています。私が育った頃の半分以下になります。いかに社会減を増やさないかというようにするかです。市営住宅制度、法律、長寿命化計画とのバランスは難しいものがあると思えますが、市営住宅の役割は変化していかなければならないと思えます。それらのことを踏まえて入居要件を緩和するお考えはありますか。お尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

平成23年に公営住宅法が改正され、単身世帯の年齢要件が廃止されているところでございますけれども、現在本市の市営住宅に単身で入居できる方は60歳以上の方や障害のある方などとしております。

また熊本県所管の県営住宅、水俣市を除く県下12市の入居要件については、本市と同様の要件となっているようでございまして、水俣市のみ単身世帯の年齢要件がないようでございます。その他全国の自治体の取組を確認したところ、60歳未満の単身者の生活困窮の実態が確認された調査結果、そして近年増加している若年単身者の居住の安定を図るため、また高齢者が多い団地の自治会活動の活性化を図るためといった理由で、単身者の年齢要件を撤廃している自治体も確認をしております。

本市が単身者の年齢要件を撤廃することにつきまして、市営住宅の老朽化している状況、それから今後増えていくことが予想されております高齢者の単身世帯の方々への住宅の供給、市営住宅の集約化など、これまでの施策との整合性、それから現在入居対象としている方々の入居が阻害されることがないように慎重に検討していく必要があると考えております。

以上、お答えをいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 全国の状況を見ながらですけれども、相良町の災害公営住宅も真ん中のところは単身世帯、家族世帯が挟んでいるような造りをされていますよね。そういったこ

とは本当に今からはとても大切なことだと思います。家族の結び付きとかそういうのを市全体が一つの家族になるような、そういうふうな施策につながらないかなと私は思います。そうは言ってもやはり市営住宅の老朽化により集約化も進めていかなければならない本市の状況も理解しています。集約化を進めるのなら、例えばこの団地は最上階まで利用する団地にします。同じ敷地の団地でもこの何号棟においては、今から集約化に向けて進めていくので2階までにしますとか、そういった調整する団地等の計画を明確に早く進めていけば60歳未満の単身世帯が入れる、また見守りにもつながる、また移住定住にもつながる、といった私はメリットしかないように思うんですけども、最上階がほぼ空き部屋になるということも、もちろん所得制限は設けた上ですが、単身者の年齢制限を改正することで解決の糸口になるのではないかと考えます。また、移住定住の一助になるのではないかともあります。昨日も豊永議員の質問の際の答弁にもありました、連帯保証人を条例から外すとなれば家賃滞納のことが問題になるということでしたが、確かに私も危惧するところでもあります。ただ、この令和4年10月に国土交通省から出された保証人の確保が困難な人の公営住宅への入居に関する結果報告。これは中部地方整備局の報告ですので、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県の4県を調査したものではありませんが、このように書いてありました。保証人規定を削除したことによる支障という項目に、保証人規定を削除している14事業主体に確認したところ、不明との回答が1事業者自体を除けばいずれの事業主体も調査時点において規定を削除したことによる支障は特に生じていないとしている。

また、今回保証人規定がある事業主体から、保証人を不要とすることによって、入居者の遵法意識、法律を守らなければならないという意識のことですが、希薄になり家賃収納率が低下するのではないかと懸念の声が聞かれたため、規定を削除している14事業主体のうち6事業主体について規定削除後に、保証人を撤廃した後に令和3年度に家賃収納率を確認したところ、規定削除前に入居戸数における家賃収納率と比較しても特に低下している状況は見られなかったとされています。ほぼほぼ98%を超えていました。これを読んでかなり驚きましたが、そうは言っても地域によつての格差とか、人吉市ではどうだろうかという地域によつても状況は変わるかもしれませんが、家賃収納の部分では、また市民部と連携を取り合っていたりとか、様々な問題、不安を抱える入居希望者がおられれば福祉部と連携を取っていただいたり、移住定住で申出があれば先ほど部長からも答弁がありました地域コミュニティ課や、または経済部と連携をとっていただいたり、准看護学校の学生さんなどの相談があれば教育部と連携をとるなど全庁的に取り組むことが絶対的に必要だということです。だから私は人吉市住生活基本計画にこだわるのです。この計画はまちをつくるための基本となる計画です。ということは、本市の復興まちづくりの基となるものだと思います。何度も紹介しますが国土交通省の市町村住生活基本計画の手引きにも書いてありますが、住宅政策の目的は単に良質な住宅を供給するというにとどまらず、住宅ストックを生かした

住宅セーフティネットの形成や支え合いの拠点づくり、良好な住宅周りの住居環境やコミュニティ形成、定住促進による持続可能な地域の形成、地域に安心して暮らせるための生活支援サービスの提供など多岐に及んでいるとあり、住宅政策は地域づくりと書かれています。人吉市住生活基本計画を策定され、1日も早い条例の見直しと入居要件の緩和を切に要望し、この質問を終わります。

では、最後の質問です。子育て支援の観点から、小学校、中学校のトイレへの生理用品の常備について質問してまいります。2年前の令和4年3月からこの件につきまして4回質問をしています。今回で5回目です。

では令和5年6月の一般質問のあと、校長会や養護教諭の先生方、ほかの先生方とどのような協議がなされたのかお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） おはようございます。お答えをいたします。

学校のトイレへの生理用品の常備につきましては、これまでの経緯や課題、取組事項につきまして、私のほうで学校に出向き、管理職へ直接説明をしており、各学校におきましても校内、または担当者間で検討がされております。

市内校長会におきましても保健室への常備と合わせて、課題としておりました緊急な場合への対応としてトイレへの設置に対する理解を求めてきたところでございます。

また4月以降、市内校長会代表と各学校の養護教諭で構成しております学校保健担当者会、これを6回開催し、児童生徒の状況把握と指導、自己管理能力や様々な状況下での判断力、行動力の育成、衛生面や補充と関係した管理、養護教諭等の負担などの点からトイレへの設置等について協議を重ねてまいりました。今後校内で情報を共有して、トイレ内に生理用品の設置に関する目的等を説明する掲示を行うことと併せまして、子供たちへの周知、指導を経て準備が整った学校から順次保健室への常備を基本といたしまして、緊急時の対策としての生理用品のトイレ設置を進めることとしております。

以上、お答えをいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 教育長自ら説明に出向いていただき、協議を重ねていただきました。そしてまた令和5年度になってからも6回の協議をしていただきましたこと、心より感謝を申し上げます。子供たちの自己管理能力、助けてくださいと言える力をつけること。衛生面等様々に御協議をいただきましたこと、そして順次生理用品をトイレに設置いただけるということに、正に子供たちを真ん中に考えてくださったことが本当にありがたいです。

養護教諭の先生にお話を伺いましたところ、生理用品が届くのを今か今かと待つておられる御様子でした。では、その生理用品の購入のための予算措置はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

生理用品の購入につきましては、各学校に負担を求めることなく教育委員会で予算措置しております、学校保健事業の消耗品費で全学校分購入をし、各学校に配付することとしております。今後もこの対応を継続してまいりたいと考えております。

以上、お答えをいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 学校の備品費、衛生費など年々厳しくなっているとお声が聞かれます。そのような中でも先生方におかれては、様々に創意工夫をされて現場で子供たちに向かい合っています。今回の生理用品の購入費が教育委員会で予算措置されることに安堵いたしました。教育長の御答弁にもありましたように、今後も必ず継続していただくよう重ねてお願いいたします。

では、最後に各学校への配付方法、また学校内での補充等について計画をお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

配付方法につきましては、主に学校施設の環境整備を担う学校技術員が各学校への文書や物品、收受業務を兼ねておりますので、教育委員会に納品後、学校技術員に依頼をして配付いただくことを考えております。

また学校内での補充方法につきましては、学校保健担当者会で協議を重ねる中で、子供たちが場面や状況を理解して自主的に判断し、行動する力を育むことを目的といたしまして、使用した本人や保健委員、掃除当番などによって状況の確認を子供たちが行い、養護教諭へ連絡をし、そして補充を行っていくことが生きる力を育むことにつながるのではないかと考えているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 生理用品を学校に整備するという、ほかの自治体でもしていただいているところもたくさんもちろんあるんですけれども、ほかの自治体では購入は学校任せというか、各学校に任せてあるというところもある中で、本市では購入も教育委員会でしていただき、また学校技術員さんによりお届けいただけるとのこと、細部にわたり本当にありがとうございます。学校内の補充についても細やかに協議していただいています。このような対応をしていただき人吉市の子供たちの心が育っていくと思います。そして何より日々の学校生活が安心して送れること。このことが一番大きいです。明日3月8日は国際女性デーです。1908年3月8日、ニューヨークで女性たちが労働条件の改善と婦人参政権を求め大規模な抗議活動をしたことに由来すると言われており、国連によって1975年3月8日を国際女性デーとして制定されました。ジェンダー平等や女性特有の課題に向き合う日として世界で広がり続け、今日では国際女性デーが特別な日でなくなる社会を目指すとされています。

人吉市では昨年3月の公共施設トイレへの生理用品の常備に続き、いよいよ小学校、中学校のトイレにも常備されること本当にありがたいです。能登半島地震の報道を見ていて女性に対する避難所の整備のことが気掛かりでした。あつてはならないことですが、もし災害が起きたとき、公共施設また小学校、中学校の体育館が避難所になったとき、そこには既にもう生理用品が準備されている。そのシステムができています。このことが本市にとって女性たちにとってどんなに安心できることかと考えます。子供たちを真ん中に、学校とともに私たち地域の大人とで、子供たちの生きる力を守り育む人吉市となることを確信いたしております。

最後に今月をもって御退職される職員の皆様には、本当に大変な時期に多大なる御尽力をいただきましたことを心から感謝を申し上げます。とともに、これからも人吉市に力をお貸しいただき、そしてまた人吉市をお支えくださいますように、切にお願いいたしましてこれで私の一般質問を終わります。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時08分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）
5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君）（登壇） 皆さん、こんにちは。通告に従いまして一般質問をします。
5番議員、牛塚でございます。

その前に私のほうからも本年元旦に発生した能登半島地震において、犠牲になられた皆様に衷心よりお悔やみを申し上げます。また被災された全ての皆様にお見舞いを申し上げたいと思います。それから、被災地支援に尽力をいただいております全ての関係各位に対し、心からの感謝と御礼を申し上げます。

本日は1点目に、本市の上水道、下水道についての災害対応計画などについてでございますが、一昨日は池田議員から、昨日は田中議員から質問があつており、重複するところもあると思いますが、私なりに質問をさせていただきます。

2点目に、再度公共交通において大きく動き始めたライドシェアについて。

3点目にマイナンバーカードの現状と活用についてを伺いたいと思います。

まず1点目でございますが、先に触れた能登半島地震では、道路の陥没や寸断などインフラの甚大な損壊により、救助が遅れるなどの弊害が発生し、また長期間にわたり上水道や下水道の復旧が進みませんでした。いまだに断水が続いているところもあるというところがあります。このことについては皆様も御承知のとおりであります。我々が暮らしている人吉球磨地域には、令和2年に経験した大水害以外にも熊本地震を引き起こしたとされる日奈久

断層や大畑から湯前にかけて走る人吉盆地南縁断層があり、いつどのような地震が発生してもおかしくない環境下にあります。南海トラフにおける大地震についても数年前からいつ発生してもおかしくないという状況であることも御承知のとおりでございます。また道路に限らず経年劣化に伴う上下水道管の老朽化についても、維持管理体制や更新はもとより、そのような災害時における備えも必要であります。私を含めて今回3名の議員の方から一般質問があるということは、それほど能登半島地震を受け、想定外のインフラ損壊に対する復旧計画が非常に重要であるということでもあります。そこでまずはじめに高度経済成長とともに整備拡大をされてきた上水道、下水道は管の老朽化による漏水事故なども多発をしており、全国的な課題となっておりますが、本市ではどのような維持管理計画になっているのか、昨日更新状況について答弁をされておりますが伺っておきたいと思えます。

○水道局長（山本繁美君） 皆さん、こんにちは。それでは、お答えいたします。

上水道事業につきましては、令和4年度に改定しました人吉市水道事業ビジョン及びアセットマネジメント計画に基づいて、施設や管路の更新を進めているところでございます。水道事業ビジョンとは、今後の水道事業の大まかなビジョンを示すものでありまして、計画期間は10年で5年ごとに見直しを行うものでございます。

アセットマネジメント計画は、これは資産管理とも申しますが、50年にわたる中長期の計画でございます。今後どのような施設の更新、費用が発生するかを明らかにし、施設の更新計画を立てる上で重要なものとなるものでございます。この2つの計画に基づき施設の更新、資金計画を行い水道事業の健全経営に努めているところでございます。公共下水道事業の維持管理計画につきましては、人吉市公共下水道ストックマネジメント計画及び人吉市下水道事業経営戦略に基づき施設の維持管理及び改築更新を行っております。

ストックマネジメント計画とは、長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等による優先順位づけを行った上で、施設の点検、調査、修繕、改築等を行い常に施設を最適化するものでございます。

経営戦略とは、本市の公共下水道事業の現状を踏まえ、経営環境の変化に適切に対応し、市民に安全で快適な下水道サービスを持続的、安定的に提供していくための中長期的な経営の基本計画ということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 水道事業については令和4年度に改定された水道事業ビジョンとアセットマネジメント計画について、下水道についてはストックマネジメント計画と経営戦略についてお答えをいただきました。

そこで2年ほど前になるんですけども、AIを活用した水道管の劣化予測診断ツール、この話を聞いて当時資料を提供させていただいたという経緯がございました。ビッグデータ

を学ばせてアルゴリズムによる管路の劣化予測をし、漏水事故の縮減や更新投資の最適化、ハザードマップや防災計画との照合にも効果があるという話でございましたが、このような先進技術の活用について現在はもっと進んでいるかもしれませんけれども、どうお考えなのか。またそのような取組についての協議検討はなされてきたのか伺っておきたいと思います。

○水道局長（山本繁美君） お答えいたします。

議員からお話をいただきました当時、本局でも情報を収集いたしました。採用事業体、データ共にまだ少ない状態でありまして、導入するとしてもかなりの費用がかかるということで断念をしているところでございます。

現在、本市の水道管は大小含めまして約290キロメートルでございますが、その大半がダクタイル鋳鉄管の耐用年数である40年に近づいてきているため、今後は漏水事故等のリスクも増えてくると。そういうふうを考えております。

しかし、厚生委員会の委員の皆様にも昨年にA Iを活用した水道管の診断についての行政視察をしていただいていることでもございますし、今後採用事業体が増えるなどの当時よりも安価に採用できることも考えられますので、このような先進技術への情報収集を積極的に行い、本市の地理的特性や水道管の配管状況、財政状況などを見据えながら採用についての検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 検討いただいたとお答えをいただきました。また厚生委員会でも行政視察を行っておられるということで、積極的に検討もされているというふうに確認しました。

上水道並びに下水道については、本市も令和2年7月豪雨災害で甚大な被害を受けました。これは先日ですね、詳しく被害状況についてはお答えをいただいております。幸い上水道については早期に復旧をして、下水道についても迅速な対応をいただき比較的早い時期に使用できるようになったと記憶をしておりますが、先に答弁いただいた計画の中には被災した後に策定された維持管理の体制について、見直しや変更あるいは追加をされたものなどはあるのか。そして地震に対する備えでは、耐震化が有効であるということでございますので、その辺も含めて伺っておきたいと思います。

○水道局長（山本繁美君） お答えいたします。

上水道事業につきましては、人吉市地域防災計画を基本に各種マニュアルを整備し維持管理及び緊急時の対応を行っております。被災後このマニュアルにつきましても、見直しを行っており、今後上水道BCP計画の策定も予定しているところでございます。耐震化でございますが、本市では平成17年度から本格的に耐震管を採用しており、令和4年度末時点で管路の耐震適合率は約24%となっております。また、施設におきましても耐震診断を進めており、順次耐震工事を進めていく予定としているところでございます。

次に公共下水道事業につきましては、上水道事業と同じく、人吉市地域防災計画及び人吉市公共下水道BCP計画を基本に対応いたしておりますが、公共下水道事業の役割の一つに雨水による浸水の防除もあることから、公共下水道事業で管理しております雨水ポンプ場をはじめとした雨水施設については、球磨川の水位を基準に対応しているところでございます。また、被災後の維持管理体制の見直しについてでございますが、令和2年7月豪雨後の災害復旧事業において、被災したポンプ設備や電気設備、消毒設備などといった特に重要な機能を持つ施設を浸水による被害から守るために耐水化を実施したことにより、維持管理体制を見直すことなく運営が可能となっております。

次に公共下水道事業の耐震化についてでございますが、人吉市公共下水道ストックマネジメント計画の年次計画に基づき進めているところでございまして、具体的には処理場及びポンプ場の建築物については、コンクリートの増し打ち補強や鉄筋の補強など。環境については横ずれ防止のマンホールの蓋替えに加えて、マンホールと管渠の接続部に可とう継手を使用したり、液状化対策としてリブ付き硬質塩化ビニル管を採用し、その埋戻し材に砕石を利用するなど順次耐震化を進めているところでございます。

なお、下水道事業における管渠の耐震化率については令和4年度末時点で25.4%となっております。上水道事業も公共下水道事業も一気に耐震化率を上げるということは財政的にみても非常に厳しい状況でございますが、これからも着実に耐震化を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 上水道では随時見直しを行い、BCP計画の策定も予定しているということでした。また耐震化についても平成17年からですので、18年前ぐらいになるんですかね。から耐震管を採用し、令和4年度末で24%が適合しているというふうにお答えをいただきました。

被災後の見直しについても様々な耐震化を進められていることや、管渠の耐震化率についても確認をできたところでございます。冒頭に申しましたように、いつどこでどのような災害が発生するか分からない中で、もしも能登半島地震のような大災害が発生した場合、上下水道の復旧計画には、どのようなことを想定をされ、どんな計画が策定されているのか、改めて伺っておきたいと思っております。

○水道局長（山本繁美君） お答えいたします。

上水道事業におきましては、人吉市地域防災計画をはじめ令和元年度に策定しました水安全計画を基本に、施設や管路で事故があったとき、水源地や配水池に物を投げ入れる、侵入するなどのテロ行為があったとき、大型の台風接近や豪雨災害が発生したときなどを想定し、各種マニュアルを整備して対応にあたっております。本市のみでの対応が困難な場合などは、

日本水道協会熊本県支部を通しまして、日本水道協会へ応援依頼を行うことで全国の水道事業体から応援に来ていただき、協力体制のもと復旧にあたることとなっております。

公共下水道事業の災害対応につきましても、人吉市地域防災計画及び人吉市公共下水道BCP計画を基本に対応いたすこととなっております。ただ、能登半島地震のように自前だけの体制では対応が困難な規模の災害の場合、国土交通省、熊本県、日本下水道事業団、人吉市下水道排水設備組合など、災害支援協定などに基づき様々な団体に支援を要請し受援できる体制を構築することとなっております。

また今般の能登半島地震で特に顕在化しました、上水道の復旧と下水道の復旧のタイムラグについて、上水道の復旧に併せた下水道の機能確保を図るなど上水道と下水道の一体的な対応が一層必要かと考えております。実際、国土交通省におかれましても能登半島地震で下水道施設に甚大な被害が発生していることを踏まえ、上下一体となった復旧方針を立案するため、有識者による検討委員会を立ち上げると伺っておりますし、本市としましても今後提出されると思われ検討委員会からの提言等をしっかり研究し、上下水道はもとより関連部署や関係機関との連携を図りながら、より実行力のある計画への見直しを検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 今、申されましたように関係部署、関係機関との連携、これが非常に大事だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

お答えいただきました能登半島地震では、輪島市など6市町の下水管延長は計685キロメートルで、その52%に当たる359キロメートルで水を流せなくなったということでございました。しかも長期にわたってなんです。災害は発生しないほうが当然いいわけですが、すけれども、平時から非常時の対応についてはしっかりと定めていただきますようお願いしたいと思います。

上下水道の維持管理、そしてBCPの運用など今後の事業継続に関連してということになりますが、県は昨年3月、人口減少に伴う料金収入の減少や、設備の更新時期などを背景に、県内の水道事業の集約化に向けた広域化プランを公表しておりますが、具体的にどのようなものになるか伺いたしたいと思います。

○水道局長（山本繁美君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、熊本県におきまして令和5年3月に水道広域化推進プランを策定されておまして、このプランの策定の背景といたしましては、今後人口減少に伴う料金収入の減少や施設の老朽化等に伴う更新費用の増加等により、経営環境が急速に厳しくなることが見込まれているため、国が水道事業の経営基盤の強化を図る観点から市町村の区域を超えた広域化を推進しており、都道府県においては令和5年度末までに水道広域化推進プランを

策定、公表するように要請がっております。

熊本県におきましても、平成30年度から県内6地域におきまして協議会を設置し、広域化について話し合いを行ってまいりました。その結果、施設の共同設置、共同利用という面では、経費削減効果が期待できる施設は残念ながら存在しないということで、今後は施設管理等の一体化や料金システム等の共同化について協議を進めていくこととなっております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 既に協議会を設置されて話し合いの結果等が出ていると。そして今後についても方向性が決まっているということが確認をできました。

最後にこのことについて将来を見据えた具体的な協議というものは、どのように行われるのか本市の見解を聞いておきたいと思います。

○水道局長（山本繁美君） お答えいたします。

将来を見据えた具体的な協議でございますが、令和5年度から管理業務及びシステムの2つの共同化検討部会が、これは県全体のものでございますけれども、これが設置されておまして、本市が所属しております球磨地域協議会、先ほど6地区協議会と言いましたが、その1つになっております。球磨地域協議会からもそれぞれの部会に1名ずつ参加しております。

例えば消毒用の薬剤を地域で一括発注すると単価が下がるのではないかと。施設の運転管理等の業務委託を一体化させると各事業体の負担が減らせるのではないかなど、様々な協議を行っているところでございます。

本市の見解でございますが、県内6地域協議会の抱える課題、状況は様々でありまして、国が進めているような広域化は非常に難しいものと考えております。現在進めている検討部会におきまして、実現可能なものがありましたらぜひ球磨地域内の町村と一体となって持続可能な事業展開ができるよう模索検討していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） はい、ありがとうございました。上水道についても下水道についてもですけど、どこもみな同じではないということで認識しております。広域化は難しいという答弁でございました。ただ、近年激甚化する自然災害が頻発する中で危機管理の強化と想定外への想定を持った対応策、人口減少が加速していく中、お答えいただいたように持続可能で安心安全な事業を継続いただきますようお願い申し上げます。この質問は終わりたいと思います。

続きまして、2点目ですが昨年12月にも質問させていただいたライドシェアについては、本市の認識や地域公共交通への影響、考え方などについてまずは市民の皆様にとって利便性

が高く持続的で安全快適な移動サービスを提供できるよう交通事業者や関係機関と議論を重ね、現在の公共交通の質の向上を目指すというふうにお答えいただいております。同時に大畑、大野方面での乗合タクシーの増便も計画をされました。このことにつきましては、大変ありがたい施策だと思って感謝をしております。ライドシェアについては、その後も国の規制緩和委員会で協議をされ、令和5年12月に令和6年4月よりタクシー会社の管理下において一般ドライバーが自家用車を使って有償で客を送迎する、日本版ライドシェアを部分解禁すると公表をされました。このように目まぐるしく進化している技術革新とニーズの多様性やコストパフォーマンス、シェアリングエコノミーが進んでいく中で、まず伺っておきたいのは、このライドシェアの部分解禁決定を受けて、本市ではどのように対応していくのか。大事なのは事業者も含めた協議ではないかと思っておりますので、見解を伺っておきたいと思えます。

○復興政策部長（浦本雄介君） 皆様こんにちは。それでは、お答えをいたします。

昨年12月定例会のライドシェアに関する議員からの質問に対しまして、引き続き国等での議論や他の地域における動向を注視しながら、まずは市民の皆様にとってより利便性が高く持続的で安全快適な移動サービスの提供が実現できるよう、交通事業者や関係機関の皆様などとも議論を重ね、現在の公共交通の質の向上を目指してまいりたいと答弁させていただいております。

その後、昨年12月20日に、第2種運転免許を持たない一般ドライバーが有償で顧客を送迎するライドシェアの条件付解禁、これはタクシー会社が事業の一環として地域の自家用車とドライバーを活用し、タクシー配車アプリのデータを使用してタクシーが不足している地域や期間、時間帯を限定して実施するというもので、この条件付解禁の方針が示されましたが、現時点におきましてはこれに特化した形での事業者等との議論は行っておりません。人吉市地域公共交通活性化協議会や定期的な連絡会で情報の共有をしている状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 今議論はされていないということでございました。この規制緩和を受けて柔軟な運用がしやすくなったという流れの中で、石川県の小松市では先月29日から市内全域での実施を開始したということでございました。あえて新聞報道による文言を引用しますと、ここでは能登半島地震の被災者も多く、車が使えない人たちのためにも被災者の日常の足を確保するという目的もあるということでもあります。

このように災害時の被災者支援としても有効であるならば、しっかりとした位置づけが必要ではないのかなと感じたところでございます。さらに大分県別府市や富山県南砺市でも4月以降に運用を開始するとのことでございますし、県内では高森町でも今年の10月に導入を決めておられるようです。そこで懸念されている安心安全な運行に対し、他では導入が進ん

でいくというそういう現状を見られてどういうふうに思われるのか伺っておきたいと思えます。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

議員御紹介のとおり、高森町においては本年10月の導入を目指す考えであり、調査費や運営経費などの予算を盛り込む方針と伺っております。

導入の背景につきましては、観光客数がコロナ禍前の水準近くまで回復し、地元住民の需要も高まる中で、深刻なタクシー不足が課題となっていることや、駅や観光地などの拠点間を結ぶ二次交通の拡大、充実を図る狙いがあるようでございます。本市も同様の課題を抱えている状況でありますことから、先進事例として今後の動向について注視してまいりたいと存じます。

以上、お答えします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 全国では23の自治体が、市町村を実施主体とする方式で検討をはじめております。公共交通機関を補完し住民や観光客の移動手段を確保することが狙いでありましてけれども、この自治体ライドシェアについての見解について伺っておきたいと思えます。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

本年4月から条件付で解禁となるタクシー事業者が事業の一環として行うライドシェアではなく、自治体を実施主体となる自治体ライドシェアにつきましては、議員御紹介のとおり、全国では3月1日現在で23自治体が導入を検討しております。近年の運転手不足に直面する公共交通機関を補完するとともに、住民や観光客の移動手段を確保する有効な施策の一つではないかと認識しているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 有効な施策であってもですね、やはり安心安全が担保されなければなりません。導入される自治体の動向には今後も注視をしていただきたいというふうに思えます。

また、政府は、デジタル行財政改革会議で、デジタル活用に向けたモデル自治体を公募し、先導的プロジェクトを指定するということでもあります。デジタルを最大限活用した公共サービスの維持・強化による社会改革が極めて重要であるとした上で、その中でも交通が不便な地域では、ライドシェアが俎上に上がっております。このような潮流の中、デジタル田園都市国家構想の一旦として、事業者と利用者の相互利益を最大限引き出せるよう、まずは事業者を主体として安心安全を担保した上で、よそからの入ってくるかもしれないという部分も考慮した上で、実証実験の検討も必要ではないのかなと思うところでございます。見解を伺います。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

ライドシェアは、様々な交通手段を一つのサービスとして捉え、継ぎ目のないサービスを実現する新たな移動の概念であるM a a Sの取組の一つであります。デジタル田園都市国家構想の実現に向けた施策として、M a a Sの活用や自動運転の活用場面のさらなる拡大など公共交通分野に係るデジタル化や先進技術の活用が一層進められることになるかと存じます。ICTの活用による持続可能性と利便性の高い公共交通ネットワークの整備が進み、今後より身近なものとして公共交通分野でもデジタル化が進むことが想定される中、事業を進めるにあたりましては、まず実証実験運行を行う手法が取り入れられております。一般的に実証運行とは、運行時の問題を素早く発見し、また解決できるように実際に運行する前に期間を限定して実施するものであり、実証運行を行わない場合と比べ目標達成等の効果が発現するものが多いと言われております。このような観点を踏まえ、予約型乗合タクシーの矢岳線におきましても本年2月から実証運行を開始したところでございます。本市地域公共交通計画において、地域公共交通の再構築による利便性の向上のため新たな移動サービスの導入を位置づけており、移動環境の充実、利便性向上が図られるよう事業実施にあたっては、事業者や地域住民、スタートアップ企業などを巻き込みながら実証運行に取り組むこととしており、ライドシェアに関しましても同様の観点から検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 昨日も一般質問の中で移動に困っている人がたくさんいると。何とかならないかという声を聞かせていただいたところであります。やはり移動環境の充実、利便性の向上とは、あらゆる観点からがつつり自宅玄関まで送迎してもらえる普段使いのタクシーというのが一番本当はいいと思います。がしかし、問題なのは利用者のコストであります。そこで関連してになりますが、阿蘇郡市7市町村で始まった、先ほど部長からも答弁ありました中にあったM a a Sに向けての実証実験について、阿蘇郡市と同様に本市圏域の10市町村での取組に向けての検討というものは、予定がないのかを伺っておきたいと思っております。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

熊本県と熊本県観光連盟では、令和3年度から阿蘇エリアにおきまして、熊本型観光M a a S構築に向けた実証事業を行っており、第3弾となる今回は阿蘇エリア全域でタクシーの検索、予約、支払いがスマートフォン一つで完結する、阿蘇らしくらくW e bタクシーを本年2月15日から実施されております。このような取組が人吉球磨圏域で展開されれば来訪者の増加など地域振興につながることも予想され、魅力的な取組になるかと存じますが、この取組には費用面も含め課題も少なくないことから、まずは人吉球磨地域公共交通活性化協議会などで情報共有から始める必要があるかと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 今回ですね、ライドシェアの部分解禁を受けまして、そこにスポットを当てた質問をしてまいりました。これまで様々な試練を乗り越えてきた本市でございますが、観光客の来訪や宿泊などにおいては他市に比べ後れを取っているように思います。経済的な面や市民の利便性向上について考慮しても、他市に追いついてほしいと思っております。地元のことは地元で何とかしたいという思いでの質問でございますが、先日、市町村合併についての質問もありましたように、人口減少が加速する中でより良い将来の公共交通環境を想像するにあたり、圏域においても人吉市がイニシアチブをとっていただきたいと思っております。そこで最後に市長の見解を伺っておきたいと思っております。

○市長（松岡隼人君） 皆様、こんにちは。では、御質問にお答えをいたします。

前回の12月議会一般質問におきまして、新しい技術を活用した取組へは様々な課題を抱えている地方においてこそ取り組んでいかなければならず、地域の実情に適したものとして将来的に持続可能なものにすることが重要であると答弁させていただきました。MaaSに関しては今後飛行機、新幹線、バス、タクシーといった交通手段だけではなく、ホテル、観光スポットなどを含めて一体的な顧客の利便性を高めるサービスとして構築され、公共交通機関の利用が増えることにより、公共交通事業者の経営回復につながります。

また観光業界が活性化され、引いては地域全体の活性化につながり、さらには大量の人流データや位置情報データを取得して分析することで、様々な業界でより効果的な施策を計画、実現でき、将来的にスマートシティの実現につながるのではないかと考えております。

現在、九州MaaSグランドデザインが策定され、本年4月から夏頃にかけてサービス開始を目指しており、地域住民・来訪者向け「ボーダレス交通」サービスプラットフォームと交通事業者・自治体等向けデータ利活用プラットフォームの運用が予定されていることから、一時的なものではなく、将来にわたって持続可能な取組にするためにもこちらの動向も注視する必要があるかと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 様々な計画があるようでございますけれども、お答えいただきました中であつた、そこに地域の住民という大前提があると私は思っております。多くの住民の皆様が安心安全に利便性の高い公共交通を望んでおります。人吉球磨に培われた進取と保守の精神にのっとり、より良い交通施策に取り組んでいただきますよう改めてお願いをしてこの質問を終わります。

3点目になりますが、マイナンバーカードについての質問です。まず初めに健康保険証は今年12月に現行のものが廃止となり、マイナンバーカードに統一されるということでございます。過日の報道によると厚生労働省からは、1月の利用率は4.6%であつたということで

ありますが、本市及び圏域の医療機関や薬局で利用できる割合は、どのように以前から変化をしてきたのか、また県内ではどれくらいなのかを伺います。

○市民部長（松尾和弘君） 皆さん、こんにちは。お答えします。

市内及び圏域でマイナンバーカードを保険証として利用できる医療機関及び薬局の割合でございますが、厚生労働省の調査によりますと令和6年1月末現在で、人吉市内で92.1%、球磨郡で94.2%、熊本県全体では92.7%の医療機関等で利用できる状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 利用できる体制というものが随分良くなったのかなと思いましたが。それでは、保険証として利用できるように今登録をされている人の割合はどれくらいなのか。そして実際に病院や薬局で保険証として利用されている人の割合についてはどれくらいなのか伺いたいと思います。

○市民部長（松尾和弘君） お答えします。

マイナンバーカードを保険証として利用登録されている人の割合でございますが、人吉市国民健康保険の被保険者のうちマイナンバーカードを保険証として登録されている方は、令和5年11月末現在で61.35%でございます。そのうち医療機関等において外来受診の際にマイナンバーカード保険証を利用した被保険者は、熊本県国民健康保険団体連合会の調査によりますと令和5年11月診療分で15.52%でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 保険証としての登録者数が大体61%ほどで活用されている方の割合は約16%ぐらいであるということが分かりました。先ほど言いましたけれども国が4.6%なのでそれよりはいいのかなというふうに感じたところでございますが、では医療機関において、このマイナンバーカードを保険証として利用した場合にどのような活用ができるのかその辺を伺っておきたいと思えます。

○市民部長（松尾和弘君） お答えします。

マイナンバーカードを保険証として利用しますと、本人が医療機関等を受診した場合の医療費の総額や窓口負担の情報、診療情報や処方された薬剤、特定健診等の情報をマイナポータルで確認することができます。

一方、医療機関等においては、受付で受診者の同意を得た上で、その方の過去に処方された薬剤情報や特定健診等の情報を医療機関等のシステムで閲覧することが可能となっております。

このようにマイナンバーカードを使って医療機関等を受診する際に、情報提供に同意すると医師等からより多くの正確な情報に基づいた総合的な診断や重複する投薬を回避した適切

な処方を受けることができます。

またマイナンバーカード保険証を利用される方は、市の窓口で限度額適用認定証の申請手続が不要となり、医療機関等で高額な医療費が発生する場合でも、受診者が一時的に限度額以上を自己負担する必要がなくなります。さらにマイナポータルから保健医療を受けた記録が確認できるため確定申告において領収書を保管、提出することなく医療費控除申請の手続ができるなどのメリットがございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） いろいろあるようでございます。同意が前提ということでありましてけれども、診療情報や処方薬の情報などについての確認、それから限度額適用認定をしなくてもよいこと。一時的な自己負担も必要ないなど様々にメリットがあるということが確認できました。一つマイナポータルでという部分が少し気にはなりますけれども、そのような情報を一番の不安材料であります、個人情報流出防止を大前提にいかに周知をしていただくかということが利用促進に向けた課題であると感じたところでございます。今後の取組をよろしく願いしておきたいと思っております。

では、次にここ最近実施していただいた物価高騰対策がありますけれども、そういう給付金などの交付にあたっては、振込口座の記入や身分証明書など必要書類を郵送しなければならないというわけですが、マイナンバーカードにひもづけをされていた口座の活用というものが、なぜできていないのかなと思うところであります。このことについて理由を伺いたいと思っております。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

まず、マイナンバーカードを使った特定公的給付制度について御説明申し上げます。

この特定公的給付制度とは、公金受取口座登録法に基づき、法律に基づかない緊急時の給付金、例えば今回のような住民税非課税世帯等臨時給付金などを言いますが、このような給付金について行政機関の長が当該給付金の支給事務にマイナンバーカードを利用することができる制度となっております。

具体的には、支給要件の該当性の判断に必要な情報やその他の基礎情報を得ることができ、自治体における給付の申請受付、審査、支給等の事務において申請者と給付対象者の照合作業が効率化され支給の迅速かつ確実な実施に資するとされております。

しかしながら、昨年マイナンバーと口座をひもづけることで国の給付金などを受け取れる公金受取口座をめぐり、本人ではない家族名義とみられる口座が登録されたケースが全国で約13万件確認された案件や、個人情報他人に漏れたり他人の口座に入金されたりする事例の報道があったことは御存じのとおりでございます。全国の自治体において特定公的給付制度の活用は進んでいない状況でございます。

また本市における本年1月末のマイナンバーカードの保有率は74.7%でございますが、公金受取口座の登録につきましては、全ての方が登録をされているとは限らないため、マイナンバーの提出による申請を受け付けたのちに、口座情報の登録がない場合には再度通帳の写しの提出などの手続が必要となり、申請された方に御負担をおかけすることになります。

このような状況を鑑み本市では、これまでに給付実績のある口座情報を基に本人に口座番号を記した確認書類を送付し給付金を振り込むこととしたものでございます。マイナンバーに登録されているのは、本人口座という前提ではあるものの本市においては手続の確実性を図るためにひもづけ情報の活用は行っていないものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 保有率は74.7%とのことでした。皆さんが持っているというわけではないということですね。さらに全ての方が口座の登録をされているわけでもないということでした。またその他の様々な理由も認識したところでございます。

では、今後どういうふう改善されていく見込みなのか、その辺について伺いたいと思います。

○健康福祉部長（瀧上麻美君） お答えします。

公金受取口座を登録することで年金や児童手当、今後の給付金などの申請をする場合に、口座情報の記入や通帳の写しなどを提出する必要がなくなることを広く周知し、口座登録率の向上を図る必要がございます。

しかしながら、公金受取口座の登録をもって給付金の申請が完了するわけではなく、現状では別途書面による申請が必要となります。給付金の申請手続については、デジタル庁が本年2月13日から給付支援サービスの提供を開始したところでございまして、給付の申請受付から振込までのプロセスをデジタル完結できるものでございます。

給付対象の方はマイナンバーカードを読み取ることで、本人情報や公金受取口座情報の自動入力が可能になるほか、通帳の写しの添付が不要となるものでございます。自治体では申請内容を紙でなく、データで突合することが可能となり事務負担が軽減されるとともに迅速に効率的な給付が可能になるものと考えられます。今後における国の緊急的な給付金については、このシステム利用の可否を検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） デジタル庁の給付支援サービスが提供を開始したとのことでしたが給付金に限らず、行政手続のデジタル化というものは加速をさせなければならない課題だというふうに思っています。

過日の報道では、デジタル庁の石川副大臣が熊本県と熊本市に対し、災害時の対応や平時の備えに対し、デジタル技術を活用する防災デジタルトランスフォーメーションについての意義を強調され、その際熊本市に対して避難所での避難者受入れにおいて、マイナンバーカードを使った手続によって効率化を図るデジタル庁の実証実験に参加するよう求めたということでございますが、本市でも同様の動きはないのかを伺いたいと思います。

ちなみに、大西熊本市長はぜひ協議会に参加をし、災害時支援の円滑化につなげたいとのことですがその辺についてお伺いをしたいと思います。

○総務部長（永田勝巳君） 皆様、こんにちは。それでは、お答えいたします。

熊本市に避難所受付対応を確認させていただきましたところ、3つの受付方法があるようでございます。

1つ目は従来の紙方式で行う受付でございます。

2つ目がマイナンバーカードを使いまして、ICリーダーでカードを読み取り4桁の暗証番号を入力する受付方法でございます。この2つはやはり受付に並ばなければならず場合によりましては、混雑時に時間がかかるということでございます。

3つ目は避難所に行く前に事前に個人の4情報、これは住所、氏名、生年月日、性別になりますけれども、これをあらかじめアプリに入力しておき避難所にある避難所専用のQRコードを読み込むものがございます。こちらのほうは並ばずに受付が完了するとのことでございます。

本市のデジタルケア避難所サービス、これは私どもポケコムと呼んでおりますけれども、こちらは令和4年度に実証実験を行いまして令和5年度、今年度から運用を開始しております。現在のところマイナンバーカードを使った受付には対応はしておりません。このポケコムでの受付は、先ほどの熊本市が実施しております3つ目の受付と似ているところでございます。仕組みとしましては、避難所へ行く前に事前に個人の情報をアプリに入力し、アプリから個人のQRコードが携帯電話に発行され、そのQRコードを避難所の窓口で読み込むことで受付が完了するものがございます。

今後マイナンバーカード利用者受付は必要かと考えておりますけれども、市としましては現行システムを導入し、日が浅いことからまずはこのポケコムの運用を進めてまいりたいと考えております。

あわせて、ポケコムにあるシステムの中でマイナンバーカードを活用したより簡素な受付をはじめとした、住民の皆様の利便性向上につながる仕組みづくりにも取り組んでいければと考えているところでございます。

また議員のほうから、熊本が参加されるとおっしゃったこれは防災DX官民共創協議会への御質問かと存じます。この協議会の活動の目的としましては、災害による国民一人一人の被害・負担の軽減に資する、平時・有事の防災DXの在り方を民が主体的・協調的に追求し

官民共創により実現するとなっております。

本市としましては、このデジタルケア避難所サービスの構築に向けて、既に民間企業と共同に取り組を進めておりまして、この協議会の趣旨に既に取り組んでいるという認識でございます。従いまして、協議会の参加等につきましては、今後内容の精査や他自治体の状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 本市では、既にポケコムによる防災DXに取り組んでいるということでした。今後マイナンバーカードでの受付も必要かというふうにお答えもいただいたところでありますけれども、個人的にはあれもこれもいろいろあるよりは、一つに絞っていただきたいなと思うところです。ただ、唯一マイナンバーカードについては医療情報が入っていることで、これも同意というものが前提になるとは思いますけど、避難所での医療に関する体制がすぐにできるという点では、非常に大きなメリットがあるのかなというふうに思ったところでございます。

まずは市民の皆様へは、平時そして非常時にどれが何が有効か、マイナンバーカードについても今一度分かりやすい周知と効果的な運用を図っていただき、本市の住民サービスの向上と併せまして自治体業務の効率化につなげていただきたいと思います。

最後になりますが、本年度退職をされます瀬上復興建設部長、それから松尾市民部長、また役職を終えられる山本水道局長、小澤教育部長、そして湊上健康福祉部長、全て私と同級生でございますけれども、職員の皆様には特に令和2年の豪雨災害やコロナ禍を経験されて大変御苦労が多かったと存じます。改めて御礼を申し上げ、新たなステージでも御活躍をいただきながら今後とも市政発展へのお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時07分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番、松村太議員。

○2番（松村 太君）（登壇） 皆さん、こんにちは。2番議員の松村太です。質問項目はこども未来課・こども家庭センターについて、少子高齢化・人口減少の課題とまちづくりについて、それと市民の声からの3項目です。令和5年度最後の一般質問に今しばらくお付き合いいただきますようお願いいたします。

今年度も災害をはじめ多くの困難の中、歩みを止めざるを得ない方も多く、日常がいつ大

大きく変化してしまうのか、改めて明日は我が身、明日は人吉と気持ちを引き締めているところでは。もっと身近なところで気づきが及ばず、手を差し伸べることさえできなかった苦しみやその思いに、いかにしてこれから応えることができるのかいつも思いを巡らせています。

先日介護保険料が据置きとの答申がありました。今般、策定された介護計画は現状と課題とこれからの取組について明確に記されています。これまで高齢化社会へ向けた関係各者の取組の成果だと思えます。答申があったさらにその次には、ぜひ減額となるようさらに努力していただきますようエールを送りお願いもしておきたいと思えます。

一方子供の数が急激に減ってきているのは、皆さんも御存じのことだと思えます。国の推計よりも10年以上早く少子化の大きな波は進行しています。今の少子高齢化と人口減少によるいびつな人口構成を見て、これまでの20年、30年、政治家は何をしていたのか、これまで何をしてきたのかとはよく言われることです。人吉市の年間の新生児数が200人を切って既に数年がたち、回復の兆しはなく減少傾向は続くばかりです。ここからでも本気で本格的に少子化に向き合わなければ手遅れになります。20年後の市民に何をしていたのかと罵られても仕方ありません。私たちは何かをしなければならぬ立場です。その言葉を甘んじて受けるわけにはいきません。このままでいいと思っている人もいないと思えます。いかに住みよい町にして子育て世代がいきいきと生活ができて、子供たちがわくわくしながら過ごせる毎日をどうしたら作れるか、とことん考えすぐに実行していかななくてはなりません。

そこで令和6年度始まるこども未来課にできますこども家庭センターについて、その組織の担う役割と業務などについて伺っていきたくと思えます。

まず初めに、こども家庭センターにおいて子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業の3つを市の事業として整備するようこども家庭庁のガイドラインには示されています。本市はどのような施策を実施していくのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（**渚上麻美君**） お答えいたします。

令和4年6月に児童福祉法が改正され、令和6年4月よりこども家庭センターの設置に努めることとされており、このこども家庭センターの新たな事業として議員おっしゃいました子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業の新設に向けて市町村へ計画的な整備が求められているところでございます。

まず1つ目の子育て世帯訪問支援事業とは、要支援児童、要保護児童及びその保護者、支援を要するヤングケアラーや特定妊婦等を対象とした子育て世帯を訪問する事業で、子育てに関する情報提供、家事や養育に関する援助を行うことを目的としております。

次に児童育成支援拠点事業でございますが、虐待リスクが高く養育環境等の課題を抱える家庭や、不登校生徒など、主に学齢期の児童を対象として児童の居場所となる拠点を開設するもので、児童や保護者への相談等を行うことを目的としております。

3つ目の親子関係形成支援事業は、支援を要する児童及びその保護者等を対象とし、親子

間の適切な関係性の構築を目的とするもので、子供の発達の状況等に応じた支援を行う事業でございます。

本市では1つ目の子育て世帯訪問支援事業につきましては、これまでに実施してまいりました養育支援事業を令和5年度に本事業へ移行し事業を開始しております。児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業につきましては、既存の子育て支援事業との関連も考慮しながら計画的に整備できるよう検討してまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） これから計画的に整備されるとのことでした。各種支援事業を担っていく上で、自ら支援を求めるとは限らない困難を抱えている御家庭をできる限り早く発見、把握し、支援につなげていくためには、こども家庭センター自身の母子保健機能と児童福祉機能にとどまることなく、妊産婦・子育て家庭と接点を持ち得る多様な関係機関、公民関係なく日常的に連携関係を構築していくことは、業務の特性上、何にも優先して必要不可欠なことだと思います。全てはそこから始まると言っても過言ではありません。こども家庭センターの役割である健康保持・増進に関する包括的な支援を切れ目なく、漏れなく提供するそのための課題と施策は何かお尋ねいたします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えします。

本市におきましては、これまでに妊産婦及び乳幼児の健康保持・増進に関する包括的な支援について、平成29年4月に保健センター及び福祉課に設置した、子育て世代包括支援センターが機能を担ってまいりました。その後、子供とその家庭の福祉に関する包括的な支援について、令和4年4月に福祉課に設置したこども家庭総合支援拠点が機能を担い、母子保健部門と児童福祉部門の双方が連携し支援を行ってきております。

しかしながら、乳幼児の子育てに困難を抱える家庭に対する相談支援など両部門が行う業務や機能には一定の重なりがあるにも関わらず、児童福祉法と母子保健法とでそれぞれに組織の整備が必要であったため、連携・協同に職員の負担がかかったり情報共有が円滑になされにくいなど様々な課題が生じてきております。

そのような状況から本市におけるこども家庭センターは母子保健部門、児童福祉部門に加え、本市独自としまして教育部門の一部の相談機能を集約し、切れ目なくまた相談窓口も一本化することといたしております。各部門の狭間に落ちることなく支援できる機能を有するものでございます。令和6年4月に新設いたしますこども未来課の中にそのこども家庭センターを設置いたします。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 相談体制は分かりやすくかつ一体的でない担当部門ごとに対応が変

わることがあっては、かえって相談者の不安をあおることになりかねません。相談窓口が一本化され、顔の見える関係性から確かな信頼関係を築き支援の情報が速やかに共有されることで、関係各所その間の狭間で担当者一人の個人の判断や不注意で、いつの間にか支援が途絶えるようなことがなく、円滑に連携が継続していく支援の協力体制が確立されるようお願いをしておきたいと思います。そういう連携の中で母子保健と児童福祉の専門性を生かし、子供とその家庭のニーズをより深く酌み取るための施策は何かお尋ねいたします。

○健康福祉部長（**淵上麻美君**） お答えします。

こども家庭センターには、母子保健の相談等を担当する保健師と児童福祉や教育関係の相談等を担当する子ども家庭支援員の専門職を配置いたします。加えまして母子保健部門及び児童福祉部門における双方の業務を判断することのできる統括支援員を配置いたします。子供とその家族等のニーズをより深く酌み取るために、これらの専門職や統括支援員を中心として、気軽に相談できる体制づくりや周知啓発を行うとともに状況に応じてアウトリーチを行うなど確実な相談体制を構築してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（**宮原将志君**） 2番、松村太議員。

○2番（**松村 太君**） 状況を的確に判断し、確実な支援ニーズに合わせたサポートを継続的に状況に応じて進めるための施策は何か改めてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（**淵上麻美君**） お答えします。

こども家庭センターにおいて母子保健及び児童福祉双方の支援が必要な場合には、保健師等と子ども家庭支援員が連携、協力して一体的にサポートプランを作成することとなっております。このサポートプランは、個々の家庭の課題やニーズに応えるために家庭支援事業を中心とする、必要なサービスや地域資源を組み合わせたもので、子供や保護者と協同して作成してまいります。作成したものを手渡し当事者と共有することで、当事者へ計画的なサービス等の利用を促し効果的な支援を実施いたします。

プラン作成後は、プランに沿った支援が適切に提供されるよう関係機関がコーディネートを行い、変化する家庭の状況に応じた支援内容の見直し等を含めた継続的なマネジメントを実施してまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（**宮原将志君**） 2番、松村太議員。

○2番（**松村 太君**） 子供の視点、子供から見える環境は家庭であれ、その他の保育園、こども園、幼稚園、各種学校、小学校、中学校であれ、様々に違い誰一人として同じに感じられるものではなく、同じ心象で1日を過ごしているわけではないと思います。子供、妊産婦、家庭がそれぞれ違う毎日を過ごすことを見過ごさず、的確に耳を澄ませ手を差し伸べることができるように、市内、時には外の関係団体とも手を取り合って見守りと支援をこども家庭

センターに行っていただく必要があります。保健、福祉、保育、教育のあらゆるパートの識者のように、それぞれの違う特性を有機的に組み合わせた具体的な支援を届けていくための中核的機能を担っていくことを期待しています。

さらに常に新たな担い手を発掘し、財政支援等々結びつけること。そして地域資源の開拓と関係機関の連携強化を図っていくことは可能かお尋ねいたします。

○健康福祉部長（**瀧上麻美君**） お答えします。

こども家庭センターが担う主な役割の一つとして、新たな担い手の確保といった地域資源の開拓を行い、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実、強化を図ることが求められています。

本市におきましても、子供や子育て世帯に向けた福祉に関する支援は、子育て支援事業を主として様々なサービスを提供しておりますが、本市が提供するサービス以外にも民間団体による、子ども食堂や子供の居場所づくりなど多様な支援が実施されているところでございます。これらの多種多様なサービスにつきましては、まずはこども家庭センターが民間団体や関係機関と連携しながら、地域資源の把握を行い、情報を集約し、本市の子育て家庭へ必要な支援を着実に提供できる体制を整備してまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（**宮原将志君**） 2番、松村太議員。

○2番（**松村 太君**） こども家庭センターと同様、子供と家庭との関わりの深い学校についてお尋ねします。昨年の9月定例会において不登校対応でのSSWに関する一般質問を私は行いました。それ以降の児童・生徒との相談体制の状況をお尋ねいたします。

○教育長（**志波典明君**） お答えをいたします。

相談体制については大きな変更はございません。子ども・子育て相談員や学校支援アドバイザー、福祉課等の関係機関と連携しながら、不登校児童・生徒それぞれに対して登校支援や教育相談、ケース会議の開催などの対応を継続しているところでございます。

また第一中学校と第二中学校配置の拠点校型スクールカウンセラーの活用と併せまして、球磨教育事務所配置のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの支援申請を継続しておりまして、今年度は既に80件を超す申請を行い、それぞれ対応していただいております。校長会議や教頭会議、不登校担当者会議におきましても、一人一人の細やかな状況把握、状況に応じた支援の実施など、より個に応じた支援の質の向上をお願いしてきたところでございます。

また、不登校の未然防止に向けましても基本となります事業改善、楽しく分かる事業をさらに強化しておりますし、幼少期からの育ちをスムーズに義務教育につなげるために園と小中学校との連携、こういうのも強化してきております。さらに人吉市の特別支援連携協議会におきましても市内各園及び各学校のコーディネーターを集めた研修も実施してまいって

るところでございます。

そうした取組の成果も御紹介させていただきたいと存じますが、子ども・子育て相談員の関わりによりまして、進路を決定することができた生徒、かがやき教室に毎日のように通級し生き生きと学習できるようになった生徒、自宅でオンラインの学習教材を使って学習を継続している生徒なども見られます。また20人近くの児童・生徒が改善傾向にございます。ただ、全体的な不登校児童・生徒数は増加傾向にございます。先ほどの健康福祉部長の答弁にもございましたように、現在は学校教育課に在籍している子ども・子育て相談員2名がこども家庭センター配属となることから、これまで以上に母子保健、児童福祉、教育関係の連携を密にした対応を図り、不登校の未然防止と解消そして学習機会の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えをいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 今教育長からるる現況について御答弁をいただきました。その中で支援の質の向上をしっかりと関係各者に依頼をかけているというお話がございましたし、教育長として各関係機関と、もちろんこども家庭センターを含めて連携を密にし、深めていきたいとおっしゃっていただきました。ぜひ学校の先生方お一人お一人も教育長と同じようなお気持ちになっていただくよう、改めてそういった考え方、そして取組への姿勢というものを共有していただければというふうに思います。

自分の一般質問の結果ですので、蒸し返すようなことを申し上げるのもあれなんです、今教育長から80件を超す申請を行いということでしたが、昨年の9月時点での不登校者数とほぼ同じ数になります。1世帯につきお一人という言い方をしたほうがいいのか、平均ですけれども平均してしまうと1回というふうな数字になるかと思えます。やはりこれでは根本的な解決に本当に教育長が期待される支援の質の向上に役立っているのか、そこは私は改めて疑問を呈したいと思えます。ぜひ、今般こども家庭センターが設立されますことを、学校としても御利用いただきまして、子供たちの健やかな成長に資するよう便宜を図っていただきますように改めてお願いをしておきたいと思えます。

ちょっと厳しいことを申し上げましたが、そういった取組によって20人程度の児童・生徒さんが新たな学びの再スタートを切られたというふうな御報告もございます。そういった先生方のお一人お一人に対するアプローチや取組で改善されていっていることは素直に喜ばしいことだと思います。ただただ最後におっしゃったように、全体として増加傾向であるという厳しい現実もあるということでした。やはりその増加していくことによって先生方の授業やクラス運営への影響、もちろん不登校のお子さんやその御家庭の状況がどうなっていくのか、これからですね。そういったところには非常に不安を感じているところです。

学校の話とは少し変わりますが、私が最近御相談を受けている中で熊本県の心療内

科、精神科に数件御相談者に代わって受診の御相談をしたことがございます。そういった御相談の電話を医療機関に差し上げたところ、現在新規の患者の受付はしておりませんと電話をかけた全ての医療機関に断られました。これは人吉市の医療機関ではありません。熊本市やその他の医療機関に数件お電話をした上で、丁重にお断りをされたのが事実でございます。先ほど申しましたように各相談窓口への回数の確保も大変難しい状況の中で、その先にあるはずの診断や治療に関わるところでも、選択肢が狭められ非常に厳しい状況にあるということが分かりました。新学期を迎え新しい環境になじむための大事なタイミングがこの4月から始まります。より慎重な対応が必要であるということは皆さん承知されていると思います。学校において児童育成支援や親子関係形成支援などの事業が新たに活用できるのではないかと期待しているところですが、どういった連携になっているかをお尋ねいたします。

○健康福祉部長（**淵上麻美君**） お答えします。

本市におきまして児童育成支援拠点事業として実施している事業所は現在のところございませんが、居場所の提供や学習のサポート、食事の提供といった支援を独自にされている民間団体が複数ございます。学校において把握された養育環境等に課題を抱える案件につきましては、こども家庭センターと情報共有を行っていただき、民間団体で実施しております支援の利用案内や勧奨を行ってまいります。個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供できるよう学校をはじめとする関係機関と連携を図ってまいりたいと存じます。

また、親子関係形成支援事業も今後の整備となりますが、本市では児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、家庭や学校から本市へ相談があった場合にはスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、子ども子育て相談員を中心とした専門職につなぎ個々の悩みや不安に応じた支援を連携しながら行っております。こども家庭センターにおきましては、母子保健、児童福祉、教育関係の各部門が一体的に支援してまいりますので、これまで以上に学校とも連携を密にして対応できるものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（**宮原将志君**） 2番、松村太議員。

○2番（**松村 太君**） これから各種関係機関との連携強化にも計画的に取り組んでいかれるということですので、中核的機能を遺憾なく発揮していただきますようお願いいたします。とはいえ、これまでの法体系を飛び越えて、横断的に一体となった事業運営を個別に的確で継続的支援を続けるためには、有資格者など職員の高い専門性はもちろんのこと、ほかの関係機関にも精通する必要があると思います。

また4月からは、こども家庭ソーシャルワーカーという新たな資格も創設されるとのことで、こども家庭センターに求められる機能をしっかりと遂行されるためには積極的な人への投資へも併せて十分行っていただきますようお願いいたします。これは市長へのお願いにな

るかと思いますが、ぜひお願いをしておきたいと思います。

人吉が住みよいまち、子育てしやすいまちとして特徴を打ち出す絶好のチャンスでもあります。未来への投資、最大のリターンを期待できるのが人への投資であるとは市長のお言葉でもありますので、全市をあげて少子化の歯止め策として優先的な取組をお願いします。

続きまして、少子高齢化・人口減少の課題とまちづくりについての質問をしてみたいです。前段と多少関連いたしますが、減少していく児童・生徒数に応じた学習環境の整備として、これからの教育委員会のお考えをお尋ねします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

人吉市の出生数を踏まえますと十数年後の人吉市の児童・生徒数は、現在の約6割から7割程度になることが予想されます。現在の校区から判断いたしますと、複式学級や学年1学級の学校が複数校存在することになります。子供同士の関わり合いの中で、社会性や様々な能力等を高め生きる力を育てていく学校教育では、ある程度の児童・生徒数が必要となります。特に中学校の発達段階におきましては、日常の授業をはじめ生徒会活動やクラスマッチ、部活動など、みんなで知恵を出し合い目標を達成していく中で様々なことを学んでいく時期でもございます。一方個に応じた指導や少人数だからこそできる活動など小規模校の様々なメリットもございます。

また学校は地域コミュニティとしての存在や防災拠点としての役割など地域にとっては、重要なものがございます。児童・生徒の教育を第一に考え、児童・生徒や保護者、地域の方々の声をお聞きするとともに教員等の人材確保、学校施設の充実、校区の弾力化、様々な点から将来を見据えた具体的な検討をはじめめる時期に来ていると考えております。

以上、お答えをいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 社会の趨勢とはいえ、加速度を増す少子化の中で子供たち、個を尊重し多様性のある集団で学びあえる環境を作っていく。生きる力を蓄えるためのそれなりの生徒数の中での教育というものが必要であるというようなことも教えていただきました。そういったことをどう捉え、どう対応策をとっていくのか、とても重要だと思います。令和5年度の出生数も確定しております。そうすると既に6年後の小学校1年生の人数はおおよそ決まっております。当然その上の学年も荒い数字ですが予測できていると思います。子供の視点から多様性を学ぶことは、当然将来の社会性にも影響があることで中学生の学びの要素である道徳にも関連してくる問題だと思います。先ほどおっしゃられたように多くの関わりの中で学び得ることがあるんだと思います。また教職員の配置においても先生方の人数は学級数と児童・生徒数の規模により細かくその数が増えるごとに加算される係数も増えていき、生徒数、学級数が減るほど実態とぴったりの人数になるような係数計算になっているかと思っています。多めの人数配置が可能となるためには、その加算される係数に見合う人数やクラス

編成というものが必要になってくる現在の仕組みになっているようでございます。多様な学びには、当然多くの友達もそしてその中で主体的に対話を多くこなすことが有用だと思えます。そしてさらに多くの先生方をはじめとする、今教育長がおっしゃっていただいた地域の皆様、大人との関わりも欠かすことができない要素であるというふうに思っております。10年後には6割から7割と大きく低減していく中で、最大限の地域や子供たちを真ん中におく、そういった主眼をもって御配慮をいただきながら、子供たちが得られる最大で最適な学びの場となる環境整備を検討されますようお願いをしておきたいと思えます。

同時に子供だけではなく総人口も当然減少し、生産年齢と65歳以上の年代の人口構成比が逆転した場合に本市へ及ぼす影響についてどのような御認識かをお尋ねします。

○復興政策部政策統括監（井福浩二君） 皆様、こんにちは。お答えいたします。

厚生労働省が、今年2月27日に2023年の全国の出生者数の速報値を発表しております。その数は過去最少の75万8,631人となっております。これは2004年に111万721人だった出生者数が2016年までの12年間で13万人以上減少し、さらにその後の7年間だけで約22万人が減少してきているという極めて深刻な状況でございます。出生数が8年連続で減少するなど少子化による人口減少が加速している状況にあることから、国においては我が国の社会基盤の存立を揺るがす、待ったなしの課題として、子育ての経済的支援、全ての子供、子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進、安定財源の確保と予算倍増を、こども・子育て政策の加速化プランとして集中的に実施することとしております。本市におきましては、豪雨災害の影響によりさらに人口が減少しており、2045年には約2万1,000人という人口予測もされております。また議員御指摘のとおり予想では生産年齢と65歳以上年代の数が逆転いたしますが、その影響といたしましては、一人の高齢者を一人の現役世代が支える、いわゆる肩車社会を招くことにより、介護保険事業をはじめとした社会保障にかかる費用の増加がございまして、そのほか若い世代の流出による地域活力の低下、税収減を背景とした財政規模の縮小などにより地域経済の衰退や税収によって支えられている様々な公的サービスの低下を招く恐れがあると危惧しております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） このままではそこに至るまで年々悪化の道をたどり、20年たつと相当厳しい社会にならざるを得ない現実が見えています。私が社会人になりたての頃は、約30年前ですけれども、4人で1人の高齢者を支えるくらいだったと覚えております。それを考えるととても恐ろしい状況になっています。20年後と申しますと、私がお世話になるほうになっていることでもあります。社会がそれで成り立つのかとても不安です。これが幸か不幸かと問われれば、幸と言わなくてははいけないと思えます。20年後の答えが今分かっているのですから、未来の社会に暮らす人のために何とかしなくてははいけません。私も何とか70代

で自立できるようにしていかななくてはなりません。こうした人口の変容を前提としたまちづくりのポイントは何かお尋ねいたします。

○復興政策部政策統括監（井福浩二君） お答えいたします。

本市においても総人口減少と少子高齢化は喫緊の課題であると認識しており、人吉市総合計画、後期基本計画でも人口減少と少子高齢化の進行を最も配慮すべき社会潮流の一つとしているところでございます。こうした状況の下、本市として喫緊に取り組む必要のある地方創生施策を掲げております。

具体的には人吉市まち・ひと・しごと総合交流館くまりばを拠点とし、地域企業やICT関連企業、スタートアップ企業が集うことで地域の課題解決とさらなる価値の創造を行い、働く世代が都市部などの他地域に流出することを防ぐなど地域経済の継続的発展を推進します。また、地域に暮らす子供たちに対して、地域に誇りを持つ人材の育成や地域課題の解決等の探求的な学びを実現する取組を推進し、将来的なUターンにつなげるよう地域を支える人材の確保に努めてまいります。

その他結婚、妊娠、出産、子育ての各段階に応じた切れ目のない伴走型相談支援等の拡充とともに、社会全体で子供や子育て中の方を応援するといった意識改革を進め、子育て支援アプリなどデジタル技術の活用等による実効性のある対策を総合的に推進します。こちらはあくまでも一例でございますが、少子化、人口減少に歯止めをかけるとともに、ニーズの多様性、地域の特性等に応じた持続可能なまちづくりを実現するため様々にきめ細やかな施策を進めていくことが必要ではないかと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 若い世代の人口流出を食い止めること。Uターンをしたくなる地元愛と魅力づくり。そしてやはり子育て世代の応援を社会全体に醸成することは大きな取組になることは間違いないということだと思います。きめ細やかな施策を進めるためにも多様な連携と情報の共有による、これまでなかった人吉の特徴を作り出す情熱が必要だと思います。それと先ほど人口減少の影響予測として、税収減により税収を基にした各種公的サービスの低下が危惧されていると言われております。一気に下がることではないにしても経費抑制を念頭に実践していく必要はあると思います。現在復興にあわせ、まちづくりや避難路整備等にあわせ、通常計画の老朽上下水道管の交換と道路整備の同時施工など各部局が横断的に連携し工事の効率化や財源の重複を避ける有効活用へ向けたさらなる取組は可能かお尋ねします。

○復興政策部政策統括監（井福浩二君） お答えいたします。

人吉市公共施設等総合管理計画における道路橋梁等のインフラ系の公共施設及び上下水道の企業会計施設の更新費用の試算によりますと、現状規模のまま更新を行った場合その費用は令和5年度から今後40年間で計933億円に上るとされております。このような状況の下、

本市が将来にわたり持続可能な行財政運営を推進していくためには、公共施設保有の適正化やコンパクトなまちづくりの推進、長期的な視点をもって計画的に公共事業を行っていく必要がございます。現在進められている青井地区や中心市街地地区の土地区画整理事業等に関連し、道路公園整備や宅地造成工事等を予定しておりますが、それらと並行して老朽、上下水道管の付け替えや改修などの埋設工事等を同時に施工することで掘削工事に要する費用の圧縮や住環境への影響の減少を図るなど、関係部局が施工に関する情報を共有、連携することにより、工期の短縮など工事の効率化や費用の削減を図ってまいります。さらに施工後の設計図面等を一元化することで共有が可能となるよう、アーカイブ化や三次元データベース化も含めまして行政視察で議員の皆様とともに学んでまいります、インフラ施設等の維持更新に係るデジタル化についても検討を進めてまいります。引き続き限られた財源を効果的に活用するために施設の優先順位を定め、事業の効率化等に取り組みながら今後本格化していくまちづくりを関係機関と連携し全庁をあげて進めてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 避難路整備と老朽上下水道管の整備に関連する質問ということで、これはたくさんある事業の中で、一つの例えとして参考として数字等々今挙げていただきましたけれども、ざっくりですね今の上下水道の更新等、市道などの維持管理工事合わせると40年間で933億円、年平均23億円という金額になっているようです。こういった歳出の抑制を期待して、効率化をどんどん図るということで生み出されていくものが、人吉市の活力の継続性を高めるとすれば、やりがいのある効率化になる仕事だと思います。他部署の皆様も含めきめ細やかな御対応、御検討をお願いしたいと思います。効率化や資源の有効活用等の視点から、町なかのにぎわいづくりにかせない展示会など開催できるイベントスペースを設置することなど、また現時点で使用できるスペースとして道の駅人吉をさらに活性化させるために道の駅にイベント告知看板などが必要だと思いますが、どのような認識かお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） 皆さん、こんにちは。お答えをいたします。

議員おっしゃいましたとおり水害以前は、町なかのイスミ本店地階のイベントホールなどがありまして作品展、展示会等が開催されており、例えば買物のついでに作品展を見学されたり、作品展の帰りに町なかで買物をされたりと、いわゆる町なかの人を呼ぶ一つのきっかけにもなっておりました。また令和2年7月豪雨災害のあとは、町なかの状況が大きく変わっているところではございますけれども、肥後銀行人吉支店の1階やその道向かいにあります石造りの「a s o b i b a r t 街蔵」様などが新しくイベントや展示のスペースとして利用できる場所として増えているというところでございます。さて道の駅人吉、人吉クラフトパーク石野公園におきましては、人吉球磨総合美展をはじめ小中学生の書写や工作などの

展示会場としても活用いただいております、また石野公園主催のものも含めまして年10回以上の展示会等が開催されているところでございます。これらの告知のための看板整備についてでございますが、いわゆる国道、道路沿いの看板設置につきましては、設置について昨年でございますけれども国道管理者である熊本県に御相談しましたところ、景観条例により設置できないとの回答をいただいたところでございます。また石野公園敷地内につきましては、石野公園の階段を上ったところに園内の案内看板がございますので、この付近にチラシやポスターなどを掲示したり、展示会場に誘導看板を設置して現在は御案内しているところでございます。今後も多くのお客様の来場とリピーターの獲得にもつながるように展示会等のイベントスケジュール等の事前周知方法の検討やお越しいただいたお客様が園内で開催されているイベントなどをやはり認識をしやすい仕組みづくりにつきまして、イベントを主催される団体等と連携をさせていただきながら行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 民間の施設の活用が進んでいるということでした。子供たちの書道作品展や図画工作の作品展など保護者がこぞって見に行く、そういった様子も最近は見かけずに残念に思っております。改めてですね、町なかの再開発が市民のそういった周遊、周回につながるようなまちづくりになることをこれから期待していきたいと思っております。

石野公園道の駅に関しましては、多くの市の施設が被災しそこからの収益が減少している中、無傷で人吉の観光施設として頑張ってくれている貴重な財産だというふうに思っております。体験型施設として域外からの観光客の皆様からは好評のようです。これからもどんどん人吉市に人を呼び込んでもらうように、また市民も利用に際し、便利で活気が出る周辺整備にこれからも積極的に取り組んでもらい、施設の可能性を最大限に引き出していただきたいと思いますようお願いをしたいと思います。

それでは、次の質問の市民の声からです。これまでも数年にわたり同僚議員が死亡に関する手続の煩雑さを改善する提案を行い、冊子など既に改善されておりますが、やはり市民の方、特に今回はお亡くなりになった御遺族が気持ちを落ち着かせる時間を割いて来庁いただくにあたり、届出に来た方が複数の窓口を長時間かけて回らずに1か所で手続できるようにできないのか、改めてお尋ねいたします。

○市民部長（松尾和弘君） お答えします。

現在、本市では、死亡に関する一連の手続につきましては、遺族の方が迷うことなく少しでも時間を短縮できるよう、お悔やみハンドブックやガイドメッセージなどを活用して担当窓口を御案内しております。なお、高齢者や障害をお持ちの方で御移動が困難な場合には、職員が出向き対応をさせていただいているところでございます。亡くなられた方によってそれぞれ必要な手続が違い、遺族の方が情報を把握しておられない場合もございますので、窓

口は聞き取りを行いながら、システムで情報を確認し手続が漏れなく正確に行われるよう努めているところでございます。

葬儀の後のお手続のうち市民部が担当する一般的な例を申し上げますと、まず世帯主が亡くなられた場合は、市民課市民係で住民情報システムに異動を入力し、世帯主変更の手続を行っております。印鑑登録書やマイナンバーカード、パスポートは窓口に戻納いただいております。

次に、国民健康保険の被保険者であった場合は、葬祭費の申請や資格喪失に伴う保険証の変更等がございますので、市民課国民年金係におきまして、住民情報システムにより続き柄、資格を確認の上、手続や保険証の修正を行っているところでございます。

また、年金受給者の方であれば、死亡届や未支給年金の請求、年金受給者でない場合でも国民年金死亡一時金請求などがございますので、日本年金機構の可搬型照会用窓口装置のシステム情報を確認しながら手続を進め御案内をしているところでございます。

それから続きまして、税務課におきましては、課税支援システムや納税管理システムにより情報を確認しながら、税に関する口座登録の廃止や税の未納があった場合などの御案内を行っているところでございます。

125cc以下のバイクや小型特殊自動車を所有されていた場合には、車両の名義変更や廃車届について。土地や家屋を所有されていた場合には、相続人になる方についての御案内手続を行っているところでございます。

このように各課のシステムで情報確認を行い、手続など案内していることから各課の窓口を回っていただいているところでございます。

昨年7月でございますが、関係部署とともに熊本市のお悔やみコーナーへ出向き、窓口における所要時間短縮や負担軽減について視察研修を行っております。熊本市では、専用のコーナーに専任の案内職員を配置し、独自に開発したシステムにより、書類作成の支援及び手続一覧の作成を行った上で、実際の手続は本市と同じように遺族の方等に各課の窓口を回っていただくというかたちをとっておられました。お悔やみコーナーのようなワンストップ窓口は、複数の手続が必要となる場合でも、窓口を何度も行き来したり同じ説明を何度もしたりする必要がないことから、一つのメリットではございますが、組織や職員体制の変更、システムの改修、そしてこれが一番難しいんですけれども、各業務に精通した職員の育成などの課題もございます。本市といたしましては、正確さを保った上で、どのように手続の負担を軽減していくのかを関係部署とさらなる協議を行い、課題解決に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 死亡届に関する事務手続はいろいろな課をまたぐということですので、

今市民課についての詳細な内容について御説明をいただきました。一つの窓口をとりましても条件により階層的にいろんな申請手続が必要になっていく場合と必要でない場合と多様に分かれているということで、どうしても各課にございます端末等やシステムを利用した手続が最低限必要であると。そのための移動というものは相対的に御利用者様の時間の短縮とか、手続上の効率化につながっているというふうな御説明だったかと思います。そして、市役所の職員の皆様にとっては、やはりそういった手続を確実に行っていただくことが優先すべきことで、来庁者の方に二度手間、三度手間にならないように書類を出していただくということに、システムの問題も含めて御対応いただいているというのがよく分かりました。

現在のシステムでは、御答弁のようなやり方がベストではないかというふうなことだと思います。スマートシティを標榜する人吉市としては、近い将来、来庁していただく方の御負担がゼロとは言いませんけれども、限りなく少なくなっていくようなDX化をこれから進めていかれることと思います。そのDX化のもうちょっとそこまで高度なものでなくても、またこれも同僚議員がここ数年のうち、旧庁舎から新庁舎に移るタイミング等々で何度かお尋ねしていることですが、来庁された市民の少なからずの方から庁内の場所が分かりにくいとか、カウンターのところまでは行ってみても誰もこっちを振り返ってくれないので声をかけにくいという声を聞きます。コロナが明けて、視察で他市の庁舎を訪れる機会が増えておりますが、ほとんどの庁舎で玄関ホールに案内係が配置されており、私たちが行くと御挨拶を受けたりどちらへ行かれるのかという御案内をいただいたりというふうなことをしていただいております。本市も旧庁舎、麓町のあちらの城内にありました折には案内係がいらっしやったかと思えます。新庁舎移転前から総合案内所が必要ではないかとの意見も出ておりました。改めて案内係の配置や案内窓口の設置ができないかお尋ねいたします。窓口の案内板や今あるカウンターの中で、また改めてそういった窓口を設置するという事は調整に時間もかかるかと思えます。単に各カウンターの上に呼び出しベルのようなものを置いていただだけでも、市民の方の声のかけにくさというのはすぐに解決できるのではないかなというふうにも思えます。できることから少しでも改善ができないか併せてお尋ねをいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

先ほど議員から少しお話をいただきましたけれども、本市におきましても旧麓町庁舎の玄関フロアにおきまして、当初は職員による案内係として、その後は民間事業者への業務委託による案内係を設置していた時期がございました。少しそのときの状況をお話をしますと、当時は来庁されるお客様から大変助かったなどの好意的な御意見をいただく一方で、「税金の無駄遣いだ」などの厳しい御意見を頂戴すること等もあったところでございます。そのような意見が交差する中で平成25年度に実施しました庁内事業仕分けにおきまして窓口アンケートの結果や費用対効果等を勘案した結果、同年度をもって民間事業者による案内係の業務委託を廃止したところでございます。その後新庁舎建設に併せ、窓口の在り方を検討してま

いりましたけれども、令和2年7月豪雨により災害対応、被災者の生活再建支援といった新たな業務が発生し、検討が中断したまま新庁舎の供用開始に至ったところでございます。

総合案内の設置などを含めました今後の窓口の在り方につきましては、国が進めますデジタル社会の実現も大きな要素となるものと考えております。方向性としましては、今後自治体DXを進める中で、他自治体の先行事例等を参考に市民目線でどのような窓口が本市の庁舎に最適なのかを調査検討し、最終的にはお客様に行かせない、待たせない、迷わせない、書かせないといった窓口での業務対応の実現に向かうものと考えております。

しかしながら、そのような環境を具現化するまでには少なからず時間がかかりますことから、市庁舎全体の最適な窓口業務の在り方としまして現状で改善できる対策も必要であると認識しております。ただいま議員から呼び出しベルを設置した対策を御提案いただきましたけれども、そのような内容も含めまして利用者の視点に立った対策を速やかに検討し円滑な業務の推進に努めてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 好評をいただく一方で、費用面での反対意見も市民からあったということですので、慎重な検討の上、ぜひ具現化させていただきますよう重ねてお願いをしておきたいと思っております。それが将来的にDX化でも全然構わないんですけども、使いこなせばデジタル化というのはとても便利だと思います。ただそれが完成し、設置され、市民にその使い方なり利用方法が浸透するまでの間ですね、やはりある程度の時間がかかるかと思っております。その間の今日でも明日でも来られる来庁者の方に、何か代替できる方法がないかということ併せて御検討いただければ助かります。

まちづくりも道半ばにして鬼籍に入られた方もいらっしゃいます。「いろんな計画や検討を重ねます。これから協議してまいります。」とおっしゃるその先を待っている市民は、たくさんいらっしゃいます。そういったことは皆さんもその期待値とその責任等を併せて感じておられることと思っております。能登半島地震を見て涙した市民の方も多いいと思います。それだけ水害で受けた深い傷は強いままだと思います。水害や地震などいつ来るか分かりません。特に行政の責任者である我々は、災害への備えはもう十分でしょうか。地域のお力や協力を得ながら、まちづくりを一緒に進め、その中でいざという時のための連帯感も培っていくことが必要だと思います。

私事ですけども妻と知り合って今年で40年になります。自分の年齢を忘れるぐらいあっという間でした。しかし、その40年で社会は大きく変わっております。まだ私が40年前は、バブルの頃で非常にぎやかな経済状況であったということは、本年をもって退職される業務を終えられる職員の皆様も同じ世代ではないかと思っております。なので、今回の一般質問で話を続けておりました、20年後と言いますが、あっという間に市民の皆様を含め我々

にとってもやってくる重要な課題だと思います。令和6年度が人口減少に係る課題克服のスタートの年となり、人吉市のまちづくりがさらに進展することを願って私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（宮原将志君） 以上で、一般質問は全て終了いたしました。

日程第2 委員会付託

○議長（宮原将志君） 次に、日程第2、委員会付託を行います。

お諮りいたします。議第2号から議第37号まで及び議第39号の37件を一括して各委員会に付託することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、各議案を局長より付託いたします。

○議会事務局長（栗原 亨君） それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております令和6年3月第2回人吉市議会定例会各委員会付託事項表のとおりでございます。

なお、議第2号令和5年度人吉市一般会計補正予算（第11号）につきましては、3ページ、4ページの〔別記1〕に記載のとおり、議第9号令和6年度人吉市一般会計予算につきましては、5ページ、6ページの〔別記2〕に記載のとおりそれぞれ各委員会付託でございます。

また、継続審査となっております陳情の件名につきましては、7ページに記載しております。

なお、人事案件につきましては、委員会付託はございません。

以上でございます。

各委員会付託事項表

議第2号	令和5年度人吉市一般会計補正予算（第11号）	各委 [別記1]
議第3号	令和5年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	厚生
議第4号	令和5年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	厚生
議第5号	令和5年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号）	厚生
議第6号	令和5年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第4号）	厚生
議第7号	令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）	厚生
議第8号	令和5年度人吉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第2号）	経建
議第9号	令和6年度人吉市一般会計予算	各委 [別記2]
議第10号	令和6年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算	総文
議第11号	令和6年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算	厚生
議第12号	令和6年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算	厚生
議第13号	令和6年度人吉市介護保険特別会計予算	厚生
議第14号	令和6年度人吉市水道事業特別会計予算	厚生
議第15号	令和6年度人吉市公共下水道事業特別会計予算	厚生
議第16号	令和6年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算	経建
議第17号	令和6年度人吉市公共用地先行取得事業特別会計予算	経建
議第18号	人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第19号	人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第20号	人吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第21号	人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第22号	人吉市地域公共交通会議条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第23号	人吉市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第24号	人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第25号	人吉市カルチャーパレス条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第26号	人吉市子ども・子育て基本条例の一部を改正する条例の制定について	厚生

議第27号	人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第28号	人吉市老人福祉センター条例を廃止する条例の制定について	厚生
議第29号	人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第30号	人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第31号	人吉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第32号	人吉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第33号	人吉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第34号	人吉市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第35号	人吉市水道条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第36号	人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について	経建
議第37号	人吉市営住宅条例及び人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について	経建
議第39号	市道路線の認定について	経建

[別記1]

議第2号 令和5年度人吉市一般会計補正予算（第11号）	
○予算委員会	<p>第1条 歳入予算の補正（全款）</p> <p>第5条 地方債の補正</p>
○総務文教委員会	<p>第1条 歳出予算の補正</p> <p>1款 議会費</p> <p>2款 総務費（1項 総務管理費の一部及び4項 選挙費）</p> <p>8款 土木費（3項 住宅費の一部）</p> <p>9款 消防費（1項 消防費の一部）</p> <p>10款 教育費</p> <p>11款 災害復旧費（4項 文教施設災害復旧費及び5項 その他公共施設公用施設災害復旧費）</p> <p>12款 公債費</p> <p>13款 諸支出金</p> <p>14款 予備費</p> <p>第3条 繰越明許費の補正（2款 総務費（1項 総務管理費）、9款 消防費、10款 教育費及び11款 災害復旧費（4項 文教施設災害復旧費））</p> <p>第4条 債務負担行為の補正（2款 総務費及び10款 教育費）</p>
○厚生委員会	<p>第1条 歳出予算の補正</p> <p>2款 総務費（1項 総務管理費の一部、2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本台帳費）</p> <p>3款 民生費（1項 社会福祉費、2項 児童福祉費、3項 生活保護費及び4項 災害救助費の一部）</p> <p>4款 衛生費</p> <p>9款 消防費（1項 消防費の一部）</p> <p>第3条 繰越明許費の補正（2款 総務費（3項 戸籍住民基本台帳費）、3款 民生費及び4款 衛生費）</p> <p>第4条 債務負担行為の補正（3款 民生費）</p>

○経済建設委員会

第1条 歳出予算の補正

3款 民生費（4項 災害救助費の一部）

6款 農林水産業費

7款 商工費

8款 土木費（1項 土木管理費、2項 道路橋梁費、3項 住宅費の一部、4項 都市計画費及び5項 河川費）

9款 消防費（1項 消防費の一部）

11款 災害復旧費（2項 農林水産施設災害復旧費及び3項 公共土木施設災害復旧費）

第2条 継続費の補正（8款 土木費）

第3条 繰越明許費の補正（6款 農林水産業費、8款 土木費及び11款 災害復旧費（2項 農林水産施設災害復旧費及び3項 公共土木施設災害復旧費）

第4条 債務負担行為の補正（7款 商工費）

[別記2]

議第9号 令和6年度人吉市一般会計予算	
○予算委員会	<p>第1条 歳入予算（全款）</p> <p>第3条 地方債</p> <p>第4条 一時借入金</p> <p>第5条 歳出予算の流用</p>
○総務文教委員会	<p>第1条 歳出予算</p> <p>1款 議会費</p> <p>2款 総務費（1項 総務管理費の一部、4項 選挙費、5項 統計調査費及び6項 監査委員費）</p> <p>8款 土木費（3項 住宅費の一部）</p> <p>9款 消防費（1項 消防費の一部）</p> <p>10款 教育費</p> <p>11款 災害復旧費（4項 文教施設災害復旧費及び5項 その他公共施設公用施設災害復旧費）</p> <p>12款 公債費</p> <p>13款 諸支出金</p> <p>14款 予備費</p> <p>第2条 債務負担行為（2款 総務費の一部）</p>
○厚生委員会	<p>第1条 歳出予算</p> <p>2款 総務費（1項 総務管理費の一部、2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本台帳費）</p> <p>3款 民生費（1項 社会福祉費、2項 児童福祉費、3項 生活保護費及び4項 災害救助費の一部）</p> <p>4款 衛生費</p> <p>5款 労働費</p> <p>9款 消防費（1項 消防費の一部）</p> <p>11款 災害復旧費（1項 厚生労働施設災害復旧費）</p> <p>第2条 債務負担行為（2款 総務費の一部）</p>

○経済建設委員会

第1条 歳出予算

3款 民生費（4項 災害救助費の一部）

6款 農林水産業費

7款 商工費

8款 土木費（1項 土木管理費、2項 道路橋梁費、3項 住宅費の一部、4項 都市計画費及び5項 河川費）

9款 消防費（1項 消防費の一部）

11款 災害復旧費（2項 農林水産施設災害復旧費及び3項 公共土木施設災害復旧費）

[継続審査件名]

○経済建設委員会

陳第4号 九日町・大工町の災害公営住宅の建設に関する陳情書

○議長（宮原将志君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 2 時39分 散会

令和6年3月第2回人吉市議会定例会会議録（第5号）

令和6年3月22日 金曜日

1. 議事日程第5号

令和6年3月22日 午前10時 開議

- | | | |
|-------|-------|---|
| 日程第1 | 議第18号 | 人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第2 | 議第19号 | 人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第3 | 議第20号 | 人吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第4 | 議第21号 | 人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | 議第22号 | 人吉市地域公共交通会議条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議第23号 | 人吉市公民館条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議第24号 | 人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議第25号 | 人吉市カルチャーパレス条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議第26号 | 人吉市子ども・子育て基本条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議第27号 | 人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議第28号 | 人吉市老人福祉センター条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第12 | 議第29号 | 人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議第30号 | 人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |

総文

厚生

日程第14	議第31号	人吉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	}	経建		
日程第15	議第32号	人吉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について				
日程第16	議第33号	人吉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について				
日程第17	議第34号	人吉市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について				
日程第18	議第35号	人吉市水道条例の一部を改正する条例の制定について				
日程第19	議第36号	人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について				
日程第20	議第37号	人吉市営住宅条例及び人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について				
日程第21	議第39号	市道路線の認定について				
日程第22	議第2号	令和5年度人吉市一般会計補正予算（第11号）			各委	
日程第23	議第3号	令和5年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）			}	厚生
日程第24	議第4号	令和5年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）				
日程第25	議第5号	令和5年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号）				
日程第26	議第6号	令和5年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第4号）				
日程第27	議第7号	令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）				
日程第28	議第8号	令和5年度人吉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第2号）			}	経建
日程第29	議第9号	令和6年度人吉市一般会計予算			—	各委
日程第30	議第10号	令和6年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算			—	総文
日程第31	議第11号	令和6年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算			}	厚生
日程第32	議第12号	令和6年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算				
日程第33	議第13号	令和6年度人吉市介護保険特別会計予算				

日程第34	議第14号	令和6年度人吉市水道事業特別会計予算	}
日程第35	議第15号	令和6年度人吉市公共下水道事業特別会計予算	
日程第36	議第16号	令和6年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算	} 経建
日程第37	議第17号	令和6年度人吉市公共用地先行取得事業特別会計予算	
日程第38	議第40号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	
日程第39	議第41号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	
日程第40	陳第4号	九日町・大工町の災害公営住宅の建設に関する陳情書	—— 経建
日程第41	復興・安全まちづくりに関する特別委員会委員長報告		
日程第42	人吉球磨広域行政組合議会の報告		
日程第43	人吉下球磨消防組合議会の報告		
日程第44	委員会の閉会中の継続審査及び調査について		

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり
- ・ 追加日程

議第42号 副市長の選任につき同意を求めることについて

議第43号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

3. 出席議員（16名）

1番	川上 紗智子 君
2番	松村 太 君
3番	徳川 禎 郁 君
4番	池田 芳 隆 君
5番	牛塚 孝 浩 君
6番	宮崎 保 君
7番	大塚 則 男 君
8番	平田 清 吉 君
9番	井上 光 浩 君
10番	豊永 貞 夫 君
11番	西 信八郎 君
12番	村上 恵 一 君
13番	本村 令 斗 君
14番	田中 哲 君

15番 福屋法晴君

16番 宮原将志君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松岡隼人君
副市長	迫田浩二君
教育長	志波典明君
総務部長	永田勝巳君
復興政策部長	浦本雄介君
復興政策部政策統括監	井福浩二君
市民部長	松尾和弘君
健康福祉部長	渕上麻美君
経済部長	溝口尚也君
復興建設部長	瀬上雅暁君
復興建設部長 (復興担当)	若杉久生君
総務部次長	立場康宏君
総務課長	那須裕史君
秘書課長	上村英明君
水道局長	山本繁美君
教育部長	小澤洋之君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	栞原 亨君
庶務係長	平山 真理子君
議事係長	栗須 順也君
書 記	税所 昭彦君

○議長（宮原将志君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

それでは、議事日程に従い、各委員長の報告を求め、順次採決いたします。

日程第1 議第18号から日程第8 議第25号まで

○議長（宮原将志君） まず、日程第1、議第18号から日程第8、議第25号までの8件を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番。松村太議員。

○2番（松村 太君）（登壇） 総務文教委員会に付託されました日程第1、議第18号から日程第8、議第25号までの8件について、審査の結果の主なものを報告いたします。

日程第1、議第18号人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

日程第2、議第19号人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定については、平成28年3月議会において、国における給与制度の総合的見直しに準じて引き下げ改定した給料表の切換えの経過措置を、令和5年度末をもって廃止するため、条例の一部を改正するものです。

審査の過程において委員から、影響のある職員には個々に説明はしたのかとの質疑に対し、総務課長が個別に説明し、了承を得たとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

日程第3、議第20号人吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和5年5月の国の非常勤職員の給与改定の取扱いの見直しを受けて、令和6年度から会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給するため、条例の一部を改正するものです。会計年度任用職員には、給料を受けるフルタイム会計年度任用職員と、報酬を受けるパートタイム会計年度任用職員の2職種があり、別々に規定されているので、それぞれで改正するものです。

審査の過程において委員から、フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員は何人か。また、今回の勤勉手当の予算はどれくらいかとの質疑に対し、令和6年2月

1日現在で、フルタイム会計年度任用職員が6名、パートタイム会計年度任用職員が147名である。勤勉手当の予算は約5,000万円の見込みであるとの答弁がっております。

また、委員から、フルタイムとパートタイム会計年度任用職員の勤務体制はどうかとの質疑に対し、フルタイムが勤務時間7時間45分の週5日で、パートタイムが勤務時間7時間45分の週5日未満であるとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

日程第4、議第21号人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令により補償基礎額が改定されたため、条例の一部を改正するものです。主な改正は、階級と勤務年数に応じた補償基礎額を上げるものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

日程第5、議第22号人吉市地域公共交通会議条例の一部を改正する条例の制定については、本市において地域公共交通会議と地域公共交通活性化協議会を設置しておりますが、これを一本化すること、及び道路運送法の一部改正により、条例の一部を改正するものです。

主な改正は、地域公共交通会議に、地域公共交通活性化協議会の機能を持たせるための根拠法令等の追加、及び運賃料金部会の設置を行うものです。協議運賃制度について、独占禁止法上のカルテルに当たるとの疑義が生じないように、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加することとされており、また、協議の前には、住民、利用者、利害関係者の意見を広く集め、反映させることが義務化されたことから、交通会議に協議運賃を協議する場を別に設けるため、一部改正するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

日程第6、議第23号人吉市公民館条例の一部を改正する条例の制定については、人吉市西瀬校区公民館の移転新築に伴い、その位置を「人吉市下戸越町1678番地1」に変更し、部屋の名称を「和室」を「会議室」に改め、調理室と体育館に新たに空調機を設置したため、冷暖房料等を新設する改正を行うものです。

審査の過程において委員から、現地視察をした際に小会議室があったが、使用料には設定していないのかとの質疑に対し、地域で利用する部屋と位置づけており、一般には貸し出さないとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

日程第7、議第24号人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定については、人吉市西瀬コミュニティセンターの新築に伴い、人吉市西瀬校区公民館の新築による条例の改正と同様の一部改正を行うものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

日程第8、議第25号人吉市カルチャーパレス条例の一部を改正する条例の制定については、

第3会議室及び第5会議室を廃止することに伴い、条例の一部を改正するものです。

第3会議室は、令和6年度中に補正予算に計上する予定で、人吉市図書館の視聴覚室とするため、また、第5会議室については、現在、学習室として対応していることから、現状に合わせた条例の改正を行うものです。

審査の過程において委員から、第3、第5会議室を廃止することに伴い、会議室の番号は繰り上げないのかとの質疑に対し、会議室の貸出しを始めてから約1年半が経過し、利用者の方に会議室の場所が定着していることと、会議室の表示が固定しており、変えると費用が発生することから繰り上げは行わないとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。

議第18号から議第25号までの8件について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第18号、議第19号、議第20号、議第21号、議第22号、議第23号、議第24号、議第25号は、原案可決確定いたしました。

日程第9 議第26号から日程第18 議第35号まで

○議長（宮原将志君） 次に日程第9、議第26号から日程第18、議第35号までの10件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第9、議第26号から日程第18、議第35号までの10件の審査の結果の主なものを御報告いたします。

まず、日程第9、議第26号人吉市子ども・子育て基本条例の一部を改正する条例の制定については、人吉市こども家庭センターを設置することに伴い、条例の一部を改正するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第10、議第27号人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省

関係省令の整備等に関する省令（令和5年厚生労働省令第48号）による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正するもので、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

日程第11、議第28号人吉市老人福祉センター条例を廃止する条例の制定については、令和2年7月豪雨で被災し休館となっている人吉市老人福祉センターで行っていた業務が、ほかの施設で実施できるようになったため、条例を廃止するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

日程第12、議第29号人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、介護保険法第129条の規定による第1号被保険者の保険料の改定を行うため、条例の一部を改正するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

日程第13、議第30号人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、国の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

委員から、条例改正の背景はとの質疑に対して、サービスの提供などについて国の社会保障審議会介護給付費分科会で審議がなされ、その結果を踏まえた改正で、介護療養型医療施設が廃止になることや、介護人材の不足等の社会情勢を踏まえた改正となっているとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

日程第14、議第31号人吉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

日程第15、議第32号人吉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定については、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正するもので、条例の対象となる事業所は、要支援認定を受けた方のケアプランを作成する介護予防居宅支援事業所です。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

日程第16、議第33号人吉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定については、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）の改正に伴い条例の一部を改正するもので、この条例の対象となる事業所は、要介護1から要介護5の認定を受けた方のケアプラン作成を行う居宅介護支援事業所で、現在、本市には17の事業所があります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

日程第17、議第34号人吉市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに条文が追加されたため、条文が繰り下がったこと、並びに、給水人口と1日最大給水量について、給水区域の変更があった際、すべきであった改正に漏れがあり、今回改正するものです。

委員からの、給水人口を4万5,000人から3万3,700人に改正しているが、この条例改正によって何がかわるのかとの質疑に対し、実務的には改正による大きな影響はない。現状と乖離した状況を解消するために改正するものとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

日程第18、議第35号人吉市水道条例の一部を改正する条例の制定については、生活衛生等関係行政の機能強化を図るため、水道法等による権限を、厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣へ移管するとともに、所掌事務の見直しを行うもので、水道法の一部改正に伴い条例の一部を改正するもの、そのほか文言の修正などを行ったものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。

議第26号から議第35号までの10件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第26号、議第27号、議第28号、議第29号、議第30号、議第31号、議第32号、議第33号、議第34号、議第35号は、原案可決確定いたしました。

日程第19 議第36号から日程第21 議第39号まで

○議長（宮原将志君） 次に日程第19、議第36号から日程第21、議第39号までの3件を議題と

し、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君）（登壇） 経済建設委員会に付託されました日程第19、議第36号人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について、日程第20、議第37号人吉市営住宅条例及び人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について及び、日程第21、議第39号市道路線の認定についての3件につきまして審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第19、議第36号人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてですが、統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件（令和5年総務省告示第256号）が告示されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第20、議第37号人吉市営住宅条例及び人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定についてですが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第21、議第39号市道路線の認定についてですが、良好な街区の形成等のために実施される紺屋町地区土地区画整理事業の実施に伴い、山田川堤防道路線ほか5路線につきまして、新たに市道として認定するものです。

審査の過程において委員から、新設する市道は住民の了解はとられているのか、また、今後とれる予定があるのかとの質疑に対し、紺屋町地内第3号線については戸別訪問を重ねている。現在事業に反対されている方がいるが、土地区画整理事業の事業計画に沿った形で、新たにこの道路の認定を行うものとの答弁がっております。

なお、本件については現地視察を行っております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。

議第36号、議第37号、議第39号の3件について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第36号、議第37号、議第39号は、原案可決確定いたしました。

日程第22 議第2号

○議長（宮原将志君） 次に日程第22、議第2号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。井上光浩議員。

○9番（井上光浩君）（登壇） 日程第22、議第2号令和5年度人吉市一般会計補正予算（第11号）のうち、予算委員会に付託されました、第1条歳入予算の補正のうち歳入全款及び第5条地方債の補正につきまして、審査の結果の主なものについて御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、歳入予算の総額に7,137万2,000円を追加し、歳入予算の総額を254億9,025万9,000円とするものです。

主なものとして、15款国庫支出金6億38万3,000円の減額補正、16款県支出金6億140万4,000円の増額補正、20款繰越金2億3,650万1,000円の増額補正となっております。これにつきましては、各事業費の確定及び最終決算見込みによるものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番。松村太議員。

○2番（松村 太君）（登壇） 日程第22、議第2号令和5年度人吉市一般会計補正予算（第11号）のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算の補正、繰越明許費の補正及び債務負担行為の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、繰越明許費補正の追加の主なものは、2款総務費、1項総務管理費、くま川鉄道経営安定化補助金（災害復旧分）は、くま川鉄道株式会社による球磨川第四橋梁等の災害復旧事業で、補助金の一部を繰り越すものです。大柿地区移転先用地購入費は、購入予定地の開発許可、農地転用許可に時間を要しており、年度内の用地購入が難しく、事業費の全てを繰り越すものです。

9款、1項消防費、人吉下球磨消防組合負担金は、人吉下球磨消防組合・中央署の新庁舎移転建設に係る建築基本設計委託、地質調査委託の繰越しに伴い、その財源となっている市負担金も、一部、翌年度へ繰り越すものです。

11款災害復旧費、4項文教施設災害復旧費、過年発生補助社会教育施設災害復旧事業、人吉城跡2,650万円は、間米蔵跡災害復旧工事費ですが、八代河川国道事務所による球磨川の河川掘削工事との工事施工範囲の調整に不測の日数を要したことから、本工事に遅れが生じています。国の工事の延長の可能性もあり、確実に事業を完了させるには十分な工期を確保する必要があるため、次年度に繰り越すものです。

次に、債務負担行為補正の追加は、小学校教科書改訂に伴う消耗品費、来年度から使用さ

れる、小学校の新しい教科書の教師用教科書および指導書の購入費です。限度額は2,254万5,000円としています。同じく、小学校教科書改訂に伴う備品購入費は、デジタル教科書の購入費です。限度額は625万7,000円としています。

債務負担行為補正の変更が2件です。

基幹系端末二段階認証システム使用料は、本年度から基幹系システムのバージョンアップとクラウド化を行っており、安定した運用が確認されたことから、予定を繰り上げ、設定期間の変更を行うものです。情報系パソコン等機器リース料は、機器の入札に伴うリース料の最終見込みにより限度額を、また機器設定に時間を要することから、期間を変更するものです。

続いて、歳出の主なものを報告いたします。

1款、1項、1目議会費180万5,000円の減額補正は、決算見込みによるもので、8節旅費、普通旅費の減や、12節委託料で、人吉市議会会議録作成及び委員会反訳委託料の入札による減です。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1億8,866万2,000円の増額補正は、1節報酬、委員等報酬のうち、地域おこし協力隊報酬は、くま川鉄道復興支援プロジェクト業務で勤務されていた隊員1名が、11月末をもって退任されたことに伴う減額でございます。

審査の過程において委員から、地域おこし協力隊が退任したとのことだが、後任はいるのか。また、他の部署に地域おこし協力隊はいるのかとの質疑に対し、その後の募集はしておらず、後任はいない。また、商工観光課に1名いるとの答弁がっております。

3節職員手当等のうち、退職手当1億5,970万8,000円の増は、正規職員や任期付職員の希望退職、任期満了などに伴う増や、災害派遣手当1,200万円の減額は、他市から応援に来ていただいている中長期派遣職員数の減によるものです。

審査の過程において委員から、何名退職するのかとの質疑に対し、自己都合退職が6名、希望退職が4名、60歳に到達され退職する方が3名、任期付職員の任期満了が11名いるとの答弁がっております。

13節使用料及び賃借料のうち、車両借上料156万6,000円の減額と住宅借上料518万4,000円の減額は、ともに派遣職員等に係るもので、職員数の減によるものです。18節負担金、補助及び交付金の補助金のうち、地方バス運行等特別対策補助金5,760万6,000円の増額は、産交バス（21系統）の運行費に対する補助金の増です。くま川鉄道経営安定化補助金1,487万6,000円の増額は、くま川鉄道の維持管理に係る施設整備費に対する補助金の増です。6目財産管理費905万4,000円の減額補正は、12節委託料で、庁舎管理に要する委託料の入札残などによる減や、17節備品購入費で、公用車3台分の入札残による減です。

8款土木費、3項住宅費、3目民間住宅対策費4,607万2,000円の減額補正のうち、18節負担金、補助及び交付金で、交付金の大规模被災地区住まい再建移転促進事業交付金1,950万

円の減額は、大柿地区からの移転に際し住まい再建を支援する交付金で、申請の最終見込みによる減です。

審査の過程において委員から、交付金の申請件数は何件だったのかとの質疑に対し、令和5年度の予算に該当する部分では、新築が2件、改修・増築が1件あったとの答弁がっております。

9款、1項消防費、1目消防総務費1,542万円の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金の負担金における人吉下球磨消防組合負担金の確定による増です。内容は、権限移譲事務に係る市町村交付金や、デジタル同報無線システム基地局設置特別負担金の事業費確定に伴う増など、また、先ほど繰越明許費のところでお報告しました1,536万7,000円の負担金でございます。消防組合の新庁舎移転建設に係る建築基本設計や測量調査が球磨川流域復興基金交付金の交付対象事業として認められましたが、消防組合が直接交付金を請求することができないため、交付要項に基づき、市を経由する形で予算化するもので、市が県補助金の受入れ（歳入）と、消防組合への負担金（歳出）を予算措置するものです。

3目消防施設費285万円の減額補正は、10節需用費の電気料、防災行政無線に係る電気料の最終見込みによる減や、12節委託料、デジタル同報無線システム管理運営委託料で、同システムの一部を相良村と湯前町が共同利用することに伴い、管理運営費が減となったものです。

10款教育費、2項小学校費、3目学校建設費570万円の減額は、業務委託料や改修工事等の入札残によるものです。5項保健体育費、2目体育施設費124万9,000円の減額は、公共施設予約システム及びスマートロック導入業務委託の入札残などです。6項学校給食センター費、1目学校給食センター運営費113万円の減額は、学校給食費の公会計化に係る印刷製本費の最終見込み減額に加え、システム構築委託料及び専用プリンター購入費の入札残です。

13款諸支出金、2項基金費、1目人吉市財政調整基金費4,027万円の増額補正は、熊本地震からの復旧・復興の総仕上げを目的とし、市町村の課題解決のための財源として県から交付される熊本地震復興基金交付金を、次年度事業として活用するため財政調整基金へ任意積立を行うものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）
3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君）（登壇） 日程第22、議第2号令和5年度人吉市一般会計補正予算（第11号）のうち、厚生委員会に付託されました歳出予算の補正、繰越明許費の補正及び債務負担行為の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、繰越明許費の補正につきましては、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、戸籍情

報システム等改修委託料は、戸籍法の改正により、振り仮名を記載することなどに伴うシステム改修でございますが、全国一斉の改修のため、システムエンジニアの不足が生じており、年度内完了が難しいことから繰り越すものです。

歳出予算の補正について、2款総務費の主なものは、3項、1目戸籍住民基本台帳費の12節委託料、戸籍法改正に伴う旧姓及び振り仮名対応のためのシステム改修委託料の増などです。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、1節の子ども・子育て相談員報酬の減額補正について、委員から、減額補正の理由はとの質疑に対し、福祉課に2名を配置しているが、年度当初に確保できたのが1名で、あと1名が応募がなく、年度途中から短時間で勤務していただくようになったことから、その不用になった分の減額であるとの答弁がっております。

また、12節の子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料の減額補正について、委員から、業者の応募がなく、令和6年度に再度、契約事務を行うとのことだが、令和6年度には業者の応募は見込めるのか。令和6年度の契約で支障は出ないのかとの質疑に、令和5年度は、ほかの計画策定の時期と重なり、応募がなかったと聞いている。令和6年度はほかの計画策定が多くないため、応募は見込める。現計画が令和6年度までとなっており、令和6年度中に計画を策定するため、支障は出ないとの答弁がっております。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目保健センター費、12節の妊婦健康診査委託料の減額補正について、委員から、令和4年度と比較してどれくらい減少しているのかとの質疑に対し、妊婦健診は1人当たり14回実施するが、令和4年度と比較し、令和5年度は210回分の減少見込みとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君）（登壇） 日程第22、議第2号令和5年度人吉市一般会計補正予算（第11号）のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算の補正、継続費の補正、繰越明許費の補正及び債務負担行為の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、歳出予算の補正ですが、3款民生費、4項災害救助費、2目応急住宅管理費、13節使用料及び賃借料の減額は、建設型応急住宅地に係る土地使用料の最終見込みによるものです。

6款農林水産業費を6億7,096万1,000円増額し、補正後の額を11億4,654万5,000円とするものです。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節負担金、補助及び交付金

の増額のうち、負担金の畑地化促進事業補助金の増額は、経営所得安定対策等推進事業のうち、水田を畑地化して畑作物の本格化に取り組む農業者に対する畑地化促進事業としての産地づくり体制構築等支援で、畑地化に伴う土地改良区の地区除外決済金として、10アール当たり5万円の364アール分を支援するもので、対象者は1人となっております。

審査の過程において委員から、畑地化促進事業補助金とはどのような事業なのかとの質疑に対して、経営所得安定対策の一環として行っており、水田を畑地化して畑作物の本格化に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的とした事業。生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援を行うとともに、畑作の産地づくりに取り組む地域を対象として、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担などを支援するとの答弁がなされています。

2項、2目、7節報償費の増額は、県の交付決定に伴い有害鳥獣の計画捕獲頭数を、鹿486頭及び猿21頭分など増加するものです。18節負担金、補助及び交付金の増額は、本市の誘致企業である株式会社ランバーやまが、国の木材産業国際競争力強化対策交付金事業の補助申請を行い、採択されたもので、県及び市を経由して交付される林業・木材産業生産性強化対策事業補助金で、今回、交付の内報が出たため、3月補正にて計上し、令和6年度に繰り越す予定としており、事業内容は、同社が導入する木材加工流通施設整備に対する補助です。

7款商工費を2,612万7,000円減額し、13億7,832万3,000円とするものです。7款、1項商工費、2目商工業振興費、1節報酬、委員等報酬の減額は、地域おこし協力隊を募集しましたが、応募がなく、採用に至らなかったため減額するものです。

審査の過程において委員から、地域おこし協力隊報酬は応募がなかったとのことだが、どういった募集方法だったのかとの質疑に対して、主に市のホームページで募集していた。k i j i c o活用のために1人と、移住・定住のための1人の合計2人分で、移住・定住は昨年12月から1人は雇用している。募集がなかった分について、来年度も引き続き募集していくとの答弁がなされています。

3目観光費、12節委託料、地域おこし協力隊事業委託料の減額は、球磨川くんだりなどに係る地域おこし協力隊3人を募集していましたが、応募がなく、採用に至らなかったことにより減額するものです。

8款土木費を5億3,600万1,000円減額し、補正後の額を48億7,102万2,000円とするものです。2項道路橋梁費、3目道路新設改良費、12節委託料の増額は、都市防災総合推進事業に係る国庫補助事業の事業費の精算を行うことに伴い、21節補償、補填及び賠償金からの組み替えを行うものです。3項住宅費、1目住宅管理費、21節補償、補填及び賠償金の減額は、市営住宅の用途廃止に伴う移転補償費の確定によるものです。

委員から、減額は、移転がなかったということなのかとの質疑に対して、三日原団地と東

間団地から8世帯が移転をされたが、残りの方はまだ意向が固まらないということで減額となっているとの答弁が 있습니다。

2目、16節公有財産購入費の減額は、相良地区の災害公営住宅購入費で、事業の完了に伴う減です。4項都市計画費、5目土地区画整理費、16節公有財産購入費の増額は、紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業に伴う、特別会計で取得した用地の先行買収分の買戻し費用です。

11款災害復旧費、3項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費、16節公有財産購入費の増額は、大塚桑木津留線道路災害復旧事業に伴う用地購入費です。3目公園施設災害復旧費、14節工事請負費の減額は、中川原公園災害復旧工事について、出水期を考慮し、2か年の復旧工事として進めることになったことから事業費を減額するものです。

次に、継続費補正の変更ですが、8款土木費、3項住宅費、災害公営住宅整備事業につきましては、相良地区の災害公営住宅購入費でして、事業の完了に伴い、事業費総額と年割額を変更するものです。

次に、繰越明許費補正の追加ですが、6款農林水産業費、2項林業費、林業・木材産業生産性強化対策事業補助金は、株式会社ランバーやまに交付する補助金で、事業実施が次年度に予定されていることから繰り越すものです。

次に、債務負担行為補正ですが、まち・ひと・しごと総合交流館指定管理料は、指定された団体から提案いただいた指定管理料とすることに伴い、限度額を変更するものです。

審査の過程において委員から、指定管理料はどこまで指定管理の対象となるのか、また、売上げについても指定管理の対象となるのか、修繕についてはどの程度まで対象となるのかとの質疑に対し、敷地の管理、宿泊、コワーキングスペースなど、全ての管理となる。売上げを見込んだところでの指定管理料となっているため、売上げは全て指定管理者の収入となる。また、修繕については、過失等でなければ20万円までは指定管理者のほうで修繕してもらい、20万円を超える部分については市のほうで対応するという契約をしているとの答弁が 있습니다。

復興建設部所管の予算に関しましては、挙手による採決の結果、賛成多数で、また経済部・農業委員会所管の予算に関しましては、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの各委員長の報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

ここで、本件については討論の要求がっておりますので、これより討論を行います。

13番、本村令斗議員の発言を許可します。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君）（登壇） 議第2号令和5年度人吉市一般会計補正予算（第11号）に、反対の立場から討論を行います。

この補正予算の土木費には土地区画整理事業を進めるための予算が組まれており、これに反対するものです。

下青井町にお住まいの私の知人から、このような相談の電話がありました。自分は、土地区画整理事業の計画が発表されたときには市に協力しなければならないという思いから、アンケートなどでも計画に容認する態度を取っていた。しかし、先日、仮換地を示した図を見て愕然とした。とても、このような案を受け入れられるものではない。人吉市は、強力にこの案を受け入れるように求めてくるのではないかと心配でたまらない。どうしたらよいだろうかというものです。このような方がほかにも生まれていることが考えられます。

また、紺屋町にお住まいの方からは、仮換地に反対する思いや、案を受け入れてもらうように働きかけてくる人吉市に対する不安と怒りの話を聞いています。

そもそも、人吉市が土地区画整理事業を行わなかったならば、何の落ち度もない市民にこのような思いをさせることはありません。土地区画整理事業という手法は取るべきではなかったと思います。

以上のような見地から、私はこの議案に反対します。

○議長（宮原将志君） 以上で、討論を終了いたします。

それでは採決いたします。採決は起立採決といたします。

お諮りいたします。議第2号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（宮原将志君） 起立多数。

よって、議第2号は、原案可決確定いたしました。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第23 議第3号から日程第27 議第7号まで

○議長（宮原将志君） 次に、日程第23、議第3号から日程第27、議第7号までの5件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第23、議第3号から、日程第27、議第7号までの5件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第23、議第3号令和5年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,893万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億7,505万円とするものです。

歳入の、1款、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税の減額は、主に被保険者数の減少によるものです。

歳入、7款繰入金、1項他会計繰入金、1目、1節一般会計繰入金の減額の主なものは、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）のほか、出産育児一時金繰入金の減、産前産後保険料繰入金の増などです。いずれも最終見込みによるものです。

歳出の、2款保険給付費、3項出産育児諸費、1目出産育児一時金の減額及び、2目直接支払手数料減額は、対象者数を当初35件としていたが、実績により最終見込みを20件とし、15件分を減額するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第24、議第4号令和5年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ3,931万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,861万9,000円とするものです。

歳入の、1款、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料及び2目普通徴収保険料の減額は、当初、被保険者数及び所得額を多く見込んでいたことによる減額で、最終見込みによるものです。

歳出の、3款保健事業費、2項、1目保健予防事業費の減額は、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施に係る経費について、看護師等の募集3人に対し、1人しか採用できなかったことによるものです。

委員から、応募がなく、1名しか雇用できなかったとのことだが詳細はとの質疑に、看護師2名、10か月分の減額、2か月分の報酬を残し、看護師だけでなく、管理栄養士、理学療法士、作業療法士に対象を拡大し募集を行ったが、応募がなかったとの答弁に対し、委員より、意見として、相場と比較し、報酬が低いように感じる。今後は、必要な人員を確保できるよう報酬額等について検討されたいとの発言がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第25、議第5号令和5年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の補正につきまして、歳入歳出それぞれ2,775万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億666万3,000円とするものです。

歳入の、3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金、3節特別調整交付金の増額

は、令和2年7月豪雨やコロナウイルス感染症対策により影響を受けた第1号被保険者に係る保険料及び介護サービス利用料の減免額に対するものです。

歳出の、2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費、4目介護予防住宅改修費の増額は、最終見込みによるものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第26、議第6号令和5年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第4号）については、水道事業の収入及び支出の見込み額が確定したことなどによる補正です。

収益的収入の、1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益の増額は、コロナ禍等の影響により収入を厳しく見込んでいたこと、また、有収水量が、当初の予測より平均して約3%伸びていることなどが主な要因です。

資本的支出の、1款資本的支出、4項その他の資本的支出、1目国庫補助金返還金は新設の項目で、令和2年7月豪雨によって被災した水道施設等の復旧工事を国庫補助金の交付を受けて行うため、国の規定により、事業費確定後に消費税相当額については返還し、精算を行うものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第27、議第7号令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）については、災害による共済金、災害復旧事業による固定資産撤去に伴う売却益などによる補正です。

収益的収入は、1款下水道事業収益、3項特別利益、3目、1節その他特別利益の増額は、災害復旧事業により発生した資材の売却益によるものです。

収益的支出の、1款下水道事業費用、1項営業費用、3目人吉浄水苑費の増額は、昨年度より運搬処分等が増加したことによるものです。

資本的収入の、1款資本的収入、3項補助金、1目国庫補助金、1節公共下水道補助金の社会資本整備総合交付金の減額は、財産売却代金を充当するものです。

委員より、1款資本的収入、4項固定資産売却、1目財産売却代金、発生物件売却益の内容はとの質疑に対し、災害復旧事業やストックマネジメント計画に基づく施設改修等において撤去された機械設備、電気設備、建築設備等の売却益で、施設整備時に国費を投入しているため、この売却益の国費相当分を、ルールに基づき国に返還しているとの答弁がみつきます。

資本的支出の、1款資本的支出、1項建設改良費、1目処理場事業費、23節工事請負費の減額は、青井地区の汚水幹線布設替が熊本県施工となったことにより、27節負担金に組み替えるものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第3号から議第7号までの5件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第3号、議第4号、議第5号、議第6号、議第7号は、原案可決確定いたしました。

日程第28 議第8号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第28、議第8号を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君）（登壇） 経済建設委員会に付託されました日程第28、議第8号令和5年度人吉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,071万4,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,952万円とするものです。

地方債の補正ですが、公共用地先行取得事業債の借入額の限度額は1,830万円となっております。

まず、歳入ですが、土地売払収入1,089万6,000円の増額補正は、換地設計が整ったことに伴い、一般会計による人吉市分の土地の買戻し収入です。繰越金の増額補正は、前年度の事業費確定に伴う繰越金です。また、市債2,170万円の減額補正は、復興関連事業を進めるべく、公共用地として青井地区の地権者から3筆分の土地の先行取得を行うに当たり、必要な資金について起債による借入れを行うもので、事業費確定に伴う公共用地先行取得事業債を減額するものです。

次に、歳出ですが、公共用地先行取得事業費1,078万6,000円の減額補正は、事業費確定に伴い、用地の公有財産購入費を減額するものです。公債費、予備費を増額補正しています。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告いたします。

○議長（宮原将志君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第8号について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第8号は、原案可決確定いたしました。

日程第29 議第9号

○議長（宮原将志君） 次に日程第29、議第9号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。井上光浩議員。

○9番（井上光浩君）（登壇） 日程第29、議第9号令和6年度人吉市一般会計予算のうち、予算委員会に付託されました、第1条歳入予算のうち歳入全款、第3条地方債、第4条一時借入金及び第5条歳出予算の流用の予算について、審査の結果の主なものについて御報告いたします。

今回の歳入予算の総額は216億1,188万1,000円となっております。一時借入金の借入れ最高額を30億円と定めております。

主な歳入予算は、1款市税36億37万2,000円、11款地方交付税50億3,080万円、15款国庫支出金49億8,151万3,000円、16款県支出金16億1,174万円等が計上されております。

審査において、一般会計歳入構造別資料により説明があっており、市税等を含みます自主財源が、歳入予算のうち31.4%、67億6,922万円であり、地方交付税、国庫支出金、県支出金等を含みます依存財源が68.6%、148億4,266万1,000円の構成比となっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番。松村太議員。

○2番（松村 太君）（登壇） 日程第29、議第9号令和6年度人吉市一般会計予算のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算及び債務負担行為につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、債務負担行為ですが、LGWAN接続アクセス回線使用料及びLGWAN接続ルータリース料は、自治体情報システムの標準化・共通化に伴い、自治体とガバメントクラウドを接続し、安定した通信環境を確保するための回線使用料と接続ルータリース料で、それぞれの使用期間及び限度額を定めるものです。

次に、歳出の主なものを報告いたします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、

8節旅費、普通旅費1,391万6,000円の主なものは、能登半島地震による輪島市災害支援に伴う派遣職員旅費や、令和2年7月豪雨災害、令和5年2月トルコ・シリア大地震で、双方で災害支援物資を送り、昨年11月にチャイジュマー市長等の表敬訪問を受けるなど交流を深めましたトルコ共和国へ、市長が表敬訪問するための旅費などです。

審査の過程において委員から、市長がトルコ共和国に表敬訪問されるとのことだが、期日等の予定は決まっているのか、また何人で行く計画なのかとの質疑に対し、期日は、現在は決まっておらず、先方と調整の上で決める。今のところ、市長と随行者2名の計3名で考えているとの答弁がっております。

18節負担金、補助及び交付金2億2,424万9,000円は、県人事交流給与等負担金が、令和6年度から2名から1名の派遣となり、前年度比970万円の減、また、他自治体からの復旧復興支援に対する人件費負担として中長期派遣職員給与等負担金を計上していますが、災害復旧のめども立ってきましたことから派遣職員も減少傾向にあり、前年度比4,610万円の減となっています。

審査の過程において委員から、派遣職員が減少するとのことだが、令和6年度は何名になるのかとの質疑に対し、令和5年度は19名を要望し、12名派遣いただき、令和6年度は12名を見込んで要望しているとの答弁がっております。

補助金については、公共交通機関のない地域における生活交通の確保と主要施設との利便性の向上を図るための予約型乗合タクシー運行補助金で、令和5年度に追加した矢岳線などの増によるものです。また、くま川鉄道の災害復旧に係る市町村補助として、くま川鉄道経営安定化補助金（災害復旧分）などです。

4目財政管理費は、財政管理事務に要する経常的経費で、前年度に比べ20万6,000円の減額は、10節需用費で、議会のペーパーレス化・電子化に伴い、当初予算書の印刷製本費を減じたためです。5目会計管理費は会計管理事務の経常的な経費で、前年度に比べ220万9,000円の減額となっています。減額の主な要因としては、先ほどの当初予算書と同様に、10節需用費で、議会のペーパーレス化・電子化に伴う歳入歳出決算書の印刷製本費の減や、12節委託料で、令和5年度に実施したインボイス制度に対応するための財務会計システム改修委託料の減などです。6目財産管理費は、主に市庁舎本館と別館（保健センター）に係る施設管理運営費や普通財産に係る管理経費で、庁舎駐車場機器保守点検等委託料は、前年度比130万9,000円の減で、庁舎周りのゲートを開放していることから、来庁者駐車場のゲートなど対象機器が減じたことによるものです。7目、18節負担金、補助及び交付金の負担金で、人吉球磨広域行政組合負担金が、前年度比627万7,000円の増となっております。

審査の過程において委員から、負担金の増額の要因は何かとの質疑に対し、人員配置の変更に伴い、人件費が増えたためであるとの答弁がっております。

9目情報管理費では、庁内の情報処理、電算システム管理に係る経費で、主なものとして

はシステム構築委託料で、令和8年度から運用開始が予定されている自治体情報システムを標準化・共通化するためのシステム構築委託料6,800万円の増と、13節使用料及び賃借料で、使用期間満了に伴う電算機器のリプレースによるOA機器リース料の増などです。

審査の過程において委員から、令和8年度まで、毎年6,800万円ずつかかるのかとの質疑に対し、令和7年度にも予算計上する予定である。国から示されている上限額として約2億3,000万円で対応してほしいと言われており、現在準備を進めているところであるとの答弁があつております。

11目肥薩線世界遺産推進関連施設費では、鉄道ミュージアム関連の予算等を計上しています。前年度に比べ、195万6,000円の増額となっております。

審査の過程において委員から、人吉鉄道ミュージアムの委託先は決まったのかとの質疑に対し、一般競争入札の結果、一般社団法人青井の杜外苑街づくり協会に決定しているとの答弁があつております。

8款土木費、3項住宅費、3目民間住宅対策費1億3,657万3,000円のうち、14節工事請負費1億2,000万円は、大柿地区の集団移転に伴う大柿地区移転先宅地整備工事の増です。

9款、1項消防費、1目消防総務費は、前年度に比べ2,695万9,000円の増額となっております。18節負担金、補助及び交付金の負担金のうち、人吉下球磨消防組合負担金が4億3,981万2,000円で、前年度より1,918万2,000円の増となっております。負担金増額の主な要因は、高機能消防指令システム整備や本部中央署移転に係る事業費の増によるものです。また、熊本県防災行政無線再整備事業費負担金は、熊本県と各市町村を繋ぐ地域衛星通信ネットワークシステムの整備更新に伴う市町村負担金の増です。2目非常備消防費は5,946万8,000円で、こちらは消防団活動及び運営に係る経費です。

審査の過程において委員から、消防団員報酬559人分とあるが、どういった内訳なのかとの質疑に対し、条例定数であり、消防団員、女性消防隊、機能別消防団員、防災サポーターの全てを含んでいるとの答弁があつております。

また委員から、現役の消防団員は何人いるのかとの質疑に対し、令和5年10月1日現在で、消防団員が299名、女性消防隊が11名、機能別消防団員が30名、防災サポーターが58名の計398名であるとの答弁があつております。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、1節報酬は、特別支援教育支援員19名、学校支援アドバイザー5名、英語教育アドバイザー1名、学校教育アドバイザー2名の報酬のほか、奨学生選考委員、教育支援委員会委員などの報酬です。12節委託料2,285万円は、市内全ての学校に導入している校務支援システムの利用及び保守管理委託料や、日本語支援が必要な児童・生徒のための指導員派遣に係る日本語支援委託料、外国語指導助手派遣業務委託料、ICT支援員派遣委託料が主なものです。

審査の過程において委員から、日本語支援委託料、外国語指導助手派遣委託料、ICT支

援員派遣委託料は、それぞれ何人ずつかとの質疑に対し、日本語支援委託料が1名、外国語指導助手派遣委託料が2名、ICT支援員派遣委託料が2名体制であるとの答弁がっております。

2項小学校費、1目学校管理費、12節委託料1,720万2,000円は、小学校の機械警備、樹木剪定・伐採など、小学校施設の維持管理業務委託料です。学校施設劣化状況調査業務委託は、今回新たに行う業務委託です。

審査の過程において委員から、学校施設劣化状況調査業務とはどのような調査なのかとの質疑に対し、小中学校が建設されて30、40年経過しており、全体的な目視による調査であるとの答弁がっております。

また委員から、調査の回数と期間はどうか、また調査目的は何かとの質疑に対し、各学校で1回行い、1日では終わらないと思う。調査の目的は、今後、検討が始まるであろう学校の再編や統廃合の大きな検討材料の1つとするためであるとの答弁がっております。

2目教育振興費、10節需用費2,611万5,000円のうち、消耗品費2,563万7,000円は、小学校の教科書改訂に伴う教師用教科書及び指導書等の購入費や、学校図書購入費などです。13節使用料及び賃借料2,791万5,000円のうち、OA機器リース料2,680万5,000円は、無線LANアクセスポイント機器利用料や、教職員用パソコン及び電子黒板用パソコンのリース料などが主なものです。17節備品購入費1,017万7,000円は、教科書改訂に伴うデジタル教科書購入費のほか、各小学校で使用する一般教材備品購入費などです。3目学校建設費、14節工事請負費1,435万3,000円は、西瀬小学校の図書室及び校長室の床改修工事と、小学校の遊具設置工事に係る費用です。3項中学校費、1目学校管理費、12節委託料1,026万4,000円は、中学校の受水槽の清掃や夜間・休日の警備委託、樹木剪定委託等の維持管理業務の委託料です。小学校費と同じく、学校施設劣化状況調査業務委託料を計上しています。2目教育振興費、10節需用費の消耗品費213万7,000円は、学校図書の購入費や特別支援学級及び総合的な学習に伴う消耗品費などです。13節使用料及び賃借料1,313万4,000円は、教職員用パソコン等のリース料や、無線LANアクセスポイント機器利用料のほか、集団宿泊教室のバス借上料などです。4項社会教育費、2目公民館費、17節備品購入費179万7,000円は、西瀬コミュニティセンターのプレハブ倉庫のほか、各校区公民館の運営業務に必要なプリンターやノートパソコン、カーテンなどの購入費用です。3目図書館費、17節備品購入費400万円は、図書や視聴覚ソフトなどの購入経費です。4目文化振興費の予算額は868万8,000円で、前年度と比較しますと576万5,000円の増額となっております。これは、犬童球溪顕彰音楽祭個人コンクールの復活に伴う審査員の謝礼及び旅費の計上や、人吉球磨総合美展の会場を、石野公園展示館からスポーツパレスに変更することに伴う会場使用料の増額が主な理由です。8節旅費から13節使用料及び賃借料までの費用は、主に総合美展や犬童球溪顕彰音楽祭の準備・運営に係る経費です。

今回新規で計上していますが、12節委託料のイベント会場設営等委託料と13節のバス借上料です。イベント会場設営等委託料は、犬童球溪頭彰音楽祭の学校発表会をスポーツパレス大アリーナで実施するに当たって、舞台等の設営を専門業者に業務委託するものです。また、バス借上料は、会場から遠い小中学校の児童・生徒の送迎車両を確保するための費用です。

5目文化財保護費、12節委託料3,336万1,000円は、御館跡西側石垣の修理に係る発掘調査図化業務や施工監理業務、人吉城歴史館展示設備実施設計業務委託料などです。5項保健体育費、2目体育施設費、12節委託料6,270万6,000円は、体育施設指定管理料です。なお、休日や夜間に社会体育施設として開放しております小中学校の体育館及び夜間照明の鍵の管理につきましては、これまで、各学校の近くにお住いの方と管理委託契約を締結し、施設設備の貸出し等に御協力いただいておりますが、利用者の利便性の向上と管理人の負担軽減の観点から、管理委託契約を今年度末で終了することになりました。令和6年度からは、電子予約システムと電子式キーボックスを導入し、サービス向上と、より円滑な管理運営を目指すものです。

審査の過程において委員から、小中学校の体育施設の予約及び鍵の管理に係る電子予約システムとはどのようなものかとの質疑に対し、小中学校の体育施設の予約をスマートフォンからでもできるようになる。また、鍵については、各学校にキーボックスを設置し、予約された方がキーボックスにパスワードを入力して鍵を受け取り、終了後はキーボックスに鍵を返すことになるとの答弁がっております。

14節工事請負費5,300万円は、スポーツパレス小アリーナ特定天井改修工事費です。

審査の過程において委員から、スポーツパレス小アリーナ改修工事の内容は何かとの質疑に対し、スポーツパレス小アリーナが特定天井で、防災対策としてパネルの組み合わせの構造になっているものを、1枚の天井板のように造り替えることで補強を行うものであるとの答弁がっております。

6項学校給食センター費、1目学校給食センター運営費は、前年度と比較しますと1億4,757万4,000円の増となっております。増額となった理由は、学校給食費の公会計化に伴い、食材の購入費を市の一般会計から支出することになったことや、学校給食センター施設設備改修工事費が増えたことによるものです。10節需用費1億6,500万3,000円は、給食調理業務に係る消耗品、燃料費、電気料、上下水道代、修繕料など、例年計上している経費に加えて、賄材料費として1億3,201万円を計上しています。

審査の過程において委員から、需用費の賄材料費で給食費の単価、主食費、副食費、牛乳費と、給食の回数はどれくらいかとの質疑に対し、現在の給食費の単価は、小学校が241円、中学校が282円ですが、令和6年度から増額改定が行われ、小学校が266円、中学校が310円になる。また、主食費は小学校が30.32円、中学校が36.34円である。副食費は、小学校が

163.33円、中学校が198.22円である。牛乳費は、小中学校ともに52.62円である。給食の回数は、小学校が184回、中学校が180回であるとの答弁がっております。

14節工事請負費の主なものは、更新時期を迎えております学校給食センター全館の空調機の取替工事です。

12款、1項公債費、1目元金が27億6,569万円で、前年度に比べ4億1,402万6,000円の増額となっています。増額の要因は、くま川鉄道災害復旧資金貸付金の償還金において、令和5年度が6億5,100万円、令和6年度が10億円で、前年度比3億4,900万円の増や、令和2年災などの単独災害復旧事業債の償還金など約7,100万円の増によるものです。

13款諸支出金、2項基金費、10目人吉市森林環境整備基金費1,950万5,000円は、令和6年度の森林環境譲与税の交付額から、6款、2項林業費や、10款、2項小学校費など、森林整備、森林保全等に寄与する事業に充当した事業費を除いた額を任意積立金として、預金利子と併せて積立を行うものです。

審査の過程において委員から、森林環境譲与税の何%が積立になるのかとの質疑に対し、基金に積み立てる率は26.47%であるとの答弁がっております。

総務部・復興政策部所管の予算に関しては、委員から、この予算には川辺川ダム建設促進協議会負担金があるので賛成できないとの意見があり、挙手による採決の結果、賛成多数で、また、教育部所管の予算に関しては、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）
3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君）（登壇） 日程第29、議第9号令和6年度人吉市一般会計予算のうち、厚生委員会に付託されました歳出予算及び債務負担行為につきまして、審査の結果の主なものを御報告いたします。

債務負担行為の固定資産土地評価システム業務委託料は、令和9年度評価替えに対応する路線価付設や各筆評価等を継続して管理する必要があることから、期間を令和6年度から令和8年度、限度額を3,069万8,000円と定めるものです。

次に、歳出予算について、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の工事請負費は、各町内に設置しております防犯灯のLED化及び新設による防犯灯設置工事費及び特定空き家除却工事費です。

審議の過程において委員から、工事請負費に計上されている防犯灯設置工事費の積算はどの質疑に対し、例年、同額を予算として計上している。町内会から上がってくる要望分を、その予算の枠内で対応していく予定との答弁がっております。

また、特定空き家除却工事費の積算はどうしているのか、さらに、相続放棄された特定空き家は、全て市が略式代執行で除却するのか、今後多くなることが危惧されるが、対策の考

えはとの質疑に対し、業者見積りを職員が精査して計上している。所有者のいない特定空き家は、市が対応する責任がある。法律が改正されて「管理不全空き家」という文言が追加され、特定空き家と同様の措置ができるようになったため、今後、特定空き家とならないよう、また所有者不在の状態にならないよう、事前の指導に努めていきたいとの答弁があつています。

10目交通安全推進費の交付金は、人吉市交通指導員により対応してきたイベント等における交通指導等を人吉地区交通安全協会で行うこととなったことから、イベント等に伴う動員費用等を人吉地区交通安全協会人吉市支部協議会交付金として支払うものです。

委員から、人吉地区交通安全協会人吉市支部協議会交付金について、人吉市交通指導員会と人吉地区交通安全協会が統合合併することで最終調整段階とのことだが、詳細な説明をとの質疑に対し、双方の交通指導員の高齢化や人員減少により統合されるもので、人吉市交通指導員会が人吉地区交通安全協会に移管されるイメージ。事務所は、警察署内にある人吉地区交通安全協会の現事務所。現在の人吉市交通指導員10名のうち、希望される方が人吉地区交通安全協会に移行することとなり、来年度からは、これまで市が交通指導員へ支払っていた報酬、消耗品、燃料費等と、これまでも支払っていた協会への補助金を一本化し、人吉地区交通安全協会に交付金として支払う予定との答弁。

2項徴税費、2目賦課徴収費について、委員から、コンビニ納付に係る手数料について、コンビニ納付は増加しているのかとの質疑に対し、コンビニ納付は年々増加しており、コンビニで納付された納付書の枚数は、令和元年度は2万3,935枚だったが、令和5年度は2月末現在で2万8,148枚となっているとの答弁。

3項、1目戸籍住民基本台帳費、11節支払手数料について、委員から、各種証明書等のコンビニ交付に係る手数料が計上されているが、コンビニ交付は増加しているのかとの質疑に対し、交付率で令和4年度が15.1%、令和5年度の見込みは29.54%と、増加しているとの答弁。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、12節緊急通報体制等整備事業委託料の内容はとの質疑に、建設型と賃貸型の応急住宅に入居する高齢者等に、警備会社に繋がる電話機を貸与する事業との答弁。

18節住まい再建支援金の内容はとの質疑に、応急仮設住宅から転居される方への転居費用として10万円と、入居に必要な費用助成として、転居先が建設型利活用住宅、災害公営住宅などの公営住宅の場合は10万円、県内の民間賃貸住宅の場合は20万円を、入居される方へ支援するものとの答弁。

3項生活保護費、2目、19節扶助費について、令和6年度予算積算の世帯数及び人数はとの質疑に、令和5年度の生活保護実績数291世帯、360人で積算している。世帯数、人数は増加傾向にあるため、実績に応じて年度途中での増額補正が必要となる可能性があるとの答弁。

4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費、18節の浄化槽設置整備事業補助金の令和5年度の実績と人槽算定はとの質疑に、くみ取りから合併浄化槽への転換実績は、5人槽が7基、10人槽が1基となっている。専用住宅における人槽算定は、延床面積130平米以下が5人槽、130平米を超えると7人槽となる。また、2世帯住宅や流しが2か所以上の場合は、10人槽となるとの答弁があります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君）（登壇） 日程第29、議第9号令和6年度人吉市一般会計予算のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、歳出予算ですが、6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、12節委託料は、農家振興組合長連絡協議会事務委託料で、人吉市農家振興組合長連絡協議会事務を人吉市農業再生協議会へ委託するものです。3目農業振興費、18節負担金、補助及び交付金の補助金は、人吉市農業活性化対策事業補助金、有機農産物認定手数料などの一部を助成する環境保全型農業総合推進事業補助金、人吉市農業再生協議会事務経費として経営所得安定対策等推進事業費補助金、水田産地化総合推進事業補助金、くまろんフェア実行委員会補助金のほか、新規の市単独事業として、被害が増加傾向にある有害鳥獣被害に対して電気牧柵等設置に係る費用の一部を助成します有害鳥獣被害対策事業補助金などです。

審査の過程において委員から、農業振興費が前年度と比較して減額となっているが、どの部分が減額となっているのか、また、中山間地域等直接支払事業交付金は資材などの購入に充てると思うが、監査などはどのようにしているのかとの質疑に対して、減額の主なものとして、令和5年度は市民農園の返還に伴う復旧工事があった。また、大畑麓町において、4年間限定で行ってきた中山間農業モデル地区支援事業で、機械等の購入を補助してきた分の最終年度分の補助金、そのほか、農業次世代人材投資事業の交付金の対象者が減ったことによるもの。中山間地域等直接支払事業の監査については、集落協定推進の会で監査を受けることになっている。その後、市に報告があり、担当課で確認を行っている。また、監査は毎年実施しているとの答弁がっております。

5目農地費、14節工事請負費は、緊急自然災害防止対策事業計画に基づき、3か年計画で令和4年度から取り組んでいる下城本地区水路改修工事に係る工事請負費で、今回で完了の予定となっています。2項林業費、2目林業振興費、18節負担金、補助及び交付金は、人吉市有害鳥獣被害対策協議会に対する鳥獣被害防止総合対策事業補助金、下刈り作業の労務費

として助成する森林整備事業補助金、林業事業者支援事業としまして作業器具・安全装備品等購入の助成を行う林業労働安全推進事業補助金です。

委員から、鳥獣被害防止総合対策事業補助金は狩猟免許を取得するにはどのくらいの費用がかかるものなのか、また、狩猟免許を取得した方は何らかの組織に入って実働してもらうのかとの質疑に対して、銃で約10万円、わなは約4万円かかる。また、この補助を受けられた方については、免許取得後、数年間狩猟に従事してもらい、人吉市鳥獣被害対策実施隊に入っていただくことになるとの答弁がっております。

2項林業費、2目林業振興費、7節報償費は、有害鳥獣の捕獲に伴う謝礼で、内訳といたしては、特定鳥獣適正管理事業に係る鹿の捕獲は、成獣980頭分、幼獣20頭分、有害鳥獣被害対策事業に係る猿の捕獲に成獣10頭分、幼獣5頭分です。有害鳥獣駆除に係るカラスの捕獲に500羽分、有害鳥獣駆除に係るアナグマの捕獲に伴うものが100頭分となっております。有害鳥獣駆除に係るイノシシの捕獲は幼獣30頭分となっております。3項水産業費、1目水産業振興費、18節負担金、補助及び交付金は、球磨川漁業協同組合への補助金で、稚鮎放流事業に対するものです。

7款商工費に、5億6,077万7,000円を計上してあります。前年度と比較いたしまして7,597万円の減となっております。減額の主なものは、工業用地造成事業特別会計繰出金を減額したことによるものです。1項商工費、1目商工総務費、12節委託料は、ふるさと納税業務委託料で、「さとふる」、「ふるさとチョイス」などの受付サイト事業者や、中間業務事業者が実施するふるさと納税支援、収納代行、管理システム保守運営、カタログ作成などのPR業務の計6件分です。2目商工業振興費、12節委託料は、清掃委託料、梢山工業団地草刈委託料、人吉中核工業用地草刈委託料のほか、人吉しごとサポートセンターに係る熊本県よろず支援拠点のコーディネーターをはじめ、従事する職員のサービス管理等を委託する人吉しごとサポートセンター業務委託料、社会人の学びの場であるひとよしくま熱中小学校を通じた人材育成と関係人口の創出等を委託するひとよしくま熱中小学校事業委託料、本市の町なかにおいて生じている、街としての魅力・求心力の低下等の課題への対応について、ふるさと財団の補助を活用し、外部専門家を招聘して総合的な見地から、町なかのにぎわい創出など都市機能等の充実を推進し、町なかの再生を図る事業に取り組む地域再生マネージャー事業委託料です。

審査の過程において委員から、現在のしごとサポートセンターの運営状況の質疑に対して、令和4年度の相談件数は123事業者、令和5年度は1月末までで96事業者からの相談がっている。昨年と比較すると若干少なくなっているが、複数回相談にいられていた方の問題が解決したこともあるためと聞いているとの答弁がっております。

3目観光費、18節負担金、補助及び交付金は、負担金の、熊本県観光連盟負担金、人吉球磨観光地域づくり協議会負担金など計5件です。補助金は、人吉温泉観光協会補助金、人吉

温泉まつり実行委員会補助金、日本遺産人吉球磨構成文化財活用事業補助金、これはおくんち祭りのことです、球磨川くんだり船頭技術者確保のための支援事業補助金など計7件です。

委員から、球磨川くんだり支援事業補助金の内訳は、また、球磨川くんだりへの貸付金の残高と今後の計画はとの質疑に対して、球磨川くだりのコンサルティング支援事業の令和5年度分の実績に対して200万円支出を予定している。また、OBの船頭に復帰してもらうための支援という形で給与への上乗せ分として予定している。球磨川くんだりへ平成26年に貸付をした3,500万円の残高は、令和6年3月末予定で2,799万9,984円で、令和17年までの支払いとなっている。また、平成30年に貸付を行った6,000万円は元金そのまま残っており、令和22年が償還完了になるとの答弁がっております。

8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費、12節委託料は、避難路等の道路改良工事に係る建物調査委託料や無電柱化推進事業に伴う青井地区電線無電柱化設計業務委託料等です。5目橋梁新設改良費、12節委託料は、道路メンテナンス事業で実施します万江川橋ほか72橋の橋梁点検委託料及び橋梁長寿命化修繕計画策定委託料です。

委員から、橋梁点検委託料の橋梁の点検は何%ほど完了しているのか、また、補修はどの程度進んでいるのかとの質疑に対して、橋梁長寿命化修繕計画に基づいて、5年に1回点検を行っている。令和6年度で5年目となっており、今回の長寿命化修繕計画における点検は令和6年度で終了する。また、橋梁点検において、補修が必要な橋梁は9橋あるとの答弁がおります。

6目交通安全対策費は、前年度と同額となっております。3項住宅費、1目住宅管理費の主なものは、10節需用費のうち、修繕料は、市営住宅の建築・給排水・電気・ガスなど各設備及び退去に伴う室内の修繕料、用途廃止移転に伴う室内修繕料です。12節委託料は、清掃委託料、浄化槽維持管理委託料、施設設備等保守点検委託料及び除草委託料等です。4項都市計画費、5目土地区画整理費、12節委託料は、都市再生整備計画事業による測量設計委託料、都市再生区画整理事業等による建物調査委託料、単独事業による先行買収地維持管理委託料、都市再生整備計画事業による公共空間活用事業検討業務委託料です。

委員から、公共空間活用事業検討業務委託料とはどういったものか、また、公共空間活用事業検討業務委託料の原資はといった質疑に対して、社会実験の費用で、青井地区、中心市街地地区、それぞれで2,000万円を予定している。人の動線を意識し、イベント等を通じ、どのようなもの、またはどのような使われ方がにぎわい空間につながるかということを実験するもの。また、アンケート等でどういった建物がにぎわい施設として考えられるかなどを、社会実験を通じて行うための事業費である。原資としては、青井地区、中心市街地地区ともに、都市再生整備計画事業の補助を活用して進めていくとの答弁がおります。

5項河川費、1目河川総務費、12節委託料は、国土交通省河川管理受託事業に伴う球磨川堤防の草刈り等の河川管理委託料が主なものです。

委員から、球磨川の管理とのことだが、どこに依頼しているのかとの質疑に対して、球磨川くんだり株式会社に委託しており、人吉橋の下流から大柿地区までが対象となるとの答弁があつております。

復興建設部所管の予算に関しましては、挙手による採決の結果、賛成多数で、また経済部・農業委員会所管の予算に関しましては、全員異議なく、原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの各委員長の報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

ここで、本件については討論の要求があつておりますので、これより討論を行います。

まず、1番、川上紗智子議員の発言を許可します。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君）（登壇） 議第9号令和6年度人吉市一般会計予算に、反対の立場から討論を行います。

この予算には、総務費、総務管理費の中に川辺川ダム建設促進協議会負担金が含まれており、これに反対するものです。

ダムは限られた条件のもとでしか治水機能を発揮することはできません。ダムがある川の上流で降った雨にしか対応できません。また、想定以上の放流になると、ダムが壊れないように緊急放流をせざるを得なくなります。この時点で、ダムは治水的には役に立たないという状態になります。役に立たないだけでなく、ダム下流の状況に関係なく、例えばダム下流では、その他の支流からの流れで既に水害の状態にあつている、そんな中でもダムを守るために、ダムが壊れないようにするために緊急放流をせざるを得ないという状態になります。そうなれば、かえって下流に対しては甚大な被害をもたらす要因になりかねません。ましてや、異常気象のもとで想定外の雨が、想定以上の雨があちこちで頻発して降っています。だからこそ、この問題は本当に重要だと思います。

また、全国の例を見ても、流水型ダムであってもダムを造ると清流とは呼べなくなる。清流川辺川、清流球磨川と呼べなくなるでしょう。そして、何よりも令和2年の豪雨災害に対して対応するような施策、ダムができるまでの10年、ダムができるまでの間、どうやって市民の命と財産を守るのかが問題です。私は一般質問で何回もお尋ねしましたがけれど、球磨川水系緊急治水対策プロジェクトというものはダムができてこそ、ダムが完成して初めて効果を発揮するという答弁を何回もいただきました。知事がダム建設をやめると言った後の10年余り、十分な治水対策が行われず、また、ダム前提の企画の事業しか行われず、令和2年の豪雨時の被害を大きくした要因ではないかとも言われています。ダムが完成して初めて治水

効果を発揮するという、この治水対策で、ダム前提の治水対策で、また同じことを繰り返してはならないと思います。

ダム建設推進ではなく、令和2年7月豪雨災害のあつとき程度の雨に対して対応できる、ダムによらない治水対策と、時間がかかるであろう山林などの整備こそ推進すべきだと思います。

よつて、この議案に反対します。

○議長（宮原将志君） 次に、13番、本村令斗議員の発言を許可します。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君）（登壇） 議第9号令和6年度人吉市一般会計予算に、反対の立場から討論を行います。

私がこの議案に反対するのには、3つの理由があります。1つ目の理由は、この予算の土木費には大工町と九日町に建設が進められている災害公営住宅を購入するための予算が含まれており、これに反対するものです。

この災害公営住宅に関しては、3月1日に、317名の原告によつて松岡市長相手に提訴がなされました。住民監査請求が棄却されてから提訴できる期間は1か月しかありません。また、裁判の原告には住民監査請求を行った723名の者しかならず、その中には裁判まではと辞退される方も当然おられます。そこで、当初は100名程度の原告団になるのではという話も出ていたようです。ところが、実際には300名を超える原告が集まったことは、この問題に対する市民の怒りがいかに大きいかを表していると思います。なぜ、再び、命の危険にさらされる浸水地域に造るのか、なぜ、条例違反までして強行か、なぜ、不十分な説明で強行するのかという市民の疑問は払拭されていません。主権者であり納税者である市民の納得が得られないままで建設が強行されるようなことはあつてはならないと思います。災害公営住宅そのものは早急に建設されるべきだと思いますが、あまりに問題が多い大工町と九日町の災害公営住宅については見直すべきだと思います。

2つ目の理由は、この予算の土木費には土地区画整理事業を進めるための予算が含まれているからです。これに反対する理由は、先ほどの議第2号での討論で述べたものと同様です。

3つ目の理由は、川上議員が、議第9号に対する意見で述べたとおりです。

以上のような見地から、私はこの議案に反対します。

○議長（宮原将志君） 以上で、討論を終了いたします。

それでは採決いたします。採決は起立採決といたします。

お諮りいたします。議第9号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（宮原将志君） 起立多数。

よって、議第9号は、原案可決確定いたしました。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時23分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第30 議第10号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第30、議第10号を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番。松村太議員。

○2番（松村 太君）（登壇） 総務文教委員会に付託されました日程第30、議第10号令和6年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

歳入の主なものは、人吉球磨地域交通体系整備基金運用利息と雑入の地方公共団体からの出捐金、民間からの拠出金、寄附金で、歳出の主なものは、人吉球磨地域交通体系整備基金の利子積立金となっています。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。

議第10号について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第10号は、原案可決確定いたしました。

日程第31 議第11号から日程第35 議第15号まで

○議長（宮原将志君） 次に、日程第31、議第11号から日程第35、議第15号までの5件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第31、議第11号から、日程第35、議第15号までの5件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第31、議第11号令和6年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算については、歳入の、1款、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税の減額は、社会保険の適用拡大や、団塊の世代が後期高齢者医療へ移行するなどの被保険者数減少が主な要因です。

歳出の、1款総務費、3項、1目運営協議会費について、委員から、国民健康保険運営協議会の委員の構成はとの質疑に対し、被保険者、保険医または保険薬剤師、学識経験者、社会保険の代表者で構成されている。被保険者代表の選任に当たっては、町内会等の団体に相談しているとの答弁があります。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費は、1人当たり費用額を前年度比2.2%程度の伸びと見込んでいますが、被保険者数の減少から、給付費総額はほぼ横ばいとなっています。

2項高額療養費について、委員から、令和5年度と比較して増加しているのか、減少しているのかとの質疑に、増加傾向であり、令和6年度は、1人当たり高額療養費が4%増加する推計で予算計上しているとの答弁があります。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第32、議第12号令和6年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算については、歳入の、1款、1項後期高齢者医療保険料現年度分は、後期高齢者医療広域連合からの通知額を基に計上し、3款繰入金、1項一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金は、後期高齢者医療広域連合からの通知に基づくものです。

委員から、歳入の後期高齢者医療保険料が増額となっているが、今が高齢者数のピークなのかとの質疑に対し、人吉市内の65歳以上の高齢者数は減少傾向に入ったが、75歳以上の後期高齢者に関しては、今後も増加する見込みとの答弁がっております。

歳出の、2款、1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金は、歳入の保険料及び保険基盤安定繰入金等を広域連合へ納付するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第33、議第13号令和6年度人吉市介護保険特別会計予算については、令和6年度の第9期介護保険事業計画策定段階において、高齢者数を1万1,484人、介護認定者数を1,872人、保険給付費の額を39億2,963万7,000円と推計し、保険料基準額を6,100円で積算しております。

歳入の、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料は、第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の介護保険料基準額に基づき算定しております。

3款国庫支出金、2項 国庫補助金、1目調整交付金は、市町村格差による介護保険財政の不均衡を是正するための国の交付金です。

次に、歳出の、2款保険給付費は、介護サービス費の支払いに要する費用で、第9期計画における保険給付については、認定者数の増加で推計していることや、介護報酬改定により、全般的には前年度よりも増額しているとの説明がありました。

5項特定入所者介護サービス等費は、施設サービスにおいて居住費や食費などを利用する方の負担軽減措置として、所得の低い方へ限度額を超えた部分について支給するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第34、議第14号令和6年度人吉市水道事業特別会計予算については、収益的収入、1款水道事業収益は、前年度と比較しますと1,699万4,000円増額しています。前年度と比較して、継続的な給水人口の減少、有収水量の伸び率の低下などはあるが、前年度まで豪雨災害やコロナ禍等の影響を考慮し、収入を低く見込んでいたため、今年度は増額となったものです。

収益的支出の、1款水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費、19節路面復旧費1,200万円は、土手町の路面補修工事で、令和4年度に配水管を布設し仮舗装を実施した麓町矢黒線の本復旧（本舗装）工事です。

次に、資本的収入ですが、1項、1目企業債1億3,300万円は、前年度と比較して5,360万円の増額となっております。これは、令和4年度に策定しましたアセットマネジメント計画による今後10年間の財政見通しに基づき、令和5年度から起債額を引き上げており、事業額に応じて計上したものです。

次に、資本的支出ですが、1項建設改良費、1目構築物費、1節一般改良工事の工事費の、村山ポンプ所電気設備更新工事及び瓦屋電動弁施設更新工事、委託料は、原城配水池測量設計業務委託及び茂ヶ野水源地耐震診断・補強設計及び地質調査業務委託料です。2節負担金工事は、紺屋町及び青井被災市街地復興土地区画整理事業、及び青井宝来排水区整備に伴う配水管移設等工事で、起債対象工事は4件分の工事費となっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第35、議第15号令和6年度人吉市公共下水道事業特別会計予算について、収益的収入、1款下水道事業収益は14億1,138万5,000円で、前年と比較して2億3,449万6,000円の増となっております。

収益的支出、1款下水道事業費用は13億8,028万9,000円で、前年と比較して2億5,582万円の増となっております。1項、4目総係費、15節委託料は、令和4年度からの事業である雨水管理総合計画策定業務や、第2期人吉市公共下水道ストックマネジメント計画策定業務委託料です。

次に、資本的収入は、前年度比4億8,726万4,000円の減額となっております、建設改良等企業

債、負担金の減額が主な要因です。資本的支出は、前年度と比較して4億8,029万1,000円の減となっており、1項建設改良費の減額が主な要因です。1項、1目管渠事業費、15節委託料は、青井宝来排水区整備実施設計業務委託で、23節工事請負費は、人孔蓋更新工事、紺屋町地区污水管渠布設替工事、及び青井宝来排水区污水管渠布設替などです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第11号から議第15号までの5件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第11号、議第12号、議第13号、議第14号、議第15号は、原案可決確定いたしました。

日程第36 議第16号及び日程第37 議第17号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第36、議第16号及び日程第37、議第17号の2件を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君）（登壇） 経済建設委員会に付託されました日程第36、議第16号令和6年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算及び日程第37、議第17号令和6年度人吉市公共用地先行取得事業特別会計予算につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第36、議第16号令和6年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ7,538万5,000円とするものです。

歳入の主なものですが、梢山工業団地土地建物貸付収入は、共栄精密へのI区画の貸付分138万2,000円です。前年度繰越金は7,400万円を計上してあります。

次に、歳出ですが、人吉中核工業用地造成事業費は31万8,000円で、償還金、利子及び割引料3,546万6,000円は、人吉中核工業用地造成事業に伴い、平成25年度以降に借り入れた地方債の元金償還金です。償還金、利子及び割引料139万2,000円、予備費に3,820万6,000円を計上してあります。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第37、議第17号令和6年度人吉市公共用地先行取得事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,035万6,000円とするものです。

歳入の主なものですが、一般会計繰入金は、過年度に借りた起債の利息償還相当分を35万1,000円計上、公共用地先行取得事業債は、復興関連事業を進めるべく公共用地として土地の先行取得を行うに当たり、必要な資金について起債による借入れを行うものでございまして、見込みとしまして被災市街地復興推進地域内の用地先行取得分の1,000万円を計上しています。また、公共用地先行取得事業債の借入の限度額を1,000万円とし、起債の方法、利率、償還の方法を定めています。

次に、歳出ですが、公有財産購入費の1,000万円は、復興関連事業を進めるに当たり、被災市街地復興推進地域内において必要となる土地の先行取得を行うための用地購入費です。利子については、長期債利子償還分の35万1,000円を計上してあります。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第16号、議第17号の2件について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第16号、議第17号は、原案可決確定いたしました。

日程第38 議第40号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第38、議第40号を議題といたします。

お諮りいたします。

議第40号について、選任同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第40号は、選任同意することに決しました。

日程第39 議第41号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第39、議第41号を議題といたします。

お諮りいたします。

議第41号について、選任同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第41号は、選任同意することに決しました。

日程第40 陳第4号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第40、陳第4号を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君）（登壇） 経済建設委員会に付託されました日程第40、陳第4号九日町・大工町の災害公営住宅の建設に関する陳情書につきまして、少し長くなりますが、審査の結果を報告いたします。

この陳情は、令和5年9月11日に、九日町・大工町の災害公営住宅の建設計画の白紙撤回を求める市民の会、共同代表、木本泰子氏、ほか5名から提出され、これまで継続審査を行ってきた陳情です。

陳情の内容としましては、九日町・大工町の災害公営住宅の建設計画について、これまでの4回の説明会においても、人吉市は住民の質問に不透明な内容のまま、事業推進の説明に終始している。また、プロポーザル契約の内容をはじめとする事業の詳細の開示を求め、これまで幾度も情報開示請求をしたが、人吉市は黒塗り開示や非開示で一貫し、市民への正しい情報を拒否している。人吉市へ事業内容の全体を開示させ、事業が合法的な手続に合致しているかどうかを審議していただくよう陳情するものです。

審査をする過程で委員から、陳情書に記載の「この事業を推進するという立場で誇示し」とあるが、どのように誇示したのか、「多くの人吉市民の事業反対の声を無視しました」とあるが、どのように無視したのか、市議会を無視したのか、地域住民並びに市民無視の中、唐突に発表されているということにどう答えるのか、さらに公営住宅法及び地価公示法違反である、これに対する認識はどうか、市の条例にも違反しているということであるが、これに対する見解はどうか、不透明な内容のまま事業推進の説明に終始したとあるが、不透明の内容のままに説明に終始したのか、人吉市は黒塗り開示や非開示に一貫し、市民へ正しい情報を拒否したのかとの質疑に、「この事業を推進するという立場で誇示し」という文言については、今後、災害公営住宅を建設していくということに対して方針を表明したということで、立場を誇示して様々にしているわけではない。「多くの人吉市民の事業反対の声を無視」という文言については、方針決定まで3回の地域住民説明会を行い、数多くの御意見、御質問も多くいただき、謙虚に受け止め、方針決定を行ったところ。「議会無視」という文言は、議会においては予算については全会一致で認めていただいている。その際も、事業については十分に説明を尽くしていると考えている。また、事業内容、進捗について、全員協議会等で十分に毎回、スケジュールも含め、説明、報告を行っている。一般質問等で

も十分に御質問等を受け、その旨答弁をしているので、議会無視にも当たらない。「地域住民並びに市民無視」という文言については、説明会は4回行っており、2回目から4回目については、1日2回の開催をしている。1回当たり2時間から4時間をかけて意見を拝聴し、御質問にも丁寧に御回答をさせていただいたと思っており、決して地域住民並びに市民を無視しているということには当たらないと考えている。「唐突に発表」というところだが、手順、スケジュールについて、十分に地域住民の説明会の中で御提示をしてきた。方針の表明については、8月28日に方針表明を行うということを経た第3回の説明会で行っており、唐突に発表という言葉も当たらないのではないかと思います。「公営住宅法及び地価公示法違反」と「市の条例に違反」ということだが、先日の一般質問でも答弁したとおりに、違反はしていないと考えている。この陳情書の中では、誰のどのような行為がどの条文にどのように抵触しているのかというのが明らかになっていないので、一般質問であった部分なのか、どうなのかというのが明らかではないが、仮に一般質問であった部分であるとすれば、違反はしていないと考える。「不透明な内容」という部分は、どのような部分が不透明なのか、ここに記載がないため分からないが、4回行った説明会の中で、長時間にわたって御質問、御意見をいただいた中でしっかりと御回答は申し上げてきたと考えている。一般質問でも、6月議会、9月議会、それぞれ多くの御質問をいただいてきたが、それも明確に答弁をさせていただいたと考えている。「黒塗り開示や非開示で一貫し、市民へ正しい情報を拒否」という文言は、情報公開条例に基づき開示をしており、こういった正しい情報を拒否というところではないと考えているとの答弁がっております。

また、土地の問題でほかの2か所は公開されていないが、決まったところ以外は公開されないのは何か支障があるのかとの質疑に、プロポーザルの提案内容については、基本的に提案事業者に属するものと考えており、今まで答弁をさせていただいている。その中で、土地に関しては、当然ながら個人のものであるため個人情報が含まれていると考えている。その土地が誰の土地なのかということが、そこで分からないように開示をしていないとの答弁。

また、アンケート調査と称し、市職員が地域住民へ事業の賛同を要求するという文言があるが、これは事実なら大変なことだと思いが、どのように調査をされたのかとの質疑に、「アンケート調査と称し」というところだが、これはアンケート調査を行ったものではなく、戸別訪問による説明を行ったというところである。第3回目の説明会の中で、戸別訪問による説明を行うということを説明している。そのあとに「地域住民へ事業への賛同を要求」という文言があるが、もし、これが事実であれば問題であると考えますが、そのような報告は受けておらず、どなたのところに訪問に行った職員が誰なのか教えていただければ、調査をさせていただきたいと考えているとの答弁がありました。

意見としては議員から、令和5年6月議会でも災害公営住宅に関する陳情があり、そのときは賛成多数で採択をして本会議に上げた経緯がある。今回出た陳情に対して、前回は賛成

多数で認めているという経緯もあるため、個人的には不採択とするのはおかしいと思う。

市民の市の説明に対して、受け止め方の問題とか、それが不誠実に見えたということもあると思うが、執行部の説明を聞くと、違法性はなかったように思う。この陳情は不採択にして、災害公営住宅を待っておられる皆様のために一日も早く建設すべき。

気持ちは採択すべきと思うが、今後もしろんなこれに関わるような審議を十分にしてほしいという意味でもあるので、継続すべきではないかと思う。

まだ皆さんが疑問に思っていることから、委員会としても現地の方と意見交換などしていかないといけないと思う。意見を聞きながら何が問題点なのか、委員会で調査すべきだと思うので、継続審査でお願いしたいなどの意見があり、令和5年9月議会では継続審査となりました。

令和5年12月議会の委員会では、陳情書に書いてある項目全てが、全てにおいて御理解いただいているかということ、そうでもない気がするので、市民の思いを考えたときに、継続審査かあるいは趣旨採択ということではできないかと思う。

内容的には賛成だが、今度は住民監査請求も出された経緯もあることから、今後どうなるか見ていく必要もあると思う。継続審査がいいと思う。

前回は一言一句審査をしたが、その時に取り下げていただいたら一番いいのではという意見も言った。しかし、趣旨採択することには賛成できないが、委員会の構成等を考えて、継続審査ということではいけばいいんじゃないかと思う。

委員会の流れを汲んだところでいくとやはり継続という形が一番いいと思う。

趣旨採択という方法もあるかと思ったが、どうしても文言の法律の違反であるとか、条例に違反をしていないものも入っている。安心して長く住める場所に建設してほしいという場所の文言まで出ているので、これをその方向ですると、事業自体に支障をきたすと考えているので、慎重に取り扱うということで、継続審査が望ましいと思うなどの意見があり、全会一致で継続審査となりました。

今議会では、前期も慎重に審査したことでもある。議会でも結果が出ていることから、採決してどうか。

陳情を出された方には心苦しいところもあるが、この陳情書については時期が合っていないところもある。これ以上延ばすこともできないことから、採決することに同感などの意見があり、挙手による採決の結果、賛成者はなく不採択とすることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。採決は起立採決といたします。

陳第4号についての委員長報告は不採択であります。よって、陳情そのものについて採決いたします。

お諮りいたします。陳第4号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立なし]

○議長（宮原将志君） 起立なし。

よって、陳第4号は、不採択とすることに決しました。

日程第41 復興・安全まちづくりに関する特別委員会委員長の報告

○議長（宮原将志君） 次に、日程第41、復興・安全まちづくりに関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

5番。牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君）（登壇） 日程第41、復興・安全まちづくりに関する特別委員会委員長報告をいたします。

第5回復興・安全まちづくりに関する特別委員会は、令和6年2月27日火曜日に開催しました。

今回の協議事項1では、まず、1か所目に、川辺川の流水型ダム的大型模型実験施設を視察し、国土交通省九州地方整備局、川辺川ダム砂防事務所長の齋藤正徳氏より、緑の流域治水の考えに伴う流水型川辺川ダムに関して、上流に対する環境影響や、模型を活用した浸水実験など、効果と課題について説明をいただきました。

委員から、流木実験をするということだが、どんなものを流すのか、また、流木が小さなダムとなり、その圧力で一気に流れることで下流への影響はないのかとの質疑に対し、実験では、実際の60分の1サイズの木のパックを作り、上流より何千本も流し、どういうところに木が溜まるのかを模型で再現する。対策では、上流の川の中にスリットタイプの突起物を入れ、キャッチして、維持管理の中で取り除く。一般的なダムでは、ダムの放流管を守るため、本体のすぐ上に木を止める施設を造るが、流木捕捉施設を造るのに合わせ、多重的な防御用に洪水調節地の上流にも流木を止める施設を造る。ダムで水を溜めた場合は、流水型ダムで止められる。ダムで水を溜めない場合は、上流に流木止めの施設を造り対処するとの答弁。また、シラス土は乾燥するとセメント状になるが、対策はどの質疑に対し、洪水調節が終わった後に、維持管理の中で散水車を使い清掃する。標高が低く、土砂が溜まりやすいところはかさ上げや傾斜を付けるなど考えているとの答弁。そのほか、洪水調節地内の施設について、生息している動植物への影響についての質疑がっております。

2か所目は、市街地の治水安全度の向上を図るため計画された直線距離1,300メートルの御溝川二次放水路を視察し、球磨地域振興局土木部より、工事の進捗状況や令和7年度に運用を開始することについて、説明を受けております。

委員から、県道坂本人吉線の下を通る山江川出口を拡幅しないと、上流があふれてしまうので改善できないか、放水路が運用を開始した場合、鳥越橋付近への効果はどの質疑に対し、課題は認識している。放水路ゲートの開口が広がるので、水の抜けは良くなると思う。御溝川と山江川の水は、全部ここではけるので、かなりの効果があるとの答弁がっております。そのほか、井ノ口町方面への影響などについても質疑がっております。

3か所目は、球磨川の河道掘削に採用されている水陸両用建設機械について、施工現場にて視察を行い、国土交通省地方整備局、八代河川国道事務所より説明をいただきました。試験施工については、本体が7メートルまで浸水しても作業ができる水陸両用ブルドーザと、水深1.5メートルまでの作業ができる水陸両用バックホウにより実施をし、令和6年2月8日から同年3月初旬までの予定であったが、2月末で終了する。工期の短縮化に向けて導入したということで、よそでの施工事例などについても説明をいただきました。

委員から、GPSを使い、プログラムで動くのか、川底の岩盤や砂利の大きさなどで有効性を試験しているのか、海でも使用できるのかとの質疑に対し、最初からプログラムで掘る場所をインプットしておけば、機械が勝手にやってくれるものもある。石が多いところで、どこまでできるか分からなかったので、作業効率の結果を見て、来年度使用するか判断したい。海でも使用できる。また、燃料を満タンにした場合は、1日8時間として2日間稼働できるとの答弁がっております。

帰庁後、協議事項2では、人吉市復興計画及び人吉市復興まちづくり計画に基づく取組状況について、復興支援課より、被災者の暮らし再建とコミュニティの再生に関して、応急仮設住宅の入居状況や、地域支え合いセンターの支援状況、災害公営住宅について、人吉城跡の復旧状況、災害に負けないまちづくりに関する取組について、中神町遊水地計画における平常時利活用ワークショップ開催について、防災体制強化への取組や重点8地区における取組状況等について、第4回開催の特別委員会以降に変更または追記した部分について説明を受けております。

協議事項3では、中川原公園及び人吉城跡公園の今後の利活用について、都市計画課より、両公園の「未来を語る会」で配布した資料をもとに、ワークショップにおいて出された内容や成果について説明を受け、中川原公園では、整備コンセプトや整備方針、今後の整備プランを、また、今後検討が必要な整備内容やかわまちづくり協議会で実施される予定の社会実験などと、次年度以降の課題について説明を受けております。また、人吉城跡公園については、これまでに開催されたワークショップでの成果や、新たな課題、3つに位置づけされた本丸周辺エリア、ふるさと歴史の広場周辺エリア、歴史館周辺エリアについての利活用について、整理された次年度以降の4つの課題について説明を受けております。

審査の過程において委員から、本丸周辺エリアは文化財の地域だが、文化課との調整はどうなっているのかとの質疑に対し、協議しながら進めていくとの答弁。中川原公園について

では、多くの質疑をいただきました。主なものでは、平日はどこに駐車していけばよいのか、トイレもどこか分からない。また、駐車場の整備方法や利用者のマナーについての質疑では、令和6年度に災害復旧工事をする予定である。ワークショップでもモラルやマナーの悪さを指摘されたため、軽視せず、社会実験をして御意見をいただきながら進めていきたいとの答弁がっております。また、中川原公園を掘削したことで、城跡の石垣に影響は出ないのかとの質疑に対しては、国土交通省や熊本大学の協力を得、様々なシミュレーションの中で水位や川筋の変化、球磨川くだりの航路確保などを検討いただいた。その結果、石垣には影響は出ないということであるとの答弁。さらに、かさ下げをして河川となった公園だが、市民から良い意見が出て河川管理者の判断になるのかとの質疑では、基本的に工事のときは全部を協議しながら判断していただくとの答弁。そのほか、委員からは、住民に対し意見を聞くときは、不満や反発が出ないように、ある程度の絵を描いて投げかけることも必要だと思うがとの質疑は、どのように使っていただくか、専門家や有識者で構成するデザイン会議などの意見を取り入れながら、社会実験を通して民間の方も巻き込みながら一緒に方向性をつくりあげたいとの答弁。ほかに、委員からは、今現在、観光で訪れる方たちのために、全体像が分かるような案内板が設置できないかとの質疑に対しては、考慮して対応できるように検討させていただくとの答弁がっております。

協議事項4では、人吉市復興まちづくり計画の進捗について、青井地区、中心市街地地区について、市街地復興課より、都市再生整備計画区域での範囲の変更や、その理由について、かわまちづくり計画に基づき、中心市街地地区と青井地区の一体的な取組が考えられることから、エリアを拡充することについて、当初の計画と変更計画を重ねた概要図をもとに説明がありました。また、今回の事業計画変更案に対する意見書について、第5回の土地区画整理審議会についての概要では、第1期の仮換地指定についてと、宅地及び区画道路の早期着工計画などについて詳しく説明がっております。

以上、復興・安全まちづくりに関する特別委員会委員長の報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

以上で、復興・安全まちづくりに関する特別委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第42 人吉球磨広域行政組合議会の報告

○議長（宮原将志君） 次に、日程第42、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君）（登壇） 皆さん、こんにちは。まずもって、風邪気味で声がハスキー

になっていまして、聞き取りにくいかもしれませんが御了承ください。

では、日程第42、人吉球磨広域行政組合議会の報告を行います。

令和6年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会1日目が、令和6年2月29日木曜日午前10時から、人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開催されました。

日程第1、会議録署名議員の指名では、14番西本己喜男議員（相良村）、15番中村重道議員（相良村）が指名されました。

日程第2、会期の決定では、皆越てる子（あさぎり町）議会運営委員会委員長の報告の後、会期は2月29日に開会し、3月1日から3月24日までを休会、3月25日を閉会とする26日間に決定しました。

日程第3、行政報告では、理事会代表理事から、令和5年第4回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等について報告がありました。

日程第4、議案第1号人吉球磨広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第5、議案第2号令和5年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第3号）、日程第6、議案第3号令和6年度人吉球磨広域行政組合一般会計予算、日程第7、議案第4号令和6年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額、この4件では一括して、理事会代表理事の提案理由の説明を受けました。また、施政方針では、次期ごみ処理施設の建設予定地について、本組合所有地である旧免田ごみ・し尿処理場跡地とすることにして、理事会において方針決定したとの説明がありました。日程第5、議案第2号の1件については、執行部の補足説明を受け、質疑、採決を行い、原案のとおり可決し、定例会1日目を散会しました。

閉会日となる3月25日の議事日程については、最初に一般質問を行い、次に、議案第1号、第3号及び第4号の3件について、執行部の補足説明の後、質疑、採決を行い、最後に委員会の閉会中の継続調査を諮り、閉会することとなっております。

以上、令和6年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会1日目の会議結果についての報告を終了いたします。

日程第43 人吉下球磨消防組合議会の報告

○議長（宮原将志君） 次に、日程第43、人吉下球磨消防組合議会の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。村上恵一議員。

○12番（村上恵一君）（登壇） 日程第43、人吉下球磨消防組合議会の報告を行います。

令和6年3月第1回人吉下球磨消防組合議会定例会が、令和6年3月1日午後3時に開会されました。

会議の内容でございますが、日程第1、会期の決定は、令和6年3月1日の1日間と決定

しました。日程第2、会議録署名議員の指名では、7番の、私、村上と、1番、松村太議員が指名されました。

日程第3、議案第1号は人吉下球磨消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第4、議案第2号は人吉下球磨消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、昨年5月に公布された地方自治法の一部を改正する法律において、国の非常勤職員の取扱いとの均衡の観点から、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする規定の整備がなされました。これに伴い、当組合におきましても会計年度任用職員への勤勉手当の支給を可能とするため、関係条例の改正を提案するものでございました。

また、日程第5、議案第3号人吉下球磨消防組合手数料条例の一部を改正する条例の制定については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことから、人吉下球磨消防組合手数料条例の一部改正を提案するものであります。

日程第6、議案第4号人吉下球磨消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の全部を改正する条例の制定については、支給対象となる出勤業務を見直し、現在の業務内容に合わせた適切な手当の支給を行うため、条例の全部改正を提案するものでございます。

次に、日程第7、議案第5号令和5年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額から、それぞれ2,134万2,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億9,081万6,000円とするものです。歳入の主なものとして、庁舎移転事業に係る人吉市特別負担金の増額は、熊本県令和2年7月豪雨被災者等支援交付金を活用することによるものでございます。また、歳出において、消防施設費委託料の減額は、事業費が確定したことによるものです。

日程第8、議案第6号令和6年度人吉下球磨消防組合一般会計歳入歳出予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億7,248万9,000円とするもので、対前年度比では3億2,505万7,000円の増額となります。令和6年度については、緊急防災・減災事業債の活用で上球磨消防組合との消防指令業務共同運用に伴うシステム整備、本部中央消防署移転事業に伴う造成実施設計、建築基本設計、車両の更新計画に基づく中央署高規格救急自動車整備の予算が計上されております。

以上、議案第1号から議案第6号については、いずれも慎重審査の結果、原案可決いたしました。

また、消防庁舎建設に関する特別委員会委員長から、消防組合議会議員研修における消防庁舎視察のとりまとめについて、及び消防本部中央消防署庁舎建設について、最新版のスケジュールの報告がありました。

以上、人吉下球磨消防組合議会の報告を終わります。

日程第44 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（宮原将志君） 次に、日程第44、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員長及び議会運営委員会委員長から、それぞれお手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について、閉会中の継続審査及び調査の申出がっております。各委員長の申出に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。各委員長の申出のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、申出のとおり決定いたします。

閉会中の継続審査・調査の申出があった事件

(令和6年3月第2回人吉市議会定例会)

○予算委員会

事件の番号	件名	理由
	一般会計予算の歳入に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○総務文教委員会

事件の番号	件名	理由
	公共交通のあり方に関する事	実情を調査する必要があるため
	中学校部活動の地域移行に関する事	実情を調査する必要があるため
	市政の企画に関する事	実情を調査する必要があるため
	行財政に関する事	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関する事	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関する事	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関する事	実情を調査する必要があるため
	災害復興に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○厚生委員会

事件の番号	件名	理由
	空き家対策に関する事	実情を調査する必要があるため
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関する事	実情を調査する必要があるため
	環境保全、衛生及び公害に関する事	実情を調査する必要があるため
	市民の健康及び福祉に関する事	実情を調査する必要があるため
	上・下水道に関する事	実情を調査する必要があるため

	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため
--	---------------	----------------

○経済建設委員会

事件の番号	件名	理由
	インフラ整備（道路等）の維持に関する事	実情を調査する必要があるため
	農林水産業の振興に関する事	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関する事	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関する事	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関する事	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○議会運営委員会

事件の番号	件名	理由
	議会運営に関する事	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関する事	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関する事	実情を調査する必要があるため
	議長の諮問に関する事	実情を調査する必要があるため

日程の追加について

○議長（宮原将志君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

議第42号副市長の選任につき同意を求めることについて及び議第43号固定資産評価員の選任につき同意を求めることについての2件を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、2件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 議第42号及び議第43号

○議長（宮原将志君） 執行部より提案理由の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆様、こんにちは。大変お疲れのところ恐縮に存じますが、ただいま追加提案いたしました人事案件につきまして御説明いたします。

議第42号副市長の選任につき同意を求めることについての案件は、迫田浩二氏の任期が本年3月31日で満了することに伴い、小林敏郎氏を選任することにつきまして、地方自治法第162条の規定により、議会の同意をお願いするものです。

議第43号固定資産評価員の選任につき同意を求めることについての案件は、このたび副市長に選任同意をお願いします小林敏郎氏を選任することにつきまして、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮原将志君） それでは、質疑を行います。ただいま説明がありました議第42号及び議第43号について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、これで質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議第42号及び議第43号の2件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、直ちに採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、議第42号について採決いたします。採決は起立採決といたします。

お諮りいたします。議第42号について、選任同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（宮原将志君） 起立全員。

よって、議第42号は、選任同意することに決しました。

次に、議第43号について採決いたします。採決は起立採決といたします。

お諮りいたします。議第43号について、選任同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（宮原将志君） 起立全員。

よって、議第43号は、選任同意することに決しました。

○議長（宮原将志君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

発言の申出

○議長（宮原将志君） ここで3月31日付をもって退任されます迫田副市長から挨拶の申出があつておりますので、これを許可します。

○副市長（迫田浩二君）（登壇） 皆さん、こんにちは。

大変お疲れのところと存じますが、議長にお許しをいただき、退任の挨拶の機会を与えていただき感謝を申し上げます。

まずもって、先ほどは次期副市長の選任につきまして、議員の皆様への選任の同意を得ましたこと、誠にありがとうございました。おかげをもちまして、安心して任期を終え、31日付にて退任することとなりました。

顧みますと、昭和59年4月に市に奉職し、職員として36年、副市長としての4年を含め40年間にわたり市政に携わらせていただきました。これもひとえに、歴代の4人の市長をはじめ、先輩、同僚、後輩職員、また市民の皆様方、さらに議員各位の大変温かい御指導、御鞭撻のたまものであると、改めまして、これまでの御厚情に対し深く感謝を申し上げます。

私は、令和2年4月に、議員の皆様へ選任同意いただき、副市長に就任いたしました。就任に当たりまして、住民福祉向上と市政発展のため、松岡市長をお支えし、職員としっかりとチームワークを築きながら誠心誠意努めてまいりる決意を申し上げます。就任と同時に新型コロナウイルス感染が拡大し始め、本市一丸となり感染症対策に全力で傾注していた中、その年の7月には甚大な豪雨災害が発生いたしました。この二重の困難の中で、市長を補佐し、その調整役として職員の先頭に立たなければならないという思いを心に刻み、困難を乗り越えることを最大の使命として邁進してまいりました。

この4年間、その職責を果たせたのかと考えますと、私の力不足もあり行き届かず、皆様に御迷惑をおかけしたかと思いますが、微力ながら市政発展のために貢献できたとするならば、この上ない喜びとするところでございます。改めまして、任期4年間を全うすることができましたのも、議員各位の御支援と御指導、そして市長や職員の皆様の変わらぬ御支援、

御協力によるものと心から厚くお礼申し上げます。

今後、少子高齢化、人口減少の進行に加え、混沌とした国際情勢、物価の高騰、そして頻発する大規模災害など、本市を取り巻く環境は大変厳しい状況ではございますが、このような中であっても本市が未来に希望を持ち、復興を加速させることで、これまでよりも活力とにぎわいがあり、安心して暮らし続けることのできるまちづくりが実現しますことを心から願っております。

結びに、人吉市の発展と皆様方の今後ますますの御活躍と御多幸を御祈念申し上げまして、退任の挨拶とさせていただきます。長い間、本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（宮原将志君） 以上をもちまして、令和6年3月第2回人吉市議会定例会を閉会いたします。

午後2時31分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長 宮原将志

人吉市議会議員 本村令斗

人吉市議会議員 田中哲